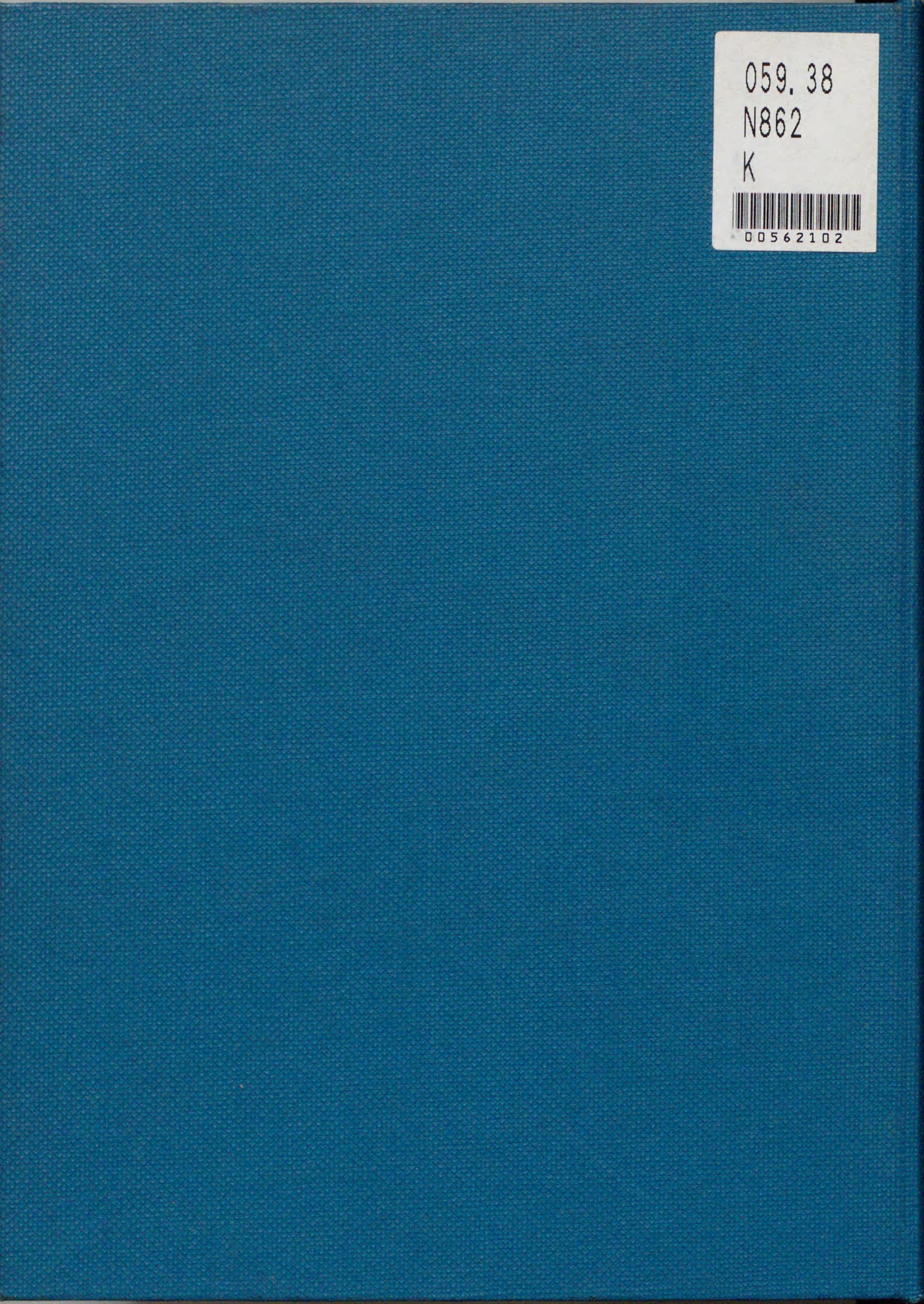


© Kodak, 2007 TM: Kodak


A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

Kodak Gray Scale

059.38
N862
K
00562102







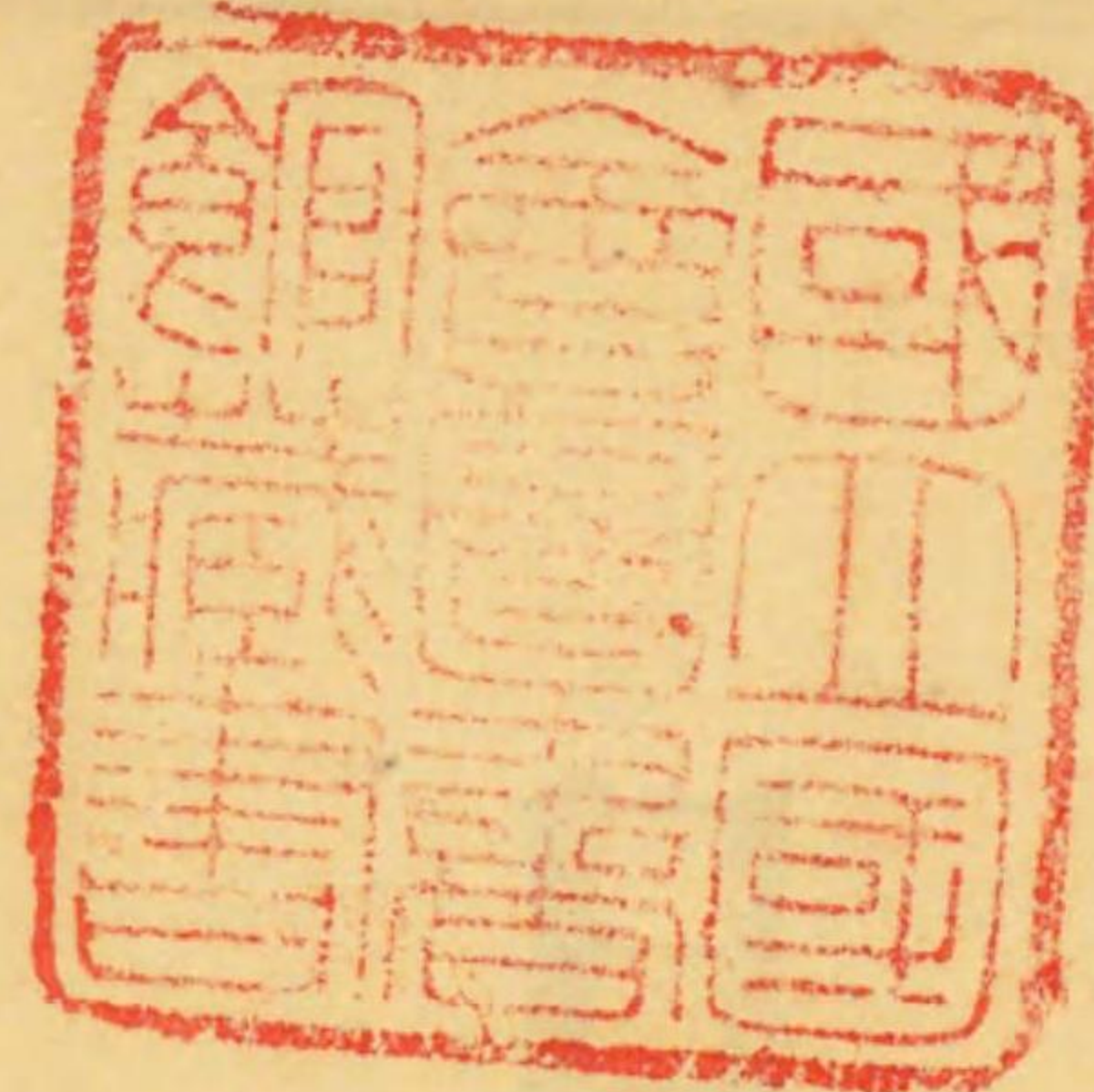
ITR-82

昭和十七年版（一九四二年）

日露年鑑

歐亞通信社

059.38
N 862
KII



562102

序 言

昨年六月開始された獨ソの死闘は舊臘八日のわが大東亞戰勃發によつて、世界戦争の一環として戦はれることとなつた。

もとより獨ソ戦はそれ自體としても國民社會主義國家と共產主義國家の相剋といふ世界史的意義を有するが、これを大東亞戰の觀點から見ると、その歸趨の影響するところは極めて重大であつてソ聯の動向には深甚なる注目が拂はねばならぬ。

戦ひはかくて、軍事、政經、外交、運輸などのあらゆる部門にわたつてソ聯を有機的且綜合的に把握究明することを要求するに至つてゐる。

大正十五年創刊以來銳意研鑽を積み來つたわが社の「日露年鑑」こそはこの目的を充たすに、最も恰好の資料と信ずる。

帝國は既に南は印度洋、濠洲、北はアリユーション列島に至妙の大作戦を展開し、北阿、南露の樞軸軍また本格的夏季攻勢に打つて出てんとする秋にあたり、本年鑑を江湖に送るを得たことを欣快に存ずる次第である。

昭和十七年七月

歐亞通信社調査部



日露年鑑
昭和十七年版

目次

第一部 獨ソ戰

次 目

一、獨ソ戰と大東亞戰	一
二、獨ソ戰の遠因近因	三
三、開戰直前の獨ソ關係	六
四、開戰前の内外情勢	九
五、獨ソ間の緊張	二二
六、獨ソ遂に開戰	四二
獨總統布告	四四
モロトフ外相布告	四三
獨外務省對ソ覺書	二二
スターリンの演說	四二
七、開戰と國際關係	六
八、獨ソ戰經過	三〇
九、獨ソ戰々況	三三
獨側發表	三三
ソ聯側發表	四〇
一〇、ソ聯の戰力	四三

第二部 ソ聯邦

ソ聯邦概觀

國領	境土	四三
北部國境	境土	四三
東部國境	境土	四三
南部國境	境土	四三
西部國境	境土	四三
地勢と有用礦物	境土	四三
ウラル山脈	境土	四三
南部山系	境土	四三
中部ロシア高地	境土	四三
北部起伏地	境土	四三
ヒビン地方	境土	四三
カザツク地帯	境土	四三
東シベリヤ高地	境土	四三

氣

カムチャツカ及び樺太	四三
中央アジア諸山脈	四三
ソ聯邦の氣候	四三
北極地帯	四三
ツンドラ地帯	四三
寒冷地帯	四三
溫地帯	四三
乾燥地帯	四三
亞熱地帯	四三
海洋及河川	四三
ソ聯邦の海岸と河川	四三
北極海方面の諸河川	四三
北極海	四三
太平洋の諸河川	四三
カスピ海の諸河川	四三
カスビ海	四三
アゾフ海及黒海の諸河川	四三
バルチック海の諸河川	四三
バルチック海	四三
アラル海方面	四三
重要民族	四三
ロシア人	四三
ウクライナ人	四三

白ロシア人……………七
 カザツク人……………七
 タタール人……………七
 ウズベツク人……………七
 アルメニヤ人……………七
 ユダヤ人……………七
 チュルク人……………七
 グルジャ人……………七
 ソ聯邦の言語……………七
 異民族のロシア文字使用……………七
 ソ聯邦行政區劃……………七
 ソ聯邦首都……………七
 ソ聯邦構成共和國……………七
 ソ聯邦構成各共和國別行政區劃表……………七
 第三回ソ聯邦國勢調査資料……………七
 ソ聯邦人口構成動態……………七
 構成各共和國別人口表……………七
 ロシア共和國各地方都市農村別人口表……………七
 主要都市人口表……………七
 年齢別人口……………七
 讀書能力……………七
 教育程度……………七
 民族別人口……………七

社會層別人口……………七
 ソ聯邦人口の階級別構成表……………七

ソ聯邦略史

世界大戰……………七
 戰時革命運動……………七
 二月革命……………七
 十月革命……………七
 ソヴェート國家建設……………七
 國民經濟の復興……………七
 第一次五ヶ年計畫……………七
 コルホーズの建設……………七
 第二次五ヶ年計畫……………七
 スターリン憲法……………七
 新選舉施行……………七
 最高會議召集……………七

國家組織

ソヴェート國家の特質……………七
 ソ聯邦の構成……………七

國家機關……………七
 聯邦最高權力機關……………七
 聯邦最高會議……………七
 同幹部會……………七
 共和國最高會議……………七
 行政機關……………七
 聯邦人民委員會……………七
 現聯邦人民委員會……………七
 聯邦人民委員會……………七
 共和國人民委員會……………七
 地方行政……………七
 自治共和國最高機關……………七
 地方政治機構……………七
 司法機關……………七
 聯邦最高裁判所……………七
 聯邦特別裁判所……………七
 その他の裁判所……………七
 聯邦檢事局……………七
 國家計畫委員會……………七
 國家計畫委員會機構……………七
 國民經濟中央統計局……………七
 經濟會議……………七
 國家機關の改廢及新設……………七
 人民委員部大增設……………七

纖維工業人民委員部新設……………九
 食料工業人民委員部分割……………九
 重工業人民委員部分割……………九
 國防工業人民委員部分割……………九
 機械製作人民委員部分割……………九
 建設人民委員部新設……………九
 燃料工業人民委員部分割……………九
 發電所及電氣工業人民委員部分割……………九
 國家統制人民委員部新設……………九
 内務人民委員部分割……………九
 ゴム工業人民委員部新設……………九
 工作機械人民委員部新設……………九
 國防衛委員會創設……………九
 選舉制度……………九
 在住外人勞働者と選舉權……………九
 ソ聯邦最高會議總選舉……………九
 極東地方代議員決定……………九
 第一回聯邦最高會議……………九
 第一會期……………九
 第二會期……………九
 第三會期……………九
 臨時第四會期……………九
 臨時第五會期……………九
 第六會期……………九

對外政策に關するモロトフの報告

決議……………九
 カレリヤ自治共和國の聯邦構成……………九
 一九四〇年度國家豫算……………九
 國民所得税法その他の制定……………九
 幹部會令の確認……………九
 第一回第七會期……………九
 モロトフの外交政策報告……………九
 モルダヴィア共和國の新設……………九
 リスアニアの編入……………九
 ラトヴィアの編入……………九
 エストニアの編入……………九
 幹部會令の確認……………九
 第一回第八會期……………九
 一九四一年度國家豫算……………九
 一九四〇年度豫算決濟……………九
 一九三九年末人事異動……………九
 一九四〇年人事異動……………九
 一月……………九
 二月……………九
 三月……………九
 四月……………九
 五月……………九
 六月……………九

法制

概観……………九
 憲法……………九
 スターリン憲法……………九
 憲法改正問題……………九
 憲法準備委員會……………九
 新憲法草案發表……………九
 新憲法の特長……………九

ソヴェート大會と中央執行委員會……………二六
 新憲法(全文)……………二九
 舊憲法(全文)……………二四
 最高會議選舉規則……………二五
 最高會議總選舉の結果……………二五
 裁判所構成法……………二六
 國際條約の批准、廢棄に關する法律……………二六
 國籍法……………二六
 司法人民委員部官制……………二六
 兵役法……………二七
 辯護士會規則……………二七
 民法……………二七
 ロシア共和國民法……………二七
 婚姻法……………二七
 親族法……………二七
 刑法……………二八
 刑法改正案……………二八
 新刑法における秩序紊亂……………二八
 人民裁判官の民族別……………二九
 財政法、勞働法……………二九
 戰時法令……………二九
 獨ソ開始以後の戰時法令……………二九

全聯邦共產黨

共產黨の組織構成……………二五
 黨中央組織……………二六
 黨大會……………二六
 黨中央委員會……………二六
 黨統制委員會……………二六
 黨中央檢査委員會……………二六
 黨中央機關紙……………二六
 全聯邦共產黨規約……………二九
 同 舊規約……………二九
 第十八回黨大會召集……………二七
 大會年史……………二八
 新撰共產黨史批判……………二九
 全聯邦共產黨所屬機關……………三三
 レニン共青同盟……………三三
 その諸任務……………三三
 現勢……………三三
 基本組織數……………三三
 中央委員會職員……………三四
 各地組織の肅清……………三四
 その腐敗……………三五

共產主義幼年運動……………三五
 第十八回黨大會……………三六
 黨規約の改正……………三六
 第三次五ヶ年計畫案採擇……………三六
 中央委員選出……………三六
 スターリン演説内容……………三六
 モロトフ演説要旨……………三六
 第十八回大會の意義……………三六
 全聯邦共產黨新任幹部……………三九
 中央委員會……………三九
 同 候補……………三九
 政治局……………三九
 書記局……………三九
 組織局……………三九
 中央監察委員會……………三九
 各共和國、地方、州黨支部……………三九
 モスクワ市、州黨幹部改選……………三九
 レニングラード州及市黨委員會首腦……………三九
 各地方及州黨首腦部……………三九
 各共和國黨首腦部……………三九
 ウクライナ黨幹部……………三九
 白露共產黨幹部……………三九
 カレロ・フィン共和國共產黨……………三九

第十八回聯邦黨會議……………三六
 全聯邦黨會議開催年史……………三九
 コミンテルン
 はしがき……………四〇
 コミンテルンの組織……………四〇
 沿革……………四一
 コミンテルンの發生……………四一
 コミンテルン大會開催年史……………四二
 第七回世界大會……………四三
 戰術轉換……………四四
 人民戰線戰術……………四四
 今次歐洲大戰とコミンテルン……………四四
 獨ソ開戦とコミンテルン……………四四
 大東亞戰爭とコミンテルン……………四四
 各國共產黨の跳梁……………四七
 支那共產黨……………四七
 米國共產黨……………四八
 英國共產黨……………四九
 佛蘭西共產黨……………四九
 獨逸共產黨……………五〇
 米洲共產黨……………五〇

コミンテルン

インド共產黨……………二五
 インドネシア共產黨……………二五
 スペイン共產黨……………二五
 コミンテルンの現狀……………二五
 第四インターナショナル……………二五
 防共……………二五
 我國における防共……………二五
 獨逸における防共……………二五
 國際防共……………二五

外交

概観……………二五
 ソ聯邦對外關係……………二五
 一九四〇年……………二五
 十月……………二五
 十一月……………二五
 十二月……………二五
 一九四一年……………二五
 一月……………二五
 二月……………二五
 三月……………二五
 四月……………二五

一九四四年上半年概観……………二五
 ソ聯邦外交年誌……………二五
 一九一八年……………二五
 一九一九年……………二五
 一九二〇年……………二五
 一九二一年……………二五
 一九二二年……………二五
 一九二三年……………二五
 一九二四年……………二五
 一九二五年……………二五
 一九二六年……………二五
 一九二七年……………二五
 一九二八年……………二五
 一九二九年……………二五
 一九三〇年……………二五
 一九三一年……………二五

一九三二年 二九六
 一九三三年 二九八
 一九三四年 二九九
 一九三五年 三〇〇
 一九三六年 三〇一
 一九三七年 三〇二
 一九三八年 三〇三
 一九三九年 三〇四
 一九四〇年 三〇五
 一九四一年 三〇六

駐ソ聯邦各國代表 三〇六
 ソ聯駐外外交代表 三〇七
 ソ聯邦と各國間條約及協定一覽 三〇七

赤軍

赤軍の特質 三二二
 赤軍の歴史 三二三
 一九一八―二三年時代 三二三
 一九二四―二八年時代 三二五
 第一次五ヶ年計畫時代 三二五
 第二、第三次五ヶ年計畫時代 三二六
 現赤軍の組織と裝備 三二七

海軍

赤色海軍の沿革 三三一
 十月革命とロシア海軍 三三一
 勞農赤色海軍の創建 三三二
 赤色海軍の復興と發展 三三三
 海軍人民委員部新設 三三三
 現赤色海軍の組織と裝備 三三四
 海軍の指導諸機關 三三四
 海軍の組織と陣容 三三五
 東亞ソ聯の海軍 三三九
 政治教育と戰鬥教育 三四〇
 人的構成と幹部養成 三四一

赤軍の人的構成と軍人の義務 三三二
 赤軍の補充と服役 三三三
 赤軍内の黨、政治機關と政治活動 三三五
 勞農赤軍改組に關する最高會議幹部命令 三三七
 赤軍の戰鬥教育 三三九

空軍

赤色空軍の現有勢力 三四三
 赤色空軍の編成 三四四
 軍用機の種類と性能 三四五
 戰鬥機 三四五
 偵察機 三四六
 爆撃機 三四六
 空軍用飛行機要目 三四七
 赤軍の空中戰術論 三四八
 デサント部隊 三四九
 氣球隊その他 三四九
 オソアヴィアヒム 三四九
 航空化學隊 三五一
 ベリヤコフ航空少將の論文 三五一

航空事業

非軍事航空 三五一
 發達の過程 三五一

中央航空力學研究所 三五三
 航空工業 三五三
 航空輸送 三五四
 ソ聯製飛行機 三五六
 飛行船 三五六
 氣球 三五九
 グライダー 三五九
 パラシューター 三六〇
 特殊飛行機 三六二
 ソヴェート・クリツパー 三六五
 ソ聯機による著名な飛行 三六五

財政金融

ソ聯邦財政概観 三六六
 ソ聯邦財政の特質 三六六
 ソ聯邦財政の沿革 三六七
 單一財政計畫 三六七
 財務人民委員部官制 三六八
 豫算制度 三六九
 豫算の構成 三六九
 豫算の編成 三六九
 豫算の審査 三七〇

豫算の實行 三七一
 豫算決算 三七一
 新會計法案 三七一
 ソ聯綜合豫算の増大 三七一
 一九三八年度豫算遂行實績確認 三七二
 一九三九年度國家豫算遂行實績 三七三
 一九四〇年度國家豫算案 三七三
 構成共和國豫算 三七四
 ロシア共和國決定豫算 三七四

現稅制度 三七五
 取引稅 三七六
 收益稅 三七七
 印紙稅 三七八
 國民の租稅及公課 三七八
 新農業稅法 三七八
 農業稅法 三七八
 國民所得稅法 三六四
 歲出 三六五
 國民經濟費 三六五
 ソ聯邦國防費の激増 三六五
 文化施設費 三六五
 公債 三六六
 ソ聯邦における公債 三六六
 第一次五ヶ年計畫における公債 三六七

第二次五ヶ年計畫國債 三六八
 富饒公債の發行 三六九
 國防公債發行 三六九
 整理公債發行 三九〇
 一九三八年度割増金付公債 三九〇
 第三次五ヶ年計畫第一年度公債 三九〇
 第三次五ヶ年計畫第二年度公債 三九〇

金融

金融制度 三九一
 ソ聯邦國立銀行 三九一
 國立銀行正貨準備高 三九二
 銀行及貯金利子引下問題 三九三
 通貨 三九四
 貨幣 三九四
 通貨流通額 三九五
 新紙幣の發行 三九五
 貯金 三九六
 國民貯蓄と公債拂込 三九七
 一九三九年度國民貯蓄實績 三九七
 爲替規定と相場 三九七
 ソ聯邦國際貸借表 三九八
 國立銀行業績 四〇〇
 一九三九年度國立銀行實績 四〇〇
 ソ聯邦留價對外換算率 四〇一

第三次五ヶ年計畫第三年度公債……………四〇一
 國民貯金額及公實應募額……………四〇二
 ソ聯邦の公債……………四〇三

資 源

ソ聯邦資源概観……………四〇四
 資源分布状態……………四〇四
 鑛物資源……………四〇五
 河川湖沼資源……………四〇五
 資源の世界的位置……………四〇六
 森林、表土……………四〇六
 燃料資源……………四〇七
 金屬資源……………四〇七
 化學原鑛……………四〇八
 建築材料……………四〇九
 最近の狀態……………四〇九
 軍需物資の自給……………四〇九
 一九四〇年度資源調査隊……………四〇九
 カラ、クム沙漠開發……………四一〇
 硬質油層新掘進法考案……………四一一
 第二のバクー地質學者會議……………四一二
 泥炭資源……………四一二

工 業

鑛澤から燃料製造……………四一三
 バイカル湖沿岸のマンガン基地……………四一三
 燐灰石産出の現状……………四一三
 カザフスタンの燐灰石鑛床……………四一四
 カザフ共和国の資源……………四一五
 北極探險隊の事業……………四一五
 一九三九年度産金高……………四一六
 カムサツカの金鑛……………四一六
 ウラルのダイヤモンド……………四一七

ソ聯邦工業概観……………四一九
 水 力……………四二一
 石 炭……………四二三
 石 油……………四二四
 泥 炭……………四二六
 油 頁 岩……………四二六
 黑色冶金……………四二七
 有色冶金……………四二七
 機械製作……………四二八
 化學工業……………四二九
 纖維工業……………四三〇

農 業

食料品工業……………四三三
 最近の工業狀態……………四三三
 一九三九年度成績……………四三三
 モスクワ州の工業生産……………四三四
 ソ聯石炭の節約狀態……………四三四
 クズバスとマグニトゴルスク連絡……………四三五
 ドンバス成績不良……………四三五
 西部白ロシアに泥炭工場……………四三五
 ソ聯石油と對外戰……………四三六
 稀金屬自給問題……………四三八
 一九四〇年度重機械製作の展望……………四四一
 自動車工業の課題……………四四三
 再生ゴム工業……………四四六
 化學工業第三次五ヶ年計畫……………四四九
 北極大炭業成績……………四五〇
 北極大石油業成績……………四五〇

ソ聯邦農業の躍進……………四五三
 農業經營……………四五三
 コルホーズ化進展……………四五三
 機械トラクター配給所……………四五四

農業生産の發展……………四五五
 穀 物……………四五六
 棉 花……………四五六
 ソヴェート農業批判……………四五九
 最近の農業事情……………四六二
 國營農場の現状……………四六二
 農業物調達法の改正……………四六三
 共營農場指導の缺陷……………四六六
 合理的輪作問題……………四六六
 東部地方農業……………四六七
 農業戰時體制……………四六七
 機械トラクター配給所の現状……………四六八
 農業保健施設……………四六九
 全國家畜調査……………四七〇
 茶業に關する新法令……………四七一
 極東の大食糧基地建設計畫……………四七四
 農業機械化の第三次五ヶ年計畫……………四七六

計 畫 經 濟

國家計畫委員會……………四七九
 國家計畫委員會機構……………四七九
 聯邦中央國民經濟統計局……………四八二
 中央國民經濟統計局規定……………四八二
 中央國民經濟統計局機構……………四八三
 其他の計畫經濟關係機關……………四八四
 勞働國防會議……………四八四
 經濟會議……………四八四
 第一次五ヶ年計畫……………四八五
 概 説……………四八五
 第一次五ヶ年計畫の工業實績……………四八五
 工業化政策……………四八六
 機械工業……………四八七
 石 油……………四八七
 石 炭……………四八七
 製 鐵……………四八七
 電 氣……………四八八
 其他の諸工業……………四八九
 勞働生産性と生産費……………四九〇
 農業五ヶ年計畫……………四九〇
 鐵 道 運 輸……………四九二
 水 運……………四九二
 第一次五ヶ年計畫スローガン……………四九二
 第二次五ヶ年計畫……………四九三

第二次五ヶ年計畫の課題……………四九三
 技術的改造の完成と國民經濟の昂揚……………四九四
 工業の昂揚と改造……………四九五
 農 業……………四九六
 運 輸……………四九八
 技術的改造の完成と把握……………四九九
 建設計畫と生産力の新分配……………五〇〇
 工業諸部門の新開設……………五〇一
 第二次五ヶ年計畫の成果……………五〇二
 スタハーノフ運動……………五〇三
 オルゴヨニキーゼ氏の演說要旨……………五〇四

ソ聯邦國民經濟發展第三次五ヶ年計畫（一九三八年—一九四二年）に關する決議……………五〇六
 一、第二次五ヶ年計畫實績と第三次五ヶ年計畫の基本的課題……………五〇六
 二、第三次五ヶ年計畫に依る生産増加計畫……………五一一
 三、第三次五ヶ年計畫に於ける新規建設並に其の配置計畫……………五一九
 四、第三次五ヶ年計畫に依る勤勞者の物質的、文化的水準の今後の昂揚計畫……………五二六

第三次五ヶ年計畫實績

經濟地理

第一、工業地理... 一、生産配置の變化... 二、動力の配置... 石炭... 石油... 泥炭... 頁岩... 水力資源... 三、黑色冶金業... 主要製鐵地區... 四、有色冶金業... 五、機械製作業... 六、化學工業... 七、木材加工業... 八、纖維工業... 九、食品工業... 第二、農業地理... 一、農業配置... 二、粒穀物栽培

三、工業用農作物

纖維農作物... 亞麻... 纖維用新興作物... 植物性油農作物... 砂糖... 甜菜... 馬鈴薯... 四、畜産... 五、漁業... 第三、運輸地理... 一、鐵道運輸... 二、河川運輸... 三、海上運輸... 四、自動車運輸... 五、航空運輸... ロシヤ共和國

ソ聯東亞

行政區劃... 位置... 面積... 地勢... 河川... 積川

商業

一九三九年度實績... 哈府地方漁業工場... 東亞トロール漁業... 漁族及海獸... 森林業... 木材採取業... 木材加工業... 林業管理機構... 鐵道... 管理機構... 鐵道網... 線路... 從業員... 水運... 河川運輸... 海運... 道路・自動車運輸... 航空... 社會・文化... 教育施設... 文化施設

商業の趨勢

ソ聯邦商業の特質... ソ聯邦の國營商業... 協同組合經營の商業... 個人賣店及販賣... 第三次五ヶ年計畫と商業... 一九三七年實績と一九三八年度課題... 一九三八年の商業取引... 小賣取引額... 商業人民委員部改組... 消費組合商業改善... 農村の店舖増設... 一九三九年度の商業課題... 第一・四半期の計畫... 第二・四半期の小賣計畫狀況... 第三・四半期小賣販賣計畫... 小賣商店從業員の新賃金規程

外國貿易

ソ聯邦の對外貿易... 外國貿易の特質... ソ聯邦貿易の意義... 外國貿易人民委員部... 貿易人民委員部首腦部... 委員部の内外代表機關... 通商代表者... ソ聯邦輸出入機關... ソ聯邦の在外通商機關... 對外通商協定... 關稅... 新關稅率... 歐洲戰とソ聯邦の對外貿易順位... ソ聯邦の對外貿易輸送經路各稅關管區別統計... 二十年間の對外貿易... 對英貿易の近況... 對英貿易(表)... 對米貿易の近況... 對米貿易(表)... 對獨貿易の近況... 對獨貿易(表)... 對佛貿易の近況... 對佛貿易(表)... 對佛貿易(表)... 一九三七年外國貿易實績

第三次五ヶ年計畫實績... 經濟地理... 第一、工業地理... 一、生産配置の變化... 二、動力の配置... 石炭... 石油... 泥炭... 頁岩... 水力資源... 三、黑色冶金業... 主要製鐵地區... 四、有色冶金業... 五、機械製作業... 六、化學工業... 七、木材加工業... 八、纖維工業... 九、食品工業... 第二、農業地理... 一、農業配置... 二、粒穀物栽培... 三、工業用農作物... 纖維農作物... 亞麻... 纖維用新興作物... 植物性油農作物... 砂糖... 甜菜... 馬鈴薯... 四、畜産... 五、漁業... 第三、運輸地理... 一、鐵道運輸... 二、河川運輸... 三、海上運輸... 四、自動車運輸... 五、航空運輸... ロシヤ共和國... ソ聯東亞... 行政區劃... 位置... 面積... 地勢... 河川... 積川... 商業... 商業の趨勢... ソ聯邦商業の特質... ソ聯邦の國營商業... 協同組合經營の商業... 個人賣店及販賣... 第三次五ヶ年計畫と商業... 一九三七年實績と一九三八年度課題... 一九三八年の商業取引... 小賣取引額... 商業人民委員部改組... 消費組合商業改善... 農村の店舖増設... 一九三九年度の商業課題... 第一・四半期の計畫... 第二・四半期の小賣計畫狀況... 第三・四半期小賣販賣計畫... 小賣商店從業員の新賃金規程... 外國貿易... ソ聯邦の對外貿易... 外國貿易の特質... ソ聯邦貿易の意義... 外國貿易人民委員部... 貿易人民委員部首腦部... 委員部の内外代表機關... 通商代表者... ソ聯邦輸出入機關... ソ聯邦の在外通商機關... 對外通商協定... 關稅... 新關稅率... 歐洲戰とソ聯邦の對外貿易順位... ソ聯邦の對外貿易輸送經路各稅關管區別統計... 二十年間の對外貿易... 對英貿易の近況... 對英貿易(表)... 對米貿易の近況... 對米貿易(表)... 對獨貿易の近況... 對獨貿易(表)... 對佛貿易の近況... 對佛貿易(表)... 對佛貿易(表)... 一九三七年外國貿易實績

一九三八年貿易實績……………六〇〇
 外國貿易第三次五ヶ年計畫案……………六〇〇
 原産地證明發給手續變更……………六〇二
 ソ聯邦の對英米貿易……………六〇二
 一九三九年度貿易實績……………六〇二
 ソ聯邦の米國產揮發油輸入……………六〇三
 米國の對ソ輸出物資……………六〇三
 一九三九年上半年の伊ソ貿易……………六〇三
 カナダ及モロッコの對ソ貿易……………六〇三
 一九三九年度のソ土貿易……………六〇三
 歐洲動亂のソ聯邦貿易に及ぼす影響……………六〇四
 獨ソ新通商協定……………六〇四
 近年の輸出入統計……………六〇五
 最近三年間貿易額……………六〇五
 相手國別貿易額……………六〇五
 輸出入額の大綱……………六〇六
 部門別輸出額の大綱……………六〇六
 最近三年間商品類別輸出入額……………六〇七
 商品類別貿易額……………六〇七
 一九三八年ソ聯邦貿易……………六〇七
 一九三九年ソ聯邦貿易……………六〇七
 ソ米貿易……………六〇七
 ソ伊貿易……………六〇七

運輸

ソ獨貿易……………六〇四
 黑海經由石油輸出減少……………六〇五
 一九四〇年ソ聯邦對外貿易……………六〇五
 一、ソ勃經濟協定……………六〇五
 二、ソ阿間新通商協定……………六〇六
 三、ソ伊蘭新通商協定……………六〇六
 四、ソ英通商關係……………六〇六
 鐵道運輸……………六〇六
 概観……………六〇六
 ソ聯鐵道の地勢的特長……………六〇六
 主要幹線……………六〇六
 ドンパス地方……………六〇六
 ウラル地方……………六〇六
 東部シベリヤ及極東地方……………六〇七
 中央アジア地方……………六〇七
 貨物輸送……………六〇七
 旅客輸送……………六〇七
 機關車・車輛……………六〇七
 新線建設……………六〇七
 自動車……………六〇七

郵便通信

水運……………六〇三
 概観……………六〇三
 河川運輸……………六〇四
 河川主要水路……………六〇六
 河上運輸……………六〇六
 概観……………六〇六
 海上船舶と海港……………六〇九
 北氷洋航路……………六〇九
 航空運輸……………六〇九
 郵便通信……………六〇七
 ソ聯邦通信事業概要……………六〇七
 建設……………六〇八
 ソ聯邦の郵便料金……………六〇八
 モスクワ吟府間無線電話……………六〇八
 モスクワ紐育間國際電話……………六〇八
 電送寫眞……………六〇八
 モスクワ吟府間電信電話幹線……………六〇九
 一九四〇年度新電信電話幹線……………六〇九
 レニングラード・哈府間電信電話線……………六〇九

労働

ソ聯邦労働一般……………六〇二
 労働法の沿革……………六〇二
 労働法概要……………六〇二
 社會保險……………六〇六
 ソ聯邦の社會保險……………六〇六
 保險料……………六〇七
 労働組合……………六〇七
 全ソ労働組合中央會議……………六〇八
 保健施設……………六〇九
 労働者保健療養施設……………六〇九
 労働法改正案……………六〇九
 労働徽章制定……………六〇九
 労働規律振肅法令内容……………六〇九
 労働振肅令全文……………六一〇
 振肅手帖制度……………六一〇
 振肅令修正緩和……………六一〇
 労働規律違反に對する聯邦檢事命令……………六一〇
 労働規律振肅に關する各人民委員部布告……………六一〇

學術・教育

勞働組合中央評議會第八回總會……………六〇五
 スタハーノフ運動の新段階……………六〇六
 労働組合大會……………六〇七
 スタハーノフ運動の新形態……………六〇七
 勞働力不足と諸對策……………六〇八
 婦人労働問題……………六〇九
 労働時間延長と一週七日制還元……………六〇九
 労働時間延長と工場決議……………六〇九
 八時間労働制及一週七日制採用其他に關する幹部會令……………六〇九
 生産基準引上及評價引下に關する人民委員會議決定……………六〇九
 學術・教育……………六〇三
 學術研究の目的と學者の任務……………六〇三
 學術研究機關……………六〇四
 ソ聯邦學士院……………六〇六
 マルクス・エンゲルス・レーニン研究所……………六〇八
 全聯邦レーニン農業學士院……………六〇八
 國際農業研究所……………六〇九

學術界彙報

ゴリキー記念世界文學研究所……………七〇六
 ジューコフスキイ記念中央航空力學研究所……………七〇六
 學術界彙報……………七〇六
 スターリン、學士院名譽會員に推薦さる……………七〇七
 スターリン獎學金……………七〇七
 癌腫新研究發表……………七〇七
 學士院正會員及通信會員增員選舉……………七〇七
 教育……………七〇七
 赤色教育の目的と其發展……………七〇七
 戰時共產主義時代……………七〇七
 新經濟政策時代……………七〇七
 第一次五ヶ年計畫時代……………七〇七
 第二次五ヶ年計畫時代……………七〇七
 普通義務教育……………七〇七
 職業教育……………七〇七
 職業教育機關概要……………七〇七
 民族共和國に對する職業教育の獎勵……………七〇七
 政治教育……………七〇九
 文盲撲滅運動の不振……………七〇九
 教師の不足……………七〇九
 彙報……………七〇九

民族共和國ロシア語強制教授……………七三三
 タタール語露字化……………七三三
 初、中等校教師資格規定……………七三三
 占領地の高等學校改組……………七三三
 赤軍技術大學百二十年祭……………七三三
 高等學校一九四〇年度卒業生……………七三三
 カリーニン州不就學兒童一萬人……………七三三
 モスクワ機械製作夜學院の業績……………七三三
 白露占領地の國民教育方針……………七三三
 ソ聯邦最初の歴史國書館……………七三三
 ソ聯邦最初の女法學博士……………七三三
 二十五歳の博言學者……………七三三
 高等醫學校一九四〇年度卒業生……………七三三
 北方民族起源研究……………七三三
 民族共和國における露語教育……………七三三

出版

出版物と統制……………七三三
 革命後の發展……………七三三
 新聞……………七三三
 記者養成と記事蒐集網……………七三三
 主要新聞……………七三三
 タス通信社……………七三三

文學藝術其他

タス通信社員に大量叙勳……………七三三
 圖書雜誌……………七三三
 報……………七三三
 全ソ法典編纂……………七三三
 ソヴェート新百科辭典と露語正字……………七三三
 法大辭典……………七三三
 ソ聯邦の軍事專門雜誌……………七三三
 ソヴェート大百科辭典一九四〇年
 中に編纂終了……………七三三
 露西亞文學史近く發刊……………七三三

文學……………七三三
 現狀……………七三三
 ゴリキーのロシア文學史……………七三三
 スターリン文學賞制定……………七三三
 レールモンツフ百年祭……………七三三
 ア・トルストイ文學の都會化に抗
 議……………七三三
 演劇……………七三三
 音樂……………七三三
 革命と音樂……………七三三

美術

音樂政策と音樂機關……………七三三
 ソ聯邦美術の展望……………七三三
 映畫……………七三三
 映畫の目的……………七三三
 映畫統制機關……………七三三
 主要映畫製作所……………七三三
 映畫網と觀客數……………七三三
 トーキー藝術映畫……………七三三
 主要最近製作映畫……………七三三
 映畫館及映畫施設……………七三三

ラヂオ……………七三三
 ソ聯邦のラヂオ組織……………七三三
 聽取者と聽取料……………七三三
 放送局網……………七三三
 ソ聯邦ラヂオ放送局一覽表……………七三三
 テレビジョン……………七三三
 放送プログラム……………七三三
 モスクワ藝術座……………七三三
 スターリン賞受賞者發表……………七三三
 ソ聯邦造型美術界新計畫……………七三三
 ロマノフソフ百七十五周年記念……………七三三
 チャイコフスキー生誕百周年……………七三三
 トルストイ博物館復興……………七三三

概説……………七三三
 總說……………七三三
 位置・面積……………七三三
 地勢……………七三三
 植物氣候帶……………七三三
 人口・住民・都市……………七三三
 運輸・交通……………七三三
 産業・經濟……………七三三
 牧畜……………七三三
 農業……………七三三
 狩獵・水産……………七三三
 森林……………七三三
 工業……………七三三
 鑛業……………七三三
 商業・貿易……………七三三
 歴史概観……………七三三
 蒙古革命以前……………七三三
 人民共和國の成立……………七三三
 政治機構……………七三三

蒙古人民共和國

戰爭文學一色の文藝誌……………七三三

トウワ人民共和國

憲法……………七三三
 大フラルダン……………七三三
 小フラルダン……………七三三
 選舉權……………七三三
 内閣官制……………七三三
 地方自治組織……………七三三
 人民革命黨と革命青年同盟……………七三三
 財政・幣制・銀行……………七三三
 文化・社會……………七三三
 兵制……………七三三
 日滿ソ蒙關係……………七三三
 最近の外蒙狀況……………七三三

地勢……………七三三
 人口・首都……………七三三
 行政地區……………七三三
 資源・經濟……………七三三
 交通……………七三三
 歷史……………七三三
 政治……………七三三

新疆

概説……………七三三
 總說……………七三三
 地勢……………七三三
 面積・人口……………七三三
 住民・都市……………七三三
 氣候……………七三三
 産業經濟……………七三三
 農業……………七三三
 牧畜……………七三三
 鑛業……………七三三
 工業……………七三三
 貿易……………七三三
 交通……………七三三
 教育・文化……………七三三
 新疆を繞る日ソ支關係……………七三三
 大東亞戰爭と新疆……………七三三

ソ聯重要人物略歴……………七三三

第三部 日滿ソ支關係

日ソ外交

概観……………八四
 昭和十六年度日ソ外交……………八六
 第七回ソ聯最高會議……………八六
 モロトフの對日演說……………八七
 わが大使館招宴……………八七
 第六次漁業暫定協定成立……………八八
 漁業暫定協定交渉經過……………八八
 第六次漁業暫定協定内容……………八九
 松岡外相外交方針演說……………九〇
 松尾造船所對ソ紛争解決……………九〇
 インデギルカ號處分契約……………九〇
 豫算總會における松岡外相答辯……………九一
 日ソ通商交渉愈々開始……………九一
 松岡外相の訪歐出發……………九二
 松岡スターリン第一回會議……………九二
 モスクワに於ける松岡外相……………九三

日ソ中立條約成立……………八五
 日ソ中立條約とアラウダ紙論調……………八六
 日ソ中立條約の發效……………八七
 チモシエンコ元帥條約禮讚……………八八
 近衛首相獨伊ソ三國大使招待……………八八
 日ソ中立批准書交換……………八九
 日ソ通商協定成立……………八九
 協定假調印……………九〇
 ロゾフスキー日ソ關係不變強調……………九〇
 建川大使ソ伊外交官交換盡力……………九〇
 獨ソ開戦に駐日外交官家族引揚……………九一
 ロゾフスキー次長重ねて日ソ關係言明……………九一
 上海ソ聯總事館復活……………九二
 米の援ソ浦鹽廻航に抗議……………九二
 ソ聯側浮流機雷……………九三
 流失ソ聯機雷に關する外務當局談……………九三
 わが駐ソ大使館モスクワ撤退……………九三
 オットセイ條約失效……………九四
 氣比丸遭難事件……………九五
 同事件につき嶋田海相説明……………九五
 防共協定更に五ヶ年延長……………九六
 議定書……………九七

主要日ソ間條約契
約及協定

東郷外相日ソ關係不變表明……………八五
 ソ聯紙論調變化……………八六
 豫算總會での東郷外相説明……………八六
 在ソ利權につき西次官説明……………八七
 帝國駐ソ大使更迭……………八八
 ソ聯各紙も歓迎……………八八
 第七次漁業暫定取極成立……………八九
 駐ソ帝國公館一覽表……………八九
 駐日ソ聯公館……………九〇

日ソ基本條約……………九四
 日本國及ソヴェート社會主義共和
 國聯邦間の關係を律する基本的
 法則に關する條約……………九五
 議定書(甲)……………九五
 議定書(乙)……………九六
 日露媾和條約……………九六
 日ソ漁業條約……………九七
 議定書(甲)……………九七
 議定書(乙)……………九八
 議定書(丙)……………九八

最終議定書……………八六
 交換公文……………八七
 北樺太石油利權契約……………八八
 北樺太炭礦利權……………八九
 北樺太鑛業會社の契約内容……………八九
 昭和十五年度日ソ兩國漁區比較表……………九〇
 日ソ漁區比較表……………九一
 露領漁業統計……………九二
 露領に於ける邦人漁業實勢……………九三
 昭和十四年度北洋漁業漁獲高……………九四
 昭和十四年度北洋鮭鱈罐詰生産高……………九五
 昭和十四年度北洋漁業輸出高……………九六
 日ソ漁業條約……………九七
 條約の起源と改訂までの經過……………九八
 廣田・カラハン協定……………九九
 條約改訂交渉……………九九
 改訂の三大要綱……………一〇〇
 交渉の結果……………一〇〇
 暫定協定の成立……………一〇一
 日獨防共協定締結と第二次暫定協
 定……………一〇二
 暫定取極締結に關する外務當局の
 發表……………一〇三
 日ソ漁業條約第三次暫定協定……………一〇三

北洋漁業

昭和十三年度施行露領漁區競賣
 入札……………九四
 漁業條約調印拒否と第四次暫定
 協定交渉……………九五
 第四次暫定協定年内妥結絶望……………九六
 四十漁區接收問題……………九六

北洋漁業……………九八
 北洋漁業の意義……………九九
 露領漁業(日本側經營)……………九九
 公海漁業(日本側經營)……………一〇〇
 北千島漁業……………一〇一
 昭和十五年度北千島定置漁業……………一〇二
 北千島漁業統制……………一〇三
 北千島定置漁業統制問題……………一〇四
 北洋に活躍する本邦監視船……………一〇四
 昭和十四年度北洋漁業一覽表……………一〇五
 邦人漁場に對するソ聯邦の壓迫……………一〇六
 昭和十五年度の壓迫狀況……………一〇七
 昭和三年以降反則罰金一覽表……………一〇八
 ソ聯邦漁業……………一〇九

東亞漁業

東亞漁業の近況……………九〇
 一九四〇年度課題……………九〇
 ソ聯邦監視船隊……………九〇
 ソ聯邦監視船武器使用規定……………九一
 日ソ漁區數比較……………九二
 安定漁區否認問題……………九三
 昭和十四年度漁區競賣日本側二五
 四區落札……………九三
 漁業條約效力延長……………九三
 外務省議定書を發表……………九三
 漁區取得の内容……………九三
 露水組合聲明書發表……………九三
 日ソ漁業條約第五次暫定協定成立……………九三
 日ソ漁業協定について外務省發表……………九四
 議定書……………九四
 第五次暫定取極に關する留換算率
 諒解要項……………九五

昭和十五年度漁區競賣邦人側三漁區喪失……………九三五

奪取漁區の返還交渉……………九三五

昭和十五年度日ノ營業漁區比較表……………九三六

一、鮭鱒漁區……………九三六

二、蟹漁區……………九三七

第七十五議會に於ける北洋漁業問題……………九三六

北洋漁業統制問題……………九三六

北洋水産物の對英輸出問題……………九四〇

昭和十六年度狀況……………九四二

昭和十六年度の追加支拂……………九四三

北洋漁業配船……………九四三

クラブ蟹調査會の設立……………九四三

露領漁區の入札經過……………九四三

漁場への渡航解禁好轉……………九四四

北千島鮭鱒集計……………九四四

昭和十六年度日ノ企業漁區數及借區料漁獲標準高比較表……………九四四

一、鮭鱒漁區……………九四四

二、蟹漁區……………九四五

第七次漁業暫定協定成立……………九四六

日ノ漁業暫定協定の歴史……………九四六

北洋漁業(公海)……………九四七

母船式沖取漁業……………九四七

母船式漁業の意義……………九四七

母船式漁業取締規則……………九四七

母船式蟹漁業……………九四七

蟹工船概説……………九四七

蟹漁業の合同……………九四七

沖取蟹漁場と漁期……………九四七

工船乗組従業員……………九四七

蟹工船の操業區域……………九四七

各年度生産実績……………九四七

昭和十三年蟹工船漁況……………九四七

昭和十四年蟹工船漁況……………九四七

昭和十五年蟹工船漁況……………九四七

陸上蟹鱒詰企業合同……………九四七

母船式鮭鱒漁業……………九四七

沖取鮭鱒漁業の沿革……………九四七

昭和八年度漁況……………九四七

昭和九年度漁況……………九四七

沖取漁業大合同……………九四七

沖取漁業合同從價の理由……………九四七

沖取鮭鱒組合解散……………九四七

昭和十年度漁況……………九四七

北洋捕鯨業……………九六九

北洋の鯨族……………九六九

北洋捕鯨會社創立……………九七〇

昭和十五年度計畫……………九七一

アラスカ漁業……………九七一

ベーリング海の日本人漁業……………九七一

昭和十五年度狀況……………九七二

ベーリング海の米國側漁業……………九七二

アラスカの鮭鱒漁業制限……………九七三

北洋漁業團體及會社……………九七四

露領水産組合……………九七四

露領水産組合組合員……………九七五

日魯漁業株式會社……………九七五

太平洋漁業株式會社……………九七六

日本水産株式會社……………九七七

昭和十一年度漁況……………九六五

昭和十二年度漁況……………九六六

昭和十三年度漁況……………九六六

昭和十四年度漁況……………九六六

昭和十五年度漁況……………九六六

母船式鮭鱒漁業統計……………九六七

北洋蟹漁業……………九六八

蟹漁業の問題……………九六八

蟹漁業の黎明期……………九六九

北洋捕鯨業……………九六九

北洋の鯨族……………九六九

北洋捕鯨會社創立……………九七〇

昭和十五年度計畫……………九七一

アラスカ漁業……………九七一

ベーリング海の日本人漁業……………九七一

昭和十五年度狀況……………九七二

ベーリング海の米國側漁業……………九七二

アラスカの鮭鱒漁業制限……………九七三

北洋漁業團體及會社……………九七四

露領水産組合……………九七四

露領水産組合組合員……………九七五

日魯漁業株式會社……………九七五

太平洋漁業株式會社……………九七六

日本水産株式會社……………九七七

北千島水産株式會社……………九七七

株式會社林兼商店……………九七七

北海製罐倉庫株式會社……………九七九

日本鮭鱒詰業水産組合……………九七九

母船式蟹漁業水産組合……………九七九

日本鮭鱒詰業共同販賣會……………九七八

全國輸出罐詰業水産組合聯合會……………九七八

陸上蟹鱒詰業水産組合……………九七八

日本鮭鱒配給株式會社……………九七八

日本蟹鱒詰株式會社……………九七八

北洋協會……………九七八

北洋捕鯨株式會社……………九七八

對ソ利權

利權の沿革……………九八〇

利權法の發布……………九八〇

利權の消長……………九八一

外國利權の回收……………九八一

日本利權……………九八一

尊き血の代償……………九八一

日本利權の現狀……………九八一

北樺太石油利權……………九八二

北樺太石油株式會社の創立……………九八二

北樺太油田の價值……………九八二

埋藏油量二億一千萬噸……………九八二

油田の發見より今日に至る迄……………九八三

北樺太石油會社事業成績……………九八三

營業成績一覽……………九八四

昭和十四年度事業概要……………九八五

昭和十五年度豫定計畫概要……………九八六

利權確保補助金……………九八七

團體契約改訂……………九八七

北樺太石油會社役員……………九八七

石油利權に對するソ聯側の壓迫……………九八七

壓迫の實例……………九八八

北樺太石油利權……………九八八

石炭利權契約……………九八八

北樺太鑛業株式會社創立……………九八八

北樺太鑛業役員……………九八八

會社事業概要……………九八八

會社事業縮少……………九八八

坂井組合石炭利權……………九八八

組合利權の沿革……………九八八

利權取消通告……………九八八

日ノ貿易

日ノ貿易の沿革……………九八六

第一次歐洲大戰中……………九八六

ロシヤ革命後……………九八七

駐日ソ聯邦通商代表部……………九八八

對ソ輸出貿易……………九八八

對ソ輸入貿易……………九八八

北鐵代償物資取引經過……………九八九

北鐵物資調停委員會……………九八九

北鐵物資拂商社別統計……………一〇〇〇

對ソ貿易と北鐵代償物資……………一〇〇〇

靜岡綠茶對ソ取引杜絶……………一〇〇六

對ソ貿易統計……………一〇〇七

綠茶輸出……………一〇〇七

ソ領木材輸入杜絶……………一〇一二

昭和十四年日ノ貿易總額……………一〇一二

最近の日ノ貿易……………一〇一二

昭和十五年の狀態……………一〇一三

昭和十五年以後の狀態……………一〇一四

通商交渉の經過……………一〇一五

日ノ通商並貿易協定要綱……………一〇一五

ソ聯國立銀行對外換算率……………1016

交通郵便連絡

日ソ連絡とソ聯經由歐亞連絡…1016
歐亞連絡會議……………1016
第一回モスクワ會議……………1016
第二回ベルリン會議……………1016
第三回リガ會議……………1016
第四回プラーグ會議……………1016
第五回ラヂッサ會議……………1016
第六回東京會議……………1016
第七回ナポリ會議……………1016
第八回ワルソー會議……………1016
歐亞連絡貨物協定……………1016
第一回モスクワ會議……………1016
第二回東京會議……………1016
第三回カウナス會議……………1016
第四回モスクワ會議……………1016
第一回東洋觀光會議……………1016
歐亞連絡鐵道運賃……………1016
歐亞連絡鐵道規則改正……………1016
連絡運輸設定の効果……………1016

旅客運輸規則の概要……………1017
小荷物連絡運輸……………1016
ソ聯邦査證……………1016
歐亞連絡列車と運轉概況……………1016
A 東京⇨モスクワ間……………1016
1 釜山又は大連經由……………1016
2 敦賀⇨浦潮⇨ハバロフスク經由……………1016
B モスクワ⇨伯林⇨巴里⇨倫敦間……………1016
C ワルソー⇨プラーグ⇨ウィーン⇨羅馬間……………1016
歐亞連絡滿洲里發着時間改正……………1016
旅券検査及手荷物税關検査……………1016
貨幣……………1016
日ソ兩國外人査證料……………1016
シベリヤ經由による各地料程……………1016
歐亞連絡新線路……………1016
歐亞聯絡汽船會社……………1016
日本海汽船會社……………1016
栗林商船會社……………1016
朝鮮郵船の浦潮航路……………1016
ソ聯外國貨物の運賃値上……………1016
ソ聯鐵道歐亞連絡運輸規則改正……………1016

シベリヤ經由歐亞連絡運賃引上……………1016
ソ領通過外國向軍需品禁止……………1016
歐亞貨物連絡運賃率表……………1016
日ソ間郵便協定……………1016
通常郵便物……………1016
日ソ間小包郵便物交換に關する約定……………1016
日本帝國及ソ聯邦間小包郵便物交換協定施行規則……………1016
外郵第一三二五號……………1016
日ソ小包郵便物交換停止……………1016
日ソ電信關係……………1016
日ソ電信連絡の沿革……………1016
電信連絡の現況……………1016
ソ聯邦戰時郵便電信取締強化……………1016
ソ聯發本邦向郵便料金改正……………1016
シベリヤ經由郵便物復活……………1016

滿ソ關係

對ソ蒙外交概観……………1016
對ソ關係……………1016
乾谷子島事件……………1016
張鼓峰事件……………1016

對外蒙關係……………1016
滿ソ國境問題……………1016
河川國境問題……………1016
陸地國境問題……………1016
東部國境……………1016
西部國境……………1016
滿蒙會議經過……………1016
外蒙の不法行爲……………1016
ノモンハン事件……………1016
事件の經過……………1016
關東軍火蓋を切る……………1016
七月末迄の戰況……………1016
八月以降の戰況……………1016
停戰協定成立……………1016
停戰協定後の經過……………1016
チタ會談開始……………1016
滿蒙國境劃定委員會……………1016
滿ソ蒙國境確定委員會設置……………1016
北鐵代價金支拂問題解決發表……………1016
シベリヤ經由歐亞連絡の強化……………1016
日滿側努力にソ聯抑留獨伊人引渡……………1016
ソ聯獨人釋方通告……………1016
第三國細菌謀略部隊潛入……………1016

滿蒙國境確定……………1016
その經過……………1016
ソ聯兵越境……………1016
越境ソ兵陳述の極東軍現狀……………1016
滿洲國防共協定正式參加……………1016
ソ聯謀略部隊の越境……………1016

ソ支關係

はしがき……………1016
支那共產黨……………1016
一、支那共產黨の成立……………1016
二、國民黨との提携……………1016
三、國共合作の經緯……………1016
四、革命の進展と國共の分裂……………1016
五、八七會議以後の暴動政策……………1016
六、六大大會と陳獨秀の除名……………1016
七、李立三コースの清算……………1016
八、ソヴェート政權の樹立……………1016
九、再び國共合作(事變後の支那共產黨)……………1016
ソ支交渉史……………1016
最近のソ支關係(支那共產黨の活躍)

を含む……………1016
一九三九年……………1016
一月……………1016
二月……………1016
三月……………1016
四月……………1016
五月……………1016
六月……………1016
七月……………1016
八月……………1016
九月……………1016
十月……………1016
十一月……………1016
十二月……………1016
一九四〇年……………1016
一月……………1016
二月……………1016
三月……………1016
四月……………1016
五月……………1016
六月……………1016
七月……………1016
八月……………1016
九月……………1016
十月……………1016
十一月……………1016
十二月……………1016
一九四一年……………1016
一月……………1016
二月……………1016
三月……………1016

第一部 獨ソ戰

	十	十	九	八	七	六	五	四
	二							
	月	月	月	月	月	月	月	月

(目次終)	二二七	二二六	二二六	二二五	二二四	二二四	二二三	二二三

獨
ソ
戰

獨ソ戰と大東亞戰

昭和十六年六月廿二日拂曉をもつて行はれた獨ソ開戦は、今次世界大戦の開始以來、獨ソ關係について種々の風説が流布され、兩國は提携すると稱した獨ソ和平論者は勿論、獨ソは結局衝突するであらうと判断した開戦不可避論者にとつても、その到來の餘りに速かなために意外とするところであつた。

獨ソ和平論者は昭和十四年八月廿三日締結された獨ソ不可侵條約が相互の主權尊重及び領土の保全を嚴肅に誓つた關係に主點を置き、またソ聯外交の功利主義、現實主義を高く評價して獨ソ提携し却つて英佛に當るものと觀測してゐた。これに反し獨ソ衝突不可避論者は兩國のイデオロギーの相違、ソ聯國內體制の強

化、赤軍の充實、ドイツの作戦進展による獨ソ利害の衝突等を獨ソ戰不可避の要因と見てゐた。

しかし獨ソ開戦前數ヶ月の情勢では世界の眼は未だ獨ソ不可侵條約や、獨ソ經濟協定や、昭和十四年三月第十八回ソ聯共產黨大會で行はれたスターリンの「飽くまでも慎重を期し、戦争挑發者が我國を紛争に巻き込む隙を與へない」といふ演説や、其翌年の十一月モロトフのベルリン訪問、獨ソ友好關係の再認識（ドイツ半官紙の發表の言葉による）に注がれ獨ソ關係の險惡化は表面には見られなかつたのである。たとひ細かく觀察すれば具體的な個々の問題については種々の紛争もあつたにせよ、獨ソ政府當局は常に「兩國の根本的利害は完全に一致してゐる」と稱してゐたし、事實個々の問題につ

いてはあるものはソ聯側に有利に、あるものは反對にドイツ側に有利に解決されてゐた。これらの事情は尠くとも獨ソが直ちに開戦をみるといふ具體的な根據を少しも與へなかつたのである。こゝに獨ソ關係の樂觀論が生まれたのである。殊に英國では當時獨伊がソ聯の壓力でトルコ、シリアを抑へ地中海作戦を有利にし、その代償としてソ聯にドイツはイラン、東のフリー・ハンドを與へるのでないかと痛心さへしたものである。

また米國あたりでは樞軸國の企圖する世界新秩序にはソ聯にもその勢力圏が割當てられるであらうとの説を爲すものもあつた位である。

しかし昭和十五年十月五日、ドイツ軍がルーマニヤに進駐を見た時から獨ソ間には微妙な利害關係の底流が現ははじめてゐたのであるが、其の年モロトフのベルリン訪問における獨ソ兩國間の友好關係再確認などの發表で一般の觀測はいまだなほ樂觀的であつた。

然るに昭和十六年三月四日、ブルガリ

ヤが三國同盟に加入してから、ソ聯政府はこれに對し不滿の意を表明した。ブルガリヤはユーゴスラヴィヤと共にスラヴ民族を根幹とする國であり、ソ聯はスラヴ民族の血の繋りをもつて兩國に呼びかけ、バルカン工作に好都合な條件を招來しようとしたのである。果せるかな一ヶ月の後にはソ聯はユーゴ・スラヴィヤとの間に不可侵條約を締結し、ユーゴ・スラヴィヤは獨伊樞軸に對する對立的色彩を濃厚にした。併しこの試みはドイツ側に極めて僅少な力の消耗を與へたに過ぎなかつた。ドイツ軍は忽ちにしてユーゴスラヴィヤを蹂躪し、却つてギリシャ進撃の途を拓いた結果となつた。これと前後してドイツは秘かに自國軍隊をフィンランドに上陸させたのであつた。

この頃からクレムリンを中心とする政治的動きは活潑となつて來た。五月七日にはスターリン共産黨書記長がモロトフに代つてソ聯首相の椅子に着いた。從來のモロトフを通してのスターリン外交は、スターリン氏の直裁するところとなつたのである。

ソ聯に供與すべき案を裁可し、スターリン首相は喜んでこれを受諾し、ソ聯は米國より武器貸與を受けることになり、その一部はソ聯に引渡されたのであるが、大東亞戰勃發によりペルシャ・ルート及びムルマンスタ経由によるものを除き大部分は輸送不可能に陥つたのである。而してこの二ルートも極めて微弱なものである。

併し米英は飽くまでソ聯を對日陣營内に抱き込まんとしつゝあるが此の米英の策謀に對しては獨ソ戰の現在の段階に於てはソ聯は易々と米英の意圖に與するとは思はれない。且つ米英の對ソ武器援助が極めて望み薄となつた現在、ソ聯は自ら好んで火中の栗を拾はんとするが如き愚擧は演じないであらう。しかし、ソ聯が米國の欲する如く太平洋の軍事基地を米國に提供しない意向であるからといつて、ソ聯が大東亞戰に全然關心をもたないとは言へない。ソ聯はつねに日米の對立を指摘し、太平洋問題を繞り兩國衝突の不可避なことを豫言し、またこれが、

つたのである。ソ聯が尋常ならぬ時局に置かれてゐることが、これによつても窺はれた。五月下旬になると獨ソ間に新しい軍事協定が締結されたといふ噂が傳はつたが、同月廿四日ドイツ政府當局は明瞭にこれを否定した。これとは正反對に獨ソ間が非常な緊張關係に置かれてゐるといふ記事が各國の新聞紙上に現はれたが、これは今度はソ聯當局によつて否定されたのである。それは六月十三日のことであつたが、同月六日にはソ聯當局と會談を續けてゐたクリツプス駐ソ英國大使が急遽ロンドンに歸つた。十四日にはソ聯・ルーマニヤ國境が閉鎖され、十八日には獨ソ國境における兩國衝突説が流布されるし、二十日にはフィンランドが動員を開始した。ソ聯政府機關紙イズヴェスチヤはこの日の紙上に「ソ聯の準備は出來てゐる、敵が國境を犯すことは出來ない」といふ社説を掲げた。

六月二十二日午前三時、突如ドイツ軍はソ聯領内に進撃を開始し、こゝに歴史的な獨ソ戰は開始されたのである。かく實現を希望してゐたかに見える。その後遂に太平洋を狭み日米は衝突するに至つたが、その以前にソ聯は國運を賭する對獨戰を開始するに至つた。けれどもソ聯にとつて大東亞戰勃發はたとひ米英の援力を殆んど皆無に近いものにしたといへ、對日關係に餘裕の生じたことも事實であらう。

大東亞戰勃發後ソ聯の執りつゝある態度は昭和十六年三月十三日成立の日ソ中立條約に従ひ中立を保持し、ソ聯當局も其後機會あるごとにこの旨を聲明してゐる、この中立的對日態度は當分堅持されるものと見ても誤りではあるまい。ソ聯の現實政策はソ聯が對獨戰に最も必要とする米英の對ソ武器援助が得られぬ以上、ソ聯は好んで米英の尻馬に乗るとは考へられない。

さはれソ聯は反樞軸陣營にあるものである。對獨戰において多大な損失を蒙つたとはいへ、東亞ソ領にはなほ戰前と變らぬ約七十萬の龐大な兵力を保有してゐる。獨ソ戰によつて我が北邊の脅威が除

して第二次世界大戰は劃期的展開を示すにいたり、

是は獨ソ戰が齎らした極めて大きな影響である。即ち獨ソ戰により日本と獨伊兩國間の交通連絡が遮斷されると共に所謂ABC D對日包圍政策は益々露骨となり遂に隱忍自重せる日本をしてその生存權と國家權威の保持のため暴戾極まる米英に對し膺懲の鐵槌を下さしめるの餘儀なきに至らしめたのである。

獨ソ戰と大東亞戰とは一見別個の如く見えるが、實はいづれも第二次世界大戰の各々の一環を成してゐるものである。こゝとは今次世界大戰の特徴である。獨ソ戰の推移は一方また大東亞戰の推移と密接な關係にあることは言ふまでもないことである、現に大東亞戰勃發によつて米英の對ソ援助は殆んど空手形同様となり、ソ聯の對米英感情は決して以前の如くではない。ルーズヴェルトは昭和十六年十一月六日ソ聯革命二十四周年記念日の前日、武器貸與法に基き十億ドルの借款を

かれたとは言へない。大東亞戰の推移に對するソ聯の動向は極めて注目し値ひするものがある。

獨ソ戰の遠因近因

獨ソは如何にして戰端を開くに至つたか、それには、幾多の遠因及び近因を求めることが出來よう。今次世界大戰前フランスの有名なソ聯研究家ピエール・ドミニックはその著「獨ソ佛間に豫想される將來戰」に於て獨ソ戰の不可避を説き、ドイツは結局ソ聯に勝ち、フランスまた惨敗すべきを豫言したほか、一方日獨同盟の成立をも豫言したのであるが、彼は獨ソ間に發生すべき戰爭の原因を主として獨ソ兩國のイデオロギイの相違として一九三六年九月ニールンベルグの第八回ナチス黨大會におけるヒトラー總統の演説「もし吾人にしてウラル、シベリヤ及びウクライナの穀倉をナチスの手中に收め得るならば、吾人の豊饒この上もないであらう」に現はれたドイツ國民の熾

烈な欲求に置いたのである。
またあるものはヒトラーの同演説中ボ
リシェヴィキの禍害を述べ、ドイツが
軍備に汲々たるはボリシェヴィキ侵入
の危険に備ふる爲であつて、今後更に軍
備を擴張すると否とは専ら我等に迫るボ
リシェヴィキの危険の程度如何にあると
聲明した點などにも獨ソ開戦遠因の一部
面として見たのである。

獨ソ開戦直接の原因はドミニックの豫
言せるものとは異つてゐるが、しかし開
戦の遠因中にはコムニズムとナチスと
の思想的對立及びドイツに地續きの豊饒
な資源に對する欲求が潜在し、それがソ
聯のバルト三國併合、ベッサラビヤ、ブ
コヴィナ合併、フィンランド攻撃等の對
獨脅威（前項参照）によつて遂に開戦に
至つたものと見られるが、なほ其他獨ソ
開戦の近因とも見るべきものは

一、ドイツは對英戰没頭のためソ聯に
對し多大の讓歩を重ね、殊にバルト
方面に於てはソ聯のバルト三國併合
により自國人の總引揚（約五十萬）

を行ひ、三國內に居住するドイツ人
の利益を犠牲に供したること
二、バルカン近東に對するソ聯進出の
危険があつたこと。

三、ドイツの開戦以來の損害が豫想外
に少なく、また新占領地帯から物資
の補給がついたこと。

四、對英戰の完勝には後方ソ聯の脅威
を除く必要のあること。
等があらう。（なほ獨ソ開戦の近因につい
ては次項に於ても觸れてあるから参照さ
れたい）。

元來ソ聯との關係は既述の如く決して
しつくりしてゐなかつた。獨ソの開戦は
宿命的なものであると觀察する者が多
く、早晚獨ソ兩國は衝突するであらうと
の見方が有力であつた。然らばこの犬猿
の宿命をもつた獨ソの過去の關係はどん
なものであつたか、それを少し述べてみ
るのも徒爾ではなからう。

帝政時代のロシアも日露戰爭前までは
世界第一の陸軍と、英國に次ぐ世界第二
の海軍とを擁し國威隆々として四隣を壓

れたロシアのドイツに對する怨みが糸を
引いてゐると云はれてゐる。その後ロン
ヤが英佛に加擔し、三國協商を形成して
ドイツ包圍陣の一翼となり、其の結果世
界大戰でドイツから殆んど再起不能の打
撃を受け帝政ロシアの顛覆となつたこと
は世上周知の通りである。

世界大戰の終りにドイツは赤色革命ロ
シアと一九一八年三月ブレスト・リトフ
スクに於て單獨媾和條約を締結し、次い
でドイツでもホーヘンツォレルン王家が
倒れてワイマル共和国の出現となるに
及んで兩國の接近は緊密化し、ソ聯が歐
洲において孤立の状態に陥り、相手にす
る國が一つもなくなつた時に左派のドイ
ツはラツパロー條約によるソ聯を正式承
認した。

然るに其後、ワイマル憲法による共
和ドイツが倒れ、ヒトラーのナチス（國
民社會主義ドイツ勞動黨）が政權を掌握
するに及んでソ聯に對するドイツの態度
に又々一大轉換をなし、兩國の關係は惡
化の一路を辿つた。ナチスは共產主義を

もつて世界人類共同の敵であり、ドイツ
のナチスは各國に代つて共產主義打倒の
使命を有するものなりと言ひ、ヒトラー
總統の「我が闘争」はこの思想を大膽に
表現したため、ソ聯政府はヒトラー總統
に「我が闘争」の訂正方を要求したほど
である。

斯の如く獨ソの關係は悪化してゐるの
であるが、國交斷絶にも至らず、或時は
修交關係に入るかと思へば、打解けて握
手するでもないといつた曖昧な關係は今
次獨ソ戰勃發まで繼續されてゐた。この
やうな點からして今次歐洲大戰が開始さ
れるや英佛は必ずソ聯が其の陣營内に入
り來るものと信じ、ソ聯また滿更でない
やうな素振りを見せたのでモスクワ駐割
の英佛大使は有頂天になり抱込運動に没
頭してゐるうち、突然獨ソ不可侵條約が
締結されて終つたのである。此の不可侵
條約は相互に戰爭を行はないとの誓約で
あるばかりでなく、間接にはドイツが英
國と戰つてもソ聯は背後からドイツを衝
くやうなことをしないと云ふドイツに對

するものがあり、これに對する當時のド
イツの態度は戰々競々として、ロシアの
要求といへば何事でも聽従せんとする狀
態であつた。隨つて例へば遼東還付でロ
シアが日本に干渉すれば、ドイツもその
尻馬に乗つて日本に干渉し、又ロシアが
日本と開戦するやドイツはロシア公債の
一部を引受けるといふ具合であつた。然
るに日露戰爭の結果、ロシア軍が慘敗
し、ロシアの弱體振りが曝露されるや、こ
れまで歐洲の巨人として畏怖してゐたロ
シアが其の實體の巨人であることを見
抜いたドイツは俄かにロシアを見る眼を
一變した。これが公然と表面にあらはれ
たのはボスニヤ、ヘルツェゴヴィナ合併
事變である。この事變はドイツが二州合
併を中心にしてオーストリアの後押しをな
したため、獨露の關係は緊張を見たのであ
るが、ドイツの態度は極めて高壓的で、
流石強がりをつたロシアもドイツの威
嚇に屈伏せざるを得なかつたのである。
これは著しくロシアの面目を傷けたが、
第一次世界大戰の勃發にもこの時かまさ

するソ聯側の保障でもある。見方によつ
ては打倒英國のドイツに激勵を與へたも
のである。この條約の成立しなかつた間
は何時どうなるか判らぬと危ぶまれた獨
ソ關係はこの條約が出来てから兩國衝突
の危機は一舉に解消したばかりでなく、
ソ聯はドイツと提携して英米に當るので
はないからとさへ考へられるに至つた
（前記参照）。併しなかには最初から獨ソ
の提携に信を措かぬ向きもあつた。ド
イツがソ聯に接近したのも、ソ聯がドイ
ツを支持したのも互ひに腹に一物あつて
のことだといふのであつた。それにして
も不可侵條約締結後の兩國關係は表面緊
密を加へるばかりであつた爲め、疑ひの
眼をもつて觀てゐた者さへ、ソ聯とドイ
ツとの提携は芝居でなくて眞性なものに
なつたのではないかと考へるに至つた。
而して斯る觀測の生じて來る理由は他に
もあつた。若しソ聯とドイツとが互ひに
疑心を藏してゐたら軍隊を國境に集中す
る筈である、然るに兩國は毫も兵を動か
した跡がないのみならず、スエズ、近東

を衝き英本土上陸作戦の遂行に餘念なきドイツの進退にはドイツの敵はソ聯ではなく、何處まで英國であるが如く思はせるものがあつた。そのドイツが俄かに對英攻撃をやめてソ聯に進入したのであるから、世間が愕然としたのも無理からぬことであつた。

開戦直前の獨ソ關係

昭和十四年八月獨ソ不可侵略條約と經濟計畫取極め成立の影響で獨ソ兩國の國交は良好な發足をした。これに續いて十二月下旬獨ソ定期航空連絡協定が出來、此の協定は昭和十五年一月廿一日から實施され、又前述の經濟取極に基き二月十一日には獨ソ經濟協定が成立して獨ソ貿易を毎年合計十億マルク以上に達せしめソ聯は石油、棉花、穀物、鐵等ドイツが戰爭を遂行するために必要不可欠な工業原料品、農産物等をドイツに供給し、ドイツはソ聯に對しその第三次五ヶ年計畫の遂行及び軍備の擴充に必要な機械類、武器等を供給することとなつた。此の兩

國の有無相通する關係は英國側が盛んに宣傳した輸送上の困難を克服しつゝ大體豫期通り實行されたのである。

これは第一に多くの河川、運河及びバルト海等の水運の便を利用することが出來たのと、第二に鐵道連絡もポーランド占領地の復舊、ソ芬戰爭の終結、バルト三國政情の安定等によつて次第に改善された結果である。なほその以後に於て獨ソ關係の好轉を思はしめた具體的なものに次の様な事柄があつた、即ち

- 一、七月五日、ドイツはレニングラー、ド、浦潮及びバツミに、またソ聯はハンブルグ、ケーニスベルク及びウィーンに夫々領事館を設置する協定が成立した。

一、八月一日、ソ聯最高會議第七會期の席上モロトフ首相兼外相は兩國の親善關係の不變なことを誇示して「獨ソ間に確立した善隣友好關係の根柢に横はるものは投機的性質の偶然的考慮ではなくして、ソ聯並びにドイツの根本的な國家的利益であ

一萬のドイツ人(ベツサラビヤ九萬人、北部ブコヴィナー二萬五千人)が引揚げた。

然し乍ら兩國の關係を注意深く觀察した者の眼にこれら表面的には順調な様相を呈した國交の裏に、その利害の對立を暗示するが如き事件も二、三映じたのである。それは次の如きものである。

- 一、七月ザルツブルグにルーマニヤ、ブルガリヤ、ハンガリー、スロワキヤ、ドイツの代表者が會談し、ブルガリヤ及びハンガリーの失地回復の要求につき審議したが、ソ聯は自己を除いてバルカン問題を討議することは獨伊中心のバルカン・プロックを結成せんとする工作であるとして快く思はなかつた。其後八月三十日の會談でトランスシルヴァニヤをハンガリーに割讓することに決定したのであるが、この直前北部モルダヴィヤ地方に於てソ聯ルーマニヤ間に國境事件が起つてゐたので獨、伊はルーマニヤの領土保全及び不可侵

る」と稱し、不可侵略條約締結一周年に際しても兩國新聞は夫々の政府の意向を代辯してソ聯紙は「兩國の親善關係が戰爭及び獨ソ離間策動に拘らず忠實に維持されたのは條約が兩國の根本的利益に立脚してゐるが爲である」と言ひ、一方ドイツ新聞は「不可侵略條約が兩國に與へた政治的、軍事的、經濟的、利益を敷へ上げ世界平和の礎であると謳歌した。

- 一、ソ芬戰爭に際して、英、米、伊、北歐諸國が精神的、或は物質的に盛んに對芬援助を行つたに拘らず、ドイツは終始嚴正中立の立場を維持してゐた。
- 一、ソ聯のバルト三國併合に際してドイツ政府は多年この地方に權益を確立したドイツ民族をあつさり引揚げてしまつた。この數はラトヴィヤからだけでも約五萬人といはれ、またソ聯がルーマニヤ領ベツサラビヤ及び北部ブコヴィナを併合するや、この地方からも十一月十五日迄に約十

を保證したのである。是は獨伊側がソ聯の更に南下するのを警戒して執つた對抗措置であつた。

- 一、以上は十月五日ドイツ軍のルーマニヤ進駐の際の経緯であるが、ソ聯は進駐獨軍に對抗するかの如くルーマニヤ國境に兵力を集結し、又ルーマニヤ共産黨をしてこれに反對せしめた。

一、ダニユープ河航行制度の改正に際しては前述の如くドイツは此の問題よりソ聯を除くせんとし、ソ聯はダニユープ沿岸國として是に無關心たり得ずとして強行割り込みを策し、其の目的を達したが、これが一因をなし獨ソ經濟交渉は進捗せずドイツ經濟代表シュヌーレは一旦本國に引揚げてしまつた。併し此問題も何とか話が纏り、十月二十二日ドイツ當局より獨ソ經濟交渉は順調に進捗中であると發表され同二十八日再びシュヌーレ一行がモスクワに向けベルリンを出發し、其の目的は獨ソ經濟

協定の實施問題及び沿バルト諸國の對獨通商關係調整問題にあると發表された。

- 一、ブルガリヤの日獨伊三國條約加入に對しソ聯は盛んに牽制工作を行つた。

右のように種々の問題について獨ソ兩國の間に絶えず不信猜疑の念がわだかまつてゐたのは否定出來なかつた。

其後モロトフ外務人民委員はリツベントロップ獨外相の招待によつて十一月十二日ベルリンを訪問し、ヒトララー總統を始め、リッベントロップ外相、ゲーリング空相、ヘス副總理等のドイツ政府首腦部と會談し、十四日ベルリン出發歸國の途についた。ドイツ政府は同日「今次會談は終始友好的な雰囲気の下に行はれ、兩國の關係する一切の利害問題について双方の見解は完全に一致した」と發表し、一般に獨ソ兩國の親善關係の鞏固なことを強く印象づけた、そしてこの會談の目的としてドイツ半官紙に發表されたところによれば

一、不侵略條約締結の際と國境及び友好條約締結の際の二回に互り、獨外相がモスクワを訪問せることに對する答禮

二、獨ソ友好關係の再確認

三、獨ソのバルカン政策、ダーダネル海峡トルコに對する關係につき意見を交換すること

等にあつたとのことで、十四日モロトフ一行の歸國にあたりドイツ政府も左の如きコムミュニケを發表した

「モロトフ、ソ聯人民委員會議長兼外務人民委員は十一月十二、十三兩日に互るベルリン滞在中、ヒトラー總統及びリッペンントロップ外相と會談したが、意見交換は何れも相互信頼の雰囲気にて行はれ、獨ソ兩國に關係ある重大問題全部について相互諒解に達した」

これに對しソ聯側でもドイツ側の公表せるモロトフ伯林訪問のコムミュニケを確認した他公式には何等の發表を行はなかつた。

一九三九年

なほ茲で附け加へたいのはモロトフのベルリン訪問後間もなく、即ち十一月二十三日駐獨ソ聯大使シュクワルツオフが突如罷免され、その後任に外務人民委員次長デカノゾフが任命され同人が外務人民委員次長の資格をそのままで大使に任命されたことは注意を惹いた。駐ソ聯獨大使の更迭に關する理由は發表されなかつたが、デカノゾフは從來外務人民委員部でバルカン方面を主として擔任した人、モロトフのドイツ訪問の際は首席隨員として隨行し、ヒトラー、リッペンントロップその他を訪問の際も列席したので、バルカン、近東方面に於ける問題が重要性を加重してきた折柄同人の新任は獨ソ關係に只ならぬものあることを知らしめた。

以上が獨ソ開戦前の兩國關係の概要であるが、開戦に至るまでの二ヶ年間の獨ソ關係の重要段階を日誌式に示せば左の通りである。

を否定

- ▽十月三十日 獨經濟使節團モスクワ着
- ▽十一月十二日 モロトフ、ソ聯外相訪獨ヒトラー、モロトフ會談
- ▽十一月二十三日 ソ聯駐獨大使更迭、デカノゾフ外務人民委員部次長駐獨大使起用
- ▽十二月十二日 獨ソ國境確立

一九四一年

- ▽一月十三日 ソ聯、獨ソの對羅進駐不關知を重ねて聲明
- ▽二月十六日 獨ソ國境確定交渉再開
- ▽三月四日 ソ聯、ブルガリアの三國同盟加入に不満表明
- ▽三月二十五日 ユーゴ、三國同盟參加
- ▽三月二十六日 ソ聯通商細目交渉開始
- ▽三月二十七日 ユーゴ、クーデター勃發
- ▽四月五日 ソ聯ユーゴ不可侵條約成立
- ▽四月六日 獨軍隊ユーゴ、ギリシャ進駐開始
- ▽四月十三日 日ソ中立條約成立
- ▽四月十六日 獨ソ國境東部防壁近く完成を發表
- ▽五月六日 スターリン人民委員會議々長に就任
- ▽五月二十四日 ドイツ當局獨ソ軍事協定説

開戦前の内外情勢

獨ソ開戦前年はソ聯邦建國以來の國勢伸張の年であつた。と共に、又極めて多事の年であつた。昭和十四年の秋以來フィンランドと戦争し、苦戦の結果、翌年三月十二日ヴィボルグ市を占領した機會に殆んど無條件をもつてフィンランドを媾和せしめ、辛うじて大國ソ聯の面目を保つたのであるが、六月にはルーマニヤより失地ベッサラビヤとブコヴィナ北部を奪還、七月にはバルト海沿岸のエストニア、ラトヴィヤ及びリトニアを無血占領し、これに前年ドイツとの間に分割したポーランドを加へ世界陸地の六分の

一九四〇年

- ▽八月十九日 獨ソ新通商條約成立
 - △八月二十三日 獨ソ不可侵條約成立
 - ▽八月三十一日 獨軍、ポーランド侵入
 - ▽九月十七日 ソ聯軍、ポーランド進駐
 - ▽九月十八日 ポーランドにおける軍事行動に關する獨ソ共同宣言
 - ▽十月二日 獨軍ワルシャワ入城
 - ▽十月二十六日 ソ聯經濟使節ベルリン着
 - ▽十一月十六日 獨ソ少数民族交換協定成立
 - ▽十一月二十九日 ソ芬國交斷絶
 - ▽十一月三十日 ソ芬開戦
 - ▽十二月一日 フィンランドに赤色政權成立
- 一を誇つた危大なソ聯の領土は更に増大した。此他ソ芬媾和條約により從來ラドガ湖の中央を貫いてゐた國境線は解消し、ラドガ湖全部がソ聯領に入り、新國境線は同湖より遙か西方を走りフィンランド灣及びバルト海の東南岸地方は悉くソ聯領に復歸した。
- ポーランドの分割により獨ソ兩國はポーランド平原に於て對峙することとなつたが、ソ聯國境線はそれから南下してブルイト河とドゥナイ河の下流に沿つてルーマニヤと境を接し、黒海に出ることとなつたのである。これが昭和十五年におけるソ聯の西部國境線で、領土の擴大と共に新たにソ聯領に編入された人口は二千三百萬人に達した。
- 此間ソ聯は只管赤軍の強化と、現實的なその中立政策とを利用して東亞及び西歐大動亂の間隙に乘じ國際的立場を鞏化した。國內政策としては勞働力増進のため勞働時間延長を行ひ、又品質、規格責任令を發布し、國家統制省を創設して國家統制機構の一元化をはかり、勞働豫備

軍を編成して勞働力の組織的増強、確保をなし、又熟練工強制職場移轉令を發して熟練工を東亞ソ聯開發の爲め釘付けにせんとした。

ソ聯を圍む國防情勢に對應する爲め採り入れた赤軍強化の方策として先づ軍首脳部の更迭を行ひ、將兵の優遇、賞罰の明徴、軍規の振肅、指揮官と政務官の二元的統帥の弊を清算して軍政委員の制度を廢止した。

高度國防國家を目指し總力戰態勢の整備に汲々たるソ聯は赤軍の強化と共に經濟力の増進に邁往し「八時間勞働制、七日週制、企業及び官廳勞働者、勤務者の任意退職禁止」を全聯邦職業組合中央會議の總會に於て決議し、これを政府に提案し、法令化した。ソ聯は從來一週六日制、勞働時間の六時間及び七時間制を以て勞働者並びに勤務者優遇法として内外に誇示したものであるが、これを斯く改變するに至つた理由についてソ聯當局は「資本主義世界に於ける戰爭により、ソ聯に對する戰爭の危険増大し國際情勢は

突發事件を包藏するに鑑み、ソ聯はその平和政策遂行上國防及經濟力を強化する必要あり」と説明してゐるのである。

國內生産力の擴充を目的とする「國家勞働豫備軍」の編成の實施は十一月十日より行はれた、これは毎年十四歳より十七歳迄の八十萬乃至百萬の未成年者を義務的に動員し、特に設けられたる職工學校、鐵道學校、工場學校等に入學せしめ、六ヶ月乃至二年間技術教育を施した上で、逐次企業、工場等に送り込み勞働需要の圓滑化を企圖したもので昭和十五年度の徵募人員は六十萬とされてゐた。

昭和十五年九月二十七日に締結された日獨伊三國條約はソ聯の立場にも微妙な影響を及ぼしたことは當然で、各國は期せずしてソ聯の態度に注目を集中した。九月三十日のソ聯共產黨中央機關紙「プラウダ」はその社説に於て

「三國同盟に關する條約は日獨伊と英米間に鬱積せる關係の形式化であるが、ソ聯政府としてはドイツ政府から

ウエルズ國務次官とウマンスキー駐米ソ聯大使との會談の結果、米國は浦潮斯德に自國領事館を開設することになつた、又ガソリンの米國船による輸送について日本やスペインに對して不許可の措置をとつた米國が特にソ聯に對して適用しなかつた例もあつた。

獨ソ接近以來、ソ聯に對して抱いてゐた英佛の反感は却々消滅せず、且つ兩國共ドイツ軍の西部戰線における攻撃を蒙つてゐない有利な立場になつたので英佛の對ソ態度は種々の紛争について強硬であり、ソ聯としてもドイツが未だ西方に全力を移すに至つてゐなかつたので英佛側に對し下手に出てゐた。然るにソ芬戰爭終結後、英國は全般的に反ソ政策を差控へるようになり、殊に昭和十五年六月フランスが單獨媾和をしてからは百方手を盡してソ聯の歡心を買ふに努めたが、ソ聯はなんら應ずるところなく冷淡な態度を持つてゐた。そこで英國は局面を開くため親ソ的な前英國勞働黨執行委員で左傾的なサー・スタフォード・ク

當を糾弾して已まなかつた。そして三國のソ聯併合不承認の態度を持續し、且つ三國の駐米公使を不法強制下にある獨立政府の外交代表として承認すると聲明した。一方ソ聯政府はソ聯國立銀行が購入した米バルト三國保有金の輸出を米國が禁止したといふので抗議を出したり、又八月一日のモロトフ外交演説でも米國を攻撃し

「米國はソ聯のバルト進出を不満としてゐるが意に介しない。不満な連中の世話にならなくともソ聯は自分で處理する、たゞ米國官憲がソ聯國立銀行がエストニア、ラトヴィヤ、リスマニアの銀行から買入れた金を不法にも押へたことは強硬に反對する」と述べた。

然るに米ソ兩國はソ芬戰爭による紛争や、禁輸問題にも拘らず、その貿易は増加の一途を辿つた、これは獨ソ接近等により英國からソ聯への物資供給が杜絶するに至つた結果である。殊に日獨伊三國同盟の成立により米國の對ソ接近は著しく目立つようになつた。十一月下旬には

右に關し事前に通報を受けてゐたので豫想外のことはなかつた」と稱し、同條約のソ聯に關する條項を特に重要視し「締約三國は本協定が三締約國の各々とソ聯との間に現存する政治的狀態に何等の影響も及ぼさざるものなることを確認すとの一項が加へられてゐる」と指摘し「ソ聯の平和と中立の政策は今後も不變であることを明らかにしてをく」と結論し、三國條約によつてソ聯の兩交戰群に對する態度が際立つて變化したようには見られなかつた。

前年の十一月十日には前項開戰前の獨ソ關係の部に於て述べたやうにモロトフのベルリン訪問があり、獨ソ關係は極めて圓滑であるかの如く見られたのである。

ソ聯のフィンランド進撃は所謂米國の「人道主義」的輿論を刺戟し獨ソ不可侵條約締結以來の反ソ傾向を濃厚にし米國交斷絶論が擡頭したが、ソ聯がさらにバルト三國を併合するや米國はソ聯の不

リップス（現英國内閣員の國璽尙書）を特使として派遣し、後彼を駐ソ大使に任命した。併しソ聯の對英態度は極めて消極的で、クリップス大使の任命も餘りソ聯との國交改善に實効がなくモロトフ外務人民委員は「英ソ關係は一再ならず問題となつたところの英國の一切の反ソ的敵性行爲のあつた以上、良好なる發展を期待することは困難である。併しクリップスの駐ソ大使任命はソ聯との關係を改善せんとする英國側の希望を反映してゐるものであるかも知れない」などと手厳しくやつてゐた。

かゝるソ聯の冷淡な態度にも拘らず英國は獨ソを離間する爲めに總ゆる努力を拂ひ、ソ聯のバルト三國併合にも米國の如く眞向から攻撃せず、「バルト諸國としてはドイツの屬國となるより、寧ろソ聯に歸屬するのを好んだであらう」と言ふような新聞論調まで現はれた。

更に英國側のソ聯抱込み工作は益々熾烈を極め、十一月中旬ロンドンからラヂオで放送されたところによるとクリップ

ス大使はソ聯に對し左の如き重要な申入れを行つたのである。

一、英國政府はバルト三國併合を事實上承認する用意のあること

二、英國政府はソ聯の新國境を承認すること

三、世界平和會議開催の曉、英國はソ聯代表をも對等の格にて招聘し他の國境問題と同様バルト三國の正式併合を決定する用意のあること

四、英國政府はソ聯に敵對する如何なる國家ブロックにも参加しないこと

この代償としてソ聯は歐洲大戦中、中立を維持すること、英帝國領内にて反英宣傳を行はないことの二點を要求した。之に對しソ聯は英帝國領内に於ける反英宣傳を一方的に取締ることは片手落であると主張したので英國はソ聯の意向を容れ、これに關する相互保障を約し、他の條項についての回答を要望した。然るに十一月中旬モロトフのベルリン訪問となり、且つ英國に對しては右の提案につき未だ回答を爲し得るに至らないと通知

險悪化してしまつたのである。ソ聯とユーゴーとの此の不侵略條約こそドイツに對する攻撃を意圖するものにほかならなかつたからである。

茲に於てドイツは對英攻撃を續行するか、或は背後の脅威ソ聯を討つかの岐路に立つたが、ヒトラー總統は斷乎ソ聯を討つことに決意した。この決意を評して誤算であつたと言ふ者もある、然し乍らヒトラー總統としては對英戰の長期化を見越して先づ背後の強敵を討つことが、對英攻撃の最中に不測の障害が發生して、收來し難い事態を招來するより賢明な策であると知つたからである。

開戦前の四月頃に於ける獨軍の對ソ國境方面總兵力は從來八十箇師團であつたものが、百四十箇師團に急増せられ、特に東プロシヤ方面に於ける兵力の移動は著しく、又防空壕其他の軍事施設が急速に建設せられた。一方ソ聯側も西部獨ソ國境地方に於て強制労働者を使役し、土木技師を動員して防備施設の構築を急ぎ、又東亞兵力の一部西方輸送を開始し

し、これを握り潰してしまつたのである。併し英國はかゝるソ聯のすげなき態度にもかゝはらず、執拗にソ聯抱込みに腐心したのであつた。

昭和十五年一月十日から日ソ通商及び取引に關する交渉がモスクワに開始され我が松島鹿夫公使とソ聯貿易人民委員ミコヤンとの間に約三ヶ月にわたり續けられたが、四月に入り一たん中絶した、併し其年の六月一日モロトフはソ聯最高會議第七會期に於ける外交演説で對日關係は正常化して來たとし、日本がその南進政策に關する意向を明瞭にすれば、且つ兩國が既に意義を失つた若干の障害を除く去する必要を理解すれば、日ソ關係の改善は實現可能であると述べ、日ソ關係の改善の用意あることを示唆した。その後即ち九月二十七日日獨伊三國同盟が締結されたが、その際のソ聯の態度は比較的冷靜であつたことは前にも一寸述べた通りである。

兎に角日ソ間の全面的國交調整の必要は相互の念願するところであつたが、昭

た。此の種情報は英國にも傳はつたと見え、チャーチル英首相は四月九日の議會演説に於て「ドイツがウクライナの穀倉及びコーカサスの油田を確保せんと試みつつある徵候なり」と述べてゐる。當時一般には此の演説をもつて又例の如き獨ソ離間工作であると思はれてゐた。

次で四月二十日より五月五日迄、ソ聯政府は特別の許可なき限り外國人のシベリヤ鐵道の旅行を禁止し、五月十六日以降は殆んど全國に互つて旅行禁止地帯を設け、又旅行手續を面倒にすることによつて在ソ列國外交官及び領事館員の國外旅行を殆んど不可能にした。これによつて東亞軍の西部國境向け輸送と、西部軍管區全體に互り行はれた祕密動員を隠蔽せんとしたのである。又オヂッサ、ハリコフ、キエフ各軍管區の防備施設構築、兵力移動等對獨戰爭準備は益々白熱的に行はれたのである。

一方獨軍は四月下旬北部ソ芬國境に備ふるため獨軍六千がフィンランドに上陸、六月十一日更に二箇師團が増強され

和十六年三月偶々我が松岡外相の訪獨伊に際しモスクワに於てかの日ソ中立條約が成立し世界を驚倒せしめた。此の條約の成立を契機に日ソ間の諸問題は遂次解決されんとする氣運を示し、前年以來中絶であつた日ソ通商協定並びに貿易及び支拂に關する協定が六月十日遂に妥結、調印を見るに至り、日ソ兩國は今後毎年六十萬圓の輸出入を見るものと期待され久しく杜絶されてゐた日ソ通商貿易に光明を投げかけたのであつたが、調印後僅か旬日にして獨ソ開戦となり、遂に協定は實行に移されず今日に至つてゐる。

獨ソ間の緊張

獨ソ衝突の可能性及びその諸様相については前述の通りであるが、その兩軍衝突の不可避を豫想せしめたのは昭和十六年四月ユーゴー問題が紛糾してからのことであつた。即ち四月五日ソ聯が反樞軸のユーゴー新政府と友好、不可侵條約を公然と締結してから獨ソの關係は著しく

た、又東部國境に對しても續々移動を行ひ、五月三十一日ドイツはルーマニヤ軍の動員を要求し、動員されたルーマニヤ軍は六月月上旬逐次ソ聯國境方面に集結された。五月下旬には獨ソ國境に對峙してゐた兵力數はソ聯側百十箇師團、ドイツ側百五十箇師團であつた。又バルカン地方にあつたドイツ軍もギリシヤ其他の守備を主としてイタリー軍にまかせ、獨ソ國境に移動しソ軍に比し優勢を保つに至つた。

併しソ聯側はドイツ軍の集結に對し嚴重な準備と警戒を拂ひながらも、ドイツ側から破局の前に何等かの要求が提示されるであらうとの期待を棄てなかつた、而してドイツの要求が如何に過大であるにせよ、獨軍も強豪ソ聯との開戦を希望せざるものとの觀測の下に交渉になつて局面を打開し得ると考へ、若し要求がソ聯にとつて到底受諾し難いものであつたら其時こそ一戰を決意しても遅くはないと考へてゐたようであつた。このソ聯首腦部の明察を缺いた判斷がドイツ側をし

て機先を制せしめるに至つたとも言へよう。

獨ソ遂に開戦

斯の如き経過を辿りつゝある間に遂に六月二十二日午前三時（日本時間午前十時）ヒトラー總統は突如として對ソ進撃命令を下した。歴史的な獨ソ戦はこゝに開始せられたのであるが、此の日午前五時半ゲツベルス宣傳相はヒトラー總統に代つて總統が國民に與へた對ソ開戦の長文の布告をラジオを通じてドイツ全國に放送した。此の歴史的なヒトラー總統の布告は左の通りである。

「ドイツ國民諸君！ 黨員諸君！ 余は月餘に亙る沈黙の後、諸君に對して遂に眞實を公言する事が出来る。一九三九年九月二十三日英國側がドイツに對して宣戦を布告したる時、歐洲に於ける諒解と進歩との如何なる萌芽をもその當時に於ける歐洲最強の國家に對する戦争によつて水泡に歸せしめんとする英國の常套手段が又も繰返されたのであつた。即ち英國は嘗て多くの戰

デマ部隊は、他民族をして彼等がドイツにより脅かされてゐる事を怠らしめることに汲々とし同時に是等の民族は世界大戰當時と同様に英國の保證と援助の約言によつてドイツに對して武器を執るの態度に出でさしめる動機をつくつたのである。英國は斯る手段によつて一九三三年の五月から八月に到る迄の間、世界に對しロシア、エストニア、ラトヴィヤ、フィンランド、ベツサラビヤ、ウクライナ等がドイツの脅威下にあると宣傳して來たのである。是等の國家のうち、多数が英國の言に乗せられ、英國が斯る宣傳と共に提出した保證約言を眞に受けたのである。斯くて彼等は反獨包圍陣の中に參加するに至つた。斯る情勢下に於て余は余の良心とドイツ國民の歴史の前に、英國の主張は偽りであるといふことを單に是等の國家や、その政府に對して保證する許りでなく、ドイツの國境の彼方の東歐洲最大の強國に對しても安心を與ふるべく、茲に嚴たる聲明を發するのを正しいと認めた。

黨員諸君！ これは余にとり更に辛い、又困難な行動であつたとは、此の秋、諸君は總て恐らく感ずる事と思ふ。ドイツ國民

争によつてスペインを撃滅し、後にはオランダを打破つたかくて英國は全歐洲の助力を得てフランスを征服し、今世紀の初めには一九一四年より一九一八年に至る世界大戰中ドイツを包圍した當時ドイツは只、内部的分裂によつてのみ降伏を餘儀なくされたのであつて、その結果は恐るべきものであつた。英國人は先づその周知の偽善的方法によつて彼等がドイツ皇帝とその政府に對してのみ戦ふものである事を聲明したのであるが、ドイツの軍隊が武器を放棄するや否や、着々とドイツ崩壊に手をつけ始めた。世の中にはドイツ人は二千萬人だけ多過ぎる、即ちドイツの人口は飢餓、疾病、國外移民によつて減少せられねばならぬといふ意味のことをいつたフランス政治家の豫言が文字通り實現された時、ナチス運動はドイツ國民の統一とドイツ復興の爲の準備を開始したのであつた。我國民はその貧窮と悲惨と屈辱の状態から再び立上つたのである。かゝるドイツの發展は英國に何等關係はなく、又何等脅威を感じしめる性質のものでもなかつた。ドイツに對する新たな包圍政策は直ちにドイツに對して燃上つた憎悪によつて生れたものである。ユダ

は嘗て一度もロシア國民に對し敵愾心を懷いた事はない。然るにモスコウのボルシェヴィキの指導者達は、過去二十年以上に亙り、單にドイツのみならず、全歐洲に放火せんと試みたのである。

之に反しドイツは未だ嘗てその國民社會主義的思想及び觀念をロシアへ移植せんとしたことはない。然るにモスコウのユダヤ・ポリシヅキの指導者達は我々ドイツ人並びに他の歐洲國民を單にイデオロギー的手段ばかりでなく、特に武力を以て彼等の支配を強制せんとする諸工作を放棄したことはないではないか。ロシア政體の行爲の結果たるや、混乱と悲惨と飢餓以外の何ものでもない。之に對し余は過去二十年の争闘中も正當なる方途より脱線したことは一度もない、又毫も妨害せず、ドイツの生産機構のため祖國に一の新らしい社會的秩序こそ單に失業問題を打開したに止まらず我労働者をしてその勞力の結晶の割前をより多からしめんと欲するものである。

我國民の經濟的、社會的新建設のこの政策は總ての階級制度を組織的に除去する事により、眞の國民共同體結成を目標とするものであるが、これが成功を齎らした事は

ヤ人、民主主義者、ポリシヅェヴィキ、反動主義者共は、ありと總ゆる手段を盡して新興大ドイツ國の建設を阻害し、ドイツ民族をして再び無力と悲惨のどん底に陥れんとする目的に邁進した。ドイツのほかにもこれら國際的謀徒の憎悪は、かの運命に幸ひせられず、その日々の糧を最も困難なる闘ひ、即ち生きんが爲の戦ひによつて得なければならぬ如き民族に對しても向けられたのであつた。殊に世界の資源の一部分にありつかんとするイタリと日本の正當な權利はドイツと同様全然否定されて終つた。事實是等の權利は公式に否認されてゐたのである。従つて是等の民族が結合したといふことは全世界に綱の目を張る富と權力の結社に對する一種の自衛手段に過ぎないのだ。

米國の外交問題審議委員會に於けるレオナード・ウッド大將の説明に従へば、チャーチル氏は既に一九三六年にドイツが再び強國となるであらうが故に、絶滅せられねばならぬと言つてゐるのである。一九三九年夏、英國は再び包圍政策の蒸返しにより、ドイツの壊滅に乘出す時機が到來したと思惟した。この目的の爲めに動員された

全世界に於ける唯一の事象である。

余は従つて只管深甚なる考慮を拂つた後、一九三九年八月外務大臣をモスクワに派遣し、英國の包圍政策に對する均勢を保たんと工作を施したのである。元來余がこの行動に出たのはドイツ國民に對する余の責任觀の然らしめたところである。之により余は特に恒久的關係調整を誘引し、犠牲を減少せんと希望したのであつて、然らざれば犠牲は我々に益々負ひ被さつて來たであらう。ロシアニヤ以外の前記の地域並びに諸國はドイツの政治的利害圈に包含されないといふことを、ドイツがモスコウで嚴肅に確認した際、同時に英國が對獨戦争に乘り出す場合に關し、特殊な協定が締結されたのである。

ナチス黨員諸君！ 余自身が充分願はしきものと思ひ、且つドイツ國民の利害の爲締結した本條約の齎らせる結果は、實際には頗る困難な、就中前述諸國內に生活してゐたドイツ人にとつては甚だ困難なものとなつて來た。

小農、手工業者及び労働者より成る五十萬人を遙かに超えるドイツ人男女が以前の郷里を殆んど夜を徹して立ち去らねばなら

なかつた。それは最初の日から限りなき苦惱を彼等に與へ、且つ早晚彼等を完全に剿滅すべき脅威を與へてゐた新政權から逃れんが爲であつた。然るに猶數千名のドイツ人は行方不明となつた。彼等が其後どうなつたかに就ては爾來一切手懸りが無い。そのうちには一六〇名に垂んとするドイツ國籍所有の男子も含まれてゐたのである。

余は之に對し一切沈黙するの他なかつた。蓋し究極する處、最終的に緊張を緩和し、且つ出來得べくんば獨ソ間の諸懸案を最終的に調整することが余の唯一の希望であつたからである。然るに未だ我軍のポーランド進軍中に既にソ聯首腦部は出し抜けてリスアニヤを要求し來つた。この要求たるや徹頭徹尾獨ソ不可侵條約に背馳するものであつた。ドイツ國は未だ嘗てリスアニヤ占領の意圖を有したことなく、又此種要求を同國政府に提出したことがなかつたばかりか、當時のリスアニヤ政府に獨軍のリスアニヤ進駐を要求する事すらも避けたのである。蓋し斯ることはドイツの政治目的には相應はしからぬ事と思はれたからである。それにも拘らず余はソ聯のこの新要求に應じた。然るに之はソ聯の飽くなき貪

慾を繰返す源となつた。ポーランドに於ける我軍の輝しき勝利の機會に余はもう一度英佛に對する平和提議を行つた。この提議は國際的戰爭挑發者の暗躍により拒絶せられた。當時既に斯る拒絶の原因は英國が相も變らず、バルカンとソ聯とを含むべき反獨歐洲聯盟の結成を可能なりとする希望を培つてゐた點に求めざるを得なかつた。

故に英國政府は決意してサー・スタッフ・オード・クリップスを大使としてモスコウに派遣した。同大使は萬難を排してソ聯の對英關係を再調し、親英的方向に展開すべき旨明確な命令を受けた。英紙はこの會議につき報道抑壓の論理的理由により禁止されざる限り報道を續けた。一九三九年秋及び一九四〇年年頭にはソ聯のフィンランド、バルト諸國に對する強壓行爲の最初の結果が現はれて來た。ソ聯政府はその行爲を同國政府は前記諸國を他國の脅威より防ぐと言つた實に笑止千萬な虚偽も甚だしい主張を以て理由づけた。然るに此の主張の對象はドイツ以外にはあり得なかつた。それは何れの他國も嘗てバルト地域迄達し得なかつた事實に見て明白である。然るにクレムリン爲政者はこれを以ても

ヤを割讓するよう勸告した。

然し乍らルーマニヤ政府をして獨伊兩國が調整の爲、乗出し抄くともルーマニヤの領土として残つた地域の不可侵を保障せざる限り、斯の如き措置に對する責任を自國民のみで引受けられないと信じた。

ドイツが一度び保障誓言を行ふ以上は必ず、それを遵守するものである以上、甚だ困難を伴ふものであるが、余は遂にこの困難なる措置を採る事を決意した。余は後刻余がこの重大なる責任を引受けた事によつてこの地域の平和の爲に盡したと信じた。然し本問題を決定的に解決し、常に我が東方國境に軍隊を増援集結して我方を壓迫せんとするが如きソ聯の對獨態度を明らかにせんが爲、余はモロトフをベルリンに招請した。ソ聯外相は兩國協定釋明のため左の四箇の質問を提出した。

一、モロトフの質問

ソ聯がルーマニヤを攻撃する場合、ドイツの對ルーマニヤ保障はソ聯に對しても向られるか？

。余の回答

ドイツの保障誓言は一般的のものであつて、ドイツは無條件に之に對し義務を負つ

猶満足するに至らなかつた。即ち一九四〇年初頭、ドイツが所謂友好條約の精神に則つて東部國境地域より其の兵力を大々的に撤退したのに反し、當時ソ聯兵力の集結は方に明白な對獨示威と見做さざるを得ない程、強化するに至つた。當時行はれたモロトフの發言によれば一九四〇年年頭にはバルト諸國のみでも既にソ聯の二十一箇師團の兵力が駐屯してゐた。

ソ聯政府は此の兵力は前記諸國住民の希望により派遣したものであると終始主張しつづけて來たにも拘らず、前記兵力駐屯の目的は對獨示威以外にはあり得る筈がなかつた。我軍が一九四〇年五月十日を期して西部佛英軍を目指し進發した時強力なるソ聯軍隊は我東部國境に於て常に脅威的態勢に出でた余はそれ故に一九四〇年八月以來、以前の戰爭に於て既に屢々兵火の爲に荒廢に歸した我東部地方を有力なるボルシェヴィキ軍隊の大集結の爲に之以上無防備に置くのはドイツの權益の爲に不可能だと認めた。この措置は英ソ協力により企圖せられた影響を及ぼした、即ち有力なるドイツ軍隊を東部地方に牽制し、その當時なほ西部戦線に使用中であつた飛行機の威力

てゐるものと認める。その理由はソ聯が我々に對しベツサラビア以外にはルーマニヤに於て何等關心を有してゐないと聲明したのに基くものである。北部プロヴイナの占領の如きは既にこの保障の違反であり、それ故余はソ聯が是以上ルーマニヤに對し企圖を有するものと思はなかつた。

二、モロトフの質問

ソ聯は復してもフィンランドの爲め脅威を受けてゐる。ソ聯は此上事態を隱忍せざるべく決意した。ドイツはフィンランドに一切の援助を與へず、且つ何よりも先づフィンランドを通過してキルケネス方面に進軍中のドイツ交替部隊を撤退せしむる用意を有するや

余の答辯

ドイツはフィンランドに對し今後共何等政治的關心を有するものではないが、萬一ソ聯がフィンランド民族に對し更に戰爭を仕掛けるならば、ドイツとしては最早耐え得ざるものである。況んやドイツとしてはソ聯がフィンランドから脅威を受けつゝあるとは到底信ずる事が出來ない。それに又ドイツ政府はバルト諸國に新らしき戰場が發生することを好まない。

もこれ以上はドイツ軍司令部でも保障し得ないのに鑑みて西部に於ける戰爭を早く終結せしめんとするに在つた。

之こそは更に英國の目的に合致するのみではなく、又ソ聯の政策にも合致するものであつたのであるが、その理由は英國は勿論、ソ聯も亦此の戰爭を出來るだけ長引かして、全歐洲を弱体化孤立の状態にしようとしてゐたからである。ソ聯はルーマニヤに對し、將に攻撃せんとする態度に出でたが、之は南東歐に於ける新しき重要な基地を獲得し歐洲大陸に於ける經濟生活の破壊を目的としたものであつた。ドイツは特に一九三三年以來、常に變らざる忍耐を以て南東歐諸國をその通商の相手國として獲得せん爲に努めて來た。我々はそれ故これら諸國の内情が鞏固になり、組織されるのに對し最大の關心を有してゐた。ソ聯のルーマニヤ及びギリシヤに對する進出は英國と密接なる關係を有して居り、これらの地域を僅かの期間内に一般的に戰場と化さしむる恐れがあつたのである。我々の從來の政策に反し且つこの情勢進展に關し責任を有してゐたルーマニヤ政府の懇請に對し余は平和の爲にソ聯の要求を認めベツサラビ

三、モロトフの質問
モロトフ自身、ソ聯がブルガリヤ王を退位せしむる意圖なしと誓約する場合、ドイツはブルガリヤに對する保障及びこの目的の爲、ブルガリヤへのソ聯軍派遣に賛同する用意を有するや？

余の答辯

ブルガリヤは獨立國にしてドイツ政府はブルガリヤがソ聯に對し何等かの保障を要請せる事實も乃至ドイツがブルガリヤから要請の依頼を受けたことも開知してゐない。更にドイツ政府はこの問題に關しては同盟國と協議すべきを必要と認めるものである。

四、モロトフの質問

ソ聯は事態の如何に拘らずダネルス海峽の自由航行を要求し、之が保護にダネルス海峽及びボスポラス海峽に重要據點數ヶ所を要求せざるを得ない、ドイツは此の種ソ聯側の意圖を是認せんとするや？

余の答辯

ドイツは常に黒海接護國の利益に鑑みモントルー條約を改訂せんことを欲してゐる、但しドイツは前記海峽岸の據點をソ聯が占領することは容認することは出来ない

國に於ける和平工作に反抗してドイツに敵對せんとする彼等の意圖を強化せしめんとしたものである。斯る對策の根柢をなすものはセルビヤ軍の動員を欲した處にあつて單なる精神的なものではなかつた。

余が此の時に及んでも尙語らざることをもつて一層よしとしてゐると、クレムリンの爲政者共は更に又一步を進めて來た。即ちソ聯がセルビヤ人をして反獨戰爭を遂行せしめんがために、同國にサロニカ經由によつて兵器、飛行機、彈藥、その他の軍需資材を供給すべき約束を與へたことに就ては、ドイツ政府は確たる證據文書を握つてゐる。而してこの事の行はれたのは、實に余自身が時局の平和的處理を希望して日本の松岡外相に對し同國の對ソ緊張の緩和方を助言したと殆ど同時であつた。

このソ聯とアングロ・サクソン側からの襲撃を失敗に歸せしめることの出來たのは、偏へに我が精銳部隊のスコブルエへの神速なる進撃並びにサロニカの疾風の攻略そのもののお蔭である。然るにセルビヤ空軍の將校等はソ聯へ逃げて同國で直ちに同盟國人として迎へられた。彼等はドイツを今年夏中は東南歐の戦闘に縛りつける積り

三。

ナチス黨員諸君！ 余が是等の質問に答へてゐた間中、余はドイツ國の責任ある指導者として、又歐洲文化及び文明の使命を帯びたる代表者として執ることの出來た唯一の態度をとつた。その結果、ソ聯は愈々反獨行動を増長せしむるのみであり、就中即刻ルーマニヤ國を内部より覆さんとする陰謀並びに宣傳工作によるブルガリヤ政府の地位を搖がんとする企圖を開始するに至つた。ルーマニヤ軍隊の混亂し、且つ未熟なる指揮官等の助けを藉りて同國內に一政變が企てられたが、それは同國指導者アントネスコ將軍の失脚を目的とし、且つ合法的政權を廢除し且ドイツの干渉を必然的に誘發すべき事態を醸成するために同國內に混沌状態を齎らさうとしたものである、それにも拘らず余は依然として之に對し黙守るをもつて最善とした。

斯る企圖が失敗に歸するや否や、ソ聯軍隊は復もやドイツ東部國境に増強せられた機械化部隊や落下傘部隊の國境方面に送られて來る數は愈々増大した。數週間前までは只一箇の機械師團も、それどころか唯一個の獨軍裝甲車も我東部國境に駐在してゐてあつたし、他方ドイツ國とイタリーとの息の根を止めんがために、ソ聯軍隊の進駐と、英國との密接な協力及び合衆國の支援を受けたる同軍隊の戰闘準備とを完成するつもりであつた本計畫を水泡に歸せしめることの出來たのは専らバルカンに於ける樞軸側の勝利によつてであつた。

斯の如くモスコウ政府は極めて卑劣な遣り方でもつて、かの友好條約を裏切つたのである。これら一切のことが行はれたのは實にクレムリンの爲政者等が、ルーマニヤやフィンランドの場合にやつたのと正に同じように、最後の瞬間に至るまで平和と友好との假面の下に維持せられ、且つ素朴な裝へる多數の聲明や否定をもつて欺瞞したのである。余は現在に至るまで四圍の事情に餘儀なくされて只管沈黙を守つて來たが、今や遂に余がこの上猶拱手傍觀するならば、それはドイツ國民及び全歐に對して一種の犯罪者となるべき重大なる瞬間が到來したのである。

現在我が國境には約百六十箇師團のソ聯軍が集結してゐる。既に數週間を通じて同地方は勿論、極北よりルーマニヤに至るまで國境侵犯事件の續出を見てゐる。ソ聯飛

なかつた事は我國軍民の齎しく知るところである。

總ゆる否認及び欺瞞工作にも拘らず明白たる英ソ間に此間締結されたる同盟關係の存在を示す決定的な證據が此上まだ必要とあれば、それはあのユーゴスラヴィヤの突發事件こそはその典型的なものと言つてよい。余がバルカンの終局的平和招來の爲、總ゆる努力を拂ひ、且つムツソリニ首相との諒解の下にユーゴスラヴィヤを招請して三國同盟に参加せしめんとしてゐた最中に英、ソ兩國は共同の陰謀により僅か一夜の中に當時既に對樞軸諒解の用意を有したユーゴスラヴィヤ政府を廢止するに至つたあの政變を計畫したのである。今日こそ我等はあのセルビヤ人の反獨暴動を煽つたのは單に英國だけではなくて、寧ろ主としてソ聯であつたといふことを我がドイツ國民に知らせることが出来る。

我々がこれに對しても未だ黙つてゐると、ソ聯の指導者等は更に一步を進めて來た。彼等は暴動を起させるだけで満足せずそれから數日後には周知の如き彼等の新しい忠僕共との協定を結んだが、これはセルビヤ人等をして、ドイツによるバルカン諸

行士は此の國境侵犯をもつて日常茶飯事の如く心得てゐるが、惟ふに右は彼等が同地方をその領土の如く感じてゐることを我に實證せんがためである。六月十七日より十八日に至る夜間もソ聯偵察部隊は再びドイツ領内に進出し、長時射撃の應酬の後、種く我方のため撃退された程である。此の程の進展が目下の瞬間を招來し、モスコウの猶太ボルシェヴィズムの本部に源を發する計畫に對し膺懲の手段に出でざるを得なくなつたのである。

ドイツ國民諸君！ 今や前古未曾有の大規模な軍隊移動が行はれつゝあるのだ。ナルヴィックに戰勝を博せる將兵はフィンランドの戰友と堅く手を握りつゝ、北極洋岸を占領してゐる。諸威に戰勝せる將軍の麾下にあるドイツ諸師團は同じ將軍の下にフィンランドの自由のために蹶起せる戰士と結束してフィンランドの國土を防衛しつゝあるのだ。東プロシヤより南はカルパチア山脈に至るまで前記諸師團はドイツの東部國境に沿つて待機してゐる。ブルート兩岸及ドナウ下流に沿つて黒海沿岸に至るまで獨羅兩國將兵はルーマニヤ主席アントネスコ將軍の指揮の下に堅く結束してゐる。此の

戦線の使命は最早各國の防衛にあらずして
實に全ヨーロッパ我等總ての安全の確保に
あるのだ、即ち今日余がドイツ國民の運命
と未來とを我が將兵の双肩に委ねべく決意
するに至つた所以は實にこゝに在るのであ
る。神よ、希くは此の偉大な戦に加護あら
ん事を。

斯してドイツに機先を制せられたソ聯
では二十二日午前五時半、シュレーレンベ
ルク駐ソ獨大使が獨ソ間に戦争状態が
存立する旨をソ聯外務人民委員部に通告
するや、即時、赤軍に反撃の命令を發
し、モロトフ外相は同日午後零時十五分
スターリン首相の委囑によるものと冒頭
して左の如き放送を行ひソ聯の直面した
重大時局に就て國民に訴へたのである。
なほ此時のモロトフ外相のラデオ演説は
其の聲調に顫ひを帯び悲壯なものがあつ
たと言はれる。

△モロトフ外相布告

「ソ聯邦の男女市民諸君！
ソ聯邦政府ならびに其の首席スターリンの
命により次の如く聲明す。本日（六月廿二

働者農民又は知識階級によりて我々に仕掛
けられたものではない。ドイツ國民が如何
に壓迫に苦しんでゐるかは、我々はよく知
つてゐる。今回の戦争はフランス人、チェ
ッコ人、ポーランド人、セルビヤ人、ノ
ルウエイ、ベルギー、デンマーク、オラン
ダ、ギリシヤ其他の諸國民を奴隷化せしめ
たる血に餓えたるドイツのフアツシヨ的支
配者一派の仕業である。ソ聯邦政府は我勇
敢なる赤軍及海軍ならびにソ聯空軍の豪毅
なる荒鷲が勇みて祖國ならびにソ聯邦國民
に對する義務を見事に遂行し、侵略者に潰
滅的打撃を與ふべしとの確乎たる信念をこ
ゝに表示するものである。

我國民が思ひ上れる敵の攻撃を蒙りこれ
と干戈を交ふるに立至つたのは今回が最初
ではない、嘗てナポレオンのロシア遠征に
對し我國民は祖國戦争をもつて、これに應
へナポレオンは一敗地に塗れて没落し去つ
た。我國に對し新なる進攻を宣言せる思ひ
上れるヒトラーも亦、必ずや同一の運命を
迎るであらう。赤軍ならびに我全國民は又
しても勝利を獲得すべく祖國のため、名譽
のため、自由のため今亦こゝに勝利の祖國
戦争を遂行せねばならぬ。

日）午前四時、ドイツ軍はソ聯邦に對し事
前に一點の抗議も行はず又宣戦の布告をも
行ふことなく、我國を攻撃し來り多數の地
點に於て我國境を襲ひ其の飛行機を以てツ
トミール、キーエフ、セヴァストポリ、
カウナス其他數箇の我が都市を爆撃し其際
二百餘名の死傷者を出した。又敵の空襲な
らびに砲撃はルーマニヤおよびフィンラン
ド領土入りも行はれた。

我國に對する此の未曾有の攻撃は文明諸
國民の歴史に其類例を見ない背信行爲であ
る。我國に對する今次の攻撃はソ獨間に不
侵略條約締結せられ居るにも拘らず、又ソ
聯邦政府は最も忠實に本條約の一切の條件
を履行し來りたるにも拘らず行はれたもの
である。我國に對する攻撃は該不侵略條約
の有効期間を通じてドイツ政府としては該條
件の履行上の問題に關しソ聯に對し只一回
の抗議をも提出せざりしにも拘らず行はれ
たものでソ聯に對するこの暴戻極まる攻撃
の全責任は全くドイツ・フアツシヨ黨政府
員が負ふべきものである。而して五時半に
至り、即ち既に攻撃を行へる後、モスクワ
駐在シュレーレンブルク大使はドイツ政府の
名に於て外務人民委員の余に對しドイツ政

ソ聯邦政府は労働者も農民も知識階級も男
子も女子も悉く我全國民が自己の義務に對
し、自己の勤勞に對し充分自覺ある態度を
執るべきを確信する我全國民は今や如何な
る時にも増して堅く一致團結するを必要と
する、赤軍、海軍ならびに空軍の必要とす
る一切のものを確保せんがため、敵に對す
る勝利を確保せんがため、我々各自は自分
に對しても亦他人に對しても眞のソヴェエ
ト愛國者に相應しき紀律と組織性とを要求
せざるを得ない。

ソ聯の男女市民諸君！ 政府は諸君に告
ぐ、我等の榮譽あるボリシエウイキ黨の周
圍に、我ソ聯邦政府の周圍に我が偉大なる
指導者スターリンの周圍に諸君の隊伍を更
に緊密に組め、正義は我等の側にあり、敵
は必ず粉砕せらるべし、勝利は我々の上に
あらん。

なほ同日（二十二日）午前三時デカノ
ゾフ駐獨ソ聯大使に對してはリツベント
ロップ獨外相の覺書が交付されたが、そ
れには對ソ戦争の理由として嚴しくソ聯
側の不法行爲を指摘難詰し、最後の一節
に於て何が故にドイツが起つに至つたか

府は赤軍諸部隊がドイツ東部國境に集結し
たるとの理由をもつてソ聯に對し戦争を開
始するに決した旨を通告し來つた。右に對
する回答として余はソ聯政府の名に於てド
イツ政府は最後の瞬間に至る迄何等の抗議
をもソ聯邦に對して行ふことなかりしこ
と、ドイツはソ聯邦の平和愛好の方針を無
視してソ聯を攻撃し來れるものなることを
従つてフアツシヨ國ドイツが攻撃者なる旨
を聲明して置いた。

余は更にソ聯邦政府の命により次の點を
言明せざるを得ない。即ち我軍隊および我
空軍は只一箇所に於ても國境侵犯を敢てし
たる事實なく、従つてルーマニヤのラツオ
が今朝恰もソ聯空軍がルーマニヤの飛行場
を襲撃せるかの如く放送したるは全然虚構
にして又挑發行爲である。

本日のヒトラー總統の宣言も亦ソ聯邦の
ソ獨協定不履行を非難するための材料を以
前の日附に遡つて捏造せんとする虚構且つ
挑發である。ソ聯に對する攻撃が既に開始
されたる現在、ソ聯邦政府は其の暴戻極ま
る攻撃を撃退し、獨軍を我が祖國の領内よ
り放逐すべき命令を我が軍隊に下した。
今次戦争は斷じてドイツ國民・ドイツ勞

の當面の理由を「ソ聯軍が何時にてもド
イツに對し積極的行動に出で得る態勢に
あることが明らかとなつた」からである
と述べ、ドイツが對英本土上陸作戦に没
頭してゐる間隙をねらつてソ聯がドイツ
の背後をつかんとする虞れのあつたこと
を示唆して居る。なほ同覺書の全文は左
の通りである。

△ドイツ外務省の對ソ覺書

「ドイツ國政府は明らかにドイツ國及びソ
聯の權益の調整を圖らんとする希望を以て
一九三九年夏季ソ聯と交渉を開始したので
あるが、一方國民主義に屬しこれによつて
來るところの權利と義務とを擁護する國家
と、他方世界革命を準備するコミンテルン
の一派に屬する黨派により支配され、國粹
國家の崩壞のために努力する國との間に諒
解を成立せしめる事は決して容易なる使命
でないことが明瞭であつた。それにも拘ら
ずドイツ國政府はソ聯との協力を決意した
のであつた。

ドイツ國政府はソ聯國內に於ける或種の
事件及び國際部門に於けるソ聯政府の或種

の措置の如きは此の原則から遠ざかり、尠くとも外國民族を崩壊せしむるが如き從來の方法を廢止するが如きは可能であるが如く確信したのである。茲に於て一九三九年八月二十三日不可侵條約が締結せられ、同年九月二十八日兩國間の國境及び友好協定が調印を見るに至つたのである。

事實、ドイツ國政府はソ聯との不可侵條約締結以來、そのソ聯に對する政策の根本的改革を斷行し、爾來ソ聯に對して極めて友好的態度をとつた。ドイツ國政府がソ聯と締結した條約の字義は勿論精神に於ても忠實に履行した。そのみならずドイツ政府は自らの血を流してポーランドを征服し、ソ聯建國以來の外交的大成功に援助したのであつた。従つてドイツ政府がソ聯のドイツ國に對する態度も亦同様であらうと信じたのは當然であつた。ドイツ政府は此の想像が根本的に間違つてゐたのを遺憾作ら早くも認むるに至つた。

事實上、コミンテルンは條約締結後各部門に互り又もや活潑に活動を開始した。此の活動は單にドイツ國內に於てのみならず、ドイツと親善關係を有する諸國或は中立及びドイツ軍に占領せられた歐洲の地域

にまで及んだ。條約に公然と違反するのを避ける爲、此の方法に手を變へ極めて用意周到にして且つ狡猾極まる偽裝が行はれた。ゲー・ペー・ウー長官クリロフは此の目的の爲の組織的教育を指導した。ソ聯の外交官、特にブラーグに於る總領事館は之に對し貴重な援助の役割を演じた。コミンテルンの總ゆる崩壊工作及び間諜行爲に關しては廣汎に互る證據文書及び資料書類が現存してゐる。專屬の實驗室内でサボター・ジュエの爆弾及び焼夷彈を製造するサボター・ジュエ團が組織された。斯の如き陰謀は尠くとも十六隻以上のドイツ船舶に對し實行された。

又、ソ聯在住のドイツ人が本國歸還に際しては彼等を極めて陋劣な方法でゲー・ペー・ウーの目的の爲めに獲得するのに利用した。ドイツ國以外の歐洲に於て行はれたソ聯の破壊工作に關して言へば、殆んど總ゆるドイツと友好關係にあるか、又はドイツにより占領された諸國に及んでゐた、例へばルー・マニヤ國內ではソ聯から持ち込まれた宣傳ビラにより同國內の總ゆる困窮状態はドイツの責任だと誣ひられてゐた。一九四〇年夏にもユー・ゴー・スラヴィヤに

つてゐるロシア國民の聲に従はずして、ボリジエウイストの二枚舌による舊來の政策を踏襲し、よつて自ら重大責任を背負ひ込んだのである。ソ聯の政策は専らモスコウの兵力を北は北氷洋から南は黒海に至る地域に互り西方に向け進撃せしむるにあつた。この政策の發展はユストニヤ、ラトヴィヤ、リスマニヤとの所謂相互援助條約の締結によつて開始された。ソ聯の次の手はフィンランドに向けられた。其後數ヶ月を出でずしてソ聯はバルト海諸國に立向つた。就中リスマニヤ全國、即ち依然としてドイツの勢力圏に屬してゐた地域迄が一九四〇年六月十五日一片の最後通牒を以てドイツ國政府に對し何等通告もなくソ聯により占領された。

ドイツ軍の對佛、英西部戦争が未だ終了を見ざる折柄早くも對バルカン進出は行はれてゐた。ソ聯政府がモスコウ交渉に際し、ソ聯としては絶対にベツサラビヤ問題に手を出す意思なき旨聲明せるにも拘らず、六月二十四日に至りドイツ政府は、ソ聯政府よりソ聯はベツサラビヤ問題を武力で行使して解決すべく決意せる旨通告を受け要求は更にブコヴィナに迄擴大を見るに

於て、ツヴェトコヴィツチ政權とベルリン及びローマ政府との間に結ばれた條約に對して抗議せよと呼掛けた宣傳ビラが撒かれた。アグラムに於ける或る集會に於ては全南東歐がソ聯の保護領と稱されて、それはやがてドイツ武力の弱体化を希望し、延いてドイツがソ聯に所屬すべきものとされた。

ベルグラードのソ聯公使館ではソ聯から持ち込まれた斯る宣傳の證據文書が獨軍部隊の手に入つた。ハンガリーでは此種宣傳は就中ルチニア地方の住民を煽動した。反獨使喚の特に活潑に行はれたのはスロワキヤ及びフィンランドに於てであつた。佛、白、蘭の諸國では反ドイツ守備軍使喚が行はれた。ドイツ民政治下ポーランドでは特に巧妙な假面の下に、斯る使喚が行はれた。ギリシヤが樞軸軍によつて占領されるが早いか、其處でもソ聯は直ちに宣傳に取かゝつた。ブルガリヤでは三國同盟参加に反對の宣傳及びソ聯との保障條約支持の宣傳が行はれた。ルー・マニヤでは鐵衛國內での宣傳により及び同團指導者、就中ルー・マニヤ人グロツアを操つて今年一月二十三日の叛亂計畫が行はれたが、その背後にはモスコウ・ボリジエウイストの手が動いて

至つた、よつてドイツ政府は、ドイツに援助を乞ひに出たルー・マニヤ政府に對し讓歩を説き更にベツサラビヤ、北部ブコヴィナをソ聯に割譲するよう勸奨した。

ソ聯のバルカン進出により俄然同地方の領土的問題は擡頭を見るに至り、特にウイソ仲裁會議後の如きは反獨政策の空氣は愈々悪化するに至つた。既存の證據材料は最近ベルグラードで発見された一九四〇年十二月十七日附モスコウ駐在ユー・ゴー・スラヴィヤ武官の報告書により確認を見るに至つた。同原文は左の通りである。

『ソ聯筋の供述によれば空軍、戦車、砲兵の整備は今次戦争の經驗に基き、目下全力を擧げて整備中にして、その大部分は一九四一年八月迄には完了の見込みである。惟ふに右は時間的に最小限度にてそれ迄の間はソ聯外交政策に表面何等變化を來さしてはならぬ。』

バルカン問題に關するソ聯側の非友好的態度にも拘らず、ドイツは更に繰返しソヴェート社會主義聯邦と諒解を遂げんことに努力し、ドイツ外相はスターリン宛書翰中にモスコウ交渉以後のドイツ政府の外交政策に關し廣汎な解説を試み、モロトフの

至つた、よつてドイツ政府は、ドイツに援助を乞ひに出たルー・マニヤ政府に對し讓歩を説き更にベツサラビヤ、北部ブコヴィナをソ聯に割譲するよう勸奨した。

ソ聯のバルカン進出により俄然同地方の領土的問題は擡頭を見るに至り、特にウイソ仲裁會議後の如きは反獨政策の空氣は愈々悪化するに至つた。既存の證據材料は最近ベルグラードで発見された一九四〇年十二月十七日附モスコウ駐在ユー・ゴー・スラヴィヤ武官の報告書により確認を見るに至つた。同原文は左の通りである。

『ソ聯筋の供述によれば空軍、戦車、砲兵の整備は今次戦争の經驗に基き、目下全力を擧げて整備中にして、その大部分は一九四一年八月迄には完了の見込みである。惟ふに右は時間的に最小限度にてそれ迄の間はソ聯外交政策に表面何等變化を來さしてはならぬ。』

バルカン問題に關するソ聯側の非友好的態度にも拘らず、ドイツは更に繰返しソヴェート社會主義聯邦と諒解を遂げんことに努力し、ドイツ外相はスターリン宛書翰中にモスコウ交渉以後のドイツ政府の外交政策に關し廣汎な解説を試み、モロトフの

の措置の如きは此の原則から遠ざかり、尠くとも外國民族を崩壊せしむるが如き從來の方法を廢止するが如きは可能であるが如く確信したのである。茲に於て一九三九年八月二十三日不可侵條約が締結せられ、同年九月二十八日兩國間の國境及び友好協定が調印を見るに至つたのである。

事實上、コミンテルンは條約締結後各部門に互り又もや活潑に活動を開始した。此の活動は單にドイツ國內に於てのみならず、ドイツと親善關係を有する諸國或は中立及びドイツ軍に占領せられた歐洲の地域

にまで及んだ。條約に公然と違反するのを避ける爲、此の方法に手を變へ極めて用意周到にして且つ狡猾極まる偽裝が行はれた。ゲー・ペー・ウー長官クリロフは此の目的の爲の組織的教育を指導した。ソ聯の外交官、特にブラーグに於る總領事館は之に對し貴重な援助の役割を演じた。コミンテルンの總ゆる崩壊工作及び間諜行爲に關しては廣汎に互る證據文書及び資料書類が現存してゐる。專屬の實驗室内でサボター・ジュエの爆弾及び焼夷彈を製造するサボター・ジュエ團が組織された。斯の如き陰謀は尠くとも十六隻以上のドイツ船舶に對し實行された。

ベルリン招請に關してはモロトフの訪獨中ドイツ政府はソ聯が樞軸三國及び特にドイツとの友好的現實協働にはドイツがその代償としてソ聯の要求を容れざる限り、參畫の意思なき事を確認せざるを得なかつた。代償とはソ聯の北歐及び南東歐進出といふことであつた。モロトフがベルリンに於て提出せる要求はその詳細を覺書の形式で發表された。要求の一部として、萬一トルコが長期租借を指してソ聯側が努力しつゝあるソ聯空軍基地及びダルダネルス海峡におけるボスホラス海軍基地創設を拒絶するが如き場合は獨伊兩國はトルコに對し、これが要求貫徹にソ聯の措置に便乗すべき旨が含まれてゐる。ドイツ政府としては三國同盟締結諸國との協同の前提條件としてソ聯より提示せる斯るソ聯側の要求を容認することは不可能であつた。

右覺書は更にソ聯側がドイツ軍バルカン進駐直後、ブルガリヤ政府に宛てた非友好的聲明を想起した後、さらに四月五日附セルビアのシモヴィッチ非合法政府との友好條約をも想起し、以下左の如く述べてゐる。

原文『合衆國ウエルズ國務次官は如何にも

パウ市を攻略、翌七月一日にはラトヴィヤの首都リガ市を陥落せしめ、此間捕虜としたソ聯將兵は合計實に四十萬以上と發表されたのであるが、斯る獨軍の猛進撃に祖國の運命を背負つて立つたスターリン首相は七月三日國防委員長の資格をもつてラヂオを通じて全ソ聯國民に呼びかけ獨軍の猛進撃を報告すると共に祖國の危機に際し國民の蹶起を要望したのである。其の演説の要旨は左の通りである。

「同志よ、市民よ、兄弟達よ、姉妹達よ、陸海軍人よ、余は今諸君に呼びかける。六月二十二日獨逸軍によつて我祖國に對し開始されたる不信なる軍事的攻撃は目下引續き行はれてゐる。赤軍の英雄的抵抗に依り獨逸の最優秀師團並に最優秀空軍は既に打破られたにも拘らず、獨逸軍は進撃を續け新部隊を攻撃に参加せしめてゐる。即ちヒットラーの軍隊はリスアニアを占領しラトヴィヤの大半、白ロシアの西部、西部ウクライナの一部分等の占領に成功し、又獨逸空軍は爆撃機の作戦範圍を擴大しムルマン

満足げな口吻でソ・ユ條約は場合によつては重要極まる意義を有するに至るべく、恐らくは友好條約とか不可侵條約以上のものである。』

ソ聯政府はその政策の眞意を隠蔽せんとして種々試みたが失敗した。是に關するものには例へば數週間前に行はれたノルウェー、ベルギー、ギリシヤ及びユーゴの諸公使の追放、クリップス駐ソ英大使とソ聯政府との諒解の下に行はれた獨ソ關係に關する英國新聞の完全なる沈黙及び獨ソ關係は全く常態であるかの如く傳へた最近發表されたタス通信社の否認の如きは皆是れである。

ソ聯の反獨政策は軍事方面に於ては、總ての出動し得べき軍隊を北はバルト海より、南北海に至るまでの長き前線に續々集中せしめて續行した。ドイツが全力を擧げて西部戦線に於て佛國と戦闘し、東部には極めて微力な獨軍しか配置出来得なかつた時、ソ聯軍司令部は有力なる部隊をドイツの東部國境及びルーマニア方面に集結した。

ドイツ軍總司令部は本年初め以來、ドイツ外交首腦部に對し、ソ聯軍の積極的進軍

スク、オルンク(白ロシア)、モギレフ、スモレンスク、キエフ、オデッサ、セバストポール等を爆撃してゐる。我々の國の上には大なる危険がかゝつてゐる。

光輝ある赤軍が若干の我が都市及び地方をどうして獨軍に引渡すやうな事になつたか、又獨のファシスタ部隊はファシスタ宣傳員が誇らしげに絶えず宣傳する如くに眞に無敵であらうか、否勿論之等は否と言ひ得るのである。歴史は何れの國に於ても全く不敗の軍隊と云ふものが存在せず、又存在しなかつたことを示してゐる。ナポレオン軍は無敵と思はれてゐたが、之とても露・英・獨によつて完全に破られた。カイゼル・ウイヘルム二世の獨軍も第一次帝國主義戦争の時にあつては、やはり無敵軍と見られてゐたが同じくロシア並に英佛聯合軍によつて潰滅されてしまつたのである。同じことは今日の獨軍についても言はれねばならない。この軍隊は歐洲大陸に於ては未だ強力な抵抗を受けたことがないが、我々の領土において初めて強力な抵抗に遭つたのである、そして若しこの抵抗の結果獨ファシスト軍の最優秀師團が赤軍によつて撃破されたならば、之はナポレオン

を屢々指摘した。ドイツ軍總司令部の此の情報に就ては後日その詳細が公表せられる筈である。最近數日間の觀察の結果、ソ聯軍が何時でも積極的行動に出得る立場に在ることが明らかに分つた。現在英國から入手せられる情報によればクリップス英大使がソ聯とより密接な協力をなす爲交渉中であり、従來常に反ソ態度を持してゐたピヴァブルク卿が全力を盡してソ聯を援助し米國に對しても同様な行動に出得るよう要求してゐるとの事であるが、これによつて見れば彼等がドイツ國民を如何なる運命に陥れんと欲してゐるか明かに分る。

△スタリーンの演説

六月二十二日早曉、ドイツ軍の進撃が開始せられるや、南部戦線の獨羅聯合軍は同日直ちにソ羅國境ベツサラビヤ深く進入、二十四日には舊ポーランド國境ブレスト・リトウスク、ウイナおよびコヴノの三市を早くも占領し、怒濤の如き進撃をつづけたドイツ軍は三十日レンベルク市の城頭高くハーケンクロイツ旗を掲げ、北部戦線でも同日バルト沿岸の

ヤウイヘルム二世の軍隊と同じくこの軍隊も亦撃破され得るし、又されるだらうといふことを意味することならう。

然るにも拘らず我が領土の一部が獨軍によつて占據されたのは、事實を言へば獨逸の軍隊は戦時下にあるため既に充分動員されて居り、ソ聯國境に持つて來た百七十個師は完全な準備を整へて行動開始の命令を待つてゐたのであつた。之に反してソ聯軍は現在なほ兵力を動員して前線に送らねばならぬ状態である。

獨逸が全世界から侵略者と看做されるであらうことを無視して一九三九年にソ聯との間に締結した不可侵協定を突如として裏切り、之を蹂躪する舉に出たといふことは決して輕視し得ざるところである。

不可侵協定は兩國間の平和條約である、獨逸が一九三九年我々に提示したのは平和の協定だつたのだ。平和條約は平和を愛好する國の領土主權、獨立及名譽を直接にも間接にも侵害するものであつてはならぬといふことである。周知の如く獨逸の不可侵協定は正しくかくの如き協定だつた。

然らばソ聯は獨逸との不可侵協定締結によつて何を得たか、我々は一年有半に亘つ

て國土の平和を保證し、また獨逸が協定を無視してソ聯を攻撃する危険がある場合之を撃退すべき自國の軍備を整備する機會を得たのである。之は確かに我々にとつての利益であり、獨逸にとつての不利益であつた。獨逸は條約を背信的に蹂躪してソ聯を攻撃することに依つて何を待たか、そして何を失つたか、獨逸の得たるところは一時的にその軍隊のため若干の有利な地位を得たに過ぎないが政治的には獨逸自身を血に飢えた侵略者として全世界に暴露することによつて獨逸は損失をしたのである。

獨軍の一時的な軍事的利益が結局一つの挿話に過ぎないことになることは疑ふべくもないであらう。一方ソ聯の政治的利益は莫大であり、之れ獨ソ戰に於ける赤軍の決定的勝利を齎すべき基礎として極めて重要な要素である。之こそ我勇敢な全陸海空軍、全ソ聯人民、而して歐洲、米國、亞細亞の全有識者並に獨逸の背信的行為を非難しソ聯に同情を寄せてゐる獨逸の全有識者がソ聯政府の行動を承認し、ソ聯の措置が適正なもので獨逸は敗北しソ聯は必ず勝利を得るものと見てゐる所以である。

強ひられた今回の戰爭により敵ファシス

ト・ドイツとの死闘を展開するに至つた我軍は現在戰車と飛行機とを以て齒の先まで武装した敵に對し英雄的抗戰を行つてゐる。赤軍及び海軍は幾多の困難を克服して自己を犠牲としソ聯領土の一寸をも敵に渡さざるため闘つてゐる。今や赤軍主力は無数の戰車及び飛行機を裝備して行動に移らんとしてゐる。赤軍の將兵は比類なき勇猛心を發揮しつゝある。敵に對する我々の抵抗は次第に威力を發揮しつゝあり。

ソ聯全人民は赤軍と腕を組んで祖國の防衛に立ちつゝあり、我等が祖國を蔽ふ危険を除去するには如何なることが必要か、又敵を撃滅するには如何なる措置が必要であるか、就中ソ聯人民が祖國を脅威する差迫れる危険を認識し、一切の自己満足、輕卒等を棄てることが緊要である。平和的建設的勞働の氣分は戰前には極めて自然であつたが、背景の一切が根本的に變化した今日では致命的なものである。敵は我々の汗を以て潤した土地を奪ひ、我等の勞働によつて獲得せる穀類と石油を奪はんとしてゐるのだ。

更に敵は地主の支配やツァーリズムを回復せんとし、ウクライナ、白ロシア、リト

ニア、エストニア、ウズベク、タター、モルダヴィア、ゲオルゲア、アルメニア、アゼルバイジャン其の他のソ聯自由人民の國民的文化及び現狀を破壊し、之を獨逸化して獨逸王侯貴族の奴隸としようとならぬのだ。かくの如く今回の戰爭はソ聯及びソ聯人民にとつて死活的戰爭であり、ソ聯人民が自由を維持し得るか、將亦奴隸となるかの關ヶ原である。

我々の陣營には不平をいふ者や臆病者、

恐慌誘發者、脱走者があつてはならない。ソ聯人民は闘ひに臨んで怖れず自由のための愛國的戰爭、獨逸の奴隸化に對する我々の戰爭に自己を犠牲にして参加しなければならぬ。ソ聯の偉大なる創始者レーニンは常にソ聯人民の主たる美德を我々の敵に對し協力して闘ひ、而も勇敢に怖れず闘ふことであらねばならぬと云つた。

我等の諸組織の全部は直ちに戰時體制の下に再編成しなくてはならない。總ては前線の利益と敵覆滅の事業のために犠牲にされねばならぬ。ソ聯共和國聯邦國民は敵に對して奮起し、其の權利と土地を防衛しなくてはならぬ、赤色陸海軍全ソ聯國民は一致してソ聯の寸土々々を防衛し、我等の

町、村の防衛のため最後の血の一滴まで注ぎ、我國民が生れながら有する勇敢なる創意と叡智を發揮しなくてはならない。

我等は全力を擧げて赤軍を支援し、其の構成分子を強化し、その必要とする總てを確保しなくてはならない。我々は赤軍の背後を強力にせねばならぬ、我々の仕事はすべてこの一點に集中し、全産業は更に高度の生産力を動員して小銃、機關銃、大砲、銃彈、爆彈、飛行機を生産しなければならぬ。我々は工場、發電所、電信電話施設の防衛を組織化し全土に亘つて力強く防衛組織を備へねばならぬ。

我々は敵が奸智に長けたる部隊なることを銘記し、すべての貨車は之を撤去し一輛の機關車車輛は素より一封度の小麥、一ガロンの燃料と雖も之を敵軍の手に残してはならぬ。コルホーズからは總ての家畜、凡ての穀物を安全なる場所に運び、地方當局者は欺瞞と宣傳と虚偽の流説に迷はされてはならぬ、我々は之等一切のことを想起し犠牲に對して意氣阻喪してはならぬ。

恐慌の煽動に乗り臆病となる者こそ、祖國防衛を妨害するものであり、斯る國民は何人と雖も即刻軍法會議に附するものであ

る。假令餘儀なく退却する場合に於ても後方に通ずる輸送機關、貴重な財産を始め撤去することの不可能な非鐵金屬、穀物、燃料の如きものは遲滞なく完全に、之を破壊する必要がある。敵占領地方では歩騎兵によるバルチザン部隊を組織しなくてはならない。敵軍と戰闘のために牽制部隊が組織されなくてはならぬ、至る處でゲリラ戰を醸成し橋梁、道路、電信電話線を破壊し森林、倉庫、運輸機關を焼却しなくてはならない。被占領地域を敵とその共犯者にとつて堪へ得ざる状態に陥れなくてはならぬ、その凡ゆる手段を齟齬せしめることに努力すべきである。

獨逸との今回の戰闘は尋常普通の戰爭と考へてはだめだ、今次の戰爭は二つの軍隊の戰爭であると同時に全ソ聯邦國民の獨逸に對する戰爭であるからだ。

此の戰爭に於て我々は孤立無援では無い、この偉大なる戰爭に於て、我々はアメリカ及び歐洲國民の中に忠實なる聯合國を有して居るのみならず、専制獨逸政府の下に奴隸化された獨逸國民を有するのである。

今次の戰爭は自由維持奴隸反對のファシ

スト軍の鐵蹄下に奴隸化される脅威に對して奮起した所の共同戰線の戦ひである。此の點に於てチャーチル英首相のソ聯邦援助に關する言明及びアメリカ合衆國政府の我が國援助用意の聲明は歴史的なものであり、ソ聯邦國民の胸奥を感謝の念で満たした、我々の軍隊は無敵である、敵軍は我が我軍の價値を自らの損害によりて學び知るであらう。赤軍數千の勞働者集團農夫、そして知識階級、之等の者は一致團結して侵略者との戰闘に立ち上りつゝあり。

モスクワ、レニングラードの工場従業員は既に赤軍支援のため總動員の組織を結成したのである。

此の總動員組織は敵軍侵入の危険に瀕する凡ての都市に結成されねばならぬ、全勞働者は我々の自由と名譽と、そして祖國を獨逸との愛國的戰爭に於て防衛すべく立ち上らねばならぬ、ソ聯國民の軍隊の急速なる動員を促進し不信にも祖國を攻撃し來つた敵軍を撃退するために我々は國防委員會を組織し、一切の權限を其の手に委ねたのである。

國防委員會は今や、其の活動を開始し、ソ聯陸海軍に獻身的支援を與へ、敵を撃滅

し以て勝利を確保すべくレーニン・スターリンの黨、ソ聯政府の下に馳せ参せんとする全赤軍や、我々の英雄的ソ聯軍とそして光榮あるソ聯海軍を支援するために、我等の全力、我が國民の凡ての力は敵殲滅のため注ぎ盡さねばならぬ。」

開戦と國際關係

ソ聯は獨ソ開戦の直前、獨ソ關係の逼迫説が流布さるゝや、右風説をもつて英米側戦争放火者の惡質な宣傳であると稱してゐたが、いよく開戦となるや俄かに對英米接近政策を露骨にした。これに呼應し英米側も好機到れりとなし、チャーチル英首相は早速開戦當日の二十二日「自分は過去二十五箇年間を通じて終始共產主義には反對して來た」が「ドイツと戦ふものはすべて我々の味方である」と對ソ援助の態度を明らかにした。獨ソ開戦こそ苦難の極にあつた英米陣營にとつては「惡魔といへども味方」であつた。斯して英國はマクファアレン陸軍中將を團長とする軍事使節團と、ローレンス・

カドベリーを團長とする經濟使節をクリップス駐ソ大使と共にモスクワに派遣し一行は六月二十七日到着直ちに活動を開始した。

一方、ソ聯側からも七月八日參謀次長ゴリコフ中將を首班とする陸海空軍軍事使節團をロンドンに派遣した。

七月十二日早くもモスクワに於てはモロトフ外相と、クリップス英國大使との間に英ソ共同動作に關する協定が調印された、その内容は左の通りである。

- 一、相互に多角的援助を爲すこと。
- 二、孰れの締約國も單獨媾和を行はな

こと。

次いで八月十六日には貿易、信用及び清算に關する協定がモスクワにおいて成立し、九月中旬には英空軍の一部數箇中隊がソ聯に到着した。

他方米國も英國に追隨して六月二十四日ルーズヴェルト大統領は對ソ援助の誓約を爲し、米國內に凍結中のソ聯資金四千萬ドルの解放を行ひ、七月三十日にはホプキンス武器貸與計畫局長官がルーズ

ヴェルト大統領の個人的代表の資格で空軍關係の將校と共にモスクワに派遣された。

ソ聯側もゴリコフ中將及びレエビン工兵大將を首班とする軍事使節團をワシントンに送り（七月二十六日到着）物資の購入と米國製軍需資材の對ソ供給促進其他の件に關し米當局と會談した。其他飛行家四十七名は九月上旬モスクワより米國に飛來し、飛行機の購入と空輸に當ることゝなつた。そして八月二日には米ソ通商協定の延長に關する公文が交換され、米國はソ聯の注文に對しては優先權を與ふることゝなつた。

八月中旬に於けるルーズヴェルトとチャーチルの洋上會談は世界に種々話題を投げたが、兩者は對ソ援助の方法について打合せを遂げた結果、スターリン宛の共同書翰を送つて軍需品の供給を約すると共に、戦争に必要な資材の計畫的配分について協議するため英米ソ三國代表者の會議を速かにモスクワに開催したいとの申入れを行つた。ソ側はこの提案に同

意し三國會議は九月二十九日から十月一日迄モスクワに於て開催された。其時のソ側首席代表はモロトフ外相で、ウオロシロフ、ミュン等も顔をつらね、英國側はビーヴァブルック軍需相が首席代表であつた。

この會議の觸れ込みは華々しかつたが、收獲は貧弱で大體バーター貿易に關する協定の範圍を大して出てゐなかつた。なほ米國の對ソ軍需品輸送路として北方ムルマンスク、アルハンゲリスク經由のものと、近、中東經由のものと、極東經由のものが選ばれた。九月に入つて航空用ガソリンその他の軍需資材が浦鹽に續々入港するに至つた。

開戦と共にソ聯は前述の如く英米との聯契を強化して單獨不媾和の申合せをなし、又日本、トルコその他の中立國に對しては極力刺戟しないように努めると共に對ソ參戰した樞軸國その他親獨的諸國の内部攪亂に腐心したのである。これは開戦後、間もなくイタリア、ルーマニア、スロヴァキヤ、ハンガリー、フィンラン

ド等の樞軸諸國の參戰を初め、かねて親獨的な一聯の國々スペイン、フランス、クロアチヤ等もソ聯と斷交し、或は義勇軍を派遣したりして對ソ十字軍擴大の虞れがあつたからである。

なほ開戦に關する樞軸諸國の動向を迎ればイタリアは獨ソ開戦について豫めドイツ側より通報を受けてゐた模様であるが、六月二十二日早朝、駐伊ソ聯大使ゴレルキンに對し同日午前五時半よりソ聯と戰爭状態にある旨通告した。その後ドイツよりバルカン占領地域における警備の任を引つくと共に装甲部隊その他を對ソ戦線に派遣した。

ルーマニアは二十二日午前零時總動員令を發し、同日アントネスコ將軍が自ら總司令官となつてドイツ軍と共にベッサラビヤ方面より進撃を開始した。その目的は前年六月末ソ聯に併合されたベッサラビヤと北ブコヴィナの失地恢復するた

る。

ハンガリーは二十三日ドイツ側に立つて參戰を決意、二十七日「ソ聯は國際法に違反してハンガリーに對して頻々たる空襲を行つてゐるためにソ聯と戰爭状態に入るの止むなきに至つた」と聲明した。

スロヴァキヤも二十四日早朝より對ソ進撃を開始した。

リスアニアは二十三日開戦當日突如反ソ、親獨クーデターが行はれ、ラヂス・スキプラを首班とする新政府が樹立され、新政府は「リスアニア人はポリシェヴィズムの桎梏から脱するために起ち、友好的態度をもつてドイツ軍を迎へよ」と宣言した。

デンマーク政府は二十七日ソ聯との外交關係を斷絶したが、同國政府は依然非交戰國としての政策を維持する旨確言した。

フィンランドは二十五來援中のドイツ部隊と協力して自國軍隊をソ芬國境よりソ聯に向つて進撃させるよう命令を發

し、九月中旬にはハンゲ租借地と數箇の島嶼その他を除いて大體その失地を恢復した。

スエーデンは開戦後直ちに嚴正中立の方針を決定したが、二十四日陸海空軍の豫備兵全員召集し萬一の場合に備へ二十六日一箇師團を越えないドイツ軍部隊がスエーデン領を通過してノルウェイよりフィンランドに赴くことに同意した旨を發表したが、これは唯一回限りであつた且つ嚴重な制限を附してあつた。

フランス政府は在佛ソ聯外交其他の機關が安寧秩序に有害な行動を採つたことを理由として六月三十日ソ聯との國交を斷絶し、ソ聯關係の資金を凍結し、ソ聯人を一齊に檢擧した。又、七年一日政府はフランス義勇兵の反ソ戰參加を認むる旨を公表した。

スペインは「青色師團」なる名稱を附した義勇軍を組織し對ソ戰線に送つたが、この師團は冬季防衛戦に入るに及んで歸國した。

トルコは二十三日獨ソ開戦と同時に逸

早く中立を宣言し、從來の如くヨーロッパ戰爭に對する中立政策を堅持する方針であると聲明し同時に東部國境方面に軍隊を派遣した。

ブルガリヤは屢々ソ聯機によつて爆撃され、又ソ聯落下傘部隊が降下したことに對しソ聯に抗議し、ソ聯はブルガリヤがドイツと共に對ソ攻撃の準備をして居り、且つ黒海よりするドイツ軍の攻撃の基地となつてゐると稱してブルガリヤに抗議する等のがあつたが、現在なほ中立を維持してゐる。

獨ソ戰の経過

六月二十二日早曉、ヒトラー總統の對ソ進撃命令とともに、ドイツ軍は一齊にソ聯領に向つて進撃を開始し、先づ制空權獲得の目的をもつて全力をソ聯航空基地の爆撃を行ひ、地上部隊はフィンランド方面、バルト三國方面、ポーランド正面、ベツサラビヤ方面共に攻撃進展し、開戦以來約一週間で舊ソ聯領との國境線にまで移動した不意を打たれたソ聯軍も

ドイツ軍が嘗て經驗しなかつた程の頑強な抵抗振りを發揮したが、優勢なドイツ空軍、機械化部隊の組織的攻撃の前にはソ聯軍も逐次壓倒され一週間にして舊ソ聯領國境の要線（所謂スタリン線）もミンクス附近において突破され、爾來獨軍の進撃物凄く開戦第一ヶ月日の終りに七百五十キロもソ聯領内深く進入し、鹵獲砲四千五百門、捕虜五十萬に達する戦果を擧げ、ドイツでは此の月を「巨大な敵領土占領の月」と呼んでゐる。

開戦第二ヶ月目の特徴はレンングラー方面と、ウクライナ方面への新作戦であつたが、第三ヶ月目の特徴はアゾフ海の制壓とボロゴエ方向からモスクワ方面への攻撃であつた。此の月の終りまでに獨軍及び其の同盟軍に占領されたソ聯領土はその廣さにおいてアルザス、ローレン、ルクセンブルグ、チェッコ保護領、ポーランド總督統治領を合したドイツ國と稍や同一の面積（即ち朝鮮、臺灣、南樺太を含めた日本の廣さに略々比敵す）に達したのである（以上後掲戦況参照）。

十一月の獨軍第二次モスクワ大攻勢に對し、赤軍は獨軍のモスクワ攻略作戦を挫折せしめて戦局のイニシアチヴをとりし多大の犠牲を拂ひながらも頑強に抵抗した。スターリン（註一参照）を始めソ聯各紙が連日のごとくモスクワ死守を呼號し、赤軍および銃後の士氣鼓舞に躍起になつたのも此の當時である。十一月中旬獨軍はモスクワ南方約九十キロのネラ、オラ兩河の合流點セルブホフに達した。ソ聯がモスクワ或はレンングラー道を喪ふことはソ聯の抗戦力および抗戦意識に決定的影響を與へるからである。ことに現在のモスクワはソ聯の政治、經濟、文化の心臟部であるばかりでなく、それはソ聯最大の工業都市（全國の一六％）であり、飛行機、戦車、火炮等一切の武器製作工場が集中的に存在してゐるからである。

十一日下旬例年になき嚴冬の早き訪づれと共に全戦線は漸く膠着状態に陥つたが、ジューコフ大將麾下の赤軍はこの嚴寒季の襲來を利用して全線に互り反撃に

出で北はクリン、カリーニンを奪回、西はヴ・ロコラムスク、モジャイスクの要衝を回復、南はエレーツを奪還し、十二月に入つてはレンングラー道北方のチフヴィンおよび南露の要衝ロストフ、クリミア半島のケルチ及びフェオドシヤを獨軍の手から奪つた。

十二月七日の大東亞戰勃發の前日、獨軍司令部は東部戦線は今後休止状態に入る旨を聲明したが、その聲明は左の如くであつた。

「現在東部戦線の氣候は平均零下廿五度で自動車等の油が凍結し機械化部隊の行動は不可能な状態にある、従つてモスクワ攻撃も大體現在の進出線を保つてゐることにならう、しかし獨軍司令部發表にもある通り作戦を有利にするための局部的戦闘は今後も尙繼續して行はれるだらう」

註一（ス首相革命記念日の演説） 一九四一

年十一月七日はソヴェエト革命二十四周年記念日に當るため、其の前日たる六日夜モスクワに於てソヴェエト記念式が行は

れ、スターリン人民會議々長は式典に臨み左の如き演説を行つたが、ソ聯が建國以來最大の重大時期に際會してゐる事實を強調して全ソ聯民衆の奮起を要望した。

「獨ソ開戦以來獨逸軍の戦死傷者及び捕虜總數は正に四百五十萬の多數に達してゐる。獨逸は頭初僅か六週間で對ソ戰を完了し得るものと考へてゐたのであるが、彼等の短期作戦は今や完全な誤算に終つた、彼等は未だ西部戦線の戦争終結にも成功してゐないのであるが、東部戦線に於ける彼等の戦争計畫も亦遂に達成し得なかつたのである。而も英米兩國は今や完全に我等が忠實なる同盟國となつたのである。

獨逸は更に其の強力なる陸海軍が我が陸海赤軍を完全に撃破し得ると考へてゐたのであるが、士氣の點では祖國の防衛のため戦ふソ聯軍の方が一層強力である。其の上獨逸は一旦開戦となればソ聯の銃後は忽ち無秩序化して諸種の擾亂が勃發するものと期待してゐたがこの點でも亦彼等が誤つてゐたことは、ソ聯の農民及労働者が赤軍を援助して勇敢に戦つてゐる事實を見るも明らかであること同志諸君は知つてゐるであらう。我々の任務は我等が祖國の領土内

に於ける敵軍の後方のみならず其の本國に於ける敵の銃後に攻撃を加へ之に對して擾亂することである。我等が赤軍は其の銃後に十二分の信頼をかけてゐるが、獨逸軍は斯る信頼を持ち得ないのである。

開戦以來四ヶ月間の我が軍の損失は戦死三十五萬、行方不明三十七萬八千、負傷百〇二萬であるが、之等の損失は我が國力を弱めるところか却つて國民並に赤軍の士氣を著しく強化したのである。吾々は未だ嘗つて現在の如き強固なる赤軍の銃後を持つたことはないのである。實にソ聯が微動だにすることなくこの損失に耐へてゐることはソ聯の國礎が他の諸國より一層強固なることを示すものである。

獨逸軍はソ聯に冬が到来する場合モスクワ及びレニングラードは到底之を占領し得ないことを知つて居り、冬の不利な氣候は赤軍の立直しに多大の貢獻をなすであらうことを信ずるものである。然し乍ら歐羅巴大陸には獨逸軍に二正面作戦を強制する軍隊が他に存在せず、大陸に第二戦線の存在してゐないことは獨逸軍の重荷を著しく軽減してゐるのである。他方獨逸軍を有利ならしめてゐる條件は我が赤軍に戦軍が不

足してゐることである。我が赤軍の戦車は飛行機及び火炮と共に實に於て獨逸軍のそれより遙かに優秀であるが、數量の點に於ては獨逸軍の戦車の方が數倍も多いのである。この爲ソ聯の戦車はソ聯赤軍の飛行機及び火炮が敵の其れを壓倒した如く獨逸軍の戦車に對抗し得なかつたのである。従つて戦車並に對戦車武器は急降下爆撃機と共に今後其の生産を増大しなければならぬのである。ヒトラーは自らをナポレオンに擬してゐる、彼はナポレオンの逢着せる運命を忘却してはゐないであらう。然かも彼は猫と獅子の相違以上にナポレオンに似てゐないのである。ナポレオンは反動的勢力に抗して反動のために戦つてゐるのである。獨逸軍は今や殘忍暴虐正に野獸の段階まで墮落してゐるが、この事實こそは彼等將來の運命如何を示唆するものであることを忘れてはならぬ。

今や英米ソ三國の協調は全く現實化され英米兩國の對ソ援助は急速に増大しつゝあり、併し乍ら現在ソ聯は獨逸伊羅洪の五ヶ國軍を相手に廻して單獨で戦つてゐるのは遺憾なことである。聯合國が眞にソ聯の危急を救ふためには歐洲上陸作戦により第二

の戦線を西歐に展開することが是非必要である。獨逸軍の力は次第に衰へつゝあるのに反して我が赤軍は先週三十箇の新師團の編成を完了したのである。今や聯合團軍が獨逸を背後より衝くべく機は熟しつゝあることに同志諸君は期待を持たれたい。」

冬季開始とドイツ軍の攻勢作戦停止以來、獨軍は冬營に必要な地點にまで後退したが、戦闘は全線に互り局部的に絶えず行はれ昭和十七年一月一日から二月二十日に至るまでの東部戦線に於ける戦闘は相當激烈を極め、此間ソ聯の損害は獨側發表によれば捕虜五萬六千八百人、ソ聯機撃撃破合計千八百八十九臺であつた。

なほ年明けとともに獨軍の春季攻勢の準備が喧傳せられるようになり、一月三十日のベルリンにおけるナチス政權獲得九周年記念日にはヒトラー總統は獨ソ戦に言及し、左の如く述べてゐる。

『東部戦線における從來の攻撃作戦を防禦作戦に轉換することは決して容易なことではなかつた。われわれをして防禦作

攻作戦の中止以來二ヶ月ぶりに詳細な作戦狀況の圖解を發表したが、それによれば獨軍の冬季布陣の概略は左の通りである。

△北部戦線——レニングラード、シニルツセルブルグの包圍から始まつてイルメン湖北方ヴァルダイ高地を経てルジョフに連る。

△中部戦線——モスクワ前面に向け最後の中央突破を敢行したウイヤジマの東方地點からオリョール北方の丘を經、更にオリョール、クルスクの東方をドネツ河上流に達する略一直線の戦線をなしてゐる。

△南部戦線——ハリコフ東方から始まつて同市東南でドネツ河に接し、タガンログ東北方を經てアゾフ海岸に終つてゐる。

右の如く獨軍の布陣は全線蜿蜒一千五百キロにわたり、防禦陣地正面を最小限度に止めるため、ロストフ、モスクワ前面等各地にわたつて戦略的退却を行つた以外はビヤリストツクの包圍戦以來十度

戦を採らしめるに至つたものは、決してソ聯軍ではなくして、それは零下三十八度、四十度、四十二度、或は四十五度といふ嚴寒のためである。しかしこの困難なる轉換が作戦上絕對に必要となつた時、余はこの措置に對する責任を自分の双肩に擔ふことが余に課せられた義務であると確信したのである。當時余は戦線にあるわが將兵と行動を共にしたいとすら考へた。今凍り付く東部戦線にあつて余の演説に耳を傾けつゝある全將兵諸君！余は貴下等の功績に對し滿腔の感謝を捧げてゐることをこゝに確言する。

今や最悪の事態は既に去つたと思ふ。も早や今日は一月三十日を迎へたのである。過ぎ行かんとする冬期こそはわれわれの東方の敵にとつて最大の希望であつたのだ。彼らがこの冬期にかけた總べての望みも今や絶望に終るであらう。われわれは僅か四ヶ月の中にモスクワおよびレニングラードの近く迄進撃したのであつた。北部地方の冬期四ヶ月も既に大體過ぎ去つてしまつた。この間敵は多くの

人命を犠牲にして僅かに戦線を進め或る一定の地點迄進撃して來たに過ぎない。こゝ二三週間の中には南部地方の冬も完全に過ぎ、やがて北部にも春が訪れるであらう。そうすれば、氷もとけて、土地は再び獨軍が縦横に活動出来る迄に固まるのである。その時こそ新なる武器はドイツから續々戦線に送られ、再びわれわれは攻勢に轉じ得るのである。戦線を突破して來たソ聯軍は極く少數であつて、しかも彼らは既に廢墟と化した部落を奪還し得たに過ぎない。これを既にわれわれの手に依つて復興されつゝあるか、それでなくともこの春以後において復興されるべき豫定になつてゐる占領地に比較すれば、その價値は微々たるものだ。』

なほヒトラー總統は三月十五日戦没勇士慰靈に際し放送演説を試み米英民主主義國打倒の決意を強調するとともに來る夏を期しソ聯を徹底的に撃破するとの信念を披瀝したのである。

而して本年一月に於ける獨ソ戦線の狀況についてはドイツ側は二月七日對ソ進

に及び、包圍殲滅戰で占領した重要戰略據點を悉く確保してゐる。

獨軍は大體右の戰線に據つて春の到來を待つこととなり赤軍は嚴冬の自然的條件に恵まれながら二ヶ月間の必死の逆襲でつひに獨軍部隊を一度も包圍殲滅出来なかつたが、獨軍はいまや越冬陣地戦への轉換を完了するとともに後方補給路を整備して春季態勢に移行し得る有利な戰略的配備を確立するに至つた。終りに今次獨ソ戰における獨軍當初の驚異的成功は赤軍統帥のウラをかけた點にある。即ち赤軍統帥部の豫想では、獨軍の重要視してゐたウクライナに置かれるものと計算してゐたところ、案に相違してプリペツト沼澤地の北方に主力を置いたため赤軍統帥部は非常な混亂を來したのである。又、赤軍は東ルーマニヤ及びカレリヤにあるドイツ攻撃軍の左右兩翼の経路と兵力についても誤謬を犯し最初のうちはこれを過大視してゐたのである。

獨軍の主要攻撃はワルシヤワ、ケーニヒスベルヒの線から二個の軍集團をもつ

てピアリストークの弓狀地帯を兩側から包圍しつゝ一般方向を北東方にとつて突破作戦を行つたのである。プリペツト沼澤地の南端方面にはたゞ一箇の軍集團が左翼方面に兵力を集中してドイツ領内に突出するレンベルグ、チエルノウイツチ地方を包圍攻撃し、更に東方に向つて突進したのであつた。

かくして獨軍におかれること約一週間で北方ではフィンランド軍が、南方ではルーマニヤ軍が攻撃に移つたのであるが、獨軍の攻撃重點は従つて左の三方向に向けられ茲に緒戰の決定的な勝利が獲られたのである。

一、最南端はブルツェミスルを越えレンベルグ北方を圍んでキエフに向つた。

二、中央は又同時に最強力な軍でピアリストークの兩側を包圍してミンクス、スモレンクスを越えへモスクワに向つた。

三、最北端はコウノ、デュナブルグ、プレガウを越えてレニングラード南

方に向つた。

なほ開戦以來滿四ヶ月の獨ソ兩軍の損害を獨ソ兩側發表を對比して見るに十一月一日の獨軍發表では赤軍の捕虜を三百二十萬、撃破した兵力は三百箇師團、約六百萬、兵器の撃破数は戰車一萬九千、大砲二萬三千、飛行機一萬四千とあり、又占領地帯の面積は百五十萬平方キロで歐露の三割二分、此の地域の人口は六千五百萬(ソ聯總人口の三割五分)、工業力の損失はドニエーブル、ドネツ工業地帯と鐵、石炭の主要産地とモスクワ、レニングラード附近の工業を制壓したとなつてゐる。これに對し續いて二十五日ソ聯情報局は開戦以來の獨ソ兩軍の損失を次の如く比較發表した。

△ソ聯側發表

戰死傷者及捕虜(千人)	赤軍	二、二三	ドイツ軍	六、〇〇〇
戰車(臺)		七、九〇〇		一五、〇〇〇
飛行機(臺)		六、四〇〇		約三、〇〇〇
大砲(門)		一三、九〇〇		一九、〇〇〇

昭和十六年六月二十二日の獨ソ開戦より同年六月末に至る獨ソ兩側の發表をそれぞれ重要な戰況について摘録左に併記してみよう。

△獨逸側發表

獨逸軍司令部六月二十九日發表
二十四日獨軍は舊ポーランド國境ブレストウスク、ウイルナ及びコウノを激戰のち占領せり。

同 二十九日發表

二十六日獨海軍はリスアニヤ東方のデューナ河を各所に於て渡河進撃しデューナブルグを占領せり。

二十七日獨軍はレンベルグ附近のソ聯軍最新要塞を攻略しレンベルグに向ひ進撃、一部はルックを突破東方へ進撃中なり。

獨機甲兵團はピアリストックの兩側盆地を通過し、二十九日ミンスク周邊地區に到達せり。

同 三十日發表

レンベルグは本日獨軍の手中に歸し

赤軍戰死傷者の内譯は戰死四十九萬、戰傷百一萬二千、行方不明五十二萬と算せられてゐる。

獨ソ兩軍の最高指揮官の顔觸れを見るにソ軍は北西軍司令官にウオロシロフ元帥を中西部方面軍司令官にチモシエンコ元帥を、又南西部方面軍司令官にブヂョンスイ元帥を任令し開戦後約三週間(七月十一日)にしてスターリン首相が國防人民委員會議長となり軍政兩方面を掌握し統帥の一元化をはかることとなつた。其後ソ聯軍の全面的不利な狀勢とオデッサ陥落(十月十六日)を契機として三方面軍司令官の更迭を斷行十月十三日ブヂョンスイ元帥を罷免し之に代つてチモシエンコ元帥が任命され、チモシエンコ元帥の中部方面軍司令官には赤軍參謀總長のグリゴリーイ・ジュニコフ大將が任命され、ウオロシロフ北西部方面軍司令官も同時に更迭を命ぜられ、ブヂョンスイ及びウオロシロフ兩元帥は新編部隊の編成に専ら當ることとなつたが、ウオロシロフ元帥は英米ソ、モス

クワ三國會議にはソ聯側代表として出席した。なほ其後に至りウオロシロフ元帥に代り北西部軍司令官はクロチキン中將を任命してゐる。

一方ドイツ軍側の顔觸れは開戦以來十二月の各季戰に至るまで陸軍總司令官にはブラウヒツチ元帥が當つてゐたが、ブ元帥病氣のため十二月十九日付でヒツトラー總統が兼任することとなつた。而して開戦當時の北部進撃部隊最高指揮官はフォン・レープ元帥、中央部はフォン・ボック元帥、南部はレントシュエット元帥で、ルーマニヤ軍は總司令官アントネスコ將軍の下にフォン・ショウベルト上級大將が獨羅聯合軍を率ゐ、フィンランド軍はマンネルハイム元帥を最高司令官とし、其の下に獨芬聯合軍指揮官エンゲル・ブレヒト少將が當り、イタリヤ遠征軍司令官には十月頃までは南部方面のフォン・クライスト上級大將であつたが、其の後イタリヤ遠征軍は獨立した。

獨ソ戰々況

午前四時二十分レンベルグ城頭に獨軍旗掲揚せられたり。
北部戦線に於ける獨軍は敵軍を追撃中に於てバルト沿岸に於てはリバウを占領せり。

同 七月一日發表

獨軍は七月一日午前リガ市を占領せり。

同 七月七日發表

プロヴィナ戦線に於てルーマニヤ軍隊はドニエストル河上流の線に進出ハンガリー軍は同河の更に北西の線に到達せり、ドニエストル河畔の要衝チエルナウチは遂に獨軍の手に歸したり。

同 十七日發表

獨軍はビアリストック、ミンスクの二重作戦によつて最大の物資戦包圍戦を完了せり、ソ聯軍三十二萬三千八百九十八名を我方に捕虜とせるが右中には軍司令官師團長も数名含まれ居れり。
東部戦線に於て今日までのソ聯軍捕

虜は總計四十萬以上に達し鹵獲又は破壊したる武器は戦車及装甲自動車七千六百十五、大砲四千四百二十三なり、又ソ聯軍は今日までに六千二百三十三臺の飛行機を失へり。

同 十七日發表

ソ聯軍當局は最後の豫備兵に至るまで狩出し獨軍並びに其の同盟軍の猛撃を阻止せんとしつゝあり。

東部戦線全般にわたりて大規模なる闘争展開中にして彼我合せて九百萬に近き兵力は史上空前の廣大なる戦場に於て闘ひつゝあり。右翼戦線に於て獨羅軍はベッサラビヤの首都キシネフを占領せり。

十六日東部戦線の要衝モレンスクを占領せり。

八月六日發表

東部戦線中央部に於てフォン・ボック元帥麾下の獨軍團はモレンスク地區に於ける大戦闘を終結せり。
バルト三國方面に進撃したフォン・レープ元帥麾下の部隊は敵の頑強な

八月六日發表

以來最大の捕捉殲滅戦を完成したが同元帥の麾下にはクライスト元帥シュトラウス上級大將フォン・ワイクス上級大將及び戦車部隊長としてグ德里アン、ホートの兩上級大將が屬してゐるが何れも赫々たる殊勳を現はし戦車三千二百五臺大砲三千二百二十門その他無数の武器彈藥を破壊又は鹵獲した。又この方面の空軍はケツセルリング元帥自ら采配を揮ひ赤機一千九十六機を殲滅した。今や獨軍の主力はモレンスクを遙か後方に殘して首都モスクワに迫りつゝある。今迄に進撃した距離は優に一千料を突破して居り過去七週間の戦果を綜合すれば次の通りである。

戦車 一三、一四五臺

大砲 一〇、三八八門

飛行機 八千八十二機

その死傷者數は捕虜の數倍に上るものと見られる。

同 九日發表

ブリペット濕地帯南方の通過困難な

抵抗を排除してペイブス湖南方のスクーリン線を突破オストロフ、ボルコフ、プレスコ等の要地を占據ペイプス、イルマン兩湖の中間地帯を北進してナルワ(エストニア)に迫りエストニアの赤軍の後方を遮斷する態勢を執るに至つた。一方キユヒラ上級大將指揮の軍團はエストニアのドルパツト、フェレン、ペルナウ等を攻略してタブスを越へて一路北進しエストニア北部に大包围殲滅戦を展開してゐるこの方面の戦闘で獨軍は捕虜三萬五千を得たほか戦車三百五十五臺、大砲六百五十五門を破壊又鹵獲した。ケラー上級大將麾下の空軍部隊は赤機七百七十一機を撃墜又は地上に於て破壊した。

同 十七日發表

南部方面軍は困難な地勢と險惡な天候に悩まされながらも着々成果を収めフォン・ライヘナウ元帥及びステュルプナーゲル大將の率ひる部隊はフォン・クライスト上級麾下の戦車

る森林と沼澤地帯に於て、作戦中の獨軍は數日間の激戦の後、遂に鐵道分岐點の要衝コロステンを占領せり。ウクライナ方面に於ても大激戦行はれ敵の強力部隊の殲滅をもつて今週其の激戦の幕を閉ぢたり。之によりドニエール河以西の全地帯及び黒海沿岸並びに要港オデッサの拋棄を餘儀なくせらるべし。

北部戦線に於ても今週を通じペイブス湖西部に於て完全に包圍せる赤軍を殲滅し、又包围戦に於てソ聯軍一萬を捕虜とせり。レニンググラード、タリン(エストニア首都)間の鐵道を切斷し、オーストリアの赤軍は全く孤立するに至れり。

同 十七日發表

南部ウクライナ戦線に於ける獨洪聯合軍はソ聯の大工業地及重要海軍基地ニコラエフを占領せり。

同 二十一日發表

南部ウクライナに於てはドニエール河口の要港にして且工業都市たるへ

部隊に掩護されつゝジトミールを越へてキエフ西方に深い楔を打込むことに成功した。この作戦の成功に依つて獨軍の一隊は頭を廻らしてドニエストル、ドニエブル兩河中間地帯の南部戦場に突入南部赤軍の後方を遮斷して目下大包围殲滅戦を遂行中である。この方面の作戦にはハンガリー及びスロヴァキア兩國軍も參加して奮戦してゐるがアントネスコ將軍指揮の獨羅聯合軍はブルート河を越へてベッサラビア全土を占領、フォン・シヨウベルト上級大將指揮の部隊はドニエストル河の中流を渡河して獨軍南下部隊との聯絡を完成した。この方面の戦闘では捕虜の數は十五萬に上り、戦車千九百七十臺大砲二千九百九十門が破壊又は捕虜獲された、レール上級大將の空軍部隊は赤機九百八十機を撃墜又は地上に於て爆破し特に顯著な戦果を収めた。
中部戦線ではフォン・ボック元帥指揮の精強部隊はモレンスクで有史

ルソンを占領せり。

同 二十二日發表

八月二十二日現在滿二ヶ月間の綜合
戦果左の通り。

捕虜	一、二七〇、〇〇〇
戦車	約 一四、〇〇〇
火炮	約 一五、〇〇〇
飛行機	一一、二五〇

(註) 戦車火炮及飛行機は鹵獲
又は破砕せる數とす

同 二十四日發表

ウクライナ方面では赤軍の最強陣地
の一たるツェルカッシーを占領、ド
ニエーブル河を突破せり。

同 二十七日發表

スモレンスク、イルメン湖間に於て
ソ聯第二十二軍をウエリキエ・ルー
キ東方にて包圍殲滅し、激戦の後こ
れを占領せり。

同 二十九日發表

二十八日陸海空三軍の協力の下にエ
ストニアの首都タリリン及び軍港設
備を有するバルチスキ港を猛攻撃占

同 二十七日發表

獨軍はソ聯五軍團を撃滅したほかソ
聯兵六十六萬五千を捕虜とした。
芬蘭軍當局十月一日發表
卅日より一日に亘る戦闘でカレロ・
フィン共和国の首都ペトロザウオド
スクを占領せり。

(一)獨軍は八日モスクワを距る二百
キロの地點まで進出し敵防衛陣を全
面的に震撼せしめてゐる。一部奇襲
先鋒部隊ではなく、同戦線に於ける
獨軍大部隊が全面的に前進したもの
である。(二)他の戦線に於ける獨軍
の攻撃も豫定の作戦計劃通り進捗し
て居る。(三)獨空軍はモスクワ、レ
ニングラード、南部ウクライナの猛
爆撃を繼續してゐる。(四)南部ウク
ライナの獨軍はイタリア、ハンガリ
ー、スロヴァキア軍の協力の下にマ
リボル、ベルダイアンス、メリト
ポールを占領、アゾフ海岸迄進出し
た、この結果ソ聯第九軍は退路を遮
断されロストフ方面に向け退却中の

領せり。

同 三十一日發表

フィンランド軍は三十日ヴィボルグ
市を占領せり、同時に其の先鋒部隊
はレニングラードを目指しカレリヤ
地峡中央部迄進出せり。

同 九月五日發表

獨軍はレニングラード包圍を繼續し
レ市は既に獨軍砲火の下に曝されつ
ゝあり。エストニアの敵軍掃蕩は完
了せり。

同 十六日發表

先週イルメン湖畔に於てソ聯第十
一、第二十七、第二十四軍團を徹底
的に殲滅せる獨陸軍指揮官はブッ
ユ大將、獨空軍司令官はケラー大將
なり。

同 十九日發表

獨ソ開戦の六月二十二日以後八月二
十二日迄の獨軍兵員の損失は陸軍及
空軍を併せ戦死者八萬五千八百八十
六人、負傷者二十九萬六千六百七十
人、行方不明二萬二千九百九十六人あ

赤軍數個師團は包圍殲滅の危機に瀕
してゐる。

ルーマニア軍司令部五日發表

ルーマニアの對ソ戦開始以來兩軍の
損失は次の通り

赤軍	六萬
捕虜又は行方不明	六萬
(落下傘部隊を含む)	
戦死	七萬
負傷者	十萬
計	二十三萬
飛行機	五百五十三
羅軍	一萬五千
捕虜又は行方不明	一萬五千
(右内七、八千人は戦死と認む)	
戦死	二萬
負傷者	七萬六千
計	十一萬一千
飛行機	百二十

獨軍當局十一日發表

アゾフ海地區の戦闘は輝かしい勝利
を収めて完了した。
同 十七日發表

り、又此間に於ける飛行機の損失は
七百二十五機にして右はドイツ飛行
機生産高一箇月分の一部に過ぎざり
き、猶赤軍の捕虜數は百八十萬人以
上に達し、戦死者はそれ以上に上れ
り(獨側は右により初めて獨軍の損
失を發表したが、これはソ聯側が獨
軍の損失百五十萬乃至二百萬ありと
主張したのを反駁したものである)。

同 二十日發表

キエフ周辺の要塞を白兵戦を以て占
領せり、之が爲赤軍司令部は混亂に
陥り同市の赤軍は武器を捨て、投降
しキエフ全市の治安は目下獨軍の手
に固く握られつゝあり(キエフ市政
略の殊勳部隊はライヘナウ元帥の指
揮する部隊なり)。

同 二十一日發表

西方よりキエフに突入したる獨軍部
隊はドニエブル河を強行渡河し、東
方へ向けデユナ河を越へ北よりキエ
フを攻撃したる部隊と劇的握手を交
せり。

ルーマニア軍第四軍はオデッサを猛
攻、赤軍最後の防禦線を突破して十
六日午後オデッサ市内に入城、市民
の歓迎をうけた。

同 二十五日發表

軍需工業地帯ドンバスの中心都市ハ
リコフを占領した。

獨軍當局非公式發表(十一月九日)

六月二十二日の開戦以來九月末迄の
約百日間に殲滅したソ聯兵力は狙撃
師團二百十七、戦車五十個師、騎兵
十九個師、山岳部隊二個師、總數二
百七十七個師のほか落下傘部隊三
個旅團、歩兵部隊一個旅團、戦車部
隊一個旅團、即ち總兵力六百萬乃至
七百萬に上つてゐる、即ち十月末ま
での總戦果は撃滅兵力は四百師團近
くで七百萬乃至八百萬に達するもの
と確認せらる。

獨軍司令部十七日發表

十七日ケルチを占領、クリミア作戦
開始以來ソ聯軍の捕虜は總數十萬一
千に達せり。

同 二十二日發表

フォン・クライスト上級大將指揮の獨軍機械化部隊並に親衛隊は激戦の後二十二日ドン河ロストフ市を占領した。之により同方面の交通、商業の中心は獨軍の手中に歸することとなり、今後戦争の續く限り獨軍にとり特に重要な役割を演ずることとならう。

獨軍當局十二月一日發表

ロストフ占領の獨軍は不必要の犠牲を避けるため一日遂に同市を撤退郊外に退却した。

芬軍當局十二月四日發表

ハンゲ半島のソ聯軍は撤退を開始し目下フィンランド軍が是に代つて同半島を占領した。

獨軍當局十二月八日夕發表

現在東部戦線の氣温は平均零下二十五度で自動車等の油が凍結し機械化部隊の行動は不可能な状態にある。従つてモスクワ攻撃も大體現在の進出線を保つことにならう。

△ソ聯側發表

赤軍統帥部六月二十四日發表

獨軍は其の主力をシャウリスク、カウナス、グロドノ、ウォルコウイスク、ウラジミル、ウィルインスキイ、ラバ、ルスカヤ、ヴロドウイの前面に集中し進撃を企圖せるもソ聯軍はベロストク、及ブレスト方面に於てコヴノ、コムジャ及ブレストを獨軍に占領せられたるを除き各方面共獨軍を反撃し多大の損害を與へたり。

ソ聯情報局六月二十八日發表

ソ聯軍は依然ベツサラビヤ國境を確保中なり。

同 三十日發表

ソ聯軍はレンベルグを退き後方新陣地に移動せり。

我軍は目下ムルマンスクよりミンスク一帯に亘る北部の廣大な戦線及南部のルツク、レンベルグを結ぶウクライナの入口を扼する一帯に於て敵

の猛烈なる攻撃に抵抗守備線を確保し居れり。

ヒトラー總統と其の將領は第二次帝國主義戦争の樂勝に馴れ、七日間の戦争に於てソ聯戦車二千、砲六百、飛行機四千以上を撃破し、四萬人以上を捕虜とし、然かもドイツ側の失へる飛行機數は一五〇機とのみ放送し、自軍戦車、大砲の損失、捕虜兵數等に關しては沈黙してゐるが、右が虚偽なることは否定に難からず、獨軍は開戦當時一七〇個師以上を獨ソ國境に集結し居たるが、其中三分の一以上は戦車並びに機甲部隊にして彼等はソ聯軍が未だ國境線内に到着し居らざるを知るや宣戦をなさずして戦車も砲兵もなき我國境守備兵を攻撃し來り、開戦第一及二日中、我が正規軍前衛部隊はこの戦闘に参加し得ず、第三日に至り或地區に於ては第四日に至りて正規軍は敵と接觸し得たる次第なり右のみの理由にて獨軍はビヤリストク、グロドノ、

レンスク方面、エストニヤ戦區に於て激戦を交へたり。

同 二十二日發表

二十一日夜より朝にかけソ聯軍は全戦線にわたり戦争を交へたるが特にキングセップ、ノウゴロド、ゴメル方面に於て激戦展開されたり。

同 二十三日發表

二ヶ月の戦果左の通り

戦車	約七十萬
砲	五、五〇〇
飛行機	七、五〇〇
戦死傷及行方不明	四、五〇〇

同 二十四日發表

レニングラード西南地區、スモレンスク、オデッサ方面に於ては引續き激戦展開せられたり。

同 九月八日發表

中部戦線スモレンスク東方六十五キロのコレニアに於て獨ソ間に二十六日間激戦繼續せらる。獨軍部隊を西方に撃退せしめエルニアを奪還せり。

ブレストリトウスク、ウイルノを占領し得たるなり。

同 七月一日發表

赤軍は豫定計劃通りレンベルグを撤退せり。

同 九日發表

八日オストロフ、ボロツク、ノヴォグラード、ウォリンスク、ベリツイ方面に於て激戦繼續せられ我が部隊は砲兵、戦車、空軍掩護のもとに若干の強力ある反撃を加へ敵の前進を阻止せり。

同 十三日發表

過去三週間の戦闘に於ける獨ソ兩軍の損失を次の如く發表せり。

(イ) 兵員ソ聯軍二十五萬、獨軍百萬

(ロ) 戦車ソ聯軍二千二百、獨軍三千

(ハ) 飛行機ソ聯軍千九百、獨軍二千五百

モスクワ防空司令部七月二十五日發表

獨軍は第一回空襲に二百機以上、二

回及三、四回目に各百五十機をモスクワに向けたるが、二十二日の第一回目は十二乃至十五機、第二回目は約二十、第三回目は八機がモスクワに入り得たるに過ぎざりき、二十二日の夜は四編隊(一編隊七十機より編成せられ)の殆ど全部照空燈に發見せられ、我が驅逐機の邀撃に遭遇せり。

ソ聯情報局八月四日發表

四日朝に至る夜間スモレンスク、コロステン、ペーラヤ、ツエルコフ方面並にエストニヤ戦線に於て戦闘を繼續したり、其他の戦區にては大なる戦闘なかりき。

同 十四日發表

南部戦線に於けるソ聯軍はキーロヴォ(キエフ東南二百五十キロ)及びベルヴォマイスク(キーロヴ西南百十キロ)を撤退せり。

同 十五日發表

十四日夜より朝に至る間我軍はケクホルム、スターラヤルッサ、スモ

同 十四日發表

十二日夜ソ空軍はルーマニヤの首都
ブカレストを爆撃せり。

同 十九日發表

十八日夜より十九日朝にかけソ空軍
は全戦線に亘り戦闘を繼續したるが
特にキエフ近傍に於て激戦を展開せ
り。

同 二十日發表

過去三ヶ月間にソ聯軍は空中戦、地
上爆破及高射砲火により少くとも獨
機八千五百を撃墜破せり。

同 十月五日發表

獨ソ開戦以來二ヶ月餘にわたる兩軍
の損害につきソ側は左の如く發表せ
り。

△赤軍	ヒ總統	ソ聯情報
死傷者數(千人)	發表	局發表
總計	二、五〇〇	一、二二六
死者	—	二〇〇
負傷者	—	七〇〇
行方不明	—	一六六

砲 (門) 三、〇〇〇 八、九〇〇

戰車(臺) 一八、〇〇〇 七、〇〇〇

飛行機(臺) 一四、五〇〇 五、三二六

△獨軍

死傷者、行方不明者數(千人)

三、〇〇〇

砲 (門) 一三、〇〇〇

戰車(臺) 一〇、〇〇〇

飛行機(臺) 九、〇〇〇

同 九日發表

(一)赤軍は八日全線に亘り獨軍と交
戦、特にヴィヤジマ、ブリヤンスク
及びメリトポリ(アゾフ海岸)
の各方面で頑強に戦つた(二)赤軍は
激戦の後オリヨール(モスクワ南方
三百七十軒、オカ河畔)を撤退した。

同 二十九日發表

赤軍はハリコフを撤退せり、併し獨
軍は同市防衛軍により十二萬に上る
戦死傷者を出せり。同市の重要工場
及龐大なる原料ストックは撤退前既
に後方地帯に移轉を終了せり。
同モスクワ放送局二十九日放送

クリミア半島の人口には既に獨軍が
殺到し來り危機は刻一刻と切迫して
ゐる、半島内の武器を執り得る男子
は擧つて戦場で闘つてゐる。鐵道従
業員、機關手、線路工も軍事教練を
受け續々前線に出勤中で特に獨軍戰
車撃退のため手榴彈及びガソリン壘
の投擲法を習得してゐる、全半島の
町も村も一切が一丸となつて豫備兵
の一大訓練所と化してゐる。

ソ聯情報局十二月一日發表
クライスト將軍麾下の獨軍を撃破し
てロストフ奪還に成功せり。
ソ聯側二日發表綜合戰況
モスクワ戦線各方面戰況を綜合すれ
ば左の通りである。

△クリン及ヴォロコラムスク戦線、
此の方面では茲數日來彼我間に死闘
が展開されてをり、獨軍は數ヶ所の
地點に於て再度防禦線深く楔を打ち
込むに成功したと言はれる、獨軍の
進出はヴォロコラムスク街道とレニ
ングラード街道の中間地點に於いて

同 十日發表

赤軍は數週前獨軍の手中に歸したチ
ヌヴィン(レニングラード北方)の
奪回を企圖し、數日間にわたる激戦
の後同市を奪回せり、同市はレニン

特に著しく、他の地點では赤軍が逆
に反撃に出てゐると傳へられる。△
スターリノゴルスク戦線 この方面
ではベロフ將軍麾下の赤軍騎兵隊
の作戦成功が傳へられ獨軍をスター
リノゴルスク市より南西及び南方に
撃退したといはれる、獨軍は同市占
領後南方よりモスクワ攻撃を企圖し
たが四日間に亘る熾烈な機甲戦の結
果遂に右計畫は挫折せしめられたと
報ぜられる。△ツィラ戦線ソ聯側情
報に依れば獨軍は西方へ退却赤軍は
獨軍の占領せる鐵道線路を横斷して
進出してゐるといはれる。△モスク
ワ附近 モスクワ周邊に構築した對
戦車壕、逆茂木鐵條網等の防禦施設
網はモスクワ市に近付くにつれて益
々堅固になつてゐる。

ソ聯の戦力

同 三十一日發表

昨年十一月月中旬獨軍がモスクワを距
る南方九十軒の地點にまで迫つてきた
時、モスクワの陥落はいまにも實現され
さうな氣配であつたが、ソ軍の死物狂ひ
の抗戦で冬を越し、いまや春を迎えんと
して獨軍の春季大攻勢が準備されてゐ
る。此の當時ソ聯の抗戦力について種々
の觀察が行はれ、歐露を喪つた後のソ聯
は如何に對獨戦を繼續して行くかが問題
となつた。今日モスクワとレニングラー
ドは獨軍の包圍態勢下にありながらも未
だ頑強な抗戦をつゞけ、屢々反攻にさへ
出で獨軍は數地點に於て撤退を餘儀なく
されてゐる。併しソ聯が多大の期待をか

けた「冬將軍」は獨軍を撤退せしめるに
至らず獨軍はなほソ聯領内一千キロに深
く入り込み占領地の重要地點はロストフ
其他數ヶ所を除き悉くこれを確保してゐ
る。
獨ソ戦は現在の段階に於ては専ら來る
春季雪解けに其の注意が集中されてゐる
が、この春季戦が如何に展開されるかは
大東亞戰遂行にも關聯するものがあり極
めて注目さるべきものがある。

開戦以來八ヶ月間にソ聯の蒙つた人
物、物的損害は極めて大きく、それがソ
聯の抗戦力に大きな打撃を與へたことは
何人もこれを否定し得ないところであ
る。併しソ聯の潜在的抗戦力はこれを過
小評價することは安當でない。ソ聯抗戦
力の重心は何といつても其の國土の龐大
と人的、物的資源の豊富とにある。此の
うち領土の龐大についてはソ聯の敵たる
ヒトラー總統もその著「我が闘争」にお
いて既に次の如く喝破してゐる——
「領土の廣いことは外敵に對する防衛
を決定づける重要な因子である。領土

が廣ければ廣い程、それが自然のより強大な防塞となる。之に反し人口稠密にして領土狭ければ速戦即決の對象とするによい。従つて領土の廣大な敵に對して迂濶に戦ひを挑むならば長期且つ苦戦を覚悟しなければならぬ。こゝに國家が大なれば民族の自由及び獨立の維持が容易であるといふ理由が存する。

開戦三ヶ月間に獨及其の同盟軍によつて占領されたソ聯領土の廣さは百五十萬平方キロでドイツ本國にポーランド、チエツコ等を含めた尨大なもので、即ち白ロシア共和國(面積一二・七萬平方キロ、人口五五六・八萬人)の約八〇%、ウクライナ共和國(面積四四・五萬平方キロ、人口三〇九萬人)の南部の約三分の一、スモレンスク州(面積七・二萬平方キロ、人口二二四・三萬人)の西部約四分の一、レニングラード州(面積一四・四萬平方キロ、人口六四三・五萬人)の西南方僅少部分、舊カレリヤ自治共和國(面積一三・六萬平方キロ、人口四六・九萬人)

の僅少部分と、ソ聯が今次歐洲戰爭の當初侵略した新領土の殆んど全部であるが併しこれは歐露の約三割二分でソ聯全領域の面積から見れば決して大したものではない(今次歐戰勃發前のソ聯領土の總面積は二一、二七一、九〇〇平方キロであつた)。

此の領土の廣いといふことはヒトラーの喝破したようにソ聯抗戦力の有力な要素であり、これを先づ考慮に入れなければならぬ。

次にソ聯の人的資源について言へば一九三九年五月の調査によればドイツの人口七千九百四十萬人に比し一億七千餘萬人で獨軍と共に直接参加してゐるフィンランド、ハンガリ、ルーマニヤを加へたよりも遙かに多く、此の尨大な人的資源による生産力および戦闘力は決して馬鹿には出来ぬ。尤も此の總人口一億七千中には多數の文化程度の低い異民族もあるが、しかし民族的にソ聯邦の基幹を爲してゐるロシア人、ウクライナ人、白ロシア人だけでも一億二千萬を算へることが

出来る。

開戦以來冬季戦停止に至る四ヶ月間のソ聯軍の人的損害はドイツ側發表によれば六百萬(ソ聯側では二百十二萬で、獨側損害を反對に六百萬と發表してゐる)でこれを多少割引しても相當な損傷であることに間違ひはないが、しかしソ軍の動員能率はその尨大な人口に比例し高いことは否めない。論者によつては總人口の一五%は動員可能であると見てゐるから少くとも二千二百五十萬の兵力が動員出来、そして此中假りに二百五十萬が開戦以來消耗し且つ獨軍に占領された地域の人口六千五百萬が獨側に入つたとしても猶ほ千九百萬の餘力もち、此中さらに東亞方面配置最少限度五十萬を差引いても千八百五十萬の兵力が對獨戦に使用出来ると見ねばならぬ。

又、抗戦力の重要因子と見られる經濟力について見れば物資生産において獨ソは相伯仲してゐるが、ドイツに殆んど生産しない石油、滿鐵及及び棉花の如き重要物資がソ聯に多量生産するのはソ聯の

強みである(一九四〇年度原油生産高は二億一千六百萬バレルで此の中九〇%までコーカサスに於て生産される)尤もドイツ自體は石油を産しないが、ルーマニヤ及びガリシヤを合せ約七百八十萬瓩の石油産出であるにせよ、それはソ聯生産の四分の一に過ぎない。

食料について見るに小麦の自給率はソ聯一〇〇%に對しドイツ九七%、砂糖ソ聯一〇〇%に對しドイツ一〇〇・九%、又石炭はソ聯一〇〇%に對しドイツ一〇〇%、鉄鐵は獨ソ共各一〇〇%であるが、鐵鐵はソ聯一〇〇%に對しドイツ僅かに一〇%、羊毛はソ聯八〇・七%に對しドイツ一・九%である。以上の數字はソ聯側は一九三七年、ドイツ側は一九三五年のもので其後多少の變化はあると見ねばならず、右は概略の對照である。

併しこゝに問題となるのはソ聯の領土及びその資源は極めて尨大且つ豊富なものがあるにせよ、ソ聯抗戦力の基幹を爲すヴォルガ以西、即ち歐露の三割以上を喪つたこと否めない。いまこれを數字

的に見ても石炭一九四一年の生産高一億六千四百萬瓩のうち七二%はヴォルガ以西に産し、ドンバスだけでも九百萬瓩を産する。鐵は一昨年の一億二千二百萬瓩中六〇%、千九百萬瓩が現にドイツ軍の占領せるクリウ・イ・ローグに生産され、製鐵工業も一部の中心地ガウラル附近にあるのを除き大部分がレニングラード、モスクワ、キエフ、オデッサ、ドンバスなどに集中されて居り、軍需生産の基礎を爲す機械工業はヴォルガ以西に五分の三を含め、農産物についても一昨年の農産物實收九千五百六十萬瓩のうち約六〇%が此の地方、特にウクライナ農業地帯の生産にかゝるものである。棉花は全生産額の三五%、甜菜は九五%を生産する。

以上の如くヴォルガ以西、即ち歐露の經濟資源に對するソ聯の依存度は極めて大きい、従つて歐露全部が獨側の手に歸すればソ聯抗戦力の蒙る打撃は著しいものがある、尤も現在のところモスクワもレニングラード等の軍需工業地帯は未だ

ソ聯軍の手中にあり、コーカサスの資源も未だに獨軍に歸してはゐないが、併し獨軍の包圍態勢下にあり、空爆にさらされてゐる現状にあつては豊富な資源もほとんどソ聯側の利用が不可能となつてゐる。斯して歐露の經濟資源の大部分を喪失した現在のソ聯としてはソ聯政府の欲するところにかゝはらず歐露以外、即ちヴォルガ以東の經濟力を基礎に對獨抗戦を續行せねばならないであらう、従つて今後ソ聯の抗戦に殘された問題は、戰略上の問題は別として、此の殘存經濟力を如何に利用するかである。

そこで歐露以東に抗戦經濟力を求めるにすれば差詰め面積六百萬平方キロを占めるウラル・クズネツ大綜合企業地帯を中心とする工業地帯であるが、ウラルの鐵礦埋藏量は十億瓩、ソ聯全埋藏量の四分の一を占め、この附近には滿鐵、クロム、ヴォルフラム、プラチナ、ニッケル、ボーキサイトを出し、石炭は第二のドンバスと知られるクズネツ炭田があり、その埋藏量四、五〇〇億でソ聯第一

であるが、産出量はソ聯全體の二四% (ドンバスは六一%) しかない。石油は

前にも述べたようにコーカサスがソ聯の九〇%を占めてゐるが、これは現在獨軍の攻撃目標となつてをり、東部に於ける石油生産量は北カスピ海のエムバ油田が六十五萬噸(一九三八年)、中央アジアのネビド・ダグが六十六萬噸、北樺太は三十六萬噸でこれは目下のところ地方的需要をも満足得ない状態である。もつとも一九四二年に終る第三次五ヶ年計畫ではいづれも飛躍的増産が計畫されてゐるが、人力及び資材の不足してゐる現在のソ聯として戦前に樹てた計畫通り實現し得るや疑問である。

以上の如くソ聯生産力の配置は歐露偏在であるが、近年これは大分東部移動に注意が向けられ若干實現されつゝあつたところ今次の獨ソ戦となり、益々その必要性が重視されてきたが、これは稀々手遅れの感がある。しかるに何と言つても東部の潜在的資源は豊富であり、長期戦に堪え得る可能性はあると見なければならぬ。此點はドイツ側も認めてゐるやうである。

最後に戦争の勝敗を決するものとして國民の抗戰意識が重要な役割を演ずることと言ふまでもないが、此點ドイツ側もソ聯ポリシエヴィズムの執拗性を認め獨月刊誌「二十世紀」(昨年十二月號) 主筆クラウス・メーネルト氏は「ポリシエヴィキのシベリヤ依存」と題するその巻頭論文のなかでも次の如く記してゐる――

「ソ聯軍は現在未だオネガ・モスコウ・下ドン河の線を維持してゐる。しかし彼等が歐露の諸根據地と共にウラルに至る廣大なれど防衛稀薄な地域を喪ふ可能性のあることは、ソ聯をして今後如何にせばよいかといふ問題を提起するに充分である。ポリシエヴィキは歐露を喪失した後でも抗戰せんとする決意をもつてゐることは我々もよく承知してゐる。何となればソ聯人は戦ひに敗れてもポリシエヴィズムは宿命的なものとして考へてゐるからである」
此のドイツ側の観るところによつても

ソ聯が徹底抗戰を覺悟してゐることが明瞭であり、又、ドイツの對ソ戦はドイツの誤算であつたといふ批評も、ヒトラー總統が前に掲げた「我が闘争」のなかで喝破したやうに領土龐大な國を對手に戦争することの困難性を百パーセントに承知してゐる上での戦端開始であつて見れば、獨ソ戦が長期にわたるといふ見透しも出來ないことはないのである。

冬季防衛作戦から戦線の雪解けとともに俄然、五月八日から開始されたクリミヤのケルチ半島における獨羅兩軍の大規模の新規攻勢はソ聯軍に多大な損害を與へたが、これはヒトラー總統自らが陸軍總司令官として東部戦線大攻撃作戦を指揮した最初のものであり、ケルチ半島で切つて落された本年の獨ソ兩軍の死闘こそ刮目に値ひするものがあらう。

第二部 ソ 聯 邦

民國二十九年

目錄

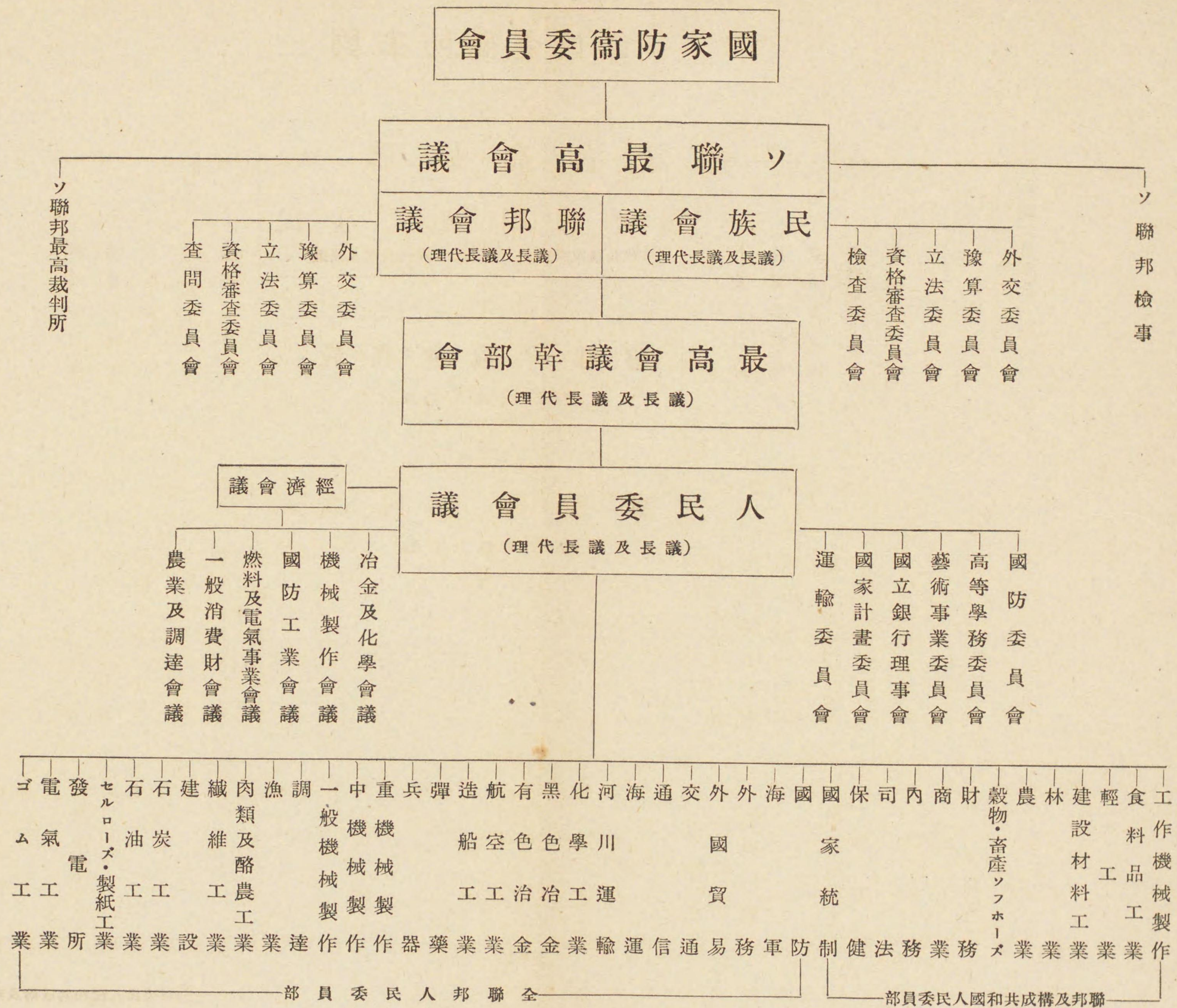
第一章	緒論	一
第二章	經濟概況	一
第三章	財政概況	一
第四章	金融概況	一
第五章	物價概況	一
第六章	貿易概況	一
第七章	工業概況	一
第八章	農業概況	一
第九章	交通概況	一
第十章	教育概況	一
第十一章	社會概況	一
第十二章	文化概況	一
第十三章	軍事概況	一
第十四章	外交概況	一
第十五章	國際地位	一
第十六章	結論	一

第一章	緒論	一
第二章	經濟概況	一
第三章	財政概況	一
第四章	金融概況	一
第五章	物價概況	一
第六章	貿易概況	一
第七章	工業概況	一
第八章	農業概況	一
第九章	交通概況	一
第十章	教育概況	一
第十一章	社會概況	一
第十二章	文化概況	一
第十三章	軍事概況	一
第十四章	外交概況	一
第十五章	國際地位	一
第十六章	結論	一

本書係根據作者多年研究之結果，力求客觀、公正、詳實。全書共分十六章，第一章為緒論，第二章至第十五章分別論述經濟、財政、金融、物價、貿易、工業、農業、交通、教育、社會、文化、軍事、外交等各項，第十六章為結論。全書資料豐富，論述深入，為研究我國現代史之重要參考資料。

第二卷
目錄

關機政行家國及關機力權家國高最邦聯ソ



(在現月七年二四九一)

ソ 聯 邦 概 観

領 土

帝政時代のロシアの版圖は二千二百五十三萬五千餘平方料を占めてゐたが、十月革命後、ポーランド、フィンランド、リトニア、ラトヴィア、エストニア等の諸國が外國の援助の下に獨立し、ベッサラビアがルーマニアに略取せられた結果、最近までのソ聯邦の版圖は二千二百二十七萬一千九百平方料であつた。而も猶全世界陸地面積の一五・九八%、即ち約六分の一の巨大なる面積を有し、その領土の廣さに於ては植民地を合した英帝國に劣るのみであつた。革命後二十二年間、その面積には變化なく、ソ聯邦は隣接諸國と不可侵條約の締結に努力し、自己の經濟的發展と國防力の充實に専念して來た。しかるに第二次世界大戰の勃發

の結果は、一九三九年九月、ドイツの攻撃による事實上のポーランド共和國の滅亡となり、ソ聯邦はドイツとの諒解の下に東部ポーランドに赤軍を進ませしめ、殆ど抵抗らしき抵抗をも受けることなしにポーランド東半を占領し、九月二十七日の獨ソ境界及友好條約によつてその境界を確定したこれによつて約十九萬六千餘平方料を増加し、更に同年十一月より一九四〇年三月に至る四箇月間のソ芬戰爭の結果、大略三萬五千平方料（ラドガ湖水域を含む）を合し、一九四〇年八月エストニア、ラトヴィア、リトニアの所謂バルト三國を併合し、ルmaniaよりベッサラビアと北部ブゴウイナを割讓せしめた結果、一九四〇年八月三十一日現在に於ける總面積は約二千二百七十七萬平方料（概算）となつてゐる。

國 境

北部國境

ソ聯邦の北境はルイバーチイ半島のフィンランド國境から始つて北極洋によりデジネヴァ岬に達する。海岸線は諸海洋や水量豊富な大河の河口によつて甚だ屈曲に富んでゐる。諸河川は延長數千料に及び海岸からはなれた諸地方を海洋に結び付けるに役立つてゐる。

この國境海岸の大部分は極圈（北極）内にあり、住民は少い。國境を成す海洋即ちバレンツ海、白海、カラ海、ラプテヨフ海及び東シベリヤ海は一年のうち大部分は氷山によつて鎖され、航海や漁業を妨げられてゐる。

而してこの方面に於て重要なのは西部地域即ちバレンツ海に面するコーラ半島である。バレンツ海はこの海を研究したオランダの航海者バレンツの名に因んで名付けられたものである。この海には大西洋から暖流（メキシコ灣流）が流れ込

むためバレンツ海の西部は凍結せず、一年全體を通じて航行可能である。最近コラ半島に発見された世界で最も豊富な隣灰石埋藏（ヒビンスキー・ツンドラに於ける）とそれと結び付いた霞石埋藏とはこの地に鑛山業及び化學工業の發達を可能にした。

鐵道によつてレニングラードと結び付けられたムルマンスク港はソ聯邦の國民經濟上特に大なる意義を有してゐる。この不凍港を通じてソ聯邦の貨物は外國に輸出され、またこの港を通じソ聯邦工業のため外國の貨物を輸入する。

聯邦の北境海岸の他の部分は白海に面してゐる。白海は灣流の影響を受けないため、一年のうち大部分が氷に鎖されてゐる。このことは白海の海運的意義を極めて小ならしめてゐる。

北境の他の部分はカーラ海、ラプテョフ海及び東シベリヤ海に面してゐるが、氷山のために殆んど航行不能である。ただカーラ海を通じてエニセイ河口との定期航路が保たれてゐる。

東部國境

東部國境はベーリング海峽から南方に走つてゐる。東部國境に於ける陸地の大部分はベーリング海とオホーツク海によつて洗はれてゐる。これらの海洋は、北海の體系中に屬する。またこれらの海は北方の諸海洋と同様冬期は氷に鎖されてをり、そのため航海、漁業及び狩獵を僅かに可能ならしめてゐるにすぎない。これらの諸海岸に住んでゐる住民は甚だ少い。

東南國境は日本海に臨んでゐる。この海は著しく温暖で、沿岸は極東地方の最も住民の多い部分となつて居り、航行も可能である。

これらの東部海洋では漁業が發達してゐる。その主要海港都市はアムール河岸のニコラエフスクとウラヂウオストークとである。ウラヂウオストーク港は一年を通じてその活動を中止しない。ニコラエフスクを通じてアムール河は海岸から切りはなされた木材と有用礦物の豊富な

地方を海岸に結び付けてゐる。ウラヂウオストークはシベリヤ鐵道を経て歐羅巴を太平洋に結び付ける終點である。同鐵道はソ聯邦の僻陬地方を貫通して、これら諸地方の經濟發達を可能ならしめてゐる。このやうにウラヂウオストーク港はソ聯邦にとつて特に重要意義を有してゐる。

日本との國境は樺太島に於て北緯五〇度の線に沿つて走つてゐる。

ボシエート灣から滿洲に對する國境までに至る短い國境線はソ聯邦を日本領朝鮮から引きはなしてゐる。またウスリー河、アムール河及びアルグン河に沿つて延長三千八百軒に亘つて滿洲との國境が走つてゐる。

滿洲を貫いてツァー政府は東支鐵道を敷設したが、この鐵道は一九三五年日本の保證の下に滿洲國に賣却された。

南部國境

ソ聯邦は千九百五十軒に亘つて蒙古人民共和國と境を接し、また千三百五十軒

に亘つて唐努烏梁海國民共和國に接してゐる。これら蒙古及唐努烏梁海は全くソ聯邦の勢力下にあり、その住民は舊い經濟を清算し、遊牧民は後れた停滯的な經營からコルホーズ國營農場を作りつゝあると稱せられる。

ソ聯邦はこれら諸國に機械その他の工業商品を提供し、それと引替に農産物（皮革、羊毛）を受取つてゐる。

蒙古國境の東部は唐努烏梁海共和國の國境から西部に擴がり、更にパミールに至るまで延々二千七百軒に亘つて、諸山脈を横切り支那の西部地方新疆省（支那トルキスタン）に對する國境が走つてゐる。この支那の邊境地方は住民が少く、半沙漠地帯によつて、中央支那から切りはなされてゐる。

パミールからゲリルド河に至る延長二千二百二十八軒に亘り、ソ聯邦はアフガニスタンと境を接してゐる。こゝではソ聯邦は英領植民地印度と殆んど相接してをり、アフガニスタンの狭少な一地帯によつて印度から切りはなされてゐる。

延長千七百軒のソ聯邦とイランの陸地國境はゲリルド河から、コペト・ダーク山脈とアトレク河に沿つて走つてをり、やがて延長八百軒に亘つてカスピ海の南部を横切り、後カフサスに於てアラクス河に沿つてアララト山に達する。

こゝから黒海に至るまで五百八十六軒のトルコとの國境が擴がつてゐる。トルコに對するソ聯邦の陸地國境は世界戰爭後作成されたものである。

南部國境の最後の地帯は黒海である。

この國境は黒海を横切りバツウムからダニュープ河の河口に至つてゐる。

黒海はこれを溫海の中に入れることができる。即ち一年の間氣温は五度と二五度の間を上下して居り、同海は一年を通じて航行可能である。たゞ冬期に猛烈な嵐がそれを妨げる。嵐と暴風のために、航行船舶は屢々難破することがある。

黒海のソ聯邦國民經濟に對する意義は次の點にある。即ちボスホラス海峽、マルマデ海及びダーネル海峽を通じてソ聯邦は地中海への出口を持ち、また地中

海からジブラルタル海峽を通じて、石油や、穀物などを積載したソヴェートの汽船が大海に出て、そこから西ヨーロッパ及びアメリカのあらゆる諸國に航行することができるのである。

その外、黒海はソ聯邦の諸港、即ちパツウム、ノヴォロトシイスク、ケルチ、セヴァストポリ、ニコラーエフ及びオデッサ等の間を繋ぐ交通機關として巨大な役割を占めてゐる。

西部國境

ソ聯邦の西部國境は第二次大戰勃發後全く面目を一新するに至つた。一九四〇年七月ルーマニアより多年の懸案たるベッサラビヤを奪還し、北アゴヴィナを掠取した結果、同國との國境はダニュープ河口よりブルート河に沿つて北上し、北アゴヴィナを周り一九三九年九月の獨ソ協定によるワルソー東方にてポーランドを東西に二分する線を北上して東プロシヤとの國境に達し、更に、バルト三國の併合によつて同國境に沿つてメーメル附

近にてバルト海に出て、遂に積年の希望を達することとなつたのである。かくしてソ聯邦はバルト海に可成りの海岸線と不凍港とを獲得し、またフィンランド戦争の結果は、ヴィボルグを含むレニングラード近傍の地その他を割譲せしめ、更に若干のフィンランド灣の島嶼をも入手したのである。即ちソ聯邦は西部國境は全般に互つて著しくその領土を擴張したのである。

地勢と有用礦物

地表構成の變化、有用礦物の豊富の點に於てソ聯邦は世界で最も著名な國の一つである。ソ聯邦には天を摩し、四時雪を戴く若い山脈があり、多數の有用礦物を藏する廣大な高原がある(東シベリヤ、アルメルニヤ)。また古成層の山脈は殆んど全く石炭層(ドンバス)或は鐵礦層(ウラル)から成る地盤を有してゐるのである。

ソ聯邦には豊饒な平野もあれば、赫々たる太陽の輝く酷熱の沙漠もある。また

數百萬ヘクターの泥炭沼がある。それは帝政ロシア時代に於ては病氣、マラリア熱の培養所であつたが、今では、動力の源泉となつてゐる。

【ウラル山脈】ウラル山脈は二つの大陸、ヨーロッパとアジアの相會する所に位し、子午線上を千二百軒に亘つて走つてゐる。

ウラル山脈は古い岩石から成り立つてをり、これらの岩石は自然の作用によつて著しく破壊されてゐる。その最も高い山頂でも、二〇〇〇米に達しない。山表の脆い岩石は風雨によつて低地に運び去られ、それによつて所々にマグニト山やヴィソカヤ山やブラゴダチ山のやうな鐵礦からなる露出鐵脈が残されるのである。このやうな山岳の構成はその富源の採掘を甚だ容易にしてゐる。

その他クロム、マンガ、銅、ニッケル及びその他複合礦物の巨大な埋藏がある。このことはウラルに黑色金屬ばかりでなく有色金屬の諸工場をも建設する可能性を與へるものである。

【南部山系】カフカーズ山脈は銅鐵

(ダシケサン山脈)、マンガ、及び複合礦物その他の豊富な埋藏物を持つてゐる。即ちカフカーズ山脈は巨大な石油埋藏量(バクー産油地一億九千萬噸、グロズヌイ産油地一六千萬噸、マイコップ産油地一二千五百萬噸)及び自然性可燃ガスに富んでゐる。

クリイム山脈は比較的若く、同山脈に於ける山岳形成過程はまだ終了してゐない。同山脈には地下の動搖があり屢々また地震がある。クリイム山脈の最高點は千五百米に達しない。

ケルチ半島に於けるクリイム山脈の山麓には世界で最も豊富なる鐵礦埋藏が存在し、十億乃至十五億噸と決定されてゐる。大規模な冶金工場(ケルチ、マリウーポリ)がこの礦物によつて作業してゐる。

ウクライナの東南にはドネツ山脈があり、この山脈は古い破壊された山脈で、その最高峰は海拔三百五十米にも達しない。石炭層は所々地表に現れ、このため

その採掘は著しく容易である。

この地から全國消費石炭の半分近くが採掘される。アゾフ海からドニエプル河を横切つてドニエストル河までドニエプル岩石層が走つてゐる。それはドニエプル河を東方に傾斜させて有名なドニエプル急流を形成する。

【中部ロシア高地】ドネツ山脈とドニエプル岩石層から北方へ向つて分散的な高地地帯として中部ロシア高地が広がつてゐる。

この高地はドニエプル河、ヴォルガ河の分水嶺であり、西ドヴィナ河とドン河の源をなしてゐる。

中部ロシア高地は石炭及び鐵礦の埋藏量が豊富である。ボドモスクワ嶺山は、八百三十三萬噸の石炭と六億五千三百萬噸の鐵礦を持つてをり、リベツ鐵礦産地(中央黒土洲)がそれであり、更に中央黒土洲には世界で最も豊富な磁鐵の産地がある。

ボドモスクワ嶺山の石炭と礦物の上にモスクワ州の冶金工業、即ちツィラ冶金

工場等々が發達してゐる。中央黒土州には大規模なりベツ冶金工業綜合企業が建設されてゐる。燐灰土はすでにボブリク化學綜合企業により精製されてゐる。

【北部起伏地】中部ロシア高地から東北にかけて北部起伏地が広がつて居り、これから諸河川が源を發してゐる。即ち北ドヴィナ河、ベチョーラ、メーゼン、ヴァトカ、カマの諸支流がそれである。最近この地に燐灰石の巨大な埋藏地が發見された。

【ヒビン地方】コーラ半島の北極圏内のツンドラの上にヒビン山脈が聳えてゐる。

ヒビン山脈はその高度は千五百米に達しないのであるが、その山頂は一年を通じて雪を頂いてゐる。ヒビン地方はソ聯邦にとり化學工業原料の最も豊富な源泉となつた。同地方は約三百億噸の燒灰土を包藏してゐる。また燒灰精製のためソ聯邦第一の北極圏内にある大工業都市ヒビンゴルスクが發達した。

【カザツク地帯】ウラル山脈の東部斜

面からオプ平野が始つてゐる。オプ平野はカザツク地帯によつてアラリアスピ平野から引きはなれてゐる。カザツク地帯は有色金屬の埋藏が豊富である(コウシラード産地、カルサク、パイ等々)。カザツク地帯は次第にその高度を高めてアルタイ山脈と合體する。

【東シベリヤ高地】エニセイ河から東部に當つて廣大な山岳國、即ち東シベリヤが位してゐる。同地方は諸高原と交錯するひどく破壊された山脈より成つてゐる。最近多量の有用礦物が發見され、金、鐵、銅、錫、鉛、ブレンヂウム等を産する。

【カムチャツカ及び樺太】東方カムチャツカ半島にカムチャツカ山脈があり、この山脈は孤線を描いて半島に沿つて走つてゐる。カムチャツカにはソ聯邦唯一の活火山がある。その最高のもはクリエフスカヤ火山である。こゝには多量の石炭埋藏地があり、油田が發見された。カムチャツカ炭は精製されて、工業的意義を有してゐる。

樺太の北部はソ聯邦に屬してゐるのであるが、この樺太島にも多量の有用礦物がある。特に重要な意義を持つものは樺太石油であり、樺太は極東地方の經濟のためには基本的な石油根據地となつてゐる。

【中央アジア諸山脈】 ソ聯領アジアの南端は山脈の連鎖によつて取りかこまれてゐる。カスピ海から東方へコペト・ダーク山脈が始まり、この山脈は岩石多きギンドウクシ山脈によつて、パミール山岳國と合する。こゝにはソ聯邦に於ける最高峰レーニン峰とガルモ峰（ザアライスカヤ山脈）がある、それらの高さは七〇〇〇米以上に達する。

東方に向つてやゝ低地、所謂デウングル門が立つてゐる。デウングル門は天山系とアルタイ山系を分つてゐる。アルタイの東北部オイロト自治州内をリツネツキー・アルタイ山脈が走つてゐる。その西部斜面にはソ聯邦第二の炭田即ち四千億噸の石炭埋藏量を持つクズバスがある。

更にアルタイ山脈から東方に向つてサヤン山脈が走つてをり、それがザバイカル山脈に達してゐる。

サヤン山脈の北部斜面は石炭が豊富である（イルクツク石炭産地——二千五百八十億噸、カン産地——四百億噸、アバカン産地等）。鐵産地はアンガラ河及びオノン河に沿ふて散在する。銅はサヤン山脈に埋藏されて、錫はザバイカルの舊オロヴァンナ附近に多數の鑛脈がある。

ザバイカル山脈は金鑛脈及び砂金、その他の有色金屬の埋藏地として古くから有名である。

氣候

ソ聯邦の氣候

ソ聯邦全體の氣候は際立つて大陸的である。大陸性は西部から東部及び東南部に行くにつれ、大西洋から離れるに従つて増大する。たゞソ聯邦の殘餘の部分から諸山脈によつて切りはなされてゐる太

平洋の諸海岸のみが海洋的氣候を持つてゐる。東シベリヤ及びパミールの氣候は最も大陸的である。東シベリヤには世界の極寒地があり（ヴェルホヤンスク）、そこでは最低溫度が零下六十九度九と示されてゐる。

ソ聯邦のヨーロッパ部分に於ける一月の平均溫度は零度から零下二三度の間を上下してゐる。黒海の北岸では一月に零度、ペチオラ地方では、零下二三度といふ溫度が見られる。たゞクリミヤの南海岸に於てのみ一月の溫度が零度以上である。だがソ聯邦の地表の構成（諸山脈の方向、海拔以上の高度）及びソ聯領土に存在する大なる湖水として多くの水量がまた氣候の上に影響を及ぼしてゐる。即ち個々の地方によつて大陸性を強め若しくは弱めるといふ點に於て著しい偏向が作り出されてゐる。

【北極地帯】 北極地帯にあるのはゼムリヤ・フランツァ・ヨシフア、ノワヤゼムリヤの北島、セヴェルナヤ・ゼムリヤである。この地は夏は短く寒冷で、冬はザバイカルにまで達する。凍結地の厚さは二乃至一五米であり、ヤクーツク邊では永久凍結地の厚さは八〇乃至一九〇米に達する。夏期には地表は最大限五米まで掘り下げられる。

【溫帯】 この地帯はレニングラード—ニジニイ線の南部から森林ステツプの南端に至るまでのソ聯邦のヨーロッパ部分の森林地帯を占め、ミヌシンスク・ステツプ及びウスリー地方のアムール河中流を通つて西シベリヤの南部に及んでゐる。この地帯の氣候は原始林の氣候よりも大陸的でない點が相違してゐる。冬期は充分凌ぎよいが積雪は到る處にある。夏期は暖く、平均溫度は一〇乃至二二度である。雨量は原始林地帯と殆んど同様である。この地帯は専ら落葉樹林で蔽はれ、樺が支配的である。

西部シベリヤで樺に相當してゐるのは白樺である。

アムール河の中流とウスリー地方ではモンスーンが吹きまわり、四月から十一月にかけては多量の雨をもたらすのであ

酷寒で長い。雪と氷は短い夏の間も解けず、一年を通じて存在してゐる。

【ツンドラ地帯】 ツンドラ地帯の南境は七月等溫線十度と大體合してゐる。この等溫線は北極海の海岸に沿ふて走つてゐる。ツンドラに於ける空氣の溫度は甚だ低いため、大陸及海洋に於ける濕氣の蒸發は甚だ少い。従つてこの地は降雨量が少い（一年に二百ミリ以下）。ツンドラは寒冷と結水の國である。冬が六箇月から八箇月半も続き、積雪は甚だ薄い。土地は極めて深部まで凍り、冬期には半米以上は深く掘り下げられない。冬の三箇月間はツンドラは深く眞の闇に包まれてゐる。

夏期にはツンドラは多くの湖水で包まれる。ツンドラはあはたゞしい生活を始める。植物は育ち、渡鳥は巢を作り始める。すべてのものは急いで短い夏を利用するのである。

【寒冷地帯】 普通の寒冷地帯を含む領土に於てはツンドラ地帯とは異り、夏はより溫暖で永い。七月の溫度は十度と二

十度の間を上下してゐる。しかし冬期にはこの地は非常に結氷する。降雨は年平均均三百乃至六百ミリであり、最大の雨量は夏期に見られる。

普通の寒帯はツンドラの境から南方、ソ聯邦のヨーロッパ部分の北部を含み、レニングラード—ニジニイ線を以つて終る。西シベリヤに於けるこの地帯の南境はカムシイロフ、イシムを通つて走つてをり、而してコルイヴァンまで行かずに北方に轉じ、北緯五七度の線を走つてゐる。東シベリヤに於ける普通の寒冷地帯の南境は南方に於て山脈にまで下つてゐる。

この地帯の全地域に亘つて農業が發達してゐる。森林は鬱蒼たる針葉樹林であつて、北方に於ては前人未踏の原始林となつてゐる。南部では潤葉樹林に遭遇する。即ち白樺、はんのき、等々の林である。

この地には永久凍結地が著しく分布してゐる。永久凍結地の境は南方に於ては遙かに

る。冬は寒いが雪はない。だから諸河川は春に氾濫しない。なぜなら薄い積雪は充分な分量の水を與へないからである。だが夏期は多量の降雨によつて氾濫する。雪の少ない冬と土壤の深い凍結とは冬穀物の播種を妨げてゐる。この地帯では稷、米、大豆、亞麻、及び大麻がよく生長する。

ヨーロッパ部分に於て温暖な氣候を持つ地帯の北境はクレメンテウグ、ハリコフ、ポープロフ、サマラの北部、またシベリヤではイルチン河を通つてゐる。この地帯では夏は蒸暑い。夏期に多量の降雨がある。積雪はアゾフ海岸で二〇乃至三〇糎、無海々岸で一〇糎以下である。

ソ聯邦南部のステップでは乾燥した東南風―空風が吹く。風速屢々一秒間に十六米に達する。氣温は空風期に四〇度まで高まる。

後ウラル・ステップの氣候は南部のステップの氣候と甚だ大陸的な點で異つてゐる。

【乾燥地帯】 沙漠はソ聯邦では中部ア

ジャ諸共和國の西部、カザクスタンの南部にあり、半沙漠地帯はカスピ海の北岸及び後カフカースにある。沙漠地帯には降雨は甚だ少く、特に夏期には降雨が少い。夏は乾燥して凌ぎ難く暑い。冬は寒く、雨は短期間降るにすぎない。

中部アジヤの沙漠では夏は殊に暑く赤道よりも酷い暑さである、中部アジヤは太陽の國である。多量の太陽光線、温暖な氣候と肥沃な土地は人工灌漑を以てする時、中部アジヤを農業に特に有利な土地とするのである。現在中部アジヤはソ聯邦の基本的な棉花産地である。葡萄、林檎、杏等々の果實も亦よく成長する。

【亞熱帯】 ソ聯邦に於ける亞熱帯氣候を特色とする地方は西部後カフカースである。この地では降雨が千ミリ以上もあり、所によつては二千五百ミリにも達する。このやうに多量な降雨はソ聯邦の他のどの地方にも見られない。降雨は殆んど全年度を通じて平均に行はれる。冬は温暖で一月の平均温度は四乃至六度であ

海洋及河川

ソ聯邦の海洋と河川

【北極海方面】 北極海に注ぐ最大の諸河川はソ聯邦のアジヤ的部分にある。そのうちで最も大きいのはオビ河で、イルチン河はその支流であり、延長は五千二百糎に及ぶ。オビ河はビヤ河とアルタイ山脈の雪にその源を發するカトウスニヤ河の二川の合流によつて形成されてゐる。

エニセイ河は唐努烏梁海共和國の内部から發して全シベリヤを通つて南部國境から北極海まで貫流してゐる。同河はサヤン山脈を横斷し、その激流は延々數百糎に亘つて岩石層の間に進路を求めて流れてゐる。エニセイ河はツンドラ地帯を數百糎に亘つて灌漑して海に注ぐ。一年の大部分この水量豊富な川は氷に鎖されてをり航行に利用することが出来ない。シベリヤの第三の河、即ちレナ河もエ

ニセイやオビ河と殆んど同様に水量豊富である。同河はその源をバイカル山脈に發し上流は谷川の性質を帯び、延長千糎に亘つて航行可能である。レナ河とその支流とは河岸に多くの礦物産地を有してゐる。特に有名なのは金である。

シベリヤの諸河川は交通上大きい意義を持ち、また魚類が豊富であり、高價な鱒類及び蝶鮫類が多い。しかし同地方には住民が少いため、これ等諸河川の漁業は發達してゐない。

北極海に注ぐ諸河川のうち有名なのは北ドヴィナ河である。同河はスホナ河とユーグ河の合流によつて成立し主要な支流はヴィチエグダ河とピネガ河である。北ドヴィナ河とその支流は北部地方の主要な木材運搬路である。北ドヴィナ河の航続期間は一年に百七十七日である。

【北極海】 北極海は一年の大部分、氷や氷山に結されてゐるが、北洋航路局航路の開發と共に、一躍重要性を加へて來た。

【太平洋の諸河川】 アムール河はアル

グン河と松花江との二川の合流によつて形成されてゐる。その主要支流はウスリ、スガリ、ゼーヤ及びブレイヤ川であり、アムール河は極東地方唯一の木材運搬路である。アムール河とオホーツク海は魚類が豊富であり、カムチャツカの諸海岸にも優良な漁場がある。

【カスピ海の諸河川】 ヨーロッパ最大の川、ヴォルガ河はヴァルダイ高原に端を發しソ聯邦の全ヨーロッパ部分を横斷してカスピ海に注ぐ。ヴォルガ河はソ聯邦の主要な交通水路であり、同河によつて下流の森林のないステップ地方に木材が運搬され、工業商品等々が運送される。

上流に運搬されるものは、穀物、鹽、魚類、罐詰類、棉花及び石油である。ソヴエート政府はヴォルガ河の水力を完全に利用してゐる。幾多の水力發電所が建設され、諸堤防がヴォルガの航行を改善してゐる。ヴォルガ河、ウラル河、カスピ海はソ聯邦の主要な漁場である。カフカース山脈からカスピ海に注ぐ谷川にはクマ河、テレク河及びアラクス河を支流とするクラ河がある。

これらの諸川は航行の便は少いが、莫大な水力を擁してをり、これらの水力はすでに國民經濟のために利用されてゐる。その外これらの諸河川は閉鎖された運河によつて乾燥した北カフカース及び後カフカース地方の灌漑のため水を與へることが出来る。

【カスピ海】 カスピ海はアラロ・カスピ平野の最深部を占めてゐる。同海は封鎖的な池とも言ふべきもので、他の海や大洋と結び付いてゐない世界で最も大きい鹹水湖である。その面積は四十五萬八千六百九十平方糎である。カスピ海の最深部分は九百四十六米である。魚類及び魚獲物の豊富な點でカスピ海はまた世界の首位を占めてゐる。カスピ海で取れる魚は白蝶鮫、蝶鮫、鱒魚、小鯉、二三種の鯨等で、カスピ海と黒海との生物界のうち二三は酷似してゐる。どちらの海にも鱒魚や蝶鮫等が居る。これは昔海はクマ河の河口からマニチ河の河口に至る北カフカースを貫く海峡によつて相互に結

び付けられてゐたからである。

【アゾフ及び黒海の諸河川】 黒海に注ぐ河のうちで最も大きいのはドニエプル河であり、この川は西ヨーロッパ地方の沼地から發し、ウクライナを貫流しつゝ、黒海に注ぐ。ドニエプル河の下流には大きな瀨があつて、航行不可能であつたが、今はドニエプル河には堤防が築かれ強力なドニエプル水力發電所となつてゐる。黒海の第二の大河はドン河である。ヴォルガ川とドン河の連絡の實現によつてドン河の經濟的意義は著しく増加しつゝある。カフカース山脈から發して、ワバン河はアゾフ海に、リオン河は黒海に注ぐ。ブルウト、ブウグ、ドニエストルの諸川は改修によつて航行可能となつた。

【バルチック海(フィンランド灣)の諸河川】 ネヴァ河はフィンランド灣に注ぐ最も水量豊富で最も深い川である。それはラドガ湖から發し、ネヴォ河はスターリン白海、バルチック運河と共に交通上大きい意義を持つてゐる。ラドガ湖とオネガ湖との間にはスヴィル河が流れて

をり、イレメン湖からラドガ湖へウォルコフ河が流れてゐる。

【バルチック海】 バルチック海のソ聯邦に屬してゐるのはフィンランド灣の一部分であつたが、エストニア、ラトヴィア、リスマニア併合の結果、著しく海岸線を擴大した。海の深度は大したことなく、七〇米、鹽分含有度は〇・五乃至一%である。冬季フィンランド灣は氷に鎖され航行は春まで停止される。バルチック海の動物及魚類のうち擧ぐべきものは鱈、鰯、鱒、海豹である。フィンランド灣のネヴァ河の河口には工業海港都市レニングラードが位してゐる。

【アラル海方面】 パミール山地と天山山系から中央アジアの急流が端を發してゐる。これらの諸河川はその急激な落下によつて巨大な水力を示し、このことは中央アジア諸共和国をして水力資源の點で全國の首位の一つを占めさせてゐる。だが急流にも拘らず、それ等の多くはその自然的貯水場にまで到達しない。アラル海に注ぐのはタムー・ダリーヤ河

とスウィル・ダリーヤ河だけである。諸河川と違つてそれらの河川は一年のうち最もひどい暑さの時七月、八月に流れる。一年のこの時期にはこれらの河川の源である山上で氷雪が解けるからである。急流でありまた河床が砂であるため此等は屢々その河床を代へる。また水量豊富なため時に泥砂をもたらし、そのために瀨や淺瀨ができて、航行を妨げる。中央アジアは普通廣漠たる不毛の沙漠と考へられてゐた。併し最も不毛な地域であつてもこれにたゞ水を與へるならば、水はその地を優秀な棉花の咲き亂れる地帯に轉化することができる。今では大規模な社會化農場——コルホーズ及びソフホーズ——が國家の援助を受けて旱魃地方の灌漑のため巨大な工事を進めてゐる。

【アラル海】 アラル海は中央アジアの最も大きい水源で、大いさの點で世界第三の湖である。その面積六萬七千八百平方料。水は濃い鹽分を含み、含有鹽分は一%以上である。深度は一五・六八米。アラル海以外に中央アジアには他にも多

くの湖水がある。バルハシ湖及び山中の湖水イシツク・クウル湖、硫黄を含む二三の小湖。而してこの硫黄は化學工業の原料として利用されてゐる。

重要民族

ソ聯邦に於ける主要民族の特徴を挙げれば次の如くである。

一、ロシア人

ソ聯邦を構成する諸民族のうち數的にも(約九千九百萬)文化的にも指導的地位にあるのはロシア人(帝政時代の用語に従へば大ロシア人)である。ロシア人は元來スラブ種族とフィン人との混血種族であつて、その人種的特徴に従つて大體左の四つのタイプに區別されてゐる。

一、東バルチック型 此のタイプに屬するロシア人は中背で頭及び頬は稍幅廣く、眼は淡綠色で、薄き亞麻色の頭髮、濃き鬚髯を有してゐる。此のタイプに屬する最も代表的なものはノウゴロド(ゴリキール)州、トヴェル(カリーニン)州

内に住むロシア人である。

二、ニジネ・オカ型 此のタイプに屬するロシア人は主としてリヤザン、ペンザ地方に於て見る。頭髮及び眼の色は稍々黒味を帯び、皮膚は中程度の淡紅色で頭蓋骨は稍々長く背は低い。

三、北歐型 淡紅色の皮膚を有し、背稍高く頭は長目である。

四、アルプス型 中背で頭蓋骨廣く皮膚は黒味を帯びてゐる。しかし地方によつては以上四種類のそれぞれ混淆せるものあり、又、一の型より他の型への過渡的型も屢々見られるところであるが、概して言へばロシア人の人種的特徴はヨーロッパに於ける現代並に古代の諸種族の特徴に酷似せるものである、併し地方によつては多分にアジア人種の影響を蒙りアジア種族の混血型を表はしてゐる。

二、ウクライナ人

ウクライナ人は帝政ロシア時代には大ロシア人に對するに小ロシア人と呼ばれ、東スラヴ民族中の南方派に屬し、紀

元六七世紀の頃、アゾフ海、黒海の北岸西南カルパット山脈地方より移住し來つたもので、現人口は二千八百萬人である。ソ聯邦領以外にはポーランド(約七百五十萬人)、チェコスロワキヤ(六十萬人)、ルーマニヤ(約百萬)にも散在してゐる。

三、白ロシア人

白ロシア人も東スラヴ民族に屬し現人口は五百二十萬を算する。六七世紀より現在の領域内に移住せるもので、白ロシアなる名稱の起源について諸説あるも、代表的な意見として白ロシアの農民は遠く數世紀前より好んで手織の白衣を着用せるところより此名ありと言はれる。その言葉はロシア語、ウクライナ語と多くの共通點をもつてゐるが、單語の上では以上兩國と相當の懸隔を示してゐる。

四、カザツク人

ソ聯邦領域内に在るカザツク人の分布は西はウオルガの三角地帯より、東は亞

爾泰、天山の高地に、又西部シベリヤの低地より南はアム・ダリヤ、カラ・クムの沙漠に至る廣大な地域に亘つてゐる。その祖國は今日のカザ共和国で、此の他新疆、外蒙等にも多數居住してゐる。元來チユルクの民族で歐洲におけるトルコ民族と血統を同じくしてゐる。

五、タタール人

タタール人はスラヴ人、ウグロ・フィン人及び蒙古人等の混血民族で、その言語は俗にいふタタール語であるが、タタール語とは一般にチユルク語のことで、前記のカザツクの言語もタタール語と呼ばれ、極東ヤクーツクの言語も此の系統に屬してゐる。その分布は西部シベリヤの亞爾泰、裏海沿岸で、タタール自治共和國及びバシキール自治共和國に最も多く住してゐる。

六、ウズベツク人

ウズベツク人はソ聯邦領中央アジア、アフガニスタン及び新疆に分布するチユルコ人種で、その祖國は中央アジアのウズベツク地方に在り、その言語はウズベツク語である。ウズベツク人は、その祖國に在りては、その言語を母語とし、その文化を形成してゐる。ウズベツク人は、その祖國に在りては、その言語を母語とし、その文化を形成してゐる。

ソ 聯 邦 の 言 語

ソ聯邦は世界有数の多民族國家にして、其の人口約一億七千萬人のうち九千九百萬人はロシア人である。而して残りの七千萬人は學者により八十種乃至二百種の民族に分類してゐるが、スタールンは政策的にこれを約六十の民族及び民族群に包括せしめてゐる、彼等はそれぞれ固有の民族語をもつてゐるが、ソ聯邦政權は一九一七年十月革命勃發直後、民族の權利及び民族の平等に關する宣言を發表し、更に一九一九年十月教育人民委員部は「各民族はその母語により教育を受ける權利を有する」ことを決定した、併し各民族はその特殊事情により母語のほ

ルコ屬の一派で、ソ聯邦ではウズベツク共和國、カザフ共和国、キルギズ共和国、タヂク共和国内に多數住してゐる。純粹のウズベツク人といふのは僅かに定住者の一部で、遊牧生活者の殆んど大部分は複雑混血であると言はれてゐる。

七、アルメニヤ人

アルメニヤ人は印歐民族と高架索土着民族との混血で、ソ聯邦領ではアルメニヤ、グルジア、アゼルバイジャン三共和國に住してゐる、アルメニヤ人は一般に頸短く、強健なる體軀を有し、鼻大にして廣く、頭髮は黒色、身體毛深く皮膚は淺黒い。前記三共和國のほか、北コーカサス、クリミア、アストラハン等にも相當居住し、印歐語とコーカサス言語との混成語を話す。

八、ユダヤ人

ユダヤ人のロシア移住の歴史は古く十世紀乃至十一世紀に始まり、歐洲におけるユダヤ人迫害の結果、安住の地としてロシア語を第二國語と定めてゐる、即ち

- 一、ウクライナ、白ロシア、グルヂヤ、アルメニヤ、アゼルバイジャン、ウズベツク、トウルクメンに於ては其の母語により教育が施される、猶ウクライナ及び白ロシアではロシア語を第二國語とする
- 二、ロシア共和国内の自治共和國、ヤクーチヤ、チヌワシユ、ドイツ人植民地、タタール、ブリヤート、バシキール、クリミア、ダゲスタン、及びキルギズ、カザツク、カレリヤ各共和國に於ては地方により母語とロシア語を用ふ

斯くの如くソ聯邦政權は帝政ロシアの極端なロシア化政策の失敗に鑑みて各民族の母語による教育を唱へたが、その理論によれば、社會主義が勝利を得た曉には諸民族は單一なるものに融合しなればならず、従つてその民族語も單一共通な言語に轉化すべきであるが、プロレタリアート獨裁期にあつては民族的差異は残つて居り、故に當然民族語を無視することは出来ないといふのである。スター

未だユダヤ人に對して何等の偏見を抱かなかつたロシアを選び移住し來つたもので、現在の分布はウクライナ共和国、ロシア共和国、白ロシア共和国の順にて總數三百萬人に達し、大部分は都會生活者である。

九、チユルク人

チユルク人と一口にいつてもシベリヤ東北沿岸から地中海の西南に至る歐亞大陸に跨つて分布せる大民族で、シベリヤのヤクートもチユルク人であり、トルコ人もチユルク人である。しかしソ聯邦で普通謂ふところのチユルク人といへばアゼルバイジャン・チユルク人のことをいふのである。その分布状態は現在のアゼルバイジャン共和国及びペルシヤ領アゼルバイジャン地方に最も多く生活し、ナヒチエワン自治共和國にも相當居住してゐる。

一〇、グルヂヤ人(デョルヂヤ人)

グルヂヤ人はコーカサスにおける最古

リンも一九三〇年の共產黨第十六回大會の席上、嘗て「支配的であつた特權的の言語、即ち大ロシア語の復活に努めるのは大ロシア、シヨウヴィニズムである」とロシア語強制に極力反對したものであるが、十年後の今日スタールンは此の宣言を忘れたかの如く各民族共和國にロシア語教育強化を開始したのである。これは前述のソ聯邦の建前とせる民族自決政策の行過ぎの結果、民族に分離的傾向を與へたこと、最近における國際情勢の緊迫とが國內諸民族の結束が益々必要となつた點に鑑み、ソ聯邦構成民族中最も指導的な地位にある大ロシア民族の言語たるロシア語教育を普及せしめなければならぬといふ結論に到達したのである。また現實についていふもソ聯邦ではより高度の文化攝取と、社會主義建設の役割を達するにはロシア語を知らなければならず、ロシア語の智識なければ高等教育も受けられず、出世も出来ないといふわけである。

ロシア語は印度歐羅巴語に屬するスラ

ラ語から生れたもので、ロシアに初めて文字が輸入されたのは紀元九百八十年代である。此の斯拉ヴ文字はブルガリヤの傳道者キリールが基督教傳道のためにギリシヤ文字を基礎とし、ラテン、ユダヤ文字を参照して文字をつくり、ギリシヤ語の聖書を翻譯したものであるが、これを教會斯拉ヴ語と稱し十八世紀頃までロシアの貴族及び智識階級に使用されてゐた、しかしこの教會斯拉ヴ語は謂はゞ文語であり、一般民衆の話すロシア語との間には懸隔があり且つ其の文字は複雑にして同一發音のものが多かつた爲め一大改革を必要とした。この改革實施はピョートル大帝の時に其の機運に接したもので即ち大帝の革命は國語の上にも影響せずには止まず、一般民族の使用する生きたロシア語に重心を置いたロシア語を産む爲めに教會斯拉ヴ語のアルファベットの大部分をラテン文字に改めるの大改革を斷行した、斯くの如き大改革に當つた學者はロモノソフで、彼は斯拉ヴ語からロシア語を截然と區別し、分類整頓

した功勞者であるが、更にこれを自由に驅使して現代ロシア文の軌範を示した者は詩聖プーシキン（一七九九—一八三七年）であり、文豪ゴーゴリ（一八〇五—五二年）であり、レルモントフ（一八一五—四一年）であつた。ピョートル大帝の革新によつて俄然興隆の運に向つた新文語は十八世紀の末葉より十九世紀の初頭にかけてペテルブルグ皇朝の興隆と共に急速に發達したロシア文化と之に伴ふ文豪の輩出の爲め益々完成の域に入つた。ピョートル大帝時代に樹立されたロシア語も二百年を経過する間に再び改革すべき必要に迫られたことは當然であるが其の最たるものは正字法の改革で、これは極めて合理的改革であつたに拘らず宗教家や保守派の反對に遭つたが一九一七年三月革命後に至りケレンスキイ政府のマヌイロフ文相が新正字法の採用令を布告するに至つたが、實際にその新令は徹底せず、新舊兩様或は兩様混合したものが用いられ、全國的に及んだのは十月革

命以後であつた、新正字法の採用と共に従來三十六字あつたアルファベットは三十一字に制限されたが、これは重複する同音文字、無音の硬音符、更に神學上の言葉に極めて稀に使用される文字等五字を廢止したのである、現在ソ聯邦で使用してゐるのはこの新正字法に依るものである。

異民族のロシア文字使用

一九三八年九月の新學年度より施行せられた非ロシア語學校のロシア語義務教授には従來多くの民族の書體はローマ字を使用してゐたものを正式に次の二十七民族にはロシア文字を使用することに決定した。即ちオセチン、イングーシ、チエチエン、アドウイゲイ、カラチヤエフ、カルムイク、カレリヤ、オイロート、シヨール、コミ・ペルミヤク、ダゲスタンの八民族、北部地方その他の九民族である。

ソ 聯 邦 行 政 區 劃

(一九四〇年六月末現在)

一 ソ 聯 邦 (ソ ヴ ェ ー ト 社 會 主 義 共 和 國 聯 邦) 首 都 — モ ス ク ワ

二 ソ 聯 邦 構 成 共 和 國

- 一、ロシア共和國 (ロシア・ソヴェエト 聯邦社會主義共和國)
- 二、ウクライナ共和國 (ウクライナ・ソ ヴ ェ ー ト 社 會 主 義 共 和 國)
- 三、ウエスト社會主義共和國 (ウエスト社會主義共和國)
- 四、アゼルバイジャン共和國 (アゼルバイジャン・ソヴェエト社會主義共和國)
- 五、グルシヤ共和國 (グルシヤ・ソヴェエト社會主義共和國)
- 六、アルメニヤ共和國 (アルメニヤ・ソ ヴ ェ ー ト 社 會 主 義 共 和 國)
- 七、トウルクメン共和國 (トウルクメン社會主義共和國)

三 ソ 聯 邦 構 成 各 共 和 國 別 行 政 區 劃 表

聯邦構成 共和國		地方、州、自治 共和國及自治州	首都	中心都市
一	アルタイ地方	バルナウール	モスクワ	
二	オイロート自治州	ウーラ		
三	オイロート自治州	ウーラ		
四	オイロート自治州	ウーラ		

一〇	ゴリーリキイ州	ゴリーリキイ
九	ウオローネシユ州	ウオローネシユ
八	ウオローグダ州	ウオローグダ
七	アルハンゲリスク州	アルハンゲリスク
六	ハバロフスク地方	ハバロフスク
五	沿海地方	トールク
四	カラチヤエフ自治州	ミコヤン・シヤハル
三	チエルケス自治州	エシヨールウオ・チエルケス
二	ウラヂウオス自治州	ウラヂウオス
一	ハバロフスク自治州	ハバロフスク

											二	ウ	ク	ラ	イ	ナ	共	和	國			
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	
ウ	ウ	ド	フ	ザ	カ	キ	キ	ニ	オ	ボ	ウ	ウ	ド	フ	ザ	カ	キ	キ	ニ	オ	ボ	
イ	イ	ド	フ	ザ	カ	キ	キ	ニ	オ	ボ	イ	イ	ド	フ	ザ	カ	キ	キ	ニ	オ	ボ	
ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州

											三	白	ロ	シ	ヤ	共	和	國
一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	
ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	
イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	
ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	

											二	ウ	ク	ラ	イ	ナ	共	和	國		
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ
ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州

											三	白	ロ	シ	ヤ	共	和	國
一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	
ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	
イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	
ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	

四 アゼルバイヂ ヤン共和国		五 グルシヤ 共和国		六 アルメニ ヤ共和国		七 トルクメ ン共和国	
七 ベローストク 州	八 ブレスト 州	九 ウイレイカ 州	一〇 ピンスク 州	内 ナヒチエワ ン自治共和 國	内 ナヒチエ ワ自治共和 國	内 アブハシヤ 自治共和国	内 アヂヤリヤ 自治共和 國
				ナヒチエ ワ自治共和 國	ナヒチエ ワ自治共和 國	アブハシヤ 自治共和国	アヂヤリヤ 自治共和国
				ナヒチエ ワ自治共和 國	ナヒチエ ワ自治共和 國	アブハシヤ 自治共和国	アヂヤリヤ 自治共和国
				ナヒチエ ワ自治共和 國	ナヒチエ ワ自治共和 國	アブハシヤ 自治共和国	アヂヤリヤ 自治共和国
				ナヒチエ ワ自治共和 國	ナヒチエ ワ自治共和 國	アブハシヤ 自治共和国	アヂヤリヤ 自治共和国
				ナヒチエ ワ自治共和 國	ナヒチエ ワ自治共和 國	アブハシヤ 自治共和国	アヂヤリヤ 自治共和国
				ナヒチエ ワ自治共和 國	ナヒチエ ワ自治共和 國	アブハシヤ 自治共和国	アヂヤリヤ 自治共和国
				ナヒチエ ワ自治共和 國	ナヒチエ ワ自治共和 國	アブハシヤ 自治共和国	アヂヤリヤ 自治共和国
				ナヒチエ ワ自治共和 國	ナヒチエ ワ自治共和 國	アブハシヤ 自治共和国	アヂヤリヤ 自治共和国

八 ウスベツ ク共和国		九 タヂク 共和国		一〇 カザフ 共和国	
一 ブハラ 州	二 サマルカ ンド州	三 タシユケ ント州	四 フェルガ ナ州	五 ホレーズ ム州	六 カラ・カ ルバク自 治共和国

五 ウラーリス ク	六 カラガン ダ	七 クズイル ・オルダ 州	八 クスタナ イ州	九 パウロダ ール州	一〇 パカザフ スタン州	一一 南カザフ スタン州	一二 セミパラ チンスク 州	一三 アクモリ ンスク州

一四 ヂヤンブ ル州	一 フルンゼ 州	二 イスイク ・クリ州	三 チャヤン 州	四 ヂヤラル ・アバド 州	五 オシユ 州

第三回ソ 聯 邦 國 勢 調 査 資 料
(一九三九年一月一七日現在施行)

I ソ 聯 邦 人 口 構 成 動 態

一、一九三九年一月十七日 現在國勢調査	八、八〇四、六六一	一七〇、四六七、一八六	五五、九〇九、九〇八	二四、五五七、三七八	三三・八	六七二
二、一九二六年十二月十七日 現在國勢調査	七、〇四四、三三三	一四七、〇七三、九一五	三六、三三四、一四四	一一〇、七三三、八〇一	一七・九	八二二
三、一九三九年國勢調査人口ノ 一九二六年ニ對スル百分比	一二五・〇	一二六・九	一二五・九	一二二・五	—	—

II ソ 聯 邦 構 成 各 共 和 國 別 人 口 表

聯邦構成共和國

一、ロシヤ	一九二六年一月十七日現在		一九三九年一月十七日現在		對一九二六年 對スル百分比
	都市人口	農村人口	都市人口	農村人口	
一、ウラシ	二六、七五、八〇七	九三、四七、九六六	三六、六五、〇〇八	七三、六〇、六二四	二八・四
二、ウラシ	五、三三、五五三	三三、六九、三六一	一一、一五、六〇〇	三〇、九六、〇三二	二〇・三
三、白	八四、七、八〇〇	四、三三、四〇〇	一、三七、五三三	四、九五、四五四	一〇・五
四、アゼルバイジャン	六四、五七七	一、六四、八七七	一、六〇、七三三	三、三〇、九七七	一七・七
五、ダグ	五九、四、三三三	二、〇八、一〇三	一、〇六、五〇〇	三、五三、三六九	一七・五
六、アルメニヤ	一六、七、〇六六	七、四、九二二	三、六、四〇六	九、五、一八三	一八・九
七、トウルクメニヤ	二六、九、九二二	八、六、一七三	四、六、三七六	一、三三、九六九	一三・一
八、ウズベツク	一、一〇、二、四四四	三、五五、一五六	一、四四、〇六四	六、三二、四四六	九七・三
九、タヂク	一〇六、〇〇〇	九、六、二二二	二五、一、八八二	一、四八、五〇九	一三・六
一〇、カザフ	五九、〇、四四四	五、五五、九〇五	一、七〇、一五〇	四、四九、九七七	一三・一
全	一三三、三、三三三	八七九、三、六四四	二七〇、五、六六七	一、一八、七、七四一	一三・二

III ロシヤ共和國各地方都市農村別人口表

(一九三九年一月十七日現在)

ロシヤ共和國總人口	都市人口		農村人口		計
	人口	對總人口百分比	人口	對總人口百分比	
一、アルタイ地方	三六、六五八、〇〇八	七二、六二〇、六〇六	二、一一五、六四三	一〇九、二七八、六一四	二、五二〇、〇八四
内、オイロト自治州	二二、五七三	一三、七、八五八	一、一〇六、一一二	一、一八八、五九八	一、一〇六、一一二

二、アルハンゲリスク州	四三五、二九〇	七六三、八八八	一、一九九、一七八
三、バシキール自治共和國	五三一、〇九六	二、六一三、六一七	三、一四四、七一一
四、ブリヤート蒙古自治共和國	一六三、四二五	三七八、七四五	五四二、一七〇
五、ウオロ	二八四、九八一	一、三七七、二七七	一、六六二、二五八
六、ウオロ	六五七、六七六	二、八九三、三三三	三、五五一、〇〇九
七、ゴリキ	一、二一八、九〇〇	二、六五七、三三四	三、八七六、二七四
八、ダゲスタン自治共和國	一九六、四八〇	七三四、〇四七	九三〇、五二七
九、イワノウ	一、一六八、三九五	一、四八一、九八八	二、六五〇、三八三
一〇、イルク	五六一、六七六	七二五、〇二〇	一、二八六、六九六
一一、カバルダーノバルカル自治共和國	八四、六六二	二七四、五七四	三五九、二三六
一二、カ	七〇二、七〇四	二、五〇八、七三五	三、二一一、四三九
一三、カルムイク自治共和國	三五、〇二三	一八五、七〇〇	二二〇、七二三
一四、カレリヤ自治共和國	一五〇、四四〇	三一一、七〇五	四六九、一四五
一五、キ	三二八、六四九	一、八九七、四六〇	二、二二六、一〇九
一六、コミ自治共和國	二九、一六三	二八九、八〇六	三一八、九六九
一七、クラスノダール地方	七六四、八四四	二、四〇八、〇四一	三、一七二、八八五
一八、クラスノヤールスク地方	六七、三〇二	一、七四、四七一	二、四一、七七三
内、アドウイゲ自治州	五五一、四一九	一、三八八、五八三	一、九四〇、〇〇二
内、ハカス自治州	一〇九、四一六	一六一、二三九	二七〇、六五五
一九、クルイム自治共和國	五八五、七〇一	五四一、一二三	一、一三六、八二四
二〇、クイブイシエフ州	七七三、一五三	一、九九四、四〇九	二、七六七、五六二
二一、ク	二八六、二一五	二、九一〇、五九九	三、一九六、八一四
二二、レニングラード州	四、一九、二三〇	二、三一五、八四六	六、四三五、〇七六
二三、マリイ自治共和國	七五、八七三	五〇三、五八三	五七九、四五六
二四、モルドワ自治共和國	八二、四八六	一、一〇六、一一二	一、一八八、五九八

二五、モ 州	二六、ム 州	二七、沿 州	二八、ノ 州	二九、オ 州	三〇、オ 州	内 州	三一、オ 州	三二、ペ 州	三三、モ 州	三四、沿 州	三五、ロ 州	三六、リ 州	三七、サ 州	三八、ス 州	三九、北 州	四〇、ス 州	四一、ス 州	四二、タ 州	四三、タ 州	四四、ト 州	四五、ウ 州	四六、ハ 州	内、猶 州	
六、二六八、三三一	二四五、三七一	一三一、六四七	一、六五五、三六八	四九五、二九四	三九四、四六九	一〇、六二三	二八、六四六	六九三、〇六六	二八三、二八〇	八二二、八〇四	四六四、五〇九	一、二六三、〇九七	二一八、七九七	六六五、七六三	一、五〇八、五〇七	一五四、八五一	四四七、九九六	八九二、七五七	二八一、〇二四	六二一、八五九	七一、二四〇	三二〇、七二〇	六四七、六五三	七一、六三四
二、六五〇、〇五八	四五、八一七	四七三、八九五	二、三六七、三〇三	一、八七一、三〇九	一、五五四、八七一	一三九、三〇二	六三、八八八	二、七八九、三二二	一、四二五、三七六	一、二五九、三六二	四四二、七一	一、六三〇、九四一	二、〇四七、〇七六	一、一三三、〇四二	一、〇〇三、六六八	一七四、〇三四	二、二四二、七八三	一、三九六、二九二	一、六〇一、一一五	二、二九七、五六四	一、三三八、七一〇	八九九、二八七	七八三、二二二	三六、七八五
八、九一八、三八九	二九一、一八八	六〇五、五四二	四、〇二二、六七一	二、三六六、六〇三	一、九四九、三四〇	一四九、九二五	九二、五三四	三、四八二、三八八	一、七〇八、六五六	二、〇八二、一六六	九〇七、二二〇	二、八九四、〇三八	二、二六五、八七三	一、七九八、八〇五	二、五一二、一七五	三二八、八八五	二、六九〇、七七九	二、二八九、〇四九	一、八八二、一三九	二、九一九、四二三	二、〇四九、九五〇	一、二二〇、〇〇七	一、四三〇、八七五	一〇八、四一九

四七、チ 州	四八、チ 州	四九、チ 州	五〇、チ 州	五一、チ 州	五二、ヤ 州	五三、ヤ 州
一、一八一、八七一	一九八、六六九	五一〇、九〇〇	三七九、五一四	一三一、五三三	七九六、五二九	七八、六六七
一、六二一、〇七八	四九八、七三九	六四八、五七八	一、二九七、四九九	九四六、〇八一	一、四七四、七七八	三二一、八七七
二、八〇二、九四九	六九七、四〇八	一、一五九、四七八	一、六七七、〇一三	一、〇七七、六一四	二、二七一、三〇七	四〇〇、五四四

ソ 邦 主 要 都 市 人 口 表 (人 口 五 萬 人 以 上)

(一九三九年一月十七日現在)

一、モ 州	二、レ 州	三、キ 州	四、ハ 州	五、バ 州	六、ゴ 州	七、オ 州	八、タ 州	九、ト 州	一〇、ロ 州	一一、ド 州	一二、ス 州
一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在	一九三九年一月十七日現在
二、〇二九、四二五	一、六九〇、〇六五	五一一、六三七	四一七、三四二	四五三、三三三	二二二、三五六	四二〇、八六二	三二三、六一三	二九四、〇四四	三〇八、一〇三	二三六、七一七	一七四、二三〇
四、一三七、〇一八	三、一九一、三〇四	八四六、二九三	八三三、四三二	八〇九、三四七	六四四、一一六	六〇四、二二三	五八五、〇〇五	五一九、一七五	五一〇、二五三	五〇〇、六六二	四六二、三九五
二〇三・九	一八八・八	一六四・八	一九九・七	一七八・六	一四三・六	一八〇・八	一七六・六	一六五・六	二一一・五	二六五・四	

一三、	スタリ	ン	グ	ラ	ー	ド	一五一、四九〇	四四五、四七六	二九四・一
一四、	スウ	エル	ド	ロ	ー	フ	一四〇、三〇〇	四二五、五四四	三〇三・三
一五、	ノウ	オ	シ	ビ	ー	ル	一二〇、一二八	四〇五、五八九	三三七・六
一六、	カ						一七九、〇二三	四〇一、六六五	二二四・四
一七、	ク	イ	ブ	イ	シ	エ	一七五、六三六	三九〇、二六七	二二二・二
一八、	サ	ラ					二一九、五四七	三七五、八六〇	一七一・二
一九、	ウ	オ	ロ	ー	ネ	シ	一一一、六一二	三二六、八三六	二六八・七
二〇、	ヤ	ロ	ス	ラ	ー	ウ	一一四、二七七	二九八、〇六五	二六〇・八
二一、	ザ	ポ	ロ	ー	シ	エ	五五、七四四	二八九、一八八	五一八・八
二二、	イ	ワ	ー	ノ	ウ		一一一、四六〇	二八五、〇六九	二五五・八
二三、	アル	ハン	ゲ	リス	ク		七六、七七四	二八一、〇九一	三六六・一
二四、	オ	ム	ス	ク			一六一、六八四	二八〇、七一六	一七三・六
二五、	チ	エ	リ	ヤ	ー	ビ	五九、三〇七	二七三、一二七	四六〇・五
二六、	ト	ウ					一五五、〇〇五	二七二、四〇三	一七五・七
二七、	モ	ロ	ト	フ	(ペ	ル	一一九、七七六	二五五、一九六	二一三・一
二八、	ア	ス	ト	ラ	ハ	ン	一八四、三〇一	二五三、六五五	一三七・六
二九、	ウ						九八、五三七	二四五、八六三	二四九・五
三〇、	イ	ル	ク	ー	ツ	ク	一〇八、一二九	二四三、三八〇	二二五・一
三一、	マ	ケ	ー	エ	フ	カ	七九、四二一	二四〇、一四五	三〇二・四
三二、	ミ	ン					一三一、八〇三	二三八、七七二	一八一・二
三三、	ア	ル	マ	ア		タ	四五、三九五	二三〇、五二八	五〇七・八
三四、	マ	リ	ウ	ー	ポ	リ	六三、九二〇	二二二、四二七	三三八・〇
三五、	カ	リ	ー	ニ	ン		一〇八、四一三	二一六、一三一	一九九・四
三六、	ウ	オ	ロ	シ	ロ	フ	七一、七六五	二一三、〇〇七	二九六・八
三七、	ウ	ラ	ザ	ウ	オ	ス	一〇七、九八〇	二〇六、四三二	一九一・二

三八、	ケ	ラ	ス	ノ	ダ	ー	ル	一六一、八四三	二〇三、九四六	一二六・〇			
三九、	エ	レ	ワ				六四、六一三	二〇〇、〇三一	三〇九・六				
四〇、	ハ	バ	ー	ロ	フ	ス	五二、〇四五	一九九、三六四	三八三・一				
四一、	ク	リ	ウ	オ	イ	ー	グ	一九七、六二一	五一七・〇				
四二、	ク	ラ	ス	ノ	ヤ	ー	ル	一八九、九九九	二六二・九				
四三、	タ	ガ	ン	ロ	ー	グ	八六、四四四	一八八、八〇八	二一八・四				
四四、	イ	シ	エ	ー	フ	ス	六三、二二一	一七五、七四〇	二七八・〇				
四五、	チ	ユ	カ	ー	ロ	フ	一三三、二八三	一七二、九二五	一四〇・三				
四六、	グ	ロ	ー	ズ	ヌ	イ	九七、〇八七	一七二、四六八	一七七・六				
四七、	ス	タ	ー	リ	ン	ス	三、八九四	一六九、五三八	一七三・八				
四八、	ウ	イ	ー	チ	エ	ブ	九八、八五七	一六七、四二四	一六九・四				
四九、	ニ	コ	ラ	ー	エ	ラ	一〇四、九〇九	一六七、一〇八	一五九・三				
五〇、	カ	ラ	ガ	ン	ダ			一六五、九三七					
五一、	ニ	ー	シ	ユ	ニ	イ	タ	ギ	ー	ル	三八、八二〇	一五九、八六四	四一・一
五二、	ベ	ン					九一、九二四	一五七、一四五	一七一・〇				
五三、	ス	モ	レ	ン	ス	ク	七八、五二〇	一五六、六七七	一九九・五				
五四、	シ	ヤ	フ	ト	ウ	イ	四一、〇四三	一五五、〇八一	三七七・九				
五五、	パ	ル	ナ	ウ	ー	ル	七三、八五八	一四八、一二九	二〇〇・六				
五六、	ド	ニ	エ	プ	ロ	ゼ	ル	シ	ン	ス	ク	三四、一五〇	四三二・九
五七、	マ	グ	ニ	ト	ゴ	ー	ル	ス	ク				
五八、	ゴ	ー					八六、四〇九	一四四、一六九	一六六・八				
五九、	キ	ー					六二、〇九七	一四三、一八一	二三〇・六				
六〇、	シ	ン	フ	エ	ロ	ー	ボ	リ	八二、二一三	一四二、六七八	一六三・六		
六一、	ト	ム	ス	ス	ク		九二、二七四	一四一、二一五	一五三・〇				
六二、	ル	イ	ビ	ン	ス	ク	五五、五四六	一三九、〇一一	二五〇・三				

六三、サマルカンド
 六四、ケメルウオ
 六五、ボルトウ
 六六、ウラジミ
 六七、オルゴニキド(北オセチヤ自治共和国)
 六八、アシユハバド
 六九、タシク
 七〇、コスタ
 七一、ク
 七二、ム
 七三、セ
 七四、オ
 七五、セ
 七六、ゴ
 七七、プロ
 七八、ケ
 七九、ゼ
 八〇、チ
 八一、ウ
 八二、キ
 八三、モ
 八四、オ
 八五、ズ
 八六、キ
 八七、ヘ

一〇五、二〇六
 一一、七二六
 九一、九八四
 二八、九一八
 七八、三四六
 五一、五九三
 七二、二五六
 七三、七三二
 八二、四四〇
 八、七七七
 七四、五五一
 七五、九六八
 五六、八七一
 二三、一二五
 一〇、七一七
 三五、六九〇
 八、九一〇
 六一、五二六
 七〇、一三〇
 六六、四六七
 五〇、二二二
 六二、八四一
 四八、二一九
 五七、三九三
 五八、八〇一

一三四、三四六
 一三二、九七八
 一三〇、三〇五
 一二九、四一七
 一二七、一七二
 一二六、五八〇
 一二一、二八五
 一一一、二〇五
 一一九、九七二
 一一七、〇五四
 一一一、九四六
 一一〇、五六七
 一〇九、七七九
 一〇八、六九三
 一〇七、二二七
 一〇四、四七一
 一〇三、四一五
 一〇二、五五五
 一〇一、一〇六
 九九、四四〇
 九九、三二九
 九九、二七二
 九八、七四三
 九七、一八六

一一七・七
 六一・二
 一四一・七
 四四七・五
 一六二・三
 二四五・三
 一六七・九
 一六四・四
 一四五・五
 一、三三三・六
 一五〇・二
 一四五・五
 一九三・〇
 四七〇・〇
 一、〇〇〇・五
 二九二・七
 一、一六〇・七
 一五六・七
 一四五・六
 一〇五・九
 一九八・〇
 一五八・一
 二〇五・九
 一七二・一
 一六五・三

八八、リ
 八九、ノ
 九〇、ウ
 九一、シ
 九二、コン
 九三、ク
 九四、ウ
 九五、フ
 九六、ペ
 九七、セ
 九八、ク
 九九、カ
 一〇〇、オ
 一〇一、ブ
 一〇二、マ
 一〇三、ウ
 一〇四、コ
 一〇五、ボ
 一〇六、ア
 一〇七、ア
 一〇八、ス
 一〇九、オ
 一一〇、レ
 一一一、ク
 一一二、ノ

五〇、九一九
 六七、九四一
 五七、九七六
 七六、六七八
 二五、三〇三
 一二、三四八
 五七、九九〇
 三六、六一〇
 四七、三六一
 五五、八九一
 五八、八三二
 五一、五六五
 二四、三二九
 四五、九六二
 三三、五五二
 五八、六四〇
 六九、三二四
 五一、二九六
 七三、四六五
 七四、五二三
 五、六〇七
 三六、〇四〇
 一九、六四五
 四八、一九六
 六二、二七四

九五、三五八
 九五、二八〇
 九五、一九四
 九五、〇九〇
 九五、〇八七
 九三、三五〇
 九二、八六八
 九二、六五九
 九一、六七八
 九〇、七六六
 八九、五五三
 八九、四八四
 八八、二四六
 八七、四七三
 八六、八四七
 八五、一〇〇
 八四、六六五
 八四、一〇七
 八三、六九一
 八三、六七七
 八二、五四〇
 八二、三三一
 八一、九八〇
 八一、四七九
 八一、二八六

一八七・三
 一四〇・二
 一六四・二
 一一四・〇
 三七五・八
 七五六・〇
 一六〇・一
 二五三・一
 一九三・六
 一六二・四
 一五二・二
 一七三・五
 三六二・七
 一九〇・三
 二五八・八
 一四五・一
 一一二・一
 一六四・〇
 一一三・九
 一一二・三
 一、四七二・一
 二二八・四
 四一七・三
 一六九・〇
 一三〇・五

一三三、ノギン スク
 一四、ビロイ スク
 一五、ペロウ オク
 一六、スロイラ オン
 一七、ナマイン オン
 一八、スタリノゴル スク
 一九、メタリト ポリ
 二〇、スラウヤン スク
 二一、チユメイ オン
 二二、キネシユ マ
 二三、コロムケリ ト
 二四、チムケリ ト
 二五、エムゲリ スク
 二六、ポドリー スク
 二七、アンシエロ・スリーヂェンスク
 二八、パトウ リ
 二九、コムソモ リ
 三〇、ウオロシイ リ
 三一、ロシノオストロフ スク
 三二、ミチユイリ スク
 三三、ペトロザウオド スク
 三四、セトル
 三五、レニナカ
 三六、チエニカ
 三七、マイルコイゴフ

三八、四九四
 四五、五六一
 二三、七一
 五〇、二九三
 七三、六四〇
 二五、二八九
 二八、七七一
 五〇、三四〇
 三四、一一〇
 三〇、七六七
 二一、〇一八
 三四、三四五
 一九、七九三
 三〇、一九九
 四八、四七四
 三五、三四四
 一五、六二四
 四九、八五三
 二七、一〇五
 一七、二二四
 四二、三一三
 三五、二三四
 五三、〇三三

八一、〇二四
 八〇、一九〇
 七七、七二七
 七七、六七九
 七七、三五一
 七六、二〇七
 七五、七三五
 七五、五四二
 七五、五三七
 七五、三七八
 七五、一三九
 七四、一八五
 七三、二七九
 七二、四二二
 七一、〇七九
 七〇、八〇七
 七〇、七四六
 七〇、六二八
 七〇、四八〇
 七〇、二〇二
 六九、七二八
 六八、三六〇
 六七、七〇七
 六七、三五六
 六七、三〇二

二一〇・五
 一七六・〇
 三二七・八
 一五四・五
 一〇五・〇
 二九九・五
 二六二・六
 一五〇・一
 二二一・〇
 二四四・二
 三五三・〇
 二一三・四
 三六五・九
 二三五・四
 一四六・一
 一九九・八
 四五一・一
 一四〇・八
 二五七・三
 三九六・九
 一六〇・〇
 一九一・二
 一二六・九

一三八、ウラウロフ
 一三九、ウラヂミル
 一四〇、リペー ツク
 一四一、ベルヂーチエフ
 一四二、ウラヂーリスク
 一四三、チエリヨムホウ
 一四四、オースクス
 一四五、セロフ(舊ナヂエーヂェンスク)
 一四六、リユブ
 一四七、スムイ
 一四八、ウイシユニイ・ウオロチヨク
 一四九、ベレズニキ
 一五〇、ビヤチゴルスク
 一五一、ヂヤンブール
 一五二、クンツエウ
 一五三、ムイチーシ
 一五四、ブスコーフ
 一五五、ブラゴウエーシチェンスク
 一五六、チヤパエフスク
 一五七、シユヤ
 一五八、ニコポリ
 一五九、エゴリーエフスク
 一六〇、アルチヨモフスク
 一六一、ウオロシイ
 一六二、ウオロシイ

二六、五八四
 三九、六五四
 二一、四三九
 五五、六一三
 三六、三五二
 一四、四八五
 一三、五八一
 三三、三四五
 八、三九一
 四四、二一三
 三二、〇二二
 一六、一三八
 四〇、六七四
 二四、七六一
 九、九七八
 一七、〇五四
 四三、二二六
 一三、五二九
 三四、四七五
 一四、二一四
 二九、六七四
 三七、七八〇
 三五、二七二
 一六、〇四〇

六七、一六三
 六六、七六一
 六六、六二五
 六六、三〇六
 六六、二〇一
 六五、九〇七
 六五、七九九
 六四、七一九
 六四、三三二
 六三、八八三
 六三、六四二
 六三、五七五
 六二、八七五
 六二、七二三
 六〇、九六三
 六〇、一一一
 五九、八九八
 五八、七六一
 五七、九九五
 五七、九五〇
 五七、八四一
 五六、三四〇
 五五、一六五
 五五、〇五三
 五四、七九四

二五二・六
 一六八・四
 二一〇・八
 一一九・二
 一八二・一
 四五五・〇
 四八四・五
 一九四・一
 七六六・七
 一四四・五
 一九八・七
 三九三・九
 一五四・六
 二五三・三
 六一一・〇
 三五二・五
 一三八・六
 四二八・七
 一六八・一
 四〇六・九
 一八九・九
 一四六・〇
 一五六・一
 三四一・六

V 年齢別人口

(一九三九年一月十七日現在)

年齢別	人口	全人口ニ對スル%
七歳以下	三一、四一二、二三二	一八・六
八一―一歳	一六、四〇九、〇九八	九・七
一一―一四	一三、三三六、一五一	七・九
一五―一九	一五、一二四、一七六	八・九
二〇―二九	三〇、六三九、〇四一	一八・〇
三〇―三九	二五、三三二、九九三	一四・九
四〇―四九	一五、二三五、八六四	九・〇
五〇―五九	一〇、八六七、四〇八	六・四
六〇歳以上	一一、一二九、二九〇	六・六

一六三、チ	ヤル	ゲ	ヨ	ウ
一六四、ル	シ	エ	フ	
一六五、ク	ル	ガ	ン	
一六六、ボ	リ	ソ	グ	レ
一六七、チ	エ	ル	カ	イ
一六八、オ	シ	ベ	ン	コ
一六九、キ	ス	ロ	ウ	オ
一七〇、ル	イ	シ	ワ	
一七一、カ	イ	メ	ン	ス
一七二、エ	レ	イ	ツ	
一七三、ク	ラ	ス	ヌ	イ
一七四、ブ	ハ	ル	イ	チ
				ユ
				ラ

一三、九五〇	五四、七三九	三九二・四
三二、八一〇	五四、〇八一	一六四・八
二七、九九六	五三、二二四	一九〇・一
三九、七八八	五二、〇五五	一三〇・八
三九、五一一	五一、六九三	一三〇・八
二六、四〇八	五一、六六四	一九五・六
二五、九一三	五一、二八九	一九七・九
二七、二七九	五一、一九二	一八七・七
五、三六七	五〇、八九七	九四八・三
四三、二三九	五〇、八八八	一一七・七
一一、四二五	五〇、八二九	四〇九・一
四六、七七八	五〇、三八二	一〇七・七

VI 讀書能力

年齢ヲ明記セサルモノ

三二、八七四

一〇〇・〇

全體ニ對スル%

一六九、五一九、一二七

VII 教育程度

(イ) 中等教育(千人ニ付)

男子

單位人

八八・六

VIII 民族別人口

(ロ) 高等教育(千人ニ付)

民族別	人口	全人口ニ對スル%
露西亞	九九、〇一九、九二九	五八・四一
ウクライナ	二八、〇七〇、四〇四	一六・五六
白 露	五、二六七、四三一	三・一一
ウズベク	四、八四四、〇二一	二・八六
タタール	四、三〇〇、三三六	二・五四
カザフ	三、〇九八、七六四	一・八三
猶 太	三、〇二〇、一四一	一・七八
アゼルバイヂヤン	二、二七四、八〇五	一・三四
グルシヤ	二、二四八、五六六	一・三三
アルメニヤ	二、一五一、八八四	一・二七
モルドヴァ	一、四五一、四二九	〇・八六
獨 逸	一、四二三、五三四	〇・八四
チュヴアシ	一、三六七、九三〇	〇・八一
タヂツク	一、二二八、九六四	〇・七二
キルギーズ	八八四、三〇六	〇・五二
ダヂスタン	八五七、三七一	〇・五〇
バシユキール	八四二、九二五	〇・五〇

民族別	人口	全人口ニ對スル%
トルクメン	八一、七六九	〇・四八
波 蘭	六二、六、九〇五	〇・三七
ウヂウムルト	六〇、五、六七三	〇・三六
マリイ	四八、一、二六二	〇・二八
コ ミ	四〇、八、七二四	〇・二四
チエチエン	四〇、七、六九〇	〇・二四
オセチヤ	三五、四、五四七	〇・二一
希 獵	二八、五、八九六	〇・一七
モルダヴィヤ	二六、〇、〇二三	〇・一五
カレリヤ	二五、二、五五九	〇・一五
カラカルパク	一八、五、七七五	〇・一一
朝 鮮	一八、〇、四一一	〇・一一
カバルヂヤ	一六、四、一〇六	〇・一一
芬 蘭	一四、三、〇七四	〇・一〇
エストニア	一四、二、四六五	〇・一〇
カルムイク	一三、四、三二七	〇・〇八
ラトウイシ及ラトガル	一二、六、九〇〇	〇・〇七
ブルガリア	一一、三、四七九	〇・〇七
イングウシ	九、二、〇七四	〇・〇五
アドウイゲイ	八、七、九七三	〇・〇五
カラチヤエフ	七、五、七三七	〇・〇四
アブハヂヤ	五、八、九六九	〇・〇三
ハカツス	五、二、六〇二	〇・〇三
オイロート	四、七、七一七	〇・〇三
クウルド	四、五、八六六	〇・〇三
バルカリヤ	四、二、六六六	〇・〇三

Ⅹ 社會層別人口

種別	人口	全人口ニ對スル%
(イ) 勞働者	五四、五六六、二八三	三二・一九
(ロ) 勤務員	二九、七三八、四八四	一七・五四
(ハ) コルホーズ員	七五、六一六、三八八	四四・六一
(ニ) 組合加入手工業者	三、八八八、四三四	二・二九
(ホ) 非組合手工業者	一、三九六、二〇三	〇・八二
(ヘ) 個人農	三、〇一八、〇五〇	一・七八
(ト) 非勤勞者	六〇、〇〇六	〇・〇四
(チ) 記入ナキモノ	一、二三五、二七九	〇・七三
合 計	一〇〇、〇〇〇	一〇〇

イラン	三九、〇三七	〇・〇二
リスアニア	三二、三四二	〇・〇二
支那	二九、六二〇	〇・〇二
チエツコ及スロヴァキヤ	二六、九一九	〇・〇一
アラビヤ	二一、七九三	〇・〇一
アツシリヤ	二〇、二〇七	〇・〇一
其他	八〇七、二七九	〇・四八

ソ 聯 邦 人 口 の 階 級 別 構 成 (百 分 率)

項 目	1913年	1928年	1934年	1937年
	總計に對する%			
勞働者及勤務員…	16,7	17,3	28,1	34,7
内ソフホーズ及 エム・デー・エ スの勞働者及 勤務員………	—	1,5	3,2	3,2
コルホーズ農民及 コオペラチーヴ 加入手工業者…	—	2,9	45,9	55,5
個人農(富農ヲ除 ク)及コオペラ チーヴ外手工業 者………	65,1	72,9	22,5	5,6
有産階級(地主、都 市有産階級)…	15,9	4,5	0,1	—
内富農………	12,3	3,7	0,09	—
其他(學生、徒、軍 オネ、ル、軍人 等)………	2,3	2,4	3,4	4,2
計………	100	100	100	100

ソ 聯 邦 略 史

世界大戦

一九一四年の夏勃發した世界戦争は四年間續いて約三千萬の人命を犠牲にし、その中露軍の損害は最も大きかつた。獨逸軍が露軍に向つて砲彈の雨をあげせ掛けてゐた時、一方ツァーの政府は露軍に十分な武器彈藥を支給し得なかつた。幾萬の露軍は毎日の様に獨逸軍の砲火機關銃火及び疾病のために倒れて行つた。最初の數個月間に獨逸軍は二十萬から成る露軍を東部戦線で破つた。露西亞に於いては次々と新しい兵卒が召集され最初は青年のみであつたが、漸次年長者を召集し四十歳臺に移り、總數約千九百萬人が戦争に召集された。然し斯かる大軍を以てしても露西亞を敗北から救ふことが出来なかつた。此の敗北の原因は政

府大官が露西亞の〇〇と共に軍の機密を獨逸へ洩らした爲めだと言はれる。遂に露軍は退却の餘儀無きに至つた。獨逸軍は一九一六年波蘭、リスアニア及びラトヴィヤの一部を占領した。しかし戦争は終息しさうもなかつた。

露西亞の經濟は戦争によつてひどく破壊された。金屬、石炭、石油は不足した。工場は閉鎖された。鐵道は軍隊の輸送にさへも困難を來した。此機に乗じボリシエヴィキ黨は世界戦争に反對して立つた。彼等の機關紙ブラウダは宣戰布告前、既に發行禁止されてゐた。第四回國會のボリシエヴィキ代表は勞働者農民に對する戦争反對及び革命運動への煽動の廉により西伯利の村落へ流された。

戦争中彼等の活動は極めて困難となつ

た。國境と戦線はレーニンを露西亞から隔離した。ボリシエヴィキ黨の他の指導者等は流刑地にゐた。其の他多數の黨員は獄中に監禁されてゐた。然し彼等の執拗な活動は止まなかつた。

戦争中の革命運動

斯る間にボリシエヴィキの指導の下に大衆的罷業が起り、一九一五年既に九二八件の罷業があつたが、一九一七年の一月及び二月には一三三〇件の罷業が起つた。勞働者は「戦争〇〇! ツァー專制政治打倒!」のスローガンを掲げた。戦線に於ける兵士達は獨逸及び埃太利の兵士と交戦し始めた。斯かる交戦は交戦諸國の他の戦線にも行はれ、兵士達は對獨逸戦争の停止を要求した。一九一六年にはカザツク、キルギーズ、ウズベク、タヂク及びトルクメンの諸民族が暴動を起した。彼等は都市を襲撃して軍隊及び警察と交戦し、又カザツク人は戰鬥的武装隊を組織し、アマンゲリドウィ・イマノフが暴動を指導した。又暴動を起した

ウズベク人は軍隊の輸送を阻止するため
に鐵道線路を破壊し、停車場を焼拂ひ、
電話線を切斷した。キルギーズに於ては
暴動民は軍運輸機關を奪つて武器を獲得
した。そして彼等は山中に銀冶場及び火
藥製造所を設けた。政府は暴動民鎮壓の
ため、大砲、機關銃、戰車を有する軍隊
を送り暴動を鎮壓した。

然し政府に反對する勞働者、農民、兵
士及び少數民族の暴動は絶へず發展し續
けたのである。

二月革命

政府は戰線に於ける敗北と擴大しつゝ、
ある暴動に對しいかに處すべきかを知ら
ず、徒らに狼狽するのみであつた。其上
立憲民主黨及び其の領袖ミリユーコフさ
へ戰線に於ける敗北の結果、政府の支持
を中止した程であるが、然し同黨は一方
革命をも怖れてゐた。政府はニコライ二
世の退位及び其の弟ミハイルの即位並に
勃發せる革命運動の彈壓と戰爭の繼續を
決意した。

エルドロフが選舉された。斯くて西伯
利、中央亞細亞、白露西亞、ヴォルガ流
域地方、ウクライナ左岸地帯の諸民族は
ソヴェート政府の勢力下に入つた。

ソヴェート國家建設

レーニン及びスターリンは社會主義的
ソヴェート國家の建設に着手した。

反革命分子はドン河流域、ウクライナ
右岸地帯、コーカサス、オレンブルグ草
原地方及び西伯利に於て反ソ運動を強化
し組織しようと試みたメニシェヴィキ
及び社會革命黨員の叛亂、陰謀は失敗に
歸した。

ソヴェート政權の反革命陰謀彈壓は其
後極めて困難となつた、それは各國が立
憲民主黨員及び社會革命黨、メニシェヴ
イキ等々に直接武力的支持を與へるやう
になつたからである。各國の干渉はまる
三年間續いた末漸く全國の白衛軍は鎮壓
され外國干涉軍は撤退した、併し各國其
後の攻撃を恐れた革命當路者は國家防衛
の確立を急ぎ先づ國內經濟の振興統一聯

ツァーの側近者はニコライ二世に對し
戰爭の停止、聯合國と別個に行ふ獨逸と
の媾和(單獨媾和)及び此の媾和後に革
命を鎮壓す可きことを勸言した。併し此
の計畫は實現しなかつた。一九一七年二
月に勃發した勞働者及び兵士の暴動は之
等の計畫の裏をかいたのである。

十月革命

農民は社會革命黨及びメニシェヴィキ
の協調派が忠告した様に憲法制定會議
召集を待つことを欲せずボリシエヴィキ
側に入り、地主所有地の即時解放を要
求し、莊園より地主を放逐し土地の奪取
を企てた一方、兵士等はボリシエヴィキ
の煽動により戰爭の續行を欲せず最後
の命令を覆へして獨逸との媾和を要求し
た。ケレンスキー臨時政府打倒は勞働
者、農民、後高架索、ウクライナ、白露
西亞、中央亞細亞及び芬蘭の諸民族も蜂
起し、ボリシエヴィキは着々革命準備
を行つた。

邦國家の建設が必要とした。而して此の
目的のため、一九二二年レーニン及びス
ターリンの提議により各聯邦共和國代表
が第一回全聯邦ソヴェート大會出席のた
めモスクワへ參集し、諸民族の國家聯
合、即ちソヴェート社會主義共和國聯邦
なる名稱の下に聯邦國家を組織した。

最初ソ聯邦には若干のソヴェート共和
國、即ちモスクワを首都とする露西亞ソ
ヴェート聯邦社會主義共和國、最初はハ
リコフ、後にキエフを其の首都とするウ
クライナ・ソヴェート社會主義共和國、
ミンスクを首都とする白露西亞ソヴェ
ト社會主義共和國が加盟した。後高架索
ソヴェート社會主義共和國、即ちアゼル
バイジャン、グルジャ及びアルメニヤ諸
共和國は一の合同體、即ちチフリスを首
都とする後高架索ソヴェート聯邦社會主
義共和國を構成した。暫らくして中央亞
細亞には三個の獨立ソヴェート共和國、
即ちタシケントを首都とするウズベック
共和國、アシハバードを首都とするトル
クメン共和國、スタリナバードを首都と

然るに此の革命準備の最も決定的な日
に至つてカーメネフ及びデノヴィエフ及
びトロツキイにより暴動の計畫及び時期
が政府側に洩れたのである、彼等から暴
動計畫を聞込んだ臨時政府は直に暴動鎮
壓のため其の忠實な軍隊を動員したが、
しかし大勢は如何とも仕難くなつた。ス
ターリン、スウエルドロフ、ヂエルジン
スキイ、ブゾフ、ウリツキイ等が參
加せる戰團本部は一九一七年十月二十四
日レーニンを主班として暴動を起した。
之に對し冬宮に立籠つたケレンスキー派
は善戦したが衆寡敵せず降服し斯して臨
時政府は崩壊した。

此の時丁度第二回全露勞働者兵士代表
ソヴェート大會が開催され、レーニンは
媾和、土地及び政權に關する革命最初の
三法令案を提出し、大會は之を確認し
た。大會は全露中央執行委員會及び人民
委員會會議を選擧した。人民委員會議長
にはレーニンが成り民族人民委員長には
スターリンが選出された。大會後間もな
く全露中央執行委員會議長としてスヴ

するタヂツク共和國が構成され、之等の
共和國も同じくソヴェート聯邦構成に加
入した。

國民經濟の復興

世界戰爭並に反革命の國內戰爭により
國家は極度の疲弊に陥つた。多數の工場
は閉鎖状態に陥り、燃料や原料は缺乏し
鐵道には破壊した機關車、車輛が横はつ
てゐた。諸所の橋梁及び鐵道線路は白衛
軍に爆破されて新に建設せねばならなかつた。
工業は戰前に比し五分の一の商品
生産能力しかなかつた。農業も矢張り其
の生産能力を失ひ農場の耕作は殆んど不
良であつた。世界戰爭により既に多くの
家畜は徵發されてゐた上に國內戰の際に
多數の家畜が屠殺された。一九一四年度
に比し二分の一しか農産物を與へなかつ
た國內は殆んど飢饉状態にあつた。

個人商業は國內戰の際禁止されてをり
商取引に馴れてゐた農民は此の時其の禁
止に不平を抱いてゐた。富農は此の不平
を利用して諸方に於て農民を反ソヴェ

ト暴動に立たしめた。

ソヴェート政府は國內經濟振興のため諸種の方策を実施した。一九二二年レーニンは次の如き計畫を提議した。即ち「國內戦の間、農民は一切の餘剩穀物を工業、労働者及び赤軍に提供し、敢へて餘剩穀物を國家へ納付するの必要なく、唯正確に規定された現物税を支拂へばよく、残りの農産物は農民の自由處分に委せるが、此の目的のためには個人商業の許可が必要であり、個人商工業者の商品を生産して之を賣買することも差支へない、併しやがて時期が来れば國內に於ける資本家及び富農の残存者は全部一掃されるであらう」彼の此の計畫は採擇された、而してこれが新經濟政策の基礎づけとなつた。

經濟の復興を早めるため共産黨は國內戦の場合に於けると同様土曜労働を實施した。之には全勤労働者が奉仕した。

此の計畫は功を奏し、三、四年後に國內經濟は堅實化し、工場は運轉を開始し、鐵道經營も改良され、農業も亦發展し

た。農民は市場へ穀物、肉、鶏卵等を運び來つた。彼等は又甜菜、麻の栽培を開始し、綿花の播種も増大した。國內には製糖工場、紡績工場が運轉を開始するようになった。

第一次五ヶ年計畫

一九二五年第十四回黨大會の席上スターリンは黨の委任により、最短期間に農業國たるソ聯邦を工業國に改變する必要之が爲めには多數の新工場、發電所の建設及びすべての舊工場を近代科學及び技術によつて改裝すること、トラクター、コムバイン、自動車、工場用新式機械、航空機の製造、多數の優秀な熟練工及び専門家の養成、最も進んだ資本主義諸國に追ひ付き之を追ひ越さねばならぬこと「さもなくば彼等はわが國の發展を妨害するであらう」ことを指摘した。之を名付けてソ聯邦では國の工業化と稱してゐる。

然るに當時尙黨の陣營に居残つてゐたトロツキイ、ジノヴィエフ及びカーメネ

一九三〇年水の無い草原地帯と沙漠を横斷してトルケスタン西伯利鐵道が建設された。同鐵道は富沃な穀物の多い西伯利と發展途上の中央亞細亞を連絡した。第一次五ヶ年計畫に於ては民族諸共和國に特に多くの工場が建設され、中央亞細亞、後高加索、ウクライナ、白露西亞は各各數十の新工場を建設した。

コルホーズの建設

農業のためには鋼鐵の馬、即ちトラクターが用意された。第一次五ヶ年計畫の際スターリングラード（舊ツァーリツイン）にオルヂョニキーゼ記念大トラクター工場、サラトフ及びザボロジエにはコムバイン工場が建設された。之等は農業を近代科學と技術によつて經營するため必要であり、小規模個人經營農民を共營農場へと移行せしめる可能性を與へた。

農村には政府により多數のトラクター、コムバイン其他の機械が送られた。一九二九年には中農大衆は貧農に従つて

フはソヴェート聯邦に於ける此の社會主義建設は不可能であり、労働者農民は資本家及び富農を必要とする旨を主張した。

スターリンが指示した諸任務の實現のため一九二八年社會主義建設第一次五ヶ年計畫が作成された。

一九三〇年には其の昔の西伯利の韃靼汗が領有してゐたトミ河の廣漠たる沿岸クズネツク市附近にスターリン記念大冶金工場の建設が開始され、第一次五ヶ年計畫の終末近く其の建設は完成された。ドニエプル河の早瀬、そこには曾てザボロジエ・コサツクの本營地があつた場所に強力な發電所たるレーニン記念「ドニエプル水力發電所」が建設された。ウクライナの諸地方はこの水力發電所の電力の利用によつて發展した。數百ヘクタールの土地は肥沃となり早瀬の多いドニエプル河は全長航行し得るやうになり、發電所の周圍にある多數の工場は同發電所より電力の供給を受け、大量の商品を生産し得るやうになつたのである。

コルホーズに自發的に参加することになつたが、富農とコルホーズ員の軋轢は激化した。プーリン及びルイコフを首領とする一派は富農のコルホーズ破壊運動を支持した。彼等はトロツキストと同様五ヶ年計畫に反對であつた。

第二次五ヶ年計畫

第一次五ヶ年計畫は五個年の代りに四個年で期限前に遂行された。ソ聯邦當局はこれを「近代史上最も顯著な事實である」と誇つてゐる。ソ聯邦が五個年計畫を四個年で遂行したそのこと自體は、たしかに顯著な事實である。然しこの第一次五ヶ年計畫が非常な無理をして強行されその結果、當時國內は疲勞困憊の極に達してゐた。斯して第一次五個年計畫は終つた。しかしかゝる國內情勢に如何なる標準を以て、一九三三年から始まり一九三七年に終るべき第二次五個年計畫の全計畫を立案すべきかに政府は迷つた。

かくして第二次五個年計畫の精密なる全貌は、一九三四年一月の第十七回共産黨

大會において始めて發表されたのである。第十七回黨大會によつて確認された第二次五個年計畫は、三つの基本的任務を提起した。それは第一に、資本家的要素と階級一般との決定的清算及び階級差別を生み出す原因の完全な廢絶、第二は全國經濟の技術的再建の完成、第三に勤勞者に物質的幸福のより以上の昂揚、一九三二年に比較して二―三倍の消費の増大である。これは要するに無階級社會は全國經濟の技術的再建の完成の上に實現せられ、また技術の進歩、勞働生産性の成長及び資本家的要素の寄生者的消費の完全な廢絶は勤勞者の消費を増大せしめるといふわけで、以上の三の諸任務はおの／＼不可分の關係にありとせられた。

スターリン憲法

第二次五個年計畫が漸く軌道に乗り始めた一九三四年の末に、突如として起つたキーロフ暗殺事件から一聯の所謂反革命陰謀事件の摘發斷罪は、ソ聯邦に底知

れぬ恐怖政治を現出した。スターリン憲法はそのさなかに生れた。

従来のレーニン憲法の改正問題は、始め一九三五年二月の黨中央委員會議の決定に基づき、二月六日の第七回ソヴェート大會においてモロトフの報告が行はれ民主的憲法を作るといふ決定を見た。そうして憲法委員會が設置され、スターリンを議長とし、その外三十名の委員が選舉された。憲法委員會は各部門の準備委員會を組織し、憲法改正準備に努力してゐたが、一九三六年五月十五日、改正憲法草案の最後の確定を見、これを中央執行委員會に提出した。一九三六年六月十一日、聯邦中央執行委員會幹部會はスターリン憲法の草案を公表し、これを一般國民的討議に附し、同年十一月二十五日に臨時ソヴェート大會を召集して、この憲法草案の採擇を議することになつた。

最高會議召集

斯してスターリン獨裁に新紀元を劃した第一次最高會議は一九三七年一月十二日聯邦會議、民族會議共モスクワのクレムリン宮殿に於て政府巨頭、外交團、外國新聞通信社代表列席の下に文字通り世界の視聽を集めて開會された。最高會議第二會期は翌年即ち一九三八年八月十日より八月二十一日迄開會とれ、第三會期は一九三九年五月二十五日より五月三十一日迄、又第四會期は一九三九年八月二

十五日より九月一日迄開會され世界に衝動を與へた獨ソ不侵略條約、兵役法等を批准した。更に第五會期は一九三九年十月三十一日から十一月二日迄開會され、西部ポーランドの占領地、西ウクライナ及西白ロシアのソ聯領編入等の批准を行ひ、第六會期は一九四〇年三月二十九日より四月四日まで開會され新たに獲得せる舊フィンランド領のカレリヤ地方のソ國併合によるカレロ・フィン・ソヴェート社會主義共和國に改編等を可決した、續いて同年八月一日には第七會期の開會あり、ルーマニヤより割讓を受けたベッサラビア及び北部ブコウイナのウクライナ共和國編入及びソ聯領併合のバルト三國を夫々ソヴェート社會主義共和國に改組の件を八月七日の會議に於て可決した。

新選舉法施行

一九三一年七月九日全文一・二條より

以上如く一九三九年八月二十三日獨ソ不侵略條約締結以後のソ聯邦は對外的に顯著なる飛躍を爲し、ソ聯邦史上特筆すべきページを作り上げたのである。

國家組織

ソヴェート國家の特質

ソヴェート社會主義共和國聯邦は一九一七年十月革命による帝制の顛覆プロレタリア獨裁獲得の結果として形成された労働者農民の勤勞代議員ソヴェートを以て構成する社會主義國家であり、資本主義及私有財産制度の廢止による生産手段の社會主義的所有を以て經濟的基礎としてゐる。ソ聯邦に於る全ての財産は國家的所有（全人民の名に於る）或ひは協同組合的ホルホーズ的所有の形態をとつてゐるが、勞働所得及貯蓄、家屋、家庭副業、家財道具等に對する人民の個人的所有權並びにその相續權を法律によつて保障すると共に、働かざる者は食ふ可からずの原則により勞働することを人民の義務として規定してゐる。

ソ聯邦の構成

ソ聯邦は、一九三六年十二月五日發布のスターリン新憲法の規定により、從來のロシア、ウクライナ、白ロシア、後部コーカサス、ウズベク、トウルクメン、タヂツクの七共和國より成る聯邦國家か

ソ聯邦人民は實質的には兎に角憲法上では勞働及休息の權利、老齡並に疾病及勞働能力喪失の場合物質的保障を享受する權利、教育を受ける權利、民族人種を問はざる男女同權、信仰の自由、言論、出版、集會、街頭行進及示威の自由、身體及住居不可侵の權利を享有し得ること、を基本的權利として認められると共に、勞働と社會主義財産保全、兵役と祖國防衛を以て人民の名譽ある基本的義務と規定されてゐる。

十五日より九月一日迄開會され世界に衝動を與へた獨ソ不侵略條約、兵役法等を批准した。更に第五會期は一九三九年十月三十一日から十一月二日迄開會され、西部ポーランドの占領地、西ウクライナ及西白ロシアのソ聯領編入等の批准を行ひ、第六會期は一九四〇年三月二十九日より四月四日まで開會され新たに獲得せる舊フィンランド領のカレリヤ地方のソ國併合によるカレロ・フィン・ソヴェート社會主義共和國に改編等を可決した、續いて同年八月一日には第七會期の開會あり、ルーマニヤより割讓を受けたベッサラビア及び北部ブコウイナのウクライナ共和國編入及びソ聯領併合のバルト三國を夫々ソヴェート社會主義共和國に改組の件を八月七日の會議に於て可決した。

以上如く一九三九年八月二十三日獨ソ不侵略條約締結以後のソ聯邦は對外的に顯著なる飛躍を爲し、ソ聯邦史上特筆すべきページを作り上げたのである。

ロシア、ウクライナ、白ロシア、アゼルバイジャン、グルジア、アルメニヤ、トウルクメン、ウズベック、タヂツク、カザフ、キルギースの「均等權利を享有する十一共和國の自由意思的結合に基き成立せる聯合國家となつたのであるが、一九四〇年三月三十一日聯邦最高會議に於てフィンランドよりの割讓地域を含めた「カレリヤ自治社會主義共和國の聯邦構成カレロ・フィン・ソヴェート社會主義共和國への改編に關する」法律が採擇され、こゝにソ聯邦は十二の加盟共和國により構成されることとなつた。（註）

權力の最高機關及國家統治機關によつて代表されるソ聯邦は對外國關係に於て聯邦を代表し、一切の外交關係を處理し、宣戰及媾和、聯邦國防の組織及武裝力の統轄、外國貿易及國民經濟の管理、單一貨幣及び信用制度の制定その他（ソ聯邦新憲法第十四條參照）の事項を管掌する。聯邦構成共和國は聯邦自體の權限に關する上記事項を除き自主的に國家權力を行使し、聯邦よりの自由脱退の權利

を保留されてゐる。

國家機關

ソ聯邦國家權力の最高機關はソ聯邦最高會議にして、同會議は聯邦會議と民族會議とより成り、唯一の立法機關であり、且兩會議は平等の權力を保有し、聯邦最高會議幹部會員を選出する。聯邦最高會議幹部會は最高會議閉會中の最高代行機關にしてその權限は憲法第四九條に規定されてゐる通りである。聯邦最高會議は聯邦、民族同合會議に於て行政機關たるソ聯邦人民委員會を組織する。また各構成共和國の國家權力の最高機關は、聯邦構成共和國最高會議にして、同會議は共和國唯一の立法機關であり、共和人民委員會を組織する。この構成形態は自治共和國についても同様である。地方機關としては當該地域の勤勞者から選出される地方、州、自治州、地區、區、市、村各勤勞代議員ソヴェイトがある。またソ聯邦に於ける司法機關としては、聯邦最高裁判所を最高機關として、共和國最

高裁判所、地方、州裁判所、自治共和國自治州裁判所、地區裁判所、人民裁判所聯邦特別裁判所等があり、陪審制度が採用されてゐる。

その他計畫經濟遂行及び統制機關として國家計畫委員會國民經濟中央統計局、經濟會議等がある。

聯邦最高權力機關

聯邦最高會議

聯邦最高會議（ヴェルホフヌイ・ソヴェイト）は新憲法發布前の最高機關たる聯邦ソヴェイト大會に代るべきソ聯邦國家權力の最高機關であり聯邦に歸屬する一切の權限を行使する。

特にソ聯邦の立法權は聯邦最高會議に專屬する。

聯邦最高會議は平等の權限を有する聯邦會議及び民族會議よりなり、兩會議とも原則として年二回召集される。その選舉は四年の期間を以て左の如き基準によつて行はれる。

書記長はゴルキン（アー・エフ）にして、議長代理一名、幹部會員三七名である。

共和國最高會議

聯邦構成共和國最高會議は各共和國に於る最高機關で四ケ年期間を以て選舉される共和國唯一の立法機關で其權限左の通りである。

- イ、共和國憲法の採擇及變更
- ロ、共和國を構成する自治共和國憲法の確認並びに領域境界の決定
- ハ、共和國國民經濟計畫及豫算の確認
- ニ、共和國人民に對する恩赦權

聯邦構成共和國最高會議は同幹部會を選挙する。幹部會は議長一名、同代理（複數）、幹部會書記及幹部委員（複數）を以て構成、共和國最高會議は議長一名及同代理（複數）を選挙、共和國政府即共和國人民委員會を組織する（新憲法第五十七―六十三條参照）。

行政機關

- 一、聯邦會議は人口三十萬に付き代議員一名
 - 二、民族會議は各聯邦構成共和國より二十五名、各自治共和國より十一名各自治州より五名、各民族管區より一名
- 聯邦會議及び民族會議は同時に開會及び閉會され兩會議とも各々議長一名及び同代理二名を選挙する。兩院合同會議は聯邦會議議長及び民族會議議長これを交互に司會し、聯邦最高會議幹部會を選挙、聯邦政府即ち聯邦人民委員會を組織する（新憲法第三十一―四十八條参照）。
- #### 聯邦最高會議幹部會
- 聯邦最高會議幹部會は聯邦最高會議閉會中の最高權力機關にして從來のソヴェイト大會閉會中に於る聯邦中央執行委員會の役割に該當する。
- 聯邦最高會議幹部會は議長一名、同代理十一名、幹部會書記一名及幹部會員二十四名より成り、副議長は各共和國最高會議長これに任ずるものとみられてゐる
- #### 聯邦人民委員會
- 聯邦人民委員會は聯邦國家權力の最高執行及行政機關で各國に於る内閣に該當し人民委員は大に相當する。
- 聯邦人民委員會は左の如き權限を行使する。
- イ、聯邦單一及複合人民委員部並に其の管轄下にある經濟及文化機關の事務統轄
 - ロ、國民經濟計畫、國家豫算の實現及信用通貨制度の鞏化に關する措置
 - ハ、公共秩序の保障、國家利益の擁護及人民の權利保護に關する措置
 - ニ、對外關係に關する一般的指導權
 - ホ、毎年兵役に召集さるべき人民の人員の決定、國家軍備の一般的律設指導
 - ヘ、必要に應じ經濟、文化及國防建設事務に關し聯邦人民委員會に附屬する特別委員又は主務局の組織
- 聯邦人民委員會は最高會議幹部會により任命され聯邦最高會議により確認せられたる人民委員を以て構成される。

現聯邦人民委員會

る。聯邦最高會議幹部會の權能は左の通りである。

- イ、聯邦最高會議の召集
 - ロ、現行法律の解釋、幹部會令の發令
 - ハ、聯邦最高會議の解散、が選舉の指定
 - ニ、人民投票の施行
 - ホ、聯邦及各共和國人民委員會決定及命令の廢止
 - ヘ、聯邦最高會議閉會中に於ける聯邦人民委員の任免
 - ト、聯邦勳章及名譽稱號の授與
 - チ、恩赦權の行使
 - リ、聯邦軍首腦部の任免及更迭
 - ヌ、聯邦最高會議閉會中に於ける宣戰布告
 - ル、全國的局地的動員令の宣布
 - ヲ、國際條約の批准
 - ワ、駐外ソ聯邦全權代表の任命及召還
 - カ、諸外國外交代表の信任狀及解任狀受理
- 聯邦最高會議幹部會は聯邦最高會議の任期滿了若くは解散の時は新たに選舉されたる聯邦最高會議により新幹部會が組成されるまで權限を保持する（新憲法第三十一―五十六條参照）。
- 現在の議長はカリニン、（エム・イ

一九四一年六月三十日現在に於ける聯邦人民委員會會議構成メンバーは左の通りである。

ゼムリヤーチユカ
ソコロフ
フラブチエンコ
カフタノフ

議長代理

聯邦人民委員部

モロトフ
ウオロシロフ
カガノウイチ
ウオズネセンスキー
ミコヤン
ブルガニーニ
ウインスキ
ゼムリヤーチユカ
マルイシヨフ
コスイギン
ペルウーヒン
サブローフ
メフリ
ベリヤ

聯邦各人民委員は聯邦の権限内の國家行政部門を統轄し(憲法第七二條)、その権限内に於て法律及人民委員會の記定及命令に基き之を執行する爲訓令及指令を發し且その實行を檢査するものである(憲法第七三條)。聯邦人民委員部には聯邦のみにある單一人民委員部と、聯邦及構成共和國に重複して設けられてゐる複合人民委員部とがある。單一人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を聯邦全領域に亘つて直接又は任命機關を通じて統轄するものであり、複合人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を原則として構成共和國の同名の人民委員部を通じて統轄するものである(憲法第七五、七六條)。

チモンエンコ
クズネツオーフ
モロトフ
ドンスコイ
シャーフリン
ノセ
ウスチーノフ
テウオシヤン
ロマ
デエニーソフ
カザコフ
マルイシエフ
エフレモフ
パルシン
ミコヤン
エルカガノウイチ
ペレスイアキン

河川船舶 "
海洋船舶 "
軍需品 "
護謨工業 "
建設 "
石炭工業 "
石油工業 "
セルローズ・製紙工業 "
發電所 "
電氣事業 "
財務人民委員
商業 "
内務 "
國家保安(註)
司法 "
保建 "
統制 "
織維工業 "
漁業 "
肉類及酪農 "
建築材料工業 "

シヤシユコフ
ドウケーリスキー
ゴレムイキン
ミトロヒン
ギンズルグワ
フルーシエフ
セデ
チエボタリヨフ
レトコフ
ボガトウイリヨフ
ズベリヨフ
リュビーモフ
ベリ
メルクーロフ
ルイテユコフ
ミテリヨフ
メフリ
アキーモフ
イシユコフ
ソミルノフ
ソースニン

食料品工業 "
輕工業 "
林業 "
農業 "
穀物・牧畜・ソフホーズ
ロバーノフ
工業、農務、穀物及畜産ソホーズ、
財務、商業、内務、(國家保安) 司
法、保健、國家統制、教育、地方工
業、公共經濟、社會保障、自動車運
輸
藝術事業管理局長
全聯邦人民委員部全權代表

地方行政

自治共和國最高機關

ソ聯邦に於ける自治共和國は新憲法による行政區劃によれば左の二十一である。
ロシア共和國、ウクライナ共和國、アゼルバイジャン共和國、グルジャヤ共和國、ウズベク共和國

地方政治機構

地方(クライ)、州(オーブラステ)、自治州(アウトノムナヤ・オーブラステ)、管區(オークルグ)、區(ライオン)、市(ゴ

イロド)、村(スクニーツア、ジエレーヴニヤ、フイトル、キシユラーク、アウール)に於る國家權力機關は勤勞者代議員ソヴェートである。

地方 聯邦に於る地方の數は左の六つで全部ロシア共和國にある。

アルタイ、クラスノダール、クラスノヤルスク、オルネヨニキーゼ、沿海、ハバロフスク

州の數は九十四で共和國別にみると左の如くである。

ロシア共和國—アルハンゲリスク、ウオ

ノワノウオ、イルクーツク、カリニンキーロフ、タイプイシエフ、クールスク、レニングラード、モスクワ、ムールマンスク、ノウオシビルスク、オムスク、オリョール、ベンザ、モロトフ、ロストフ、リヤザン、サラートフ、スウエルド、ロフスク、スモレンスク、スタリングラード、タンボフ、トウーラ、チエリヤ、イビンスク、チタ、チユカローフ、ヤロスラーウリ

ウクライナ共和國—ウインニツア、ウオ

ロシロフグラード、ドニエプロペトローフスク、ジトミール、ザボローツエ、カ

イメネツ、ポドリースク、キエフ、キロウオグラード、ニコラエフ、オデツサ

ボルターワ、スタリーノ、スムイ、ハリコフ、チエルニゴフ(以下西部諸州)

ウオルイン、ドロゴブイチュ、リウオフ、ロウノ、スタニスラフ、タルノノポリ

白ロシア共和國—ウイーチエブスク、ゴ

トウルクメン共和國—アシニハバード、クラスノウオドスク、マルイ、チャルチヨウ、タシヤウズ
ウズベツク共和國—ブハラ、サマルカンド、タシケント、フェルガナ、ホレーズム
タヂツク共和國—スタリナバード、レニナバード、クリヤープ、ガラム
カザフ共和國—アクチユビンスク、アルマ・アタ、東カザフスタン、ゲリーエフ、西カザフスタン、カラガンダ、クズイル、オルダ、グスタナイ、バウロダール、北

カザフスタン、南カザフスタン、セミパ

ラチンスク、アクモリンスク、ヂヤンブ

キルギス共和國—フルンゼ、イスイク、クリ、チャン・シヤン、ヂヤラル、アバ

自治州 自治州の數は九つである。

ロシア共和國—オイロート、アドウイダ

アゼルバイジャン共和國—ナゴールノ、カルバフ
グルジャ共和国—南オセチマ
タヂツク共和国—ゴルノ・バダフシヤン
地方、州、自治州、管區、區、市及村の勤勞者代議員ソヴェートは二年の期間を以て當該地方、州、自治州、管區、區の勤勞者代議員ソヴェートの執行及行政機關はこれによつて選出された議長、同代理(複數)、書記及委員(複數)を以て構成される。
農村に於ける執行及び行政機關は農村勤勞代議員ソヴェートにして、當該構成

共和國憲法に準據し、議長、同代理(複數)及び書記よりなる。同ソヴェートは従来の村落單位より、漸次、コルホーズソフホーズ、M.T.Sの統轄地區を以て單位として選出する方法が採られてゐる。

司法機關

ソ聯邦に於る司法機關には聯邦最高裁判所、構成共和國最高裁判所、地方及州裁判所、自治共和國及自治州裁判所、管區裁判所、人民裁判所、聯邦最高裁判所決定により構成される聯邦特別裁判所があり、一切の裁判所に於る事件の審理は特に法律の規定する場合を除き人民陪審員参加の下に行はれる。

聯邦最高裁判所

聯邦最高裁判所は聯邦最高會議によつて五年の期間を以て選舉される聯邦最高裁判機關で聯邦及構成共和國に於る一切の裁判活動に對する監督の任にあり、共和國最高裁判所の決定、又は宣告が聯邦の一般的立法に違背し、又は他の共和

國の利益に牴觸する場合、聯邦最高會議幹部會に對し異議の申立を爲し、加盟共和國の各種決定が憲法上正當なりや否やを決定し、職務上の犯罪により告發せられたる聯邦最高官吏の審判を行ふ。従来の規定によれば同裁判所の構成は左の通りである。

- (イ) 最高裁判所全員會
 - (ロ) 民事裁判部
 - (ハ) 刑事裁判部
 - (ニ) 軍事裁判部
 - (ホ) 軍事交通裁判部
 - (ヘ) 運輸事務參議會
 - (ト) 覆審部
- 裁判所長 イ・デイ・ゴリヤコフ

聯邦特別裁判所

聯邦特別裁判所は五年の期間を以て聯邦最高會議により選舉される旨規定されてゐるが、従来の規定によれば左の如き事件を審理する。

- (イ) 刑事又は民事事件にして其の内容がソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の二國以上に關係し且特に重大な

もの
(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及同人員委員會の構成員に對する一身上の裁判事件

其の他の裁判所

聯邦最高裁判所及聯邦特別裁判所の下には左の如き裁判所がある。
構成共和國最高裁判所
自治共和國最高裁判所
地方及州裁判所
自治州裁判所
管區裁判所
(以上五年間を以て選舉)

人民裁判所(三年間を以て選舉)
法律により特別の規定無き限り、ソ聯邦に於る一切の裁判は公開とし、被告に對しては辯護の權利を保障してをり、裁判官は獨立にして法律にのみ服従する。

聯邦檢事局

聯邦檢事局は凡ての人民委員部及之に所屬する機關並に個々の職員並に聯邦人民による法律の正確なる遵守に對する最

高の監督に任ずる。聯邦検事は七年の期間を以て聯邦最高會議により任命される。共和國、地方、州検事、並に自治共和國、自治州検事は五年の期間を以て聯邦検事之を任命する。管區、區及市検事は聯邦検事の確認を経て構成共和國検事五年の期間を以て之を任命する。

検事局長 ウェー・エム・ボテユコフ

國家計畫委員會

ソ聯邦を構成する各共和國には其の共和國人民委員會議に夫々國家計畫委員會(ゴスプラン)が設けられてゐる、共和國ゴスプランは各共和國内の一切の國家機關、國營企業、協同組合及び社會機關の計畫部を指導し、該共和國の綜合的な國民經濟計畫を作成して之を聯邦ゴスプランに提出するのである、計畫に當つては聯邦ゴスプランの指令に従ふ。産業別の計畫は先づ各聯邦人民委員部の計畫部

が聯邦ゴスプランの指令に従つて作成するものである。いま此の計畫部の任務を列挙すると

- 一、聯邦ゴスプランの指令に基づき國民經濟部門の一般並びに見透計畫及び年度計畫を作成して所定の期間内に聯邦ゴスプランに提出する
- 二、國民經濟該部門の狀勢を系統的に觀察し、定期的報告を作成して聯邦ゴスプランに提出する
- 三、當該聯邦人民委員部の各總管理局(例へば石炭總管理局)の計畫事業を指導する

其の他計畫作成に關する諸問題の研究を行ふ筈である。

聯邦ゴスプランの機構は計畫經濟の進展につれ屢々改正せられ、一九三五年四月五日付、一九三六年四月二十七日付、一九三七年九月十七日付、同年十一月二十二日付、一九三八年二月付、一九四〇年四月十三日付の各人民委員命令を通じて變更を見、現在の機構は一九四〇年十二月三十一日付人民委員會議令によるも

ので議長、議長代理、委員の下に五十四に及ぶ龐大な部門が設けられるに至つた。

國家計畫委員會機構

(一九四〇年十二月三十一日付發令)

- 一、議長、議長代理、委員
- 二、統合國民經濟計畫部
 - 生産及大修繕課、生産及流通費課、計畫遂行検査課、國民經濟バランス課、運輸統合計畫課、統合計畫課
- 三、基本建設部
 - 建設工業課、建設作業統合計畫課、水運經濟課、特別建設課
- 四、財政部
 - 財政計畫課、豫算課、信用及出納計畫課、勞務課
- 五、勞務課
 - 勞働及賃銀課、養成及人事配分課、移民班
- 六、極東及東部シベリヤ地方部
- 七、ウラル及西部シベリヤ地方部
- 八、中央アジア及カザフスタン地方部
- 九、後カフカズ地方部
- 一〇、南方地方部

- 一一、中央地方部
- 一二、東南地方部
- 一三、北方及西北地方部
- 一四、西部地方部
- 一五、地方計畫及企業配置統一部
- 一六、燃料部
 - 燃料バランス課、石炭及片岩工業課、鑛油及ガス工業課、泥炭工業班
- 一七、材料バランス部
 - 黑色金屬バランス課、有包金屬バランス課、木材バランス課、建設供給課、良質鋼課
- 一八、施設物バランス部
 - 發電設備バランス課、機械及機具バランス課、工業技術的設備バランス課、建設及運輸設備バランス課
- 一九、電化部
 - 生産及電力配給課、發電所建設課
- 二〇、機械製造部
 - 重機械製造課、中機械製造課、一般機械製造課、發電機製造課、協同組合課、統合計畫班
- 二一、食糧工業部
 - 漁業課、食糧工業課、肉、乳工業課
- 二二、輕工業部

- 紡績工業課、輕工業課、原料及半製品バランス課
- 二三、農業部
 - 農業課、畜産課、工業用作物課、MTS課、ソフホーズ課、灌漑及土地改良班
- 二四、商品流通部
 - 商品配給課、商品資金バランス課、商品流通課、社會給養班、商業網及流通費班
- 二五、文化部
 - 學校及高等專門學校課、藝術課
- 二六、天然資源課
- 二七、黑色冶金部
 - 生産及配給課、建設作業及施設課、良質鋼及滿俺鐵課
- 二八、有色金屬冶金部
 - 生産及配給課、建設作業及施設課
- 二九、化學工業部
 - 生産及配給課、建設作業及施設課、專門化學班
- 三〇、航空運輸及自動車道路部
 - 自動車運輸課、航空運輸班、道路班
- 三一、林業部
 - 林業課、セルローズ、製紙工業課、林業經濟班、加水分解工業班
- 三二、鐵道運輸部

- 運輸及經營課、建設作業課
- 三三、水運部
 - 河川運輸課、海運課(北水洋航路ヲ含ム)
- 三四、調達部
 - 調達及農産品バランス課、製粉工業課
- 三五、物價局
- 三六、地方工業及工業協合組合部
 - 地方及燃料工業課、工業組合課
- 三七、建築材料工業部
- 三八、住宅公共經濟課
- 三九、外國貿易部
- 四〇、保健部
 - 醫療施設課、小兒施設課
- 四一、通信部
- 四二、發明局
- 四三、節約及代用品局
- 四四、動員部
- 四五、人事部
 - 國家計畫委員會議長書記局及統制班
- 四六、事務部、秘書部
- 四七、經濟部、簿記部、圖書部、機械部、記録部、發送部、職員班
- 四八、雜誌「計畫經濟」
- 四九、出版部

- 五〇、技術、經濟情報研究所
- 五一、中央國民經濟統計局及其の他地方機關
- 五二、聯邦國家計畫委員代表
- 五三、學術、技術鑑定會議
- 五四、聯邦國家計畫委員會附屬會議
- 五五、モロトフ名稱全聯邦經濟アカデミヤ

(附記)

聯邦ゴスプランには諮問機關として評議會(ソヴェート)が設けられてゐる。その定員は九十名で、計畫事業に従事するものなから任命される。

聯邦ゴスプラン議長は聯邦人民委員會議(內閣)の一員として之に参加する權能を與へられてゐる。議長の下に二人の議長代理があり、その一人は聯邦國民經濟中央計算局の長官を兼ねることになつてゐる。

國民經濟中央統計局

國民經濟中央統計局の任務として規定せられるものは左の如し

- 一、經濟的指導の計畫編成及國民經濟計畫遂行の監査並に採算經營の實現等の重要武器たる國民經濟全領域に於ける社會主義的計算體系の強化
 - 二、ソ聯邦に於ける計算及統計事務の方法及組織に關する中央政權的指導
 - 三、經濟的諸課題に準據せる初步的計算及精算組織作業の實施及指導
 - 四、官廳及企業の計算及統計作業強化策の講究及實施
 - 五、國民經濟計畫遂行の系統的計算
 - 六、社會主義建設を明瞭ならしむる統計的及經濟的作業(社會的及技術的改造問題、質的指導標等)の遂行、國民經濟の動態に關する資料の調製及體系化
 - 七、個々の統計的研究の發表、所定の手續に依る定期的機關誌(雜誌及案内等)の刊行。
 - 八、計算及統計に關する知識並に社會主義建設の進行狀態に關する資料の普及
- この任務に従つて次の部局が設けられる。

- 中央統計検査部
- バランス課
- 計算方法課
- 建設事務統計課
- 綜合統計課
- 工業統計課
- 運輸通信統計課
- 農業統計課
- 勞働統計課幹部
- 文化又學術統計課
- 人口及保健統計課
- 都市經濟統計課
- ソヴェート商業統計課
- 財政統計課
- 特別統計課
- 計算法幹部統計課
- 全聯邦人口調査局
- 全聯邦工業施設調査局
- 全聯邦家畜調査局
- 全聯邦商業調査局

この外に事務局、計算機械の工場があり、その管下に、統計大學等がある。

ソ聯邦にとつては頗る重要な家畜調査(毎年一月一日施行)もこゝで行はれ、人

口調査もこゝで管轄されてゐる。一九三九年一月には人口調査が行はれた。

(註ゴスプランの詳細につきましては計畫經濟の項参照)

經濟會議

最近人民委員部の分割及び新設による増加に伴つて、特に經濟關係の諸人民委員部にあつては、現在までの人民委員會議及び經濟會議の状態にては到底これら人民委員部、中央機關地方機關等のすべての現在の事態に完全に通曉し得ない憾があり、これが改善が要求されるに至つたが、これら人民委員會議及び經濟會議の經濟關係人民委員部指導の改善、各經濟部門間の必要なる聯絡、國民經濟計畫及び計畫遂行事務の改善等の爲め聯邦人民委員經濟會議に左の如き各會議が創設せられた。

- 一、冶金及化學會議
- 二、機械製作會議
- 三、國防工業會議
- 四、燃料及電力會議

- 五、一般消費財會議
- 六、農業及調達會議

これら會議は同會議に關係を有する數個の人民委員部及び人民委員會議附屬管理局の事務を指導する權限を有する。各會議は人民委員會議の確認せる三名―五名の委員によつて構成され、同委員はたゞ國家計畫委員會(ゴスプラン)の職務のみを兼務し得る事となつてゐる。各會議議長として現在發表を見てゐるのは次の通りである。

- 一、冶金及化學會議
國立銀行總裁
ブルガリーニ
- 二、機械製作會議
重機械製作人民委員
マルイシエフ
- 三、國防工業會議
國家計畫委員會議長
サブローフ
- 四、燃料及電力會議
發電所及電氣工業人民委員
ペルウーヒン
- 五、廣義消費財會議
纖維工業人民委員
コスイギン

各人民委員部の指導改善、關係人民委員部間の緊密なる聯絡、計畫立案及び遂行の改善等の任務を有する各會議の創設は、僅かの期間に一四から三九に激増した現在の組織の下に於ては極めて當然なることであつて、この會議は今までの人民委員會議と各人民委員部との中間に位置して關係人民委員部を統一指導する最も重要な國家機關であると稱する事が出来る、その人事異動の状態を見て、大體關係人民委員中最も有能なる分子を以てその議長となし、各會議議長はまた人民委員會議議長代理を兼ねるを原則とし之を見てこの機關がソ聯邦國家機構中如何に重要なものであるか、窺はれるであらう。更に同經濟會議委員は國家計畫委員會の職務のみを兼務し得ると規定されて、各人民委員部の職務を兼ね得ないところを見れば、多分に之等人民委員部の事務遂行監督の任務をも有してゐると見なければならぬ。各會議の所管人民委員部は左の通りである。

A 金屬及化學會議

黑色冶金人民委員部
 有色冶金人民委員部
 化學工業人民委員部
 人民委員會議附屬硫酸・酒精及加水分解工業總管理局

B 機械製作會議

重機械製作人民委員部
 中機械製作人民委員部
 一般機械製作人民委員部
 電氣工業人民委員部

C 國防工業會議

航空工業人民委員部
 兵器人民委員部
 彈藥人民委員部
 造船人民委員部

D 燃料及電力事業會議

石炭工業人民委員部
 石油工業人民委員部
 共和國燃料人民委員部（加盟共和國人民委員會議經由）
 發電所人民委員部

E 一般消費財會議

聯邦纖維工業人民委員部
 聯邦輕工業人民委員部

聯邦食料品工業人民委員部
 聯邦漁業人民委員部
 聯邦肉類及酪農人民委員部
 F 農業及調達會議
 聯邦農業人民委員部
 聯邦ソフホーズ人民委員部
 調達人民委員部

國家機關の改廢及新設

第一次五ヶ年計畫から第二次五ヶ年計畫へ更に第三次五ヶ年計畫へと絶えず眼まぐるしいテンポで變動してゐるソ聯邦の政治經濟情勢並に新憲法制定後に於る最近の情勢は從來國家機關の改廢と新設を要求するに至り、左の如き機關が改廢並に新設された。

【實施委員會】五ヶ年計畫の遂行狀態を監督し實績を検討する實施委員會は、一九三四年一月の第十七回共產黨大會に於てこれを廢止し、ソヴェート統制委員會を新設。

【勞農檢察人民委員部】國家機關、國營企業、組合事業の綱紀を肅正する勞農

檢察人民委員部は、第十七回共產黨大會に於て廢止し、黨統制委員會新設。
 【陸海空軍人民委員部】ソ聯邦中央執行委員會は一九三四年六月二十日附發令を以てソ聯邦革命軍事委員會を廢止し、又ソ聯邦陸海空軍人民委員部を新たにソ聯邦國防人民委員部と改稱する件を公布した。

一、ソ聯邦中央執行委員會並びにソ聯邦人民委員會議一九三四年三月十五日附「ソヴェート及び經濟建設方面の組織手段」に關する命令に準據し、ソ聯邦革命軍事委員會及び陸海空軍人民委員部參與會を廢止。
 二、陸海空軍人民委員部はソ聯邦國防人民委員部と改稱。
 三、ソ聯邦國防人民委員部長二名を置く。

【ゲ・ベ・ウ（合同國家保安部）】チエカ（非常時革命委員會）の昔からソヴェート内外の人民脅威的であつた合同國家保安部（オ・ゲ・ベ・ウ）が改組され、新設ソ聯邦内務人民委員部の一部となつた。（三四年七月十四日）
 新人民委員部の機能は反革命取締、公

有財産の保護、結婚及び國境保安等であるが、同人民委員部には左の諸局を置くことになつた。

- 一、國家保安局
- 二、民兵局（警察）
- 三、國境保安局
- 四、國內保安局
- 五、消防局
- 六、刑務局（監獄）
- 七、流刑局
- 其他

【供給人民委員部】ソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議は一九三五年七月二十九日付決定を以て聯邦供給人民委員部を廢して聯邦内國商業人民委員部及び食料工業人民委員部を新設

【聯邦藝術委員會】一九三六年一月十七日附中央執行委員會及人民委員會議決定を以て聯邦の藝術事業統制を目的とする表記委員會を聯邦人民委員會議附屬機關として設立。

【聯邦高等教育委員會】人民委員會議直屬として新設。

【聯邦保健人民委員部、聯邦司法人民委

員部】一九三六年七月二十日附中央委員會決定を以て聯邦保健人民委員部及聯邦司法人民委員部を新設、ロシア共和國保健人民委員カミンスキー、ロシア共和國司法人民委員クルイレンコが夫々人民委員に就任。

【國防工業人民委員部】一九三六年十二月八日附中央執行委員會決定を以て重工業人民委員部より國防工業人民委員部を分離獨立せしめ人民委員には重工業人民委員代理ルヒモイウイチ就任。

【機械製造工業人民委員部】聯邦中央執行委員會及人民委員會議一九三六年八月二十日付決定を以て、

一、重工業人民委員部より機械製造工業（自動車工場、工作機械、機關車貨車製造、農業機械、輕工業及食料品工業用機械、ボイラー、タービン、電機工業等）、金屬製品工場、有色金屬、ゴム工業工場、機械ガラス工場を分離し、單一にして全聯邦的の機械製造工業人民委員部を設立。
 二、重工業人民委員部の他の全ての部門

（全ての燃料、發電所、黑色及有色金屬工業、化學工業、建築材料製造工業等）は重工業人民委員部に編入。

三、機械製造工業人民委員部にメジラウク、ワレリー・イワノウイチを任命。
 四、重工業人民委員部にカガノウイチ、ラザリー・モイセウイチが交通人民委員より轉出。
 五、交通人民委員に現次長バクレーン、アレクセイ・ウエネザクトーウイチを任命。

一九三九年初頭の人民委員部大增設

一九三九年一月從來の聯邦輕工業、國防工業、食料品工業、重工業各人民委員部を分割改組してソ聯邦國防産業の戰時體制化に順應せしめ多數の人民委員部を新設せしめ、二月五日更に機械製作人民委員部を分割して重機械製作、中機械製作、一般機械製作の三人民委員部を増設した。
 即ち新設された人民委員部及び人民委

員は左の通りであつた。
纖維工業人民委員
部航空工業

ア・コスイギン

造 船

エム・カガノウイチ

彈 藥

テヴオシヤン

兵 器

セルゲーエフ

漁 業

ワシニコフ

肉類及酪農

ジエムチユジナ
(モロトフ首相夫人)

食料品工業

ペ・スミルノフ

燃料工業

ゾー ト フ

黑色冶金

エル・カガノウイチ

有色冶金工業

メルク ロフ

化學工業

サモフワロフ

建築材料工業

デニソフ

電力工業

ソスニソフ

重機械製作

ペルウーヒン

中機械製作

マルイシエフ

一般機械製作

リハチヨフ
パルシソフ

食料品工業部門内の諸企業

重工業人民委員部分割

ソ聯邦最高會議幹部會は一九三九年一月二十五日付を以て重工業人民委員部を左記六個の聯邦人民委員部に分割する旨を發令した。

一、燃料工業人民委員部

石炭、片岩及採油企業

石油精製工場、瓦斯及び人造石油企業

石炭及石油工業用機械製造工場、泥炭企業

二、發電所及電氣工業人民委員部

區發電所

水力發電所

送電、送熱網タービン・ボイラー製造及電氣器具製造の諸工場

三、黑色冶金人民委員部

冶金工場

良質鋼及合金鐵工場

原鉛管及鑄管製作工場

探礦企業

耐火物企業

コークス工場

黑色金屬屑精精及販賣企業

纖維工業人民委員部新設

ソ聯邦最高會議幹部會は一九三九年一月二日附を以て従来の輕工業人民委員部より纖維工業人民委員部を分離新設する旨發令したが同人民委員部の管轄部門は左の通りである。

イ、棉花、羊毛、亞麻、マニラ麻、絹、人絹、製綿各工業企業

ロ、棉花、亞麻、樹皮、カトニン、洗厘第一工程企業

ハ、纖維工業用附屬材料及部分品製造企業

ロ、魚族保護管理局及魚類養殖場

ハ、食料品工業人民委員部所屬船舶修理及建造工場並に露西亞共和國輕工業人民委員部所屬漁業用容器製造及漁網工場、漁業コルホーズの管理

人民委員ベロー・エス・ジエムチユジナ

(モロトフ夫人)

二、肉類及酪農人民委員部

イ、肉類綜合工場、屠獸冷藏所、ソーセイ

シ及屠獸企業

ロ、養食諸企業(調達機關を含む)

ハ、乳酪製造及乳製品罐詰工業

ニ、冷蔵及冷凍企業

ホ、聯邦食料品工業人民委員部所屬綜合飼料工場、養豚ソフホーズ並に家畜調達機關

人民委員ベロー・エス・スミルノフ

三、食料品工業人民委員部

イ、パン及菓子製造工業

ロ、砂糖、酒精、リキニール、ウオツカ、葡萄酒及麥酒工業

ハ、油脂及香料、化粧品工業

ニ、前記人民委員部管轄に屬せざる殘余の

四、有色冶金人民委員部

探銅及製銅企業

亞鉛、鉛、アルミニウム、ニッケル金及白金、貴金屬及錫の諸企業

有色金屬精製企業並に有色金屬屑調達、精製及販賣企業

五、化學工業人民委員部

窒素工業企業

基礎化學及工業化學企業

ワニス塗料及アニリン染料企業

沃度及臭素企業護謨企業

プラスチック企業

六、建築材料工業人民委員部

建築材料製造企業

セメント及加工硝子工場

重工業所屬伐材及製材企業

七、航空工業人民委員部

イ、航空機工場

ソ聯邦最高會議幹部會は一九三九年一月十一日附命令を以て従来の國防工業人民委員部を左記四個の聯邦人民委員部に分割する旨發令した。

一、重機械製造人民委員部

重機械製造耕作機械製造工業、ディゼル製造工業、起重機製作及組立、機關車製造(ク

機、更に二月五日機械製造人民委員部を重機械製作、中機械製作及一般機械製作の三人民委員部に分割した。

二、重機械製造人民委員部

重機械製造耕作機械製造工業、ディゼル製造工業、起重機製作及組立、機關車製造(ク

機、更に二月五日機械製造人民委員部を重機械製作、中機械製作及一般機械製作の三人民委員部に分割した。

三、重機械製造人民委員部

重機械製造耕作機械製造工業、ディゼル製造工業、起重機製作及組立、機關車製造(ク

機、更に二月五日機械製造人民委員部を重機械製作、中機械製作及一般機械製作の三人民委員部に分割した。

四、重機械製造人民委員部

重機械製造耕作機械製造工業、ディゼル製造工業、起重機製作及組立、機關車製造(ク

機、更に二月五日機械製造人民委員部を重機械製作、中機械製作及一般機械製作の三人民委員部に分割した。

五、重機械製造人民委員部

重機械製造耕作機械製造工業、ディゼル製造工業、起重機製作及組立、機關車製造(ク

ラースマイ、プロフィンテルン及ウオロシ
ロフグレード十月革命工場) 器具工業、家
事用壓搾機、鍊磨工業の諸管理局並に全聯
邦工場設備修理トラストに屬する工場及機
關を管轄す。

二、中機械製造人民委員部

自動車工業、トラクター工業、自動車及ト
ラクター付属品製造、自動車修理工場及修
繕所、トラクター整理販賣、農業機械製作
車輛製造(一切の車輛工場) 及ボールベア
リング工業の諸管理局に屬する工場及機關
を管轄す。

三、一般機械製造人民委員部

輕機械製造、化學機械製造、食料品工業用
機械製造、伐材及製紙機械製造、建設機械
及建設材料製造機械の生産、印刷機械製造、
度量計器製造、フイツチング工業、測量器
具製造、防火裝置、自動自轉車及自轉車工
業並に計算器製造工場、一般消費材生産工
場、送電裝置、電氣裝置、有色金屬加工、
ケーブル製造及金屬製品工業の諸管理局に
屬する工場及機關を管轄す。

建設人民委員部新設

一九三九年五月二十九日附新設、所管事
項は工場(工場)建設並に之に附帶する
住宅及文化・生活的建設等である。

燃料工業人員委員部分割

石炭、石油工業の重要性に鑑み、聯邦
燃料工業人民委員部は一九三九年十月十
二日聯邦最高幹部會令を以て左の通り分
割された。

一、石炭工業人民委員部

イ、石炭工業諸企業

ロ、オイルシエール工業諸企業

ハ、石炭地下ガス化企業

二、石油工業人民委員部

イ、探油工業諸企業

ロ、精油工業諸企業

ハ、人工液體燃料工業諸企業

ニ、石油工業諸工場

發電所及電氣工業人民委員部分割

一九四〇年四月十八日附にて、電氣工
業人民委員部構成に關する聯邦最高會議

國家統制人民委員部新設

一九四〇年九月七日附を以て、資金及
資材消費の嚴重なる監督と政府決定履行
を目的とし、ソヴェート統制及中
央軍事統制委員會を改組して國家統制人
民委員部が新設された。國家豫算の老
大化に伴ふ濫費と政府決定の不履行が目立
つて來た状態に鑑み新設された同人民委
員部には廣般な懲罰權が賦與されてお
る。初代國家統制人民委員にはエル・ゼ
ー・メフリスが任命された。同人民委員
部は復合人民委員部であつて、政府機
關、協同組合、公共團體、企業等に對し
資金及資材の計算、支出に當り事前及事
後の監督をなし、政府の國家豫算執行決
定に肯定を與へ、命令の遂行を監査する
等の事項を管掌し、更に懲罰權を有する
等廣般なる權限を有してをり、ソ聯邦計
畫經濟運用にとり劃期的な意味を持つも
のである。

聯邦國家保安人民委員部

初代人民委員には舊内務人民委員ベリ
ヤが其の儘新設の内務人民委員なり、國
家保安人民委員にはヴェー・エヌ・メル
クローフが任命された。而して別項の如
く獨ソ開戦後再び統合されてゐる。

護謨人民委員部新設

ソ聯邦に於ける護謨の不足と重要性に
鑑み一九四一年三月二十八日附にて、單
一の聯邦護謨工業人民委員部が新設さ
れ、生護謨、精製護謨、タイヤ、石綿を
生産する企業がその構成中に包含され、
テー・ベリ・ミトロヒンが初代人民委員
に任命された。

工作機械製作人民委員部新設

國際情勢の進展に伴ひソ聯邦に於ける
工作機械製造部門の立遅れに對し、獨ソ
戰勃發直前の一九四一年六月五日附を以
て單一の聯邦工作機械製作人民委員部を
新設し、其構成中に工作機械製作工具、
研磨工場、鍛接プレス機械製作工場が包

内務、國家保安兩人民委員部の統合

聯邦内務人民委員部は別項の如く、一
九四一年二月内務人民委員部及び國家保
安人民委員部に分割されたものである
が、僅かに五ヶ月を経た一九四一年七月
二十日兩人民委員部は再び合同されて内
務人民委員部となつた。之に伴つて各共
和國以下の兩人民委員部も合同された。
之は獨ソ戰勃發に伴ふもので、聯邦最高
會議幹部會令はこの合同の理由を「事務
が平時より戰時條件に移行するに關聯し
兩人民委員部の合同を合目的なりと認
む」と稱してゐる。

國家防衛委員會の創設

獨ソ開戦後一週間を経た一九四一年六

内務人民委員部分割

一九四一年二月三日附を以て聯邦内務
人民委員部は左の二人民委員部に分割さ
れた。

聯邦内務人民委員部

月三十日、黨、政府、軍を通じての最高指導機關として國家防衛委員會が組織され、國家の全權が委任せられた。議長はスターリン自ら當り、モロトフを副議長、ウオロシロフ、マレーンコフ（黨中央委員會人事局長）、ベリヤが成員として任命された。同委員會は戰爭遂行の必要上國家權力の一切を擧げて收握するもので、即ちソ聯邦の最高國家機關たる聯邦最高會議の權限が委任されるのみならず、聯邦最高會議幹部會、人民委員會、人民委員部に屬する權限をも併せて同委員會に集中される。従つて同委員會の決議命令は法律たるの効力を有する譯である。即ち同委員會は單なる戰時少數内閣と目せられる以上に廣般な權限を有してゐる。

同委員會の如く廣般な權限に鑑み、その創設に當つては最高會議幹部會の他、特に共產黨中央委員會、聯邦人民委員會會議が認められた事が記されてをり、聯邦最高會議幹部會議長としてのカリーニンカリーニン、聯邦人民委員會會議議長及び全聯の署名

邦共產黨書記長としてのスターリンの署名とを以て公布された。

尙、國家防衛委員會と名稱の類似せるもので國防委員會があるが、國防委員會は聯邦人民委員會に附屬し一九四〇年五月附にてウオロシロフが議長として就任、國家防衛委員會とは全く別個の存在である。

國家防衛委員會の創設に關する聯邦最高會議幹部命令（一九四一年六月三十日附）

現下の非常状態に鑑み、又抗戰の必要上國民の總力を迅速に動員するの目的を以て、聯邦最高會議幹部會、全聯邦共產黨中央委員會、聯邦人民委員會は次の各項を必要と認む。

第一條 左記成員を以て國家防衛委員會を創設す

- スターリン（イー・ヴェー）（議長）
- モロトフ（ヴェー・エム）（議長代理）
- ウオロシロフ（カー・イー）
- マレーンコフ（ゲー・エム）
- ベリヤ（エル・ペー）

選舉制度

ソ聯邦に於て一九三六年七月九日全文百十二條より成る新選舉法が採擇公表さ

れた。即ち、一切の勤勞者代議員ソヴェート、即ち、聯邦最高會議、構成共和國最高會議、地方及州勤勞者代議員ソヴェート並に管區、區、市及村勤勞者代議員の選舉は祕密投票による普通、平等、直接選舉權に基いて行はれ、新選舉制度の基本的原則は左の如くである。

一、代議員選舉は普通選舉にして、心神耗弱者及選舉權剝奪の判決を受けた者を除き、滿十八歳に達した一切のソ聯邦人民は人種的及民族的所屬、信教、教育資格、定住、社會的身資産状態及過去の行動の如何に拘らず代議員の選舉に参加し、且被選舉人たるの權利を有する。

二、代議員選舉は平等選舉にして各人民は一票を有し凡ての人民は平等の基礎に於て選舉に参加する。

三、女子は男子と平等に選舉及被選舉の權利を享有する。

四、赤軍に勤務する人民は凡ての人民と平等に選舉及被選舉の權利を享有する。

第二條 國家の一切の權力を擧げて國家防衛委員會に集中せしむ

第三條 全國民、黨、ソヴェート機關、コムソールモール機關の一切をして、國家防衛委員會の決議並に命令を絶對的に履行する義務を負はしむ。

五、代議員選舉は直接選舉にして凡ての勤勞者代議員ソヴェートより聯邦最高會議に至る迄直接選舉により人民之を行ふ。

六、代議員選舉に於る投票は祕密投票とする。

七、選舉に對しては選舉區毎に候補者が推薦され、候補者推薦權は公共團體及勤勞者團體、即ち、共產黨機關勞働組合、協同組合、青年團體、文化團體に對して之を保障される。

八、各代議員は選舉人に對し自己の活動及勤勞者代議員ソヴェートの活動を報告する義務を負ひ且選舉人過半数の決議に基き法律の規定する手續に従ひ何時たりとも召還されることがある。

ソ聯邦在任外國人勞働者と選舉權

ソ聯邦に於ては聯邦内に居住する外國人にて勞働者なる場合にはソ聯邦人民に非ずと雖も公民權を有する。即ち一九二

四年十月施行の聯邦國籍法第二條は

「外國人にして勞働の爲にソヴェート聯邦領内に居住し且勞働者階級に屬し又は他人の勞働を搾取せざる農民階級に屬する者は聯邦の一切の公民權を取得す」と規定してゐる。従つて外國人にしてソ聯邦に於て勞働に従事する者はソヴェートの選舉權を享有することになつてゐる。

ソヴェート法學者は此の點に付てソ聯邦はプロレタリアートの國家にして其特質は勞働者及農民の獨裁に存する故に勞働者又は農民なる以上何國人と雖もソヴェート主權に參與し得るものと規定してゐる。

（最高會議選舉規則全文につきては法制の項参照）

ソ聯邦最高會議總選舉

「民主的」スターリン新憲法に基くソ聯邦最高會議（ソヴェート）選舉は一九三七年十二月十二日施行された。これより先き十月十二日付決定を以て

新憲法による選舉運動開始を發令した聯邦中央執行委員會は左の如き公共團體及び勤勞者團體の代表を以て構成する中央選舉委員會を任命した。

- 議長 モスカートフ (全聯邦勞働組合中央評議會代表)
- 副議長 シュミット (全聯邦高等學校、學術機關職員同盟代表)
- 書記 マレンコフ (全聯邦政治教育機關職員同盟代表)
- 委員 フルシチヨフ (モスクワ共產團體代表)
- ウカロフ (レニングラード共產團體代表)
- メフリス (ブラウダ紙編輯者代表)
- シヨロホフ (ソヴェート作家同盟代表)
- コサリオフ (全聯邦レーニン共產青年同盟代表)
- ゴルシエニン (全聯邦國防飛行化學協會代表)
- シヤボワロフ (ウオローネジ州「ボリシエウイク」コルホーズ代表)
- コレスニク (ハリコフ市トラクター工場從業員代表)
- シモンツェンコフ (十月革命工場從業員代表)

十月十二日から選舉投票日まで二ヶ月間に亘る選舉運動は終始一貫スターリン政權強化の線に沿つてソ聯全土に展開され、ソ聯各紙は毎日候補者の寫眞演説等に紙面の大半を割き、黨政府公認推薦候補者を推奨し、ソ聯國力の強化、國民福祉増大の宣傳に日も尙足らぬ状態であつた。

新憲法に基くソ聯邦國家權力の最高機關たる最高會議は聯邦會議及民族會議の兩院より成り、聯邦會議は人口三十萬につき一名の基準により選舉される代議員を以て構成、民族會議は聯邦構成共和國より二十五名、各自治共和國より十一名各自自治州より五名、各民族管區より一名の基準により選舉される代議員を以て構成する旨規定され、全聯邦は聯邦會議選舉區五六九、民族會議選舉區五七四に分

れ、各區より一名の代議員が選舉されるのである。

斯くして、十二月十二日施行された總選舉の結果は遠隔の地方より到達した投票、運輸中の汽車汽船内に於る投票を含めて十六日全聯邦總選舉投票集計を完了、中央選舉委員會の手により十七日投票總數九一、一一三、一五三(聯邦會議投票數八九、八四四、二七一、民族會議投票數八九、〇六三、一六九)と最終結果を發表、スターリンを始めとする現政權巨頭、黨政府要人、スタハノフ運動功勞者、文化團體代表等すべてのスターリン政權支持者より成る聯邦會議代議員五六九名、民族會議代議員五七四名、各計一、一四三名の代議員が選出された。

右投票總數を賛成投票、選舉法第九十條による無効投票、候補者を抹殺して明確な反對意思を表明した反對投票の三種に分類してみると左の如く有權者總數九四、一三八、一五九人のうち一、一九四、四七六名(約一%強)が、現スターリン政權反對者たる事實が判明したわけであ

る。

- 賛成投票 聯邦會議 八九、〇六三、一六九
 - 無効投票 民族會議 八九、〇六三、一六九
 - 反對投票 六三、八〇八 一、四七六、五八二
 - 反對投票 六三、八〇八 五、三七一、〇三三
- 而して、右當選者一、一四三名は何れも黨員及非黨員プロツクの公認候補にして、このうち黨員八五五名、非黨員二八八名、性別にみると男子九五九名に對し女子一八四名の比率を示し、投票率九六・八%、棄權率僅かに三・二%といふ成績を挙げたもので、これによつて肅清下のソ聯邦に於るスターリン政權は更に強化されたものと觀測することが出来る。中央選舉委員會の調査發表になる聯邦構成各共和國別有權者數及投票實績を示せば次の如し(下表参照)

極東地方代議員決定

極東地方に於る最高會議代議員はブリユツヘル極東赤軍司令官、スタツユウイチ黨極東部第一書記、レフコンラーウオフ極東地方執行委員會議長を始め極東

最高會議選舉投票成績表 (一九三七年十二月十二日施行)

聯邦構成共和國	有權者數	投票者數		聯邦會議		民族會議	
		投票數	有權者數に對する比率%	投票數	投票者數に對する比率%	投票數	投票者數に對する比率%
ロシア共和國	60,571,292	58,623,335	95.8	57,687,755	98.4	47,142,882	97.5
ウクライナ共和國	17,539,876	17,156,273	97.8	19,980,303	99.0	16,799,399	97.9
白ロシア共和國	3,907,342	2,929,666	97.4	2,892,815	98.7	2,884,244	98.4
アゼルバイジャン共和國	1,648,877	1,577,117	95.6	1,564,183	99.2	1,555,523	98.6
グルジヤ共和國	1,940,547	1,866,189	96.2	1,849,992	99.1	1,847,367	99.0
アルメニヤ共和國	620,220	596,675	96.2	592,146	99.2	592,682	99.3
トルクメン共和國	691,925	651,962	94.2	647,345	99.3	644,329	98.8
ウズベク共和國	3,548,441	3,319,216	93.5	3,286,897	99.0	3,274,473	98.6
タヂク共和國	774,864	733,099	95.3	728,656	98.7	726,064	98.4
カザク共和國	2,995,367	2,901,072	96.9	2,886,844	99.4	2,862,726	98.7
キルギーズ共和國	799,408	753,549	94.3	732,395	97.1	733,480	97.3
ソ聯邦總計	94,138,159	91,113,153	96.8	89,844,271	68.6	89,063,169	97.8

地方娘子移民運動の提唱者として著名なヘタグーロワ女史等左記黨員及非黨員が選出された。代議員名を選舉區別に表示すれば左の通りである。

代議員名	選出區名
ブリユツヘル元帥	ウオロシローフ
スタツエウイチ黨第一書記	ハバロフスク
レフコンラーウオフ	黒龍江
執行委員會議長	クイブイシエフ
シヤリモフ飛行中尉	コムソモリスク
ヘタグーロワ女史	スバスク
レワンドフスキー軍	浦潮
團大將	沿海州
ベルドニコフ海軍下士官	勘察加コルイマ
ペトウホフ樺太木工	極東地方
林原班長	ビロビジャン
リユシコフ	
▲民族會議	
チエルバツク	
ゴリドマツヘル	

四、最高會議幹部會選舉
 五、新人民委員會會議の構成
 六、聯邦檢事總長任命
 七、代議員歳費支拂

議事日程三、四、五、六に關する民族會議との共同協議については、議長が代つて民族會議議長と協議する様議長に指令、斯くて左記十一名の資格審査委員會の選舉後、聯邦會議は午後五時、一時間にして第一日を終了した。

▲聯邦會議資格審査委員會議長
 シチエルバコフ

▲會員(十名) アレマツフ、シヤギマルダ、ノフ、アイトバイ、ニコラーエワ、コルネイチウク、ヂユカノフ、スゴニヤカ、クルジャン、アルチウニヤン、クリエフ・ティムール

民族會議はクレムリン宮殿舊スウエドロフ俱樂部の議場に於て午後八時十分から二時間に亘つて開かれた。先づ最年長議員の古參ボルシエヴィキ、ニーハ・ツハカヤ氏が開會の辭を述べた後、役員選舉に移り左の諸氏が當選した。

▲民族會議議長

州治自太猶	國和共治自古蒙トヤリブ
ブリユツヘル	ウラン・ウデ市區
ウオロシギン	同機關車製造區
スハレフ	ウラン・ウデ村區
ソシニヤンスカヤ女史	トウンキン
ツイデノワ女史	カバニ
トワチオフ	バルグジンスク
モクソエフ	エラウニンスク
ツイビコフ	タルバガタイ
クルバトフ	ビチウル
ハハロワ女史	キヤフタ
ベリガエフ	ヂヂンスク
ボボフ	
ウオロロメエフ	
ナムサラエワ女史	
ペトロフ	

第一回聯邦最高會議 第一會期

ソ聯邦の歴史に新紀元を劃した第一次最高會議は一九三七年一月十二日、聯邦會議、民族會議共モスクワ、クレムリン宮殿の大廣間に於てスタリーン、モロトフ、カリーニン、ウオロシローフ、カガ

ノウイツチ、リトヴィノフ、ミコヤン、エジヨフの諸氏以下政府首脳部及び外交團、外國新聞、通信社代表その他多數列席の下に文字通り世界の視聽を集めて開會された。

聯邦會議は午後四時からロンヤ皇帝の即位室を改造した議場に於て開會された。恆例に依り議員中最年長者たる學士會員アレキセイ・パフ氏が開會の辭を述べ役員選舉に移り、同氏の提議で滿場一致、次の役員を選出した。

▲聯邦會議議長
 黨政治局員兼黨中央委員會書記
 ア・アンドレエフ

▲同第一代理
 生物學者、非黨員議員テ・リツセンコ

▲同第二代理
 ウズベツク共和國人民委員會議長
 エス・セギズバーエフ

次いで黨政治局員ジユダノフ氏の動議による次の議事日程を確認した。

一、資格審査委員會選舉
 二、常任委員會選舉
 三、ソヴェト聯邦憲法の條項中若干の修正

全露勞働組合中央評議員會書記
 エヌ・シユヴェルニク

▲同第一代理
 バクー女學校教諭
 ア・アスラノワ女史

▲同第二代理
 白ロシア共産黨書記 ア・レヴィツキ

聯邦會議と同様の議事日程を確認、左記十一名より成る資格審査委員會を任命した。

▲民族會議資格審査委員會議長
 ヌルペイツフ

▲會員(十名) シユキリヤートフ、ニキイチン、バビヤン・マツアク、ブルミステンコ、チモシエンコ、ラチオク・ソフイヤ、クゼムバーエフ、ボスイ・クルパン、ホラワ・アカキー、フダイクロフ

次いで左の三常設委員會を任命した。

▲民族會議立法委員會(十名)
 委員長 ロシヤ共和國教育人民委員
 委員 ヌルペイツフ、ウエリベコフ、ペトルーニチエフ、ビーキナ、ネズヂメシコ、ウエデネエフ、アリ・グセイノ

フ、デカノヅフ、ペトロフ

▲民族會議豫算委員會(十三名)
 委員長 モスクワ地方執行委員會議長
 ホ フ ロ フ

委員 スホムリン、グセイノフ、フイノ、ゲノフ、コロボフ、ホシユタニヤ、イブラギーモフ、アトリエフ、ボボカロノフ、クツヤノフ、ユルダシエフ、シユピレウオイ

▲民族會議外交委員會(十名)
 委員長 ロシヤ共和國人民委員會議長
 議長 ブルガーニン

委員 レウイツキー、マルチャク、イスクンデロフ、ボスクレプアイシエフ、バビヤン、ウエルシコフ、ロゾフスキー、チモシエンコ、シユミツト

斯くて民族會議は午後十時閉會した。聯邦會議第二日は十三日午前十一時アンドレエフ議長司會の下に開會、民族會議と同様に左の三常設委員會を任命した。

▲聯邦會議立法委員會(十名)
 委員長 キエフ地方黨書記
 エフトウシエンコ

委員 ウガロフ、カガノイウイチ(ユイ) シオーロホフ、モスカートフ、ユスボ フレオノワ、シヤギル・マルダノフ、コワレフ、バクラーゼ

▲聯邦會議豫算委員會(十三名) 委員長 モスクワ市ソヴェト議長 シド ロフ

委員 ベトロフスキ、ニカノロフ、イ サエフ、クルバノフ、コワレフ、ブルデンコ、レフコンラーウオフ、ニコラーエワ、クルエフ、シウク、イスラモワ、フエセンコ

▲聯邦會議外交委員會(十一名) 委員長 黨政治局中央委員會書記 シュダーノフ

委員 フルシチヨフ、ペーリヤ、メフリ ス、スタツエウイチ、コーサレフ、ド ウインスキー、ウオルコフ、アフォン・ババエフ、マヌイルスキー、フエヂコ

聯邦會議第三日は十四日午前十一時より開會、直ちに資格審査委員會の報告を聴取した。シチエルバコフ資格審査委員長は先づ聯邦會議代議員に内部人民委員部員多数が選出されたことはソヴェト

國民がトロツキー主義者、ブハーリン主義者等人民の敵を彈壓する内務人民委員部の活動を全的に支持する證左に他ならないと強調したが、次いで聯邦會議代議員の構成につき左のごとく報告した。「聯邦會議代議員總數五百六十九名中資格審査に合格した五百四十六名につき調査した結果その社會的構成は左の如く、

農 勞働者 二四七名 一三〇名
官吏、知識勞働者 一六九名
右代議員中黨、政府機關内で經濟、軍事活動に従事する勞働者は二百一名、農民は七十九名である。更に代議員中には學士會員九名、教授六名があり、代議員中二百四十二名はソヴェト各種勳章の所有者で、「ソヴェトの英雄」の稱號を有する者十八名に上つてゐる。最後に代議員中黨員、非黨員の割合は左の如く、
黨 員 四六一名 八一%
非黨員 一〇八名 一九%
右は黨が民衆の間に權威を有し非黨員大衆と緊密に結び付いてゐる事實を證明

するものである。」
民族會議第三日は十四日午後續開、資格審査委員長ザヂク・ヌルベイソフから左の審査報告があつた。
「民族會議代議員五百七十四名は全部代議員の資格を具へてゐることが判明した。これら代議員はソヴェト聯邦全土に住む五十四民族を代表してゐるが、その民族別は左の通りである。(括弧内數字は代議員數)
ロシア人(一四六)、ウクライナ人(三四)、白ロシア人(一五)、アゼルバイジャン人(三四)、ジョルジヤ人(三三)、アルメニア人(三〇)、トルクメン人(一七)、ウズベク人(二六)、カザク人(二四)、キルギズ人(一七)、タヂク人(一六)、タタール人(一五)、ユダヤ人(一五)、ドイツ人(九)、コミ人(八)、マリ人(六)、バシユキル人(六)、ヤクート人(六)、カバルダ人(四)、チヌーヴァーシユ人(四)、カルカルバキア人(四)民族會議代議員の構成は次の通りである。

黨 員 四〇五名
非黨員 一六五名

勞働者 二一八名
農 民 二〇〇名
官吏、知識勞働者 一五六名
右代議員中、黨、政府機關内にて經濟、軍事活動に従事する勞働者農民數は左の通りである。

農 勞働者 一五二名
農 民 一〇〇名
代議員の年齢別
年齢 代議員數
二〇以下 八名
二一—三〇 一六四名
三一—四〇 二七三名
四一—五〇 一〇二名
五一—六〇 二〇名
六〇以上 七名

(註) 昨秋ソ聯領に編入せられたウクライナ共和國及び白露共和國の西部諸州より選出せられたる聯邦最高會議代議員は、聯邦會議——四三名(勞働者一九名、農民一四名、インテリゲンチヤ一〇名、うち婦人一一名)民族會議——二三名(勞働者三名、農民三名、インテリゲンチヤ六名)である。

聯邦及民族兩會議の第一回合同會議は十五日午後二時よりスターリン以下各代議員並にモスクワ外交團、新聞通信記者團參列の下にアンドレーエフ聯邦會議議長の司會で開會、劈頭中央執行委員會書記長ゴルキン氏より憲法改正に關する法案を提出し審議の結果次の如き改正案を決定した。

- 一、ソヴェト聯邦最高會議幹部會は必要に際しソヴェト聯邦の一部若くは全部に非常戒嚴令を公布する權限を有すべきこと
- 二、農産物調達局を昇格して農産物調達人民委員部とした
- 三、國立銀行總裁を人民委員の一人に加へること
- 四、内國商業貿易人民委員部を商業委員部と改稱すること

右改正案の提案に際しゴルキン書記長はその提案理由を左の如く述べ、極東情勢に對處する措置なる旨を明にした。本改正は將來極東に於ける事態の發展に鑑み幹部會に戒嚴令公布の權限を賦與する必要があるに基くものである。

なほこれは西方に關しても全く同様である。猶ほ同日席上に於て聯邦人民委員會議長モロトフ氏は海軍人民委員部の國防人民委員部よりの分離獨立に關し説明を行つたが、ソヴェトの海軍擴張計畫に言及し日伊兩國と建艦競争を行ふ用意ある旨示唆して左の如く豪語した。

日本をはじめ資本主義國家が海軍軍縮に同意しない事實並びにイタリイが地中海の制覇を企てつゝある事實を考慮すればソヴェトはその國力に相應する海軍力を保有することが極めて必要である。政府は斯る必要に應じ急速に又多量に建艦して海軍力を補強し得るやう目下着々造船所の増設を行つてゐる。

聯邦及民族兩會議の第二回合同會議は十七日午後二時民族會議議長シュヴェルニク氏司會の下に開會、先づ議員歳費支拂案を上程審議した結果モスカートフ議員案を滿場一致採擇した。議員歳費は次のごとくである。

- 一、月千ルーブルとす
- 二、但し會議閉會中は一日五十ルーブルの手當を支給す
- 三、鐵道バスを下給す
- 四、聯邦、民族兩會議議長歳費は年三十萬ルーブルとす

シユヴェルク議長は憲法第七十條に基き聯邦人民委員會議長は任務を終り辭任する旨のモロトフ人民委員會議長の聲明を讀みあげ、次いで新政府構成の審議に入つたが、ジュダーノフ代議員の動議によりモロトフに新政權の組閣を一任するに決した。

次いで最高會議幹部會員の選舉を行つた結果左の二十五名が當選した。議長には中央執行委員會議長々長カリーニン氏が當選、スターリン書記長は一會員として従來通り背後にあつて實權を握ることになつた。

- △最高會議幹部會議長 カリーニン
- △同議長代理(十一名) ホフロフ(ロシア共和國)、ペトロフスキー(ウクライナ共和國)、ナタレーウイチ(白ロシア共和國)、カスモフ(アゼルバイジャン共和國)

- 一、一九三八年度聯邦綜合國家豫算の決定
- 二、ソ聯邦、構成共和國、自治共和國裁判所構成法
- 三、聯邦最高裁判所の選出
- 四、ソ聯邦國籍法
- 五、國際條約批准及廢棄の手續に關する法律
- 六、個人農所有馬匹國稅法
- 七、農業博覽會に關する法律
- 八、聯邦最高會議幹部會法令の確認

**第一回聯邦最高會議
第三會期**

第一回聯邦最高會議第三會期は一九三九年五月二十五日よりモスクワに召集され、五月三十一日まで續行されたが、最終日たる五月三十一日の合同會議には兼攝外務人民委員モロトフの重大なる外交演説が行はれた。主要決定事項は次の通りである。

- 一、一九三九年度聯邦國家豫算確認及一九三七年度聯邦國家豫算實行報告確認
- 二、聯邦建設人民委員部設置
- 三、構成共和國自動車運輸人民委員部設置

- 國)、マハララゼ(グルジャ共和国)、バビヤン(アルメニヤ共和国)、ババーエフ(トルクメン共和国)、アフン。ババーエフ(ウズベク共和国)、シヤガダーエフ(タジク共和国、ウムルザコフ(カザフ共和国)、サリホフ(キルギズ共和国)

△幹部委員 バギロフ、ベリリヤ、ブリュッヘル、ブヂョンヌイ、ウオルコフ、ヂンムハメイトフ、ヂユダーノフ、カガノウイイチ(ユー)、コサリオフ、クルパスカヤ、マールニコフ、モスカートフニコラエウ、ペトロフスキー、シドロフ、スターリン、タフタロフ、チモシエンコ、ウガロフ、フェジコ、フルシチャコフ、イブラギエモフ、シユキリヤイトフ、ユスボフ

十七日のソヴェート最高會議の席上、聯邦會議外交委員長アンドレイ・ヂユダノフ氏が對日強硬政策を主張し政府の所信を訊したに對し人民委員會議長モロトフ氏は十九日の會議において「政府は極東國境事件に關しては従來よりも強硬な態度を以て日本に臨みソヴェートの利益を確保する積りである」と言明し、更に

- 四、聯邦最高會議幹部會法令の確認

**第一回聯邦最高會議
臨時第四會期**

聯邦最高會議臨時第四會期の召集は一九三九年八月二十五日發表せられ、八月二十五日より九月一日までモスクワに開催された。臨時第四會期の議事は次の三重要事項であつた。

- 一、農業稅法
- 二、兵役法
- 三、獨ソ不侵略條約批准

**第一回聯邦最高會議
臨時第五會期**

第一回聯邦最高會議は臨時第四會期間集後二ヶ月を経ずして再度召集せられることとなり、臨時第五會期は十月三十一日開會十一月二日閉會した。本會期の最重要目的は西ポーランド占領地區のソ聯領編入にあり、モロトフ外相は、劈頭ソ聯の對外政策に關する演説を行つた。

- 一、西ウクライナのウクライナ共和

モロトフ氏は領事館問題についても善處する旨確言し、フランスが國內に反ソ・テロ團體の存在を許してゐることを非難したヂユダーノフ氏の批判も看過し得ないと言へた。

第三回合同會議は十九日午後二時聯邦會議議長アンドレイ氏司會の下に開會ウインスキー聯邦檢察總長の留任を承認後、モロトフの詮衡した新人民委員を承認、第一回最高會議の幕を閉じた。新人民委員會議長は議長一名、副議長三名、聯邦委員會議長四名、人民委員二十二名より成り大多數は留任したが、ウクライナの探題コシオル氏、内務人民委員部次長ルイジヨフ氏等を起用し、スターリン政權は一層強化された。

**第一回聯邦最高會議
第二會期**

第一次聯邦最高會議第二會期は一九三八年八月十日よりクレムリンに於て開かれ、八月二十一日閉會したが、重要決定事項は次の通りである。

- の編入
- 二、西白露の白露共和國への編入
- 三、ソ聯邦の對外政策

**第一回聯邦最高會議
第六會期**

第一回聯邦最高會議第六會期はソ芬和平條約成立後間もない一九四〇年三月二十九日より四月四日までクレムリンに於て開催され、次の重要事項の決定が行はれた。

- 一、ソ聯邦の對外政策
- 二、新に獲得せる舊フィランド領の大部分をカレリヤ自治共和國に併合の上、同自治共和國を聯邦構成カレロフィン・ソヴェート社會主義共和國への改編
- 三、一九四〇年度大國家豫算の可決
- 四、國民所得稅法、住宅文化稅法、義務的定額保險法の制走

- 一、ソ聯對外政策に關するモロトフの報告及び決議

一九四〇年三月二十九日の聯邦、民族合同會議は聯邦人民委員會議長兼外務人民委員モロトフのソ聯政府對外政策に關する報告を聴取し、討議を行はず「政府の對外政策を是認することを決定す」との決議を行つた（モロトフの報告につきては外交の項参照）。

二、カレリヤ自治共和國の聯邦構成カレロ・フィン・ソヴェト社會主義共和國への改編

三月三十一日合同會議は右に關するジュダノフの報告を聴取し「カレリヤ自治社會主義共和國の聯邦構成カレロ・フィン・ソヴェト社會主義共和國への改編」に關する法律を採擇した。これによりソ聯憲法第十三條は改正せられ、カレロ・フィン・ソヴェト社會主義共和國を加へ、ソ聯邦は十二のソヴェト社會主義共和國より構成されることとなつた。

三、一九四〇年度國家豫算及び一九三八年度國家豫算決算

前議案に引續き三月三十一日の合同會議は一九四〇年度聯邦國家豫算及び一九三八年度國家豫算決算に關する聯邦財務人民委員ズヴェリヨフの報告を聴取し、四月一日より四月三日に亘り、聯邦會議及び民族會議は各審議を行ひ、四月三日若干の修正の後、満場一致一九四〇年度豫算を可決した。一九四〇年度聯邦國家豫算及び一九三八年度國家豫算決算は次の通りである。（單位千留）

Table with 2 columns: Category (e.g., 歳入總額, 歳出, 歳入超過) and Amount (e.g., 一八三,九四四,六三三).

四、國民所得稅法、住宅文化稅法、定額義務保險法の制定

四月四日、兩會議に於て國民所得稅法住宅文化稅法が採擇された。（國民所得稅

法の大要については財政の項参照）

五、幹部會令の確認 第一回聯邦最高會議 第七會期

第七回ソ聯邦最高會議聯邦會議は一九四〇年八月一日午後二時よりクレムリン宮に於てアンドレーエフ議長司會の下に開會開會宣言に引續ぎ、同日午後七時より聯邦、民族兩會議の合同會議を開催して、審議に入つた。第七回期に於て報告、決定を見た事項は次の如くである。 一、政府の外交政策報告（モロトフ外務人民委員） 二、モルタヴィア共和國の新設、ブコヴィナ及びベッサラビア領ホーチン、アツケルマン、イズマイル地區等のウク

ライナ共和國編入の件採擇。 三、リシアニア共和國のソ聯邦編入の件採擇。 四、ラトヴィア共和國のソ聯邦編入の件採擇。 五、エストニア共和國のソ聯邦編入の件採擇。 六、最高會議中六會期以後に於て最高會議幹部會により採擇された諸法令の確認

第一回聯邦最高會議 第八會期

ソ聯邦最高會議第八回會期は一九四一年二月二十五日から三月一日迄、聯邦會議議長アンドレーエフ、民族會議議長シユヴェルニツク各司會の下に開催され、左の事項に就き確認が與へられた。

- 一、一九四一年度國家豫算
二、コルホーズ所得稅法の確認及一九三九年九月一日附農業稅法第三、八、十九條の變更

三、第七及八會期開會中に聯邦最高會議幹部會により採擇せられたる幹部會令の審議及左の各件の確認。
イ、憲法第二三、七八、八三條の變更及増補に關する件（國家統制人民委員部の創設及び内務人民委員部の分別により七八八三條の修正を見、アツケルマン州をイズマイル州と改稱したるにより二三條の修正を見たものである）
ロ、國民兵役法中改正に關する件
ハ、人間その他幹部會令の確認
本會期に於て確認された一九四一年度國家豫算は同月中旬開催された第十八回黨會議に於て決議された國民經濟發展計畫に基いて決定されたもので、イズウェスチャ紙によれば前年に比し二一・四％の増加であると稱され、歳入二、一六二億留申約一、五六〇が取引稅及收益稅たる事、行政機關費用を二〇億減じた事、狹義の國防費が歳入の三分の一に相當する額に上る事が注目される。

- 一、一九四一年度國家豫算（單位千留）

Table with 2 columns: Category (e.g., 歳入, 歳出, 取引稅, 利益積立) and Amount (e.g., 二六,八四〇,三三四).

一九三九年末人事異動

任聯邦農業人民委員代理
 チューエンコフ(エヌ・ヴエー)
 下同右
 スクヴォルツォフ(アー・イエー)
 任聯邦商業人民委員代理
 コヴァリヨフ(ゲー・ヴエー)
 任聯邦交通人民委員代理
 ブーシユキン(ゲー・エム)
 任駐スロヴァキア・ソ聯大使
 パブキン(イー・アー)
 任聯邦外國貿易人民委員代理
 カガノヴィツチ(エリ・エム)
 任聯邦石油工業人民委員

一九四〇年度人事異動

一月

カガノヴィツチ(エリ・エム)

免聯邦石油工業人民委員

クズネツォフ(ヴエー・ヴエー)

任聯邦人民委員會議附屬國家計畫委員會議長代理

スムシユケーウイツチ(ヤー・ウエー)

任二等軍大將

ザボロジエツ(アー・イー)

任二等軍政治委員

ゾーフト(イー・エス)

任芬蘭駐在・ソ聯公使

デエレウヤンスキイ(ウエー・カー)

任ラトヴィア駐在・ソ聯公使

スコルニャコフ(エヌ・イエー)

任聯邦漁業人民委員代理

フエドートフ(ゲー・デー)

任聯邦中機械製作人民委員代理

ローゴフ(エフ・アー)

任聯邦農業人民委員代理

ブルガーニン(エヌ・アー)

任聯邦人民委員會議附屬冶金及化學會議議長

免聯邦國立銀行總裁

免聯邦國立銀行總裁

ムーヒン(エム・アー)

任聯邦農業人民委員代理

ヤーコウレフ(アー・ニス)

任聯邦通信人民委員

ウオローニン(ペー・アー)

免露西亞共和國最高會議幹部會書記

カガノヴィツチ(エム・エム)

任聯邦航空工業人民委員代理

シヤフリリン(アー・イー)

免聯邦航空工業人民委員

ユーヂン(ペー・アー)

任聯邦外務人民委員第一代理

ソコロフ(カー・エム)

任露西亞共和國教育人民委員

コマロフスキイ(アー・エム)

免露西亞共和國教育人民委員

コズロフ(エム・エス)

任二等海軍大將

スハウオリスキイ(エム・エリ)

任全聯邦對外文化聯絡協會會長

任聯邦建設人民委員代理

コズロフ(エム・エス)

任聯邦調達人民委員

任聯邦建設人民委員代理

スハウオリスキイ(エム・エリ)

任二等軍大將

クルマシヨフ(イー・ウエー)

任聯邦發電所人民委員

バイバコフ(エヌ・カー)

任聯邦電氣工業人民委員

任聯邦石油工業人民委員代理

レトコフ(アー・イー)

任聯邦石油工業人民委員代理

ボガトウイリヨフ(ウエー・ウエー)

任聯邦電氣工業人民委員

任聯邦國立銀行總裁第一代理

ウオズネセンスキイ(エヌ・アー)

任聯邦保健人民委員代理

任聯邦人民委員會議附屬國防工業會議議長

マールイシエフ(ウエー・アー)

免聯邦林業人民委員

任聯邦人民委員會議々長代理兼聯邦人民委員會議附屬機械製作會議々長

チエボタリヨフ(エヌ・エヌ)

任聯邦林業人民委員

免聯邦重機械製作人民委員

コスイギン(アー・エヌ)

任聯邦セルロース・製紙工業人民委員

任聯邦人民委員會議々長代理兼聯邦人民委員會議附屬一般消費財會議々長

サルトウイコフ(エム・イー)

任聯邦林業人民委員第一代理

免聯邦纖維工業人民委員

ボドゴールヌイ(エヌ・ウエー)

任聯邦食品工業人民委員代理

任聯邦纖維工業人民委員

アキーモフ(イー・エヌ)

任聯邦食料品工業人民委員代理

任聯邦人民委員會議々長代理兼聯邦人民委員會議附屬燃料及電氣事業會議々長

ペルウーヒン(エム・ゲー)

任聯邦セルロース・製紙工業人民委員第一代理

免聯邦發電所及電氣工業人民委員

エフレーモフ(アー・イー)

任聯邦通信人民委員代理

任聯邦重機械製作人民委員

ボボフ(エル・アー)

任聯邦通信人民委員代理

委員會議附屬燃料及電氣事業會議々長

アセーエフ(ペー・ペー)

任聯邦發電所及電氣工業人民委員

免聯邦發電所及電氣工業人民委員

オメリチエンコ(ゲー・アー)

任聯邦重機械製作人民委員

ノソノウイツチ(エヌ・デー)

クズネツオフ(ウエー・ウエー)

任聯邦人民委員會議々長代理兼同會議附屬國防委員會議長

任聯邦通信人民委員部參與會員

マケーエフ(ペー・エヌ)

任聯邦國防人民委員

任聯邦發電所人民委員第一代理

アントローボフ(ペー・ヤー)

免キエフ特別軍管區司令官

任聯邦發電所人民委員代理

ゼルノフ(ペー・エム)

任聯邦元帥

五 月

アコーボフ(エス・アー)

ゴレムイキン(ペー・エヌ)

セルヂユコフ(エム・ペー)

任聯邦重機械製作人民委員第一代理

レーピシ(アー・カー)

スモリヤニツキ(ペー・ズイー)

任聯邦重機械製作人民委員代理

ウエヂエニエエフ(ペー・イエー)

スミルノフ(エス・イー)

任聯邦發電所人民委員代理及同人民委員部參與會員

カルタシヨフ(カー・カー)

任聯邦セルローズ・製紙工業人民委員代理

プ リ リ(ウエー・エス)

マリヤーウイン(ゲイ・アー)

免聯邦黑色冶金人民委員

ウエトロフ(アー・アー)

ゼレノフスキ(アー・エフ)

テウオシヤン(イー・デー)

任聯邦重機械製作人民委員代理

シウオラツプ(イー・カー)

免聯邦造船工業人民委員

ノウイコフ(ウエー・エフ)

ウオロシロフ(カー・イエー)

任聯邦造船工業人民委員

免聯邦彈藥人民委員代理

ウオロシロフ(カー・イエー)

免聯邦國防人民委員

任聯邦財務人民委員代理及參與會員

クラフツエフ(ゲイ・ゲイ)

任聯邦石油工業人民委員部參與會員

トルドフ(テー・エフ)

セーヂシ(イー・カー)

免 同 上

ロプホフ(イー・イー)

イシユコフ(アー・アー)

任聯邦石油工業人民委員

任聯邦林業人民委員代理

ウオフク(アー・ゲイ)

任軍大將

任聯邦商業人民委員代理及參與會員

コーガン(ユー・エス)

免 同 上

任聯邦重機械製作人民委員部參與會員

ゴーリシ(アー・エフ)

任陸軍大將

カルムイコフ(エヌ・エヌ)

メルクローフ(エフ・アー)

任戰車兵大將

任聯邦化學工業人民委員代理

コーガン(ユー・エス)

免 同 上

任聯邦黑色冶金人民委員代理

エフストライトフ(エム・イエー)

任砲兵大將

任聯邦交通人民委員代理

バサーウイン(イー・アー)

任海軍大將

任聯邦人民委員會議附屬機械製作會議委員

レーヂキン(アー・エム)

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

員

免聯邦彈藥人民委員代理

免聯邦電氣工業人民委員代理及參與會員

任聯邦國防人民委員

任聯邦財務人民委員代理及參與會員

任聯邦人民委員會議附屬機械製作會議委員

任聯邦石油工業人民委員部參與會員

トルドフ(テー・エフ)

任聯邦石油工業人民委員

免 同 上

ロプホフ(イー・イー)

イシユコフ(アー・アー)

任聯邦漁業人民委員

任聯邦林業人民委員代理

ウオフク(アー・ゲイ)

任軍大將

任聯邦商業人民委員代理及參與會員

コーガン(ユー・エス)

免 同 上

任聯邦重機械製作人民委員部參與會員

ゴーリシ(アー・エフ)

任陸軍大將

カルムイコフ(エヌ・エヌ)

メルクローフ(エフ・アー)

任戰車兵大將

任聯邦化學工業人民委員代理

コーガン(ユー・エス)

免 同 上

任聯邦黑色冶金人民委員代理

エフストライトフ(エム・イエー)

任砲兵大將

任聯邦交通人民委員代理

バサーウイン(イー・アー)

任海軍大將

任聯邦人民委員會議附屬機械製作會議委員

レーヂキン(アー・エム)

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

免 同 上

任聯邦有色冶金人民委員第一代理
 アセーエフ(ペー・ペー)
 免聯邦通信人民委員部參與會員
 ゼイデン(イエー・エリ)
 任聯邦司法人民委員代理
 パーブシュキン(アー・ウエー)
 任聯邦人民委員會附屬全聯邦體育及
 スポーツ委員會議長代理(人事部)
 パ ノ フ(アー・デー)
 任聯邦石炭工業人民委員部參與會員
 ゴーレ フ(ヤー・イー)
 任聯邦財務人民委員代理
 免聯邦農業銀行支配人
 ブイチェコフ(ウエー・エス)
 任聯邦黑色冶金人民委員代理
 スミルノフ(アー・イー)
 免聯邦商業人民委員第一代理及參與會員
 ラフマーニン(ウエー・イー)
 任聯邦河川船舶人民委員代理及參與會員
 ラウレンチエフ(アー・イー)
 免ブルガリヤ駐在、ソ聯大使
 任ルーマニア駐在、ソ聯大使

七 月

任聯邦石炭工業人民委員代理
 ネステエレンコ(ペー・ゲー)
 任聯邦石油工業人民委員第一代理
 バイバコフ(エヌ・カー)
 免聯邦有色冶金人民委員
 サセワールロフ(アー・イー)
 任聯邦有色冶金人民委員
 ロ マ コ(ペー・エフ)
 任聯邦漁業人民委員代理(人事部)及參與
 會員
 セーニ(エヌ・テー)
 任聯邦海洋船舶人民委員第一代理
 ペトロフ(エム・カー)
 任聯邦海洋船舶人民委員代理
 キリチエンコ(アー・イー)
 任聯邦石油工業人民委員代理
 コルミリーツイン(エム・イー)
 任聯邦有色冶金人民委員代理
 シヤルノフ(エヌ・エム)
 免ブルガリヤ駐在、ソ聯大使
 任ルーマニア駐在、ソ聯大使
 免聯邦通信人民委員代理及參與會員
 カリヌシュキン(カー・ペー)

八 月

任聯邦通信人民委員代理參與會員
 コニエホフ(アー・アー)
 ニエガーノフ(アー・エス)
 クドリ(エフ・エフ)
 任露西亞共和國檢事代理
 クラスノゴルスキイ(エム・アー)
 任聯邦司法人民委員參與會員
 プロートニコフ(ウエー・アー)
 任ユーゴスラヴィア駐在、ソ聯公使
 シユネイデル(エム・アー)
 ターシエフ(エス・イー)
 ドミートリエフ(ヤー・ペー)
 免聯邦司法人民委員部參與會員
 ロズベン(イー・エフ)
 任聯邦化學工業人民委員代理及參與會員
 ブヂョンヌイ(エス・エム)
 免モスクワ軍管區司令官
 任國防人民委員第一代理
 シヤボンニニコフ(ペー・エム)
 免赤軍參謀長任國防人民委員代理
 シヤレワコフ(カー・アー)

任赤軍參謀長
 ニキーチン(ウエー・ペー)
 任ゴスプラン科學技術鑑定協議會議長
 キルビーチニコフ(ペー・イー)
 任國家計畫委員會代理兼委員
 カリヤギン(イー・デー)
 任石油工業人民委員部參與會員
 レーヴィン(イー・アー)
 任建設人民委員部參與會員
 サフロノフ(アー・エム)
 任聯邦財貨人民委員參與會員
 ガニリチエンコ(ヤー・ヤー)
 任聯邦人民委員會附屬地質專業委員參
 與會副議長(人事係)
 シチエーロフ(イー・ウエー)
 ルキヤーノフ(イー・イー)
 免通信人民委員部參與會員
 クレトフ(エス・エム)
 任聯邦建設材料工業人民委員代理兼參與
 會員
 ボレイコ(ウエー・イー)
 免露西亞共和國自動車運輸人民委員
 パーノフ(アー・デー)

九 月

免石炭工業人民委員部參與會員
 任聯邦人民委員會附屬國家計畫委員會
 議長代理
 レソヴィコフ(イー・アー)
 任海運人民委員代理
 リヤブチコフ(ウエー・ペー)
 任聯邦人民委員會附屬北氷洋航路本部
 長代理並參與會員
 ズブロードフ(アー・アー)
 任聯邦漁業人民委員部參與會員、露西
 亞共和國漁業人民委員
 フレゼロフ(ゲー・エル)
 任聯邦人民委員會附屬製作會議委員
 オブーホフ(アー・カー)
 任聯邦漁業人民委員部參與會員
 メフリ(エル・ゼー)
 任聯邦國家統制人民委員兼聯邦人民委員
 會議議長代理
 ヴイシンスキー(アー・ヤー)
 任外務人民委員第一代理
 バムスイーロフ(カー・テー)

任露西亞共和國人民委員會議長代理
 マカロフ(ウエー・イー)
 免露西亞共和國建設資材工業人民委員
 任露西亞共和國公共事業人民委員
 グヴォズダリヨフ(イー・ペー)
 任露西亞共和國輕工業人民委員
 シェヴァルデン(アー・エス)
 任石炭工業人民委員部參與會員
 ボンダレンコ(アー・ペー)
 免石炭工業人民委員部參與會員
 マスレンニコフ(エム・エス)
 免石油工業人民委員部參與會員兼人民
 委員會議長代理(職務不適任ナルニヨ
 ル)
 パーノフ(アー・デー)
 任聯邦人民委員會附屬燃料及電氣事業
 會議委員
 テレンチエフ(アー・ウエー)
 免駐土大使
 ヴイノグラードフ(エス・アー)

任駐土大使
プストヴァロフ
任調達人民委員部參與會委員

十 月

リハチヨフ(イー・アー)
免中機械製作人民委員(職務不忠實、指
令違反ニヨル)
ペルインエフ(ヴェー・アー)
兼任中機械製作人民委員
アコボス(エス・アー)
免重機械製作人民委員代理
任中機械製作人民委員第一代理
レズニコス(エス・イー)
任製鐵人民委員部參與會委員
ボボフ(ヴェー・エフ)
イヴァノフスキー(ゲー・イー)
マフニエフ(ヴェー・アー)
ノヴィコフ(アー・エス)
任聯邦國家統制人民委員代理
モスカトフ(ペー・ゲー)
セレンコ(ゲー・イー)
任勞働豫備軍總管理局局長

レミゾフ(ヤー・デー)
プロコフイエフ(ヴェー・ヴェー)
サルトウイユフ(デー・イー)
チユヂノフスキー(アー・ゼー)
モイセーエフ(ペー・アー)
任勞働豫備軍總管理局參與會委員
バルバチヤン(ヤー・イー)
任石炭工業人民委員部參與會委員
ベロウソフ(エム・ヤー)
任交通人民委員代理兼參與會委員
バサヴィン(イー・アー)
任聯邦司法人民委員第一代理
クズネツォフ(アー・ヤー)
兼任人民委員部參與會委員
エリセエフ(ヴェー・イー)
免中機械製作人民委員代理兼參與會委員
ボロンスキー(カー・アー)
任聯邦人民委員會議附屬映畫事業委員會
委員
タライソフ(ヴェー・エム)
任聯邦建設材料工業人民委員代理兼參與
會委員

十 一 月

リヤーシン(アー・ペー)
任聯邦人民委員會議附屬高等學校事業委
員會議長代理
サウチン(イー・ヴェー)
免聯邦ゴスプラン國民經濟統計中央管理
局長兼聯邦ゴスプラン議長代理
スタロフスキー(ヴェー・エヌ)
任聯邦ゴスプラン國民經濟統計管理局長
バラシ(エヌ・アー)
任聯邦保健人民委員部參與會委員
チシエンコ(イー・ペー)
免聯邦商業人民委員部參與會委員
モーシン(アー・イー)
ブウロフ(アー・エヌ)
任聯邦人民委員會議附屬全聯邦規格委員
會議長代理
マカロフ(ヴェー・イエー)
メリニコフ(エリ・ゲー)
クズネツォフ(エフ・ユフ)
任聯邦國家體制人民委員代理

任外國貿易人民委員代理
レイベヂエフ(イー・エム)
クーシヤロフ(ヴェー・イー)
免同
パチエンコフ(カー・イー)
任石炭工業人民委員代理
チャダーエフ(ヤー・イユイ)
任聯邦人民委員會議事務局局長
フロモス(エム・ヅー)
免同
コシヤチエンコ(ゲー・ペー)
任聯邦人民委員會議附屬國家計畫委員會
議長代理
ヤシエチキン(エフ・ヴェー)
任聯邦國家體制委員代理兼參與會委員
デカノゾフ(ヴェー・ゲー)
任駐獨ソ聯大使
シユクヴァルツエフ(アー・アー)
免駐獨ソ聯大使

十 二 月

者長代理(人間)兼同參與會委員
ゼルノフ(ペー・エマ)
任聯邦人民委員會議附屬規格委員會議長
エミリヤーノフ(ヴェー・エス)
任同第一代理
カサートキン(アー・ゲー)
ブーロフ(アー・エヌ)
任同代理
サブーロフ(エム・ゼー)
任聯邦人民委員會議附屬國家計畫委員會
議長第一代理
リユートブ(エフ・イー)
免化學人民委員代理(人事)(職務不遂行
ニヨル)
ジエレズニヤーコフ(エヌ・エス)
任化學工業人民委員代理
ヤーノフ(アー・ゲー)
任聯邦輕工業人民委員部參與會委員
マトヴェエフ(エス・アー)
任軍需品人民委員代理
パトシ(イエ・オー)
任聯邦人民委員會議附屬機械製作會議委
員

ミハーリン(アー・イー)
免聯邦ソフホーズ人民委員代理(職務不
遂行ニヨル)
ヴォズヤコフ(アー・アー)
免聯邦國立銀行總裁代理
ドリニコフ(イー・エム)
免電氣工業人民委員部參與會委員
ペトロスヤンツ(アー・エム)
任重機械製作人民委員代理
一九四一年人事異動
一 月
ミレンカ(エス・ゲー)
任聯邦人民委員會議附屬測量學及製圖學
總管理局局長代理兼同管理局參與會委員
レーヂキン(アー・エム)
任聯邦人民委員會議附屬國防工業會議委
員
免造船人民委員第一代理兼同人民委員部
參與會委員
スメターニン(エヌ・エス)
免輕工業人民委員代理

カラゴデン(エマ・イー) 任聯邦農業人民委員代理(財制)兼人民委員部參與會員
 免聯邦農業銀行總裁代理
 コスチエンコ(デー・ゲー) 任聯邦輕工業人民委員代理兼同人民委員部參與會員
 クズイミヌイ(イー・アー) 任聯邦肉類及乳製品工業人民委員第一代理
 ゴリユノフ(エス・ヴェー) 任聯邦人民委員會議附屬第質事業委員會議長代理
 クルシヨーフ(アー・エス) 任露西亞共和國自動車運輸人民委員
 ペクシエフ(アー・アー) 任露西亞共和國國家統制人民委員
 サマーリン(アー・ヴェー) 任造船人民委員代理兼同人民委員部參與會員
 フォルトウシエンコ(アー・デー) 任通信人民委員代理兼同人民委員部參與會員
 コムズイン(イー・ヴェー) 任聯邦重機械製作人民委員代理建設
 ウリユービン(エフ・アー) 任聯邦財務人民委員代理兼同人民委員部參與會員
 ボボフ(エヌ・イー) 免聯邦林業人民委員部參與會員
 メレツコフ(カー・アー) 免赤軍參謀總長任國防人民委員代理
 ジユークフ(ゲー・カー) 任赤軍參謀總長兼國防人民委員代理
 ベーリリヤ(エリ・ペー) 任聯邦內務人民委員兼聯邦人民委員會議長代理
 メルクロフ(ヴェー・エヌ) 任聯邦國家保安人民委員
 ニエフエドフ(エス・エフ) 任建設人民委員代理
 オメリチエンコ(ゲー・アー) 任通信人民委員代理
 チユーピン(エフ・イー) 任露西亞共和國國家統制人民委員
 ジユークフ(イー・ヴェー) 任露西亞共和國國家統制人民委員代理
 免露西亞共和國人民委員會議附屬經濟會議書記
 フアデーエフ(イー・イー) 任露西亞共和國國家統制人民委員代理
 プローニン(エヌ・イー) 任聯邦食糧工業人民委員第一代理
 デエメンチエフ(ペー・ヴェー) 任航空工業人民委員第一代理
 アバナセンコ(イー・エル) 任上級大將
 バーヴロフ(デー・ゲー) 任大將
 キルボノス(エム・ペー) 任砲兵大尉
 クズネツォーフ(エフ・イー) 任砲兵大尉
 チエルグイチエンコ(ヤイ・デー) 任砲兵大尉
 ヤーコヴレフ(エヌ・デー) 任砲兵大尉

二 月

三 月

ムラヴィヨフ(エフ・デー)

任聯邦輕工業人民委員第一代理
 クーチユモフ(ペー・エス) 任中機械製造人民委員部參與會員
 ガンチエフ(デー・エヌ) 任調達人民委員部參與會員
 ミリシテイン(エス・エル) 任聯邦林業人民委員第一代理
 ゴレムイキン(ペー・エヌ) 任軍需品人民委員
 セルゲーエフ(イー・ペー) 免軍需品人民委員
 ヴオズネセンスキー(エヌ・アー) 任聯邦人民委員會議第一代理(經濟會議擔當)
 免聯邦ゴスプラン議長
 サブーロフ(エム・ゼー) 任聯邦ゴスプラン議長兼聯邦人民委員會議長代理
 ルイチヤゴフ(ペー・ヴェー) 任國防人民委員代理
 ザボロージェツ(アー・イー) 免聯邦人民委員會議附屬金屬及化學會議
 アントロポフ(ペー・ヤイ) 任非鐵金屬工業人民委員第一代理兼參與會員
 ボゴモロフ(アー・イー) 任駐佛大使
 ヴイシー駐在代理大使
 サハロフ(エル・エム) 任聯邦農務人民委員代理
 ボリソフ(エヌ・アー) 任聯邦內務人民委員代理
 ラヴリシチエフ(アー・エヌ) 任聯邦石油工業人民委員代理兼同參與會員
 デクチャリ(エム・ヴェー) 任聯邦農務人民委員代理
 スタロフスキー(ヴェー・エヌ) 任聯邦護謨工業人民委員代理
 ニキーチン(ヴェー・ペー) 任聯邦農務人民委員代理
 サフラニヤン(エル・ペー) 任聯邦農務人民委員代理
 メニシコフ(イー・ペー) 任聯邦人民委員會議附屬移住管理部長
 スチコフ(アー・イェー) 任赤軍軍檢事長
 イニコフ(エム・ゲー) 任芬蘭駐劄外交代表
 チエクルイジエフ 任芬蘭駐劄外交代表
 ノソフ(ヴェー・イー) 任芬蘭駐劄外交代表
 オルロフ(ペー・デー) 任芬蘭駐劄外交代表
 ラザレフ(デー・アー)

四 月

任露西亞共和國人民委員會議長代理

ジリツオフ(エヌ・ヴェー)

任露西亞共和國農業人民委員

スミリヤーエフ(ヴェー・ペー)

任露西亞共和國地方工業人民委員

ゴーレフ(ヤー・イー)

任聯邦財務人民委員第一代理

ステーパーノフ(エス・アー)

任重機械製作人民委員第一代理

ロヴィンスキー(エル・ヤー)

任イズウエスチヤ紙編輯

五 月

任聯邦人民委員會議長

スターリン(イー・ヴェー)

免聯邦人民委員會議長兼職

モロトフ(ヴェー・エム)

任聯邦人民委員會代理兼職

フレーゼロフ(ゲー・エル)

任軍需局人民委員代理

ガリーモフ(カー・エス)

任軍需品人民委員代理(建設)

ヴォードニエフ(ゲー・ゲー)

任製鐵人民委員代理

ニエミツツ(アー・ヴェー)

任海軍中將

オクチャープリスキ(エフ・エス)

任海軍少將

アパーニキン(ペー・エス)

任聯邦工作機械製作人民委員

ヴドヴィチエンコ(デー・デー)

免聯邦重機械製作人民委員

ゲオルギアヂ(イー・アー)

任聯邦重機械製作人民委員

エリセーエフ(イー・デー)

任駐イランソ聯大使

ズイコフ(エヌ・イー)

任國家防衛委員會議長

ペトロフスキー(ヴェー・アー)

任國家防衛委員會副議長

ラミシヴィリ(エス・エス)

任國家防衛委員會委員

ロガーチエフ(デー・デー)

任沿岸防備少將

ブラゴヴェシチエンスキー

カヴリーコフ(ペー・エス)

レトベヂエフ(アー・エス)

法

制

概 觀

ソヴェト聯邦に於ては、他の諸國に於ける如く、法律と命令との原則的區別は存しない。けだし法律と命令との原則的區別は權力分立の思想に立脚せるものであり、こゝに於ては法律は立法機關のみによつて制定され、行政上の命令は法律の範圍内に於てのみ公布さるべきものとされるのである。しかるにソ聯邦に於ては所謂三權は形式上からも統一されてゐる。しかし近來法制は新憲法の制定と共に漸次整備されつゝあることが認められる。

從來ソ聯邦に於ける全聯邦的意義を有する法規は聯邦ソヴェト大會の決議(レゾリュエーツィヤ)及び決定(ポスタノヴレーニエ)にして、中央執行委員會

同幹部會、聯邦人民委員會及労働國防會議の立法事項は決定(ポスタノヴレーニエ)命令的性質を有する法規は命令(ラスボリヤジエーニエ)と稱せられて來たのであるが、新憲法發布に伴ふ諸機關改廢の結果、一九三八年以降、法令公布の形式も變更せられ、次の通りになつた。

(一) 最高會議の立法事項は法律(ザイコン)と稱し、公報(ウエドモスチ)を以て公布する。

(二) 人民委員會、同附屬經濟會議の規定事項は決定(ポスタノヴレーニエ)と稱し、ソ聯邦政府發行決定及命令集を以て公布する。

尙ソヴェト法理論の變遷についてはパンユカニス、クルイレンコの法理學理論は共に批判されて、現在は前檢事總長

任主計少將

六 月

エフレモフ(アー・イー)

任聯邦工作機械製作人民委員

カザコフ(エヌ・エス)

免聯邦重機械製作人民委員

カザコフ(エヌ・エス)

任聯邦重機械製作人民委員

スミルノフ(アー・アー)

任駐イランソ聯大使

ファイリモノフ(エム・イエー)

免駐イランソ聯大使

スターリン(イー・ヴェー)

任國家防衛委員會議長

モロトフ(ヴェー・エム)

任國家防衛委員會副議長

ヴォロシロフ(カー・イエー)

任國家防衛委員會委員

マールニコフ(ゲー・エム)

ベリヤ(エル・ペー)

ウイシンスキーを中心とするスターリンに忠實なる理論によつて完全に固められてゐる。

ソ聯邦に於ける法の定義はウイシンスキーによれば、次の如くである。

「法とは勤勞者の權力により立法手續に於て定められ、その意志即ち社會主義社會の保護、強化、發展及び共產主義社會建設のために共產黨を首腦とする全ソヴェト人民の意志を表現する行動の規範である」

憲 法

スターリン憲法

一國社會主義の建設を目指して幕進して來つたソ聯邦に於ける最近の最も重要な事件は、一九三六年十二月のソ聯新憲法の發布である。「スターリン憲法」と呼ばれるこの新憲法の制定に取掛つたのは既に一九三五年七月のことであつた。

爾來スターリン起草委員會議長とし

て案を練ること約一年、一九三六年六月その草案が發表されて一應「一般討論に移す」形式をとり、五ヶ月間これに對する一般大衆の反響や、意見を確かめた後、同年十一月召集の臨時ソヴェイト大會にこれを上程、確認を得て、こゝにスターリン憲法はその法的效力を發生することとなつたのである。それが實際の運用を見るに至つたのは、同憲法において新に制定された國家最高立法機關としての聯邦會議と民族會議とが一九三六年十二月十二日の總選舉を経て前記のごとく翌一九三七年一月第一回大會を開催したときである。

いま舊憲法（レーニン憲法）から新憲法（スターリン憲法）發布に至る經過を次ぎに述べてみる。

憲法改正問題

ソ聯邦憲法はその性質上プロレタリアト獨裁の基本制度を反映法文化せるものであるとなし、その變遷と共に變更改正されるべきものであり、從來の所謂「レーニン憲法」は一九二二—二八年の新經

濟政策（ネツプ）時代の制度及原則を規定せるものとして、

(一) 世界革命主義

(二) 階級的特權の擁護

(三) 專制的統治組織の採用

の三原則を特徴としてゐたが、その後、第一次及第二次五ヶ年計畫時代の進展、政治經濟機構の變遷は、トロツキーの永續革命論の敗退とスターリンの一國社會主義論の勝利に伴ひ、舊憲法改正問題は一九三五年二月の共產黨中央委員會總會に於て提案され、人民委員會議長モロトフは聯邦ソヴェイト大會に於て改正問題に關する大要左の如き報告を行つた。

- 一、差別的選舉を平等選舉に、間接選舉を直接選舉に、公開投票を秘密投票に變更し選舉制度を民主化すること
- 二、社會主義財產の鞏化に伴ひ憲法の社會的經濟的基礎を精密化すること
- 三、改正條文起草に關する憲法委員會の選舉を聯邦中央執行委員會に提議すること
- 四、ソヴェイト機關の最近の總選舉を新選舉制度に基いて行ふこと

斯くして、二月七日附聯邦中央執行委

- フスキー(中央執行委員會議長)、ラデツク(外交評論家)、ラヒムバエフ(中央執行委員會議長)、スターツワ女史(モツブル中央委員長)、スリーモフ(露西亞共和國人民委員會議長)、ウンシユリフト(前非軍事航空隊長官)、ホツツヤエフ(中央執行委員會議長)、チエルニヤコフ(中央執行委員會議長)、チューパー(人民委員會議長々長代理)

憲法準備委員會

憲法委員會は一九三五年七月七日スターリン司會の下に第一回總會を開催、左の如く準備委員會及責任者を選出、ソ聯邦史上に劃期的意義を有する憲法改正に着手した。

- △準備委員會
- 一、一般問題 スターリン
- 二、經濟 モロトフ
- 三、財政 チューバリ
- 四、法律 プハーリン
- 五、選舉制度 ラデツク
- 六、裁判機關 ウィンスキー
- 七、中央及地方權力機關 アクシロフ

新憲法草案の發表並に確認

一九三六年六月十一日附決定を以て中央執行委員會は十一月二十五日に臨時ソヴェイト大會を召集、草案審議の後スターリン黨書記長は十二月五日の報告に於て修正事項は全四十三項のうち大部分は字句の修正變改に止まり實質的變更をみたのは左記七項なる旨を報告した。

- 一、原案第八八條ホルホズの土地利用に付無制限とあるを無償且無期限とす
- 二、第十條國民の私有財産とあるを私有財産と明定し且右權利の相續を認む
- 三、第三十五條 民族會議議員の割當を聯邦構成共和國各二十五、自治共和國各十、自治州各五とし新たに特別民族區より各一名の代表を出すこととす
- 四、第四十條 聯邦の公布は各聯邦構成共

員會決定を以て憲法改正のため憲法委員會を選出したが、其の構成は三十一名、左の如きソ聯邦共產黨及政府の巨頭を網羅してゐる。

△委員長 スターリン(共產黨書記長)

- △委員 アイタコフ(中央執行委員會議長)
- アクシロフ(中央執行委員會書記長)、プーノフ(露西亞共和國教育人民委員)プハーリン(イズヴェスチヤ紙編輯長)、ウオロシロフ(聯邦國防人民委員)、ウイシンスキー(檢事總長)、ゴロデード(中央執行委員會幹部會員)、エヌキーゼ(當時ソ聯邦中央執行委員會幹部會員)エルバノフ(中央執行委員會幹部會員候補)、ツユダノフ(共產黨組織局員)、イクラーモフ(中央執行委員會幹部會員候補)、カガノヴィツチ(エル)交通人民委員、カリーニン(中央執行委員會議長)、クラシコフ(元檢事總長)、クルイレンコ(露西亞共和國司法人民委員)、リトヴィノフ(外務人民委員)、リュプチェンコ(中央執行委員會幹部會員)、メフリス(共產黨中央委員候補)、ミコヤン(食料品工業人民委員)、モロトフ(人民委員會議長々長)、ムサベコフ(中央執行委員會議長)、ベトロ

- 八、國民教育 ヴユダノフ
- 九、勞働 カガノヴィチ
- 十、國防 ウオロシロフ
- 十一、外交 リトヴィノフ
- 十二、各委員會議長より成る編纂準備委員會 スターリン

尙、同日ソヴェイト大會は左の如き決定を發表した。

- 一、大會編纂委員會の提出せるソ聯邦憲法草案を確認す
- 二、新憲法に基き選舉法規を制定し且聯邦最高會議選舉の期日を確定することを中央執行委員會に委任す
- 三、十二月五日を以て新憲法採擇記念の國祭日とす

新憲法の特徴

スターリン新憲法全百四十六條の特徴は舊憲法の世界革命主義に對し一國社會主義を表明したこと、階級的對立の容認

に對し對立無きプロレタリアート國家としたこと、專制主義的統治組織に對して實質的には兎に角表面的には民主主義的組織に移行せることを基本原則としてゐるが、十二月五日の大會に於るスターリンの報告演説せるところを要約すれば左の六點に歸結する。

- 一、過去の成果の記録 新憲法は一九二四年から三六年迄の間に存在し、達成し且獲得した成果を記録し法制化した。
- 二、社會主義の基礎 新憲法は資本主義諸國の憲法と異り社會主義的諸原則を反映し、法制化した。
- 三、勤勞階級の制覇 勞働者農民の友好的關係を前提とする新憲法は「獨裁權」が勞働者階級に屬すべきことを規定してゐる。
- 四、全民族の平等 新憲法は一切の民族種族が平等であり、人種上言語上の差異、文化的水準、國家的發展の差異に關せず平等の權利を享受し得ることを法制化した。

- 五、民主主義の徹底 新憲法は男女間、定住者と不定住者間、無産者と有産者間、教育者と無教育者間に權利の差異を認めない。
- 六、平等權の保障 新憲法は市民の形式的權利を記録するにとどまらず、言論、集會、結社の權利保障並に其行使方法を重視しこれを法制化した。

ソヴェート大會と中央執行委員會

新憲法による聯邦最高機關たる最高會議と最高會議幹部會選舉後に廢止されたものに聯邦ソヴェート大會と聯邦中央執行委員會がある。

- 【聯邦ソヴェート大會】ソヴェート社會主義共和國の最高機關で同大會代表は左の如き規定により選舉されてゐた。
- 一、選舉人二萬五千人に對し一人の割合を以て選出する都市及近郊居住地ソヴェートの代表者
- 二、選舉人十二萬五千人に對し一人の割合を以て選出する農村ソヴェートの代表者

聯邦ソヴェート大會に出席せしむべき代表者は州ソヴェート大會に於て選舉し州を有しない共和國では當該共和國ソヴェート大會に於て直接代表者を選舉することになつてゐた。通常聯邦ソヴェート大會は二年に一回聯邦中央執行委員會に於て召集することになつてをり、臨時ソヴェート大會は聯邦中央執行委員會の發意によるか、又は聯邦會議、民族會議若は聯邦一共和國の要求する場合、中央執行委員會に於て之を召集し得ることになつてゐた。

- ソヴェート大會はスターリン新憲法を採擇した第八回全ソ臨時大會を以て最後となつたが、開催年度別にみると左の通りである。
- 第一回大會一九一七年六月十六日(レニングラード)。
- 第二回大會一九一七年十一月六日(レニングラード)。
- 第三回大會一九一八年一月二十三—三十一日(レニングラード)。
- 第四回臨時大會一九一八年三月十五—十七日(モスクワ)。

ソ聯邦新憲法(全文)

ソヴェート社會主義共和國聯邦臨時

- 第八回ソヴェート大會決定
- ソヴェート社會主義共和國聯邦憲法(根本法)の確認に關する件
- ソヴェート社會主義共和國聯邦臨時第八回ソヴェート大會は左記を決定す。大會の編纂委員會によりて提出せられたる編纂に基くソヴェート社會主義共和國聯邦憲法(根本法)を確認す。

大會幹部會

モスクワ、クレムリン
一九三六年十二月五日

ソヴェート社會主義共和國聯邦

憲法

第一章 社會機構

第一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦(以下ソ聯邦と略す)は勞働者及農民の社會主義國家なり

第二條 ソ聯邦の政治的基礎は地主及資

本家權力の顛覆及プロレタリアート獨裁獲得の結果、成長鞏化する勞働者代表議員ソヴェート之を構成す

第三條 ソ聯邦の全權力は勤勞者代表議員ソヴェートによりて代表せらるる都市及農村の勤勞者に屬す

第四條 ソ聯邦の經濟的基礎は資本主義經濟制度の清算、生産要具及手段の私有廢止並に人間による人間の搾取廢絶の結果確立せる社會主義制度並に生産要具及手段の社會主義的所有之を構成す

第五條 ソ聯邦の社會主義的所有は國家的所有の形態(全人民の財産)なるか又は協同組合—コルホーズ的所有の形態(個々のコルホーズ財産—協同組合財産)なり

第六條 土地、其の埋藏物、水域、森林工場、製造所、鑛坑、鑛山、鐵道、水運、空輸、銀行、通信手段、國營農業企業(國營農場、機械トラクター配給所等)並に都市及工業中心地に於ける公共經濟企業及基本的住宅資源は凡

- 第五回大會一九一八年七月四—十日(モスクワ)。
- 第六回大會一九一八年十一月六—九日(モスクワ)。
- 第七回大會一九一九年十二月五—九日(モスクワ)。
- 第八回大會一九二〇年十二月二十二—二十九日(モスクワ)。
- 第九回大會一九二一年十二月二十二—二十七(モスクワ)。
- 第十回大會一九二二年十二月二十三—二十七(モスクワ)。
- 第一回全ソ大會一九二二年十二月三十日(モスクワ)。
- 第二回全ソ大會一九二四年一月二十六日(モスクワ)。
- 第三回全ソ大會一九二五年五月十三—二十日(モスクワ)。
- 第四回全ソ大會一九二七年四月十八—五月二十六日(モスクワ)。
- 第五回全ソ大會一九二九年五月二十日(モスクワ)。
- 第六回全ソ大會一九三一年三月八—十七日(モスクワ)。
- 第七回全ソ大會一九三五年一月二十八日

べて國家の所有即全人民の財産とす
第七條 コルホーズ及協同組合に於ける
公共企業及之に附屬する家畜及要具並
にコルホーズ及協同組合の生産物並に
其等の公共建造物はコルホーズ及協同
組合の公共社會主義財産とす

コルホーズに於ける各農戶は農業アル
テリ定款に従ひコルホーズ經濟よりの
基本的收入の外若干の屋敷附屬地を個
人使用に供し且附屬地に於ける副業、
住宅、生産的家畜、家禽、小農具を個
人的財産と爲す事を得

第八條 コルホーズの占むる土地は無償
且、無期限の使用の爲即永久にコルホ
ーズに定着するものとす

第九條 ソ聯邦に於ける支配的經濟形態
たる社會主義經濟制度と並行して個人
勞働を基礎とし他人の勞働の搾取を除
外する個人農及手工業者の小規模私的
經濟は之を法律により許可す

第十條 人民の勞働所得及貯蓄、家屋、
家庭副業、家財及世帯道具並に個人的
消費物及便益物件に對する人民の個人
的
所有權、並に國民の個人的所有の相
續權は法律により保護せらる

第十一條 ソ聯邦の經濟生活は公共的富
の増大、勤勞者の物質的及文化的水準
の不撓の向上及ソ聯邦の獨立の鞏化並
に國防能力の強化を目的とする國家國
民經濟により決定且指導せらる

第二章 國家機構

第十二條 ソ聯邦に於ける勞働は「働か
ざる者は食ふ可からず」の原則に従ひ
勞働能力ある各人民の義務にして且名
譽なり
ソ聯邦に於ては「各人より其の能力に
應じて各人に其の勞働に應じて」な
る社會主義の原則を實現する

第十三條 ソ聯邦は均等の權利を享有す
る左記ソヴェート社會主義共和國の自
由意思的結合に基き成立せる聯合國家
なり
ロシア・ソヴェート社會主義聯邦共和
國
ウクライナ・ソヴェート社會主義共和
國

第十四條 權力の最高機關及國家統治機
關によりて代表せらるるソ聯邦の管掌
に屬する事項は左の如し
(イ) 國家關係に於ける聯邦の代表、
他國との條約締結及批准
(ロ) 戦争及平和の問題
(ハ) 新共和國のソ聯邦加入
(ニ) ソ聯邦憲法實行の監督並に聯邦

構成各共和國憲法と聯邦憲法の適合
の確保
(ホ) 聯邦構成共和國間の境界變更の
確認

(ヘ) 聯邦構成共和國の構成中に新地
方及州並に新自治共和國組成の確認

(ト) ソ聯邦國防の組織及聯邦全武裝
力の統轄

(チ) 國家獨占を基礎とする外國貿易

(リ) 國家安寧の保持

(ヌ) ソ聯邦國民經濟計畫の設定

(ル) ソ聯邦統合國家豫算並に聯邦豫
算、共和國豫算及地方豫算の編成に
充當せらるるため租税及收入の確認

(ヲ) 聯邦的意義を有する銀行、農工
業機關及企業管理

(ワ) 交通及通信の管理

(カ) 通貨及信用制度の統轄

(キ) 國營保險の組織

(ク) 公債の取極及供與

(ケ) 土地の使用並に埋藏物、森林及
水域の使用に付基本原則の設定

(コ) 教育及保健の分野に於ける基本

原則の設定
(ツ) 統合國民經濟統計制度の組織

(ネ) 勞働立法の要綱設定

(ナ) 裁判所構成及訴訟手續に關する
立法、刑法典及民法典

(ラ) 聯邦國籍に關する法律、外國人
の權利に關する法律

(ム) 全聯邦的恩赦令の公布

第十五條 聯邦構成共和國の主權はソ聯
邦憲法第十四條に規定せられたる範圍
に於てのみ制限せらるる右範圍外に於て
は聯邦構成共和國は國家權力を自主的
に行使す

第十六條 聯邦構成共和國の主權を保護
す

第十七條 聯邦構成各共和國に對しては
合編纂せられたる各自の憲法を有す

第十八條 聯邦構成各共和國の領域は其の
同意無くして之を變更することを得ず

第十九條 ソ聯邦の法律は凡べての聯邦

構成共和國の領域に於て同等の效力を
有す

第二十條 聯邦構成共和國の法律が全聯
邦の法律と背反する時は全聯邦の法律
效力を有す

第二十一條 ソ聯邦人民に對しては統合
聯邦國籍設定せられ聯邦構成共和國の
各人民はソ聯邦の人民なり

第二十二條 ロシア・ソヴェート聯邦共
和國は左より成る

地方—アゾフ黒海、極東、西シベリア、ク
ラスノヤールクス、北コーカサス

州—ウオローネジ、東部シベリア、ゴリ
キー、ザーバト、イワノフ、カリニン

キーロフ、クイブイシエフ、クールスク、
レーニングラード、モスクワ、オムスク、
オレンブルグ、サラトフ、スウェルドロフ、
スク、セーウエル、スターリンググラード、
チェリヤピンスク、ヤロスラーウリ

自治共和國—タタール、バシキール、
ダゲスタン、ブリヤートモンゴル、ガバ
ルデーノ・バルカル、カルムイク、コミ
クルイム、マリイ、モルドワ、沿ヴォルガ獨
逸人、北オセチヤ、ウドムルト、チュチエ

白ロシア・ソヴェート社會主義共和國
アゼルバイジャン・ソヴェート社會主
義共和國
グルジャ・ソヴェート社會主義共和國
アルメニア・ソヴェート社會主義共和
國
トウルクメン・ソヴェート社會主義共
和國
ウズベク・ソヴェート社會主義共和國
タヂク・ソヴェート社會主義共和國
カザフ・ソヴェート社會主義共和國
キルギーズ・ソヴェート社會主義共和
國
カレロ・フィン・ソヴェート社會主義
共和國

第十四條 權力の最高機關及國家統治機
關によりて代表せらるるソ聯邦の管掌
に屬する事項は左の如し
(イ) 國家關係に於ける聯邦の代表、
他國との條約締結及批准
(ロ) 戦争及平和の問題
(ハ) 新共和國のソ聯邦加入
(ニ) ソ聯邦憲法實行の監督並に聯邦

第十五條 聯邦構成各共和國の主權はソ聯
邦憲法第十四條に規定せられたる範圍
に於てのみ制限せらるる右範圍外に於て
は聯邦構成共和國は國家權力を自主的
に行使す

第十六條 聯邦構成共和國の主權を保護
す

第十七條 聯邦構成各共和國に對しては
合編纂せられたる各自の憲法を有す

第十八條 聯邦構成各共和國の領域は其の
同意無くして之を變更することを得ず

第十九條 ソ聯邦の法律は凡べての聯邦

ノ・インゲリシユ、チエウーシ、ヤクート自治州—アディゲ猶太人（註ビロビヂヤン）、カラチヤーエフ、オイロート、ハカツス、チエルケース

第二十三條 ウクライナ・ソヴェート社會主義共和國は左より成る—ウインニツア、ドネロベトローフスク、キエフ、オデッサ、ハリコフ、チエルニゴフ、ウオロシロフグラード、ジトミール、ザポロジエ、カーメネツ・ポドリスク、キロウオグラード、ニコラーエフ、ボルタワ、スターリノ、スムイ、ウオルイン、ドロゴヴィチユ、リウオフ、ロウノ、スタニスラフタルノ—ボリの諸州及モルドワ自治共和國

第二十四條 アゼルバイヂヤン・ソヴェート社會主義共和國は左より成る—ナヒチエワン自治共和國及ナゴルノ・カラバツク自治州

第二十五條 グルジヤ・ソヴェート社會主義共和國は左より成る—アブハジヤ、アヂヤリヤ自治共和國、南オセチヤ自治州

第二十六條 ウズベク・ソヴェート社會主義共和國は左より成る—アハラ、サマラルカンド、タシケント、フェルガナ、ホ

第二十七條 タヂク・ソヴェート社會主義共和國は左より成る—ガルム、クリヤ—、レニナバード、スタリナバードの諸州及ゴルノ・バダフシヤン自治州

第二十八條 カザフ・ソヴェート社會主義共和國は左の諸州より成る—アクモリンスク、アクチュビンスク、アルマ・アタ、東カザフスタン、グーリエフ、ジャムブイル、西カザフスタン、クスタナイ、クズイル・オルダ、バヴロダール、北カザフスタン、セミバラチンスク、南カザフスタン

第二十九條 (イ)トウルクメン・ソヴェート社會主義共和國は左諸州より成る—アシヌバード、クラスノウオドスク、マリイ、タシヤウズ、チャルジヨウ

(ロ)キルギース・ソヴェート社會主義共和國は左の諸州より成る—チャラル、アバド、イスイク・クリ、オシユ、チャン・シヤン、フルンゼ

(ハ)白ロシア・ソヴェート社會主義共和國は左の諸州より成る—バラノウイチ、ベロストク、ブレスト、ヴイレイカ、

レ—ゼムの諸州及カラ・カルバク自治共和國

第四十三條 民族會議は民族會議長及同代理を二名選舉す

第四十四條 聯邦會議及民族會議議長は各院の議事を指導し院内秩序を管理す

第四十五條 ソ聯邦最高會議兩院合同會議は聯邦會議長及民族會議長交互に之を司會す

第四十六條 ソ聯邦最高會議の會期はソ聯邦會議幹部會により年二回召集さる

臨時會議はソ聯邦最高會議幹部會の裁量、又は聯邦構成共和国中一國の要求により召集せらる

第四十七條 聯邦會議及民族會議間に於ける見解相違の時は平等の原則に基き構成せられたる協議委員會の裁決に付せらる、協議委員會が一致せる決定に到達せざるか若くは其の決定が兩院の何れか一方を満足せしめざる時問題を再び兩院に於て審議す

兩院の一致せる決定無き時ソ聯邦最高會議幹部會は最高會議を解散し新選舉を指定す

第四十八條 ソ聯邦最高會議は兩院合同會議に於てソ聯邦最高會議幹部會を選舉す

第三十六條 ソ聯邦最高會議は四年の期間を以て選舉せらる

第三十七條 聯邦最高會議兩院即ち聯邦會議及民族會議の權限は平等なり

第三十八條 聯邦會議及民族會議は平等に立法發案權を有す

第三十九條 法律はソ聯邦最高會議兩院に於て夫々單純多數決により採擇せられたる時確認せられたるものとす

第四十條 ソ聯邦最高會議により採擇せられたる法律はソ聯邦最高會議幹部會議長及書記の署名を以て聯邦構成共和国の各國語にて公布せられる

第四十一條 聯邦會議及民族會議の會期は同時に開會及閉會せられる

第四十二條 聯邦會議は聯邦會議議長及同代理二名を選舉す

ウイチエフスク、ゴイメリ、ミンスク、モギリョフ、ビンスク、ボレスク

(ニ)アルメニア・ソヴェート社會主義共和國は、自治共和國並に地方及州を其構成中に含まず

第三章 ソ聯邦の國家權力

最高機關

第三十條 ソ聯邦國家權力の最高機關はソ聯邦最高會議(ソヴェート)なり

第三十一條 ソ聯邦最高會議は憲法第十四條によりソ聯邦に專屬する一切の權限を行使す但し憲法に基きソ聯邦最高會議の管下に在る聯邦諸機關即ちソ聯邦最高會議幹部會、ソ聯邦人民委員部の權限に屬せざるものに限る

第三十二條 ソ聯邦の立法權は専らソ聯邦最高會議之を行使す

第三十三條 ソ聯邦最高會議は聯邦會議及民族會議の兩院より成る

第三十四條 聯邦會議は人口三十萬に付代議員一人の基準により選舉區毎にソ聯邦人民之を選舉す

第三十五條 民族會議は左の基準により會議に於てソ聯邦最高會議幹部會を選舉し其の成員は議長一名同代理十二名幹部會書記一名及幹部會員二十四名とす

ソ聯邦最高會議幹部會は凡ての自己の行動に付聯邦最高會議に對し責任に任ず

第四十九條 ソ聯邦最高會議幹部會は(イ)ソ聯邦最高會議を召集す

(ロ)ソ聯邦現行法律の解釋を與へ、幹部會令を發す

(ハ)ソ聯邦憲法第四十七條に基きソ聯邦最高會議を解散し且新選舉を指定す

(ニ)自己の發意又は聯邦構成共和国中一國の要求により人民投票を行ふ

(ホ)ソ聯邦人民委員會議及各共和国人民委員會議の決定及命令にして法律に合致せざる時は之を廢止す

(ヘ)ソ聯邦最高會議の會期より會期に至る期間ソ聯邦人民會議々長の提意により個々のソ聯邦人民委員を任免す但し右に付てはソ聯邦最高會議の事後確認を得可きものとす

(ト)ソ聯邦勳章を授與し名譽稱號を

—132—

—133—

授く

(チ) 恩赦の權を行使す

(リ) ソ聯邦武裝力の最高司令官を任命し交迭す

(ヌ) ソ聯邦最高會議の會期に至る期間ソ聯邦に對する軍事攻撃の場合若は侵略國に對する共同防衛の國際條約上の義務履行の必要ある場合戰爭状態を宣布す

(ル) 總體的若くは部分的動員を宣布す

(ヲ) 國際條約を批准す

(ワ) 外國に於けるソ聯邦全權代表を任命し召還す

(カ) 幹部會の下に駐劄する外交代表者の信任狀及解任狀を受理す

第五十條 聯邦會議及民族會議は各院代議員の權限を審査する資格審査委員會を選挙す

資格審査委員會の提意により兩院は個代議員の權限を承認すべきや若くは選舉を無効とすべきやを決定す

第五十一條 ソ聯邦最高會議は必要と認

めたる時あらゆる問題に付査問委員會

及検査委員會を任命す

總ての機關及職員は之等委員會の要求を満足し且必要なる資料及書類を提供する義務を負ふ

第五十二條 ソ聯邦最高會議代議員はソ聯邦最高會議の同意無くして又ソ聯邦最高會議閉會中はソ聯邦最高會議幹部會の同意無くして裁判所の責任に問は

れ若くは逮捕せらるゝこと無し

第五十三條 ソ聯邦最高會議の任期滿了するか又は滿了前解散せらるゝ時はソ聯邦最高會議幹部會は新たに選舉せられたるソ聯邦最高會議によりて新ソ聯邦最高會議幹部會の組成せらるゝ迄其の權限を保持す

第五十四條 ソ聯邦最高會議の任期滿了するか若くは滿了前解散せられたる時はソ聯邦最高會議幹部會はソ聯邦最高會議の任期滿了若くは解散の日より二ヶ月を超えざる期間内に新選舉を指定す

第五十五條 新に選出せられたるソ聯邦

最高會議は選舉後一ヶ月を超えざる期間内に前組成のソ聯邦最高會議幹部會によりて召集せらる

第五十六條 ソ聯邦最高會議は兩院合同會議に於てソ聯邦政府即ちソ聯邦人民委員會を組織す

第四章 聯邦構成共和國の國家權力最高機關

第五十七條 聯邦構成共和國の最高機關は聯邦構成共和國最高會議なり

第五十八條 聯邦構成共和國最高會議は四年の期間を以て共和國人民によりて選舉せらる、代表基準は構成共和國憲法によりて設定せらる

第五十九條 聯邦構成共和國最高會議は共和國唯一の立法機關なり

第六十條 聯邦構成共和國最高會議は(イ) 聯邦憲法第十六條に適合して共和國憲法を採擇し又之に變更を加ふ

(ロ) 共和國を構成する自治共和國憲法を承認し其の領域の境界を決定す

(ハ) 共和國の國民經濟計畫及豫算を承認す

(ニ) 聯邦構成共和國司法機關により宣告を受けたる人民に對する恩赦の權を有す

第六十一條 聯邦構成共和國最高會議は構成共和國最高會議幹部會を選挙す其成員は議長、同代理(複數)幹部會書記及幹部會員(複數)より成る

聯邦構成共和國最高會議幹部會の權限は同共和國憲法により決定せらる

第六十二條 聯邦構成共和國最高會議は司會の爲議長及同代理を選挙す

第六十三條 聯邦構成共和國最高會議は構成共和國政府即ち人民委員會を組織す

第五章 ソ聯邦國家行政機關

第六十四條 ソ聯邦國家權力の最高執行及處分機關はソ聯邦人民委員會なり

第六十五條 ソ聯邦人民委員會はソ聯邦最高會議に對し責任に任じ且報告の義務を負ふ而して最高會議の會期より會期に至る期間はソ聯邦最高會議幹部會に對し責任に任じ報告の義務を有す

第六十六條 ソ聯邦人民委員會は現行

諸法規に準據し且之を執行する爲決定及命令を發し又其の執行を検査す

第六十七條 ソ聯邦人民委員會の決定及命令はソ聯邦の全體の全領域に互り執行せらるべきものとす

第六十八條 ソ聯邦人民委員會は(イ) ソ聯邦單一及複合人民委員部並に自己の管轄下にある其の他經濟及文化諸機關の事務を統一指導す

(ロ) 國民經濟計畫、國家豫算の實現及信用通貨制度の鞏化に關する措置を講ず

(ハ) 公共秩序の保障國家の利益の擁護及人民の權利の保護に關する措置を講ず

(ニ) 外國との交通に關し一般的指導權を行使す

(ホ) 毎年現役兵として召集せらるべき人民の人員を決定し國家武裝力の一般的建設を指導す

(ヘ) 必要の場合經濟文化及國防建設事務に關しソ聯邦人民委員會に附屬の特別委員會又は主務局を組織す

第六十九條 ソ聯邦人民委員會はソ聯邦の權限に屬する行政經濟部門に關し聯邦構成共和國人民委員會の決定及命令を停止し又ソ聯邦人民委員の訓令及特命を取消す權限を有す

第七十條 ソ聯邦人民委員會はソ聯邦最高會議に依り左記成員を以て構成せらる

ソ聯邦人民委員會議長

同議長代理(複數)

ソ聯邦國家計畫委員會議長

ソヴェート統制委員會議長

各人民委員

買付委員會議長

藝術委員會議長

高等教育委員會議長

第七十一條 ソ聯邦政府又は聯邦各人民委員はソ聯邦最高會議代議員より質問を受けたる場合三日を超へざる期間内に當該院に於て口頭若くは文書による回答を與ふ可き義務を有す

第七十二條 ソ聯邦各人民委員は聯邦の權限内の國家行政部門を統轄す

第七十三條 ソ聯邦人民委員は當該人民委員部の權限内に於て現行法律及ソ聯邦人民委員會議の決定及命令に遵據し且之を執行する爲訓令及指令を公布し且其の實行を檢查す

第七十四條 ソ聯邦人民委員部は全聯邦人民委員部と聯邦構成共和國人民委員部とす

第七十五條 全聯邦人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を全領域に互り直接に又は其の任命せる機關を通して統轄す

第七十六條 構成共和國人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を原則として構成共和國の同名人民委員部を通して統轄し且つソ聯邦最高會議幹部會によりて確認せらるゝ表により一定限定數の企業のみを直接に管理す

第七十七條 左の人民委員部は全聯邦人民委員部とす

外 國 防 務

- 通 信
- 外 國 貿 易
- 交 通
- 海 洋 船 舶
- 河 川 船 舶
- 石 炭 工 業
- 石 油 工 業
- 發 電 所
- 電 氣 工 業
- 黑 色 冶 金
- 有 色 冶 金
- 化 學 工 業
- 航 空 工 業
- 彈 藥
- 兵 器
- 重 機 械 製 作
- 中 機 械 製 作
- 一 般 機 械 製 作
- 海 軍
- 調 達
- 建 設
- 造 船 工 業

第七十八條 左の人民委員部は聯邦構成

- 共 和 國 人 民 委 員 部 と す
- 食 料 工 業
- 漁 業
- 肉 類 及 酪 農 工 業
- 輕 工 業
- 織 維 工 業
- 林 業
- 農 業
- 穀 物 及 畜 産 ソ フ ホ ー ズ
- 財 務
- 商 業
- 內 務
- 保 健
- 建 設 材 料 工 業
- 第 六 章 聯 邦 概 成 共 和 國 の 國 家 行 政 機 關
- 第 七 十 九 條 聯 邦 構 成 共 和 國 國 家 權 力 の 最 高 執 行 及 處 分 機 關 は 聯 邦 構 成 共 和 國 人 民 委 員 會 議 乃 り
- 第 八 十 條 構 成 共 和 國 人 民 委 員 會 議 は 聯 邦 構 成 共 和 國 最 高 會 議 に 對 し 責 に 任 じ

且報告の義務を負ふ而して聯邦構成共和國最高會議の會期より會期に至る期間に聯邦構成共和國最高會議幹部會對し責に任じ報告の義務を負ふ

第八十一條 構成共和國人民委員會議はソ聯邦及聯邦構成共和國の現行法規及ソ聯邦人民委員會議の決定及命令に準據し且之を執行する爲決定及命令を發し又其の執行を檢查す

第八十二條 聯邦構成共和國人民委員會議は自治共和國人民委員會議の決定及命令を停止し又地方、州及自治州の勤勞者代議員ソヴェートの執行委員會の議決及命令を取消す權限を有す

第八十三條 聯邦構成共和國人民委員會議は左の成員を以て聯邦構成共和國最高會議之を組織す

- 聯 邦 構 成 共 和 國 人 民 委 員 會 議 議 長
- 同 議 長 代 理 (複 數)
- 國 家 計 畫 委 員 會 議 長
- 左 の 人 民 委 員
- 食 料 品 工 業

- 漁 業
- 肉 類 及 酪 農 工 業
- 輕 工 業
- 織 維 工 業
- 林 業
- 建 設 材 料 工 業
- 農 業
- 穀 物 及 畜 産 ソ フ ホ ー ズ
- 財 務
- 商 業
- 內 務
- 司 法
- 保 健
- 教 育
- 地 方 工 業
- 公 共 事 業
- 社 會 保 險
- 自 動 車 運 輸
- 藝 術 事 業 管 理 局 長
- 全 聯 邦 人 民 委 員 部 全 權 代 表
- 第 八 十 四 條 構 成 共 和 國 人 民 委 員 會 議 議 長
- 共 和 國 の 權 限 に 屬 す る 國 家 行 政 各 部 門

を統轄す

第八十五條 構成共和國人民委員は當該人民委員部の權限内に於てソ聯邦及聯邦共和國の法律、ソ聯邦及聯邦構成共和國の人民委員會議の決定及命令並に全聯邦人民委員部の訓令及指令に準據し且之を執行する爲訓令及指令を發す

第八十六條 聯邦構成共和國人民委員部は聯邦・共和國人民委員部なるか共和國的人民委員部なり

第八十七條 聯邦・共和國人民委員部は聯邦構成共和國人民委員會議並に該當聯邦構成共和國人民委員部に從屬し其の委任せられたる國家行政部門を統轄す

第八十八條 共和國人民委員部は聯邦構成共和國人民委員會議に直屬し其の委任せられたる國家行政部門を統轄す

第七章 自治ソヴェート社會主義共和國國家權力の最高機關

第八十九條 自治共和國國家權力の最高機關は自治共和國最高會議なり

第九十條 自治共和國最高會議は自治共

和國憲法により定められたる代表の基準により四年の期間を以て共和國人民之を選挙す

第九十一條 自治共和國最高會議は自治共和國唯一の立法機關なり

第九十二條 各自治共和國は自治共和國の特殊性を考慮し聯邦構成共和國憲法に完全に適合して制定せられたる自己の憲法を有す

第九十三條 自治共和國最高會議は憲法に従ひ自治共和國最高會議幹部會を選挙し又自治共和國人民委員會會議を組織す

第八章 國家權力の地方機關

第九十四條 地方、州、自治州、管區、市及村（スタニーツア、デレーヴニヤ、フートル、キシユラク、アウール）に於ける國家權力機關は勤勞者代議員ソヴェートなり

第九十五條 地方、州、自治州、管區、市及村（スタニーツア、デレーヴニヤ、フートル、キシユラク、アウール）の勤勞者代議員ソヴェートは二

年間の期間を以て當該地方、州、自治州、管區、市及村の勤勞者により夫々選挙せらる

第九十六條 勤勞者代議員ソヴェートの代表基準は構成共和國憲法によりて決定せらる

第九十七條 勤勞者代議員ソヴェートは之に所屬する行政機關の活動を統轄し國家的秩序の保持法律の遵守人民の權利の擁護を保障し地方經濟及文化建設を統轄し地方豫算を制定す

第九十八條 勤勞者代議員ソヴェートは聯邦構成共和國の法律により與へられた權限内にて議定を爲し命令を發す

第九十九條 地方、州、自治州、管區、市及村の勤勞者代議員ソヴェートの執行及處分機關は之等に依り選出せられたる執行委員にして、其の成員は議長、同代理（複數）、書記及委員（複數）なり

第一百條 大ならざる住民地に於ける村勤勞者代議員ソヴェートの執行及處分機關は構成共和國憲法に準據し議長、同

第一百十二條 裁判官は獨立にして法律にのみ服従す

第一百十三條 凡ての人民委員部及之に所屬する機關並に個々の職員並に聯邦人民に依る法律の正確なる遵守に對する最高の監督の任はソ聯邦檢事に之を課す

第一百十四條 ソ聯邦檢事は七年の期間を以て聯邦最高會議之を任命す

第一百十五條 共和國、地方、州檢事並に自治共和國、自治州檢事は五年の期間を以て聯邦檢事之を任命す

第一百十六條 管區、區及市檢事は聯邦檢事の確認を経て構成共和國檢事五年の期間を以て之を任命す

第一百十七條 檢事局機關は専ら聯邦檢事にのみ服従し一切の地方機關より獨立して其の職務を行使す

第十章 人民の基本的權利及義務

第一百十八條 ソ聯邦人民は、勞働權即ち勞働の量及質に對して之に相應する給付を以て保障せられたる仕事を受くるの權利を有す、勞働權は、國民經濟の

代理（複數）及書記なり

第一百一條 勤勞者代議員ソヴェートの執行機關は之を選挙せる勤勞者代議員ソヴェートに對し並に上級勤勞者代議員ソヴェートの執行機關に對し直接責任を有す

第九章 裁判所及檢事局

第一百二條 ソ聯邦に於ける裁判はソ聯邦最高裁判所、構成共和國最高裁判所、地方及州裁判所、自治共和國及自治州裁判所、管區裁判所、人民裁判所、ソ聯邦最高裁判所の決定に従ひ構成せらるソ聯邦特別裁判所之を行使す

第一百三條 一切の裁判所に於ける事件の審理は特に法律の規定する場合を除き人民陪審員の参加によりて行はる

第一百四條 聯邦最高裁判所は最高の裁判機關なりソ聯邦及構成共和國に於ける一切の裁判機關の裁判活動に對する監督の任は聯邦最高裁判所に課せらる

第一百五條 聯邦最高裁判所及聯邦特別裁判所は五年の期間を以て聯邦最高會議之を選挙す

社會主義組織、ソヴェート社會生産諸力の不撓なる發展、經濟恐慌の可能性の排除及失業者の清算により保障せらる

第一百九條 ソ聯邦人民は休息權を有す休息權は勞働者の壓倒的多數の爲に勞働時間を七時間に迄短縮し勞働者及勤務者の爲に毎年賃銀保持の儘休暇を設定し且勤勞者に對する奉仕の爲療養所休息の家及俱樂部の廣汎なる設備網を提供し之を保障す

第二十條 ソ聯邦人民は老齡並に疾病及勞働能力喪失の場合物質的保障を受けるの權利を有す

第二十一條 ソ聯邦人民は教育を受くるの權利を有す

右權利は普通初等義務教育、高等教育をも含む教育の無料制、上級學校學生の多數に對する國家給費制、學校内の母語による授業、並に工業、國營農場、機械トラクター配給所及コルホーズに於ける勤勞者の生産技術及農業の無料教育により之を保障す

第一百六條 構成共和國最高裁判所は五年の期間を以て共和國最高會議之を選挙す

第一百七條 自治共和國最高裁判所は五年の期間を以て自治共和國最高會議之を選挙す

第一百八條 地方及州裁判所、管區裁判所は五年の期間を以て地方、若くは州勤勞者代議員ソヴェート又は自治州勤勞者代議員ソヴェート之を選挙す

第一百九條 人民裁判所は區の人民之を秘密投票に依る普通直接平等選挙制に基き三年の期間を以て選挙す

第二十條 訴訟手續は聯邦若くは自治共和國又は自治州の國語を以て行はれ之等の用語を理解せざる者の爲には通事を経て事件の資料に對する充分なる精通を保障せしめ更に母語を以て裁判所に陳述するの權利を保障せしむ

第二十一條 法律に依り例外の規定無き限りソ聯邦一切の裁判所に於ける裁判を公開とし被告に對しては辯護の權利を保障す

第二百二十二條 ソ聯邦に於ける女子は經濟的國家的文化的及社會政治的生活の凡ての部門に於て男子と平等の權利を附與せらる

是等女子の權利實現の可能性は男子と平等に女子に對する勞働權、勞働に對する支拂を受くるの權、休息權、社會保險及教育を受くるの權利を賦與し、母子の利益を國家に於て保護し、妊娠の際女子に對し賃銀保持の儘の休暇を與へ且廣く産院、託兒所及幼稚園の設備を施し之を保障す

第二百二十三條 ソ聯邦人民の權利平等は民族人種の如何を問はず經濟的國家的文化的社會政治的生活の全般に互り不變の法則なり、人民の人種的又は民族的所屬よりして如何なる直接又は間接なる權利の制限も乃至反對に直接又は間接なる特權の設定も又は同様に人種的乃至民族的排他性憎惡輕侮の宣傳も法律により處罰せらる

第二百二十四條 人民に對し良心の自由を保障する爲ソ聯邦に於て教育は國家よ

り學校は教會より分離せらる宗教的儀典舉行の自由及反宗教的宣傳の自由は全人民に對して認めらる

第二百二十五條 勤勞者の利益に適合し社會主義制度強化の目的を以てソ聯邦の人民に法律により左を保障す

- (イ) 言論の自由
- (ロ) 出版の自由
- (ハ) 集會の自由
- (ニ) 街頭行進及示威の自由

是等權利は勤勞者及同團體に對し印刷所、紙、公共建造物、街路、通信手段其他之等權利行使の爲必要な物質的條件を提供することによりて之を保障す

第二百二十六條 勤勞者の利益に適合し人民大衆の組織的自主行動及政治活動の發展を目的とし聯邦人民に對し職業組合、協同組合、青年團體、スポーツ及國防團體、文化的技術的及學術的團體等の公共團體結成の權利を保障し、而して勞働階級及其の他勤勞層の中最も積極的にて且意識的なる人民は社會主義制度の鞏固發展の爲の闘争に於て勤

勞者の前衛隊を爲し且一切の勤勞者の公共的及國家的團體の指導的核心を爲す處の全聯邦共產黨(ボリンシェヴィキ)を結成す

第二百二十七條 ソ聯邦の人民は身體の不可侵を保せられ何人も裁判所の決定又は檢事の同意無くして逮捕せらるることなし

第二百二十八條 人民の住居の不可侵及信書の秘密は法律により保護せらる

第二百二十九條 ソ聯邦は勞務者の利益擁護又は學術的活動若くは民族解放闘争の故に訴追を受くる外國人民に對し國內避難權を賦與す

第二百三十條 ソ聯邦各人民はソ聯邦憲法を遵守し法律を履行し勞働規律を恪守し社會的義務に對し誠意を以てし社會主義的共同生活の法則を尊重するの義務を有す

第二百三十一條 ソ聯邦人民は公共社會主義財產に付神聖且不可侵なるソヴェト制度の基礎として祖國の富及力の源泉として且又全勤勞者の潤澤なる文化

第二百四十一條 選舉に對しては選舉區毎に候補者推薦せらる

候補者推薦權は公共團體及勤勞者團體即ち共產黨機關、職業組合、協同組合青年團體、文化團體に對して之を保障せらる

第二百四十二條 各代議員は選舉人に對し自己の活動及勤勞者代議員ソヴェトの活動を報告するの義務を負ひ且選舉人過半数の決議に基き法律の規定する手續に従ひ何時たりとも召還せらるることある可し

第十二章 國章、國旗及國都

第二百四十三條 ソ聯邦の國章は陽光中に描出せられ且麥穗を以て圍まれたる地球上の鎌及槌より成り構成共和國の各國語にて「萬國のプロレタリア團結せよ」なる銘を有す、國章の上部には五尖の星を配す

第二百四十四條 ソ聯邦の國旗は旗竿の上隅に金色の鎌及槌を表はし且上部に金色の縁取りたる赤色五尖の星を配されたる赤地より成り幅は長さの二分の一

生活の源泉として之を保全鞏固化するの義務を有す

公共社會主義財產を侵害する者は全國民の敵なり

第二百三十二條 全國民的兵役の義務は法律なり、勞農赤軍に於ける軍事勤務はソ聯邦人民の名譽ある義務なり

第二百三十三條 祖國の防衛はソ聯邦各人民の神聖なる義務なり祖國に對する叛逆、宣誓違反、敵國への内應、國家兵力の毀損、間諜は最も重大なる罪惡として法律の峻嚴を盡し處罰せらる

第十一章 選舉制度

第二百三十四條 一切の勤勞代議員ソヴェト即ちソ聯邦最高會議、構成共和國最高會議、地方及州勤勞者代議員ソヴェト、自治共和國最高會議、自治州勤勞者代議員ソヴェト並に管區、區市及村(スタニーツア、デレーヴニヤ、フイートル、キンユラーク、アウール)勤勞者代議員ソヴェトは秘密投票により普通平等直接選舉法に基きて選舉人之を行ふ

第二百三十五條 代議員選舉は普通選舉にして心神耗弱者及裁判所により選舉權剝奪の判決を受けたる者を除き滿十八歳に達したる一切のソ聯邦人民は人種的及民族的所屬、信教、教育資格、定住、社會的出身、資産状態及過去の行動の如何に拘らず代議員の選舉に参加し且被選舉人たるの權利を有す

第二百三十六條 代議員選舉は平等選舉にして各人民は一票を有す總ての人民は平等の基礎に於て選舉に参加す

第二百三十七條 女子は男子と平等に選舉及被選舉の權利を享有す

第二百三十八條 赤軍に勤務する人民は凡ての人民と平等に選舉及被選舉の權利を享有す

第二百三十九條 代議員選舉は直接選舉にして凡ての勤勞者代議員ソヴェトに對する選舉は村及市の勤勞者代議員ソヴェトよりソ聯邦最高會議に至る迄直接選舉により人民之を行ふ

第二百四十條 代議員選舉に於ける投票は秘密投票なり

なり

第四百四十五條 ソ聯邦の國都はモスクワ市なり

第十三章 憲法變更手續

第四百四十六條 ソ聯邦憲法の變更はソ聯邦最高會議の兩院に於て夫々三分の二を下らざる多數を以て採擇せられたる決議によりてのみ行はる

(改訂一九四〇年六月末現在)

【參考】

ソ聯邦舊憲法(全文)

第一編 ソ聯邦構成に關する宣言

ソヴェート諸共和國の建設以來世界の國家は二個の陣營即ち資本主義の陣營及社會主義の陣營に分れたり。彼方資本主義の陣營に於ては民族間の敵意及不平等、植民地的××制度及××的愛國主義、民族的抑壓及××帝國主義的××及××存在し

此方社會主義の陣營に於ては相互的信賴及平和、民族的自由及平等、國民間の平和的共存及同胞的協力存在す。資本主義の世界が民族の自由なる發展と人

の人を搾取するの制度と混用して民族問題を解決せんとしたる數十年間の企圖は效果なきこと判明し民族の葛藤は却て益々増大し資本主義の存在自體を脅威するに至り有産階級は民族間の協力を圓滑ならむるの力無きこと明となりたり。

ソ聯邦の陣營に於てのみ即ち人民の大多數を糾合したる無産階級の獨裁の下に於てのみ民族壓迫を其の根底より打破し民族間に相互信賴の事態を創成し同胞的協力の基礎を設定するの可能なること明となりたり。

右状態に因りてのみソヴェート諸共和國は内外に於ける全世界に帝國主義者の攻撃を排除することを得又ソヴェート諸共和國は能く國內の争亂を清算し自國の存在を保障し且平和的經濟建設に着手することを得たり。

然れども數歳に亘れる戦争は其の痕跡を残さざるを得ざりき戦争の遺産として遺されたる荒廢せる田園、休止せる工場破壊せられたる生産力及涸渴せる經濟資源は經濟建設に對する各共和國個々の努力を不十分ならしめたり、各共和國の分立的存在の下に於ては國民經濟の復興は不可能なること明となりたり。他方に於て國際政局の不安定及新なる攻撃の危險はソヴェート諸共和國をして資本主義

的包圍に遭ひて單一戦線を敷くの已むを得ざるに至らしむ。

終に階級的性質上國際的なるソ聯邦權力の組織夫れ自體はソヴェート諸共和國の労働大衆を驅りて一つの社會主義的集團を構成するの途に向はしむ。

總て此等の事態はソ聯邦諸共和國の對外的安全、國內の經濟的繁榮及國民の民族的發展の自由を確保するを得べき一つの聯邦を構成することを強要するものなり。

最近ソヴェート大會を開催し滿場一致を以てソヴェート社會主義共和國聯邦の構成に關する決定を採用したるソヴェート諸共和國國民の意思は本聯邦が平等なる國民の任意的結合なること、各共和國は自由に聯邦より脱退の權利を保障せられたること、既に存在し又は將來建設せらるることあるべき一切の社會主義ソヴェート共和國は自由に本聯邦に加入するを得べきこと、新なる聯邦國家は千九百十七年樹立せられたる國民の平和的共存及同胞的協力なる原則の榮譽ある成果なること並に本聯邦國家は世界資本主義に對抗する爲に倚頼するに足る城壁にして且總ての勤勞者をして一つの世界的社會主義ソヴェート共和國を構成せしむべき新なる決定的一步たること

の信賴すべき保障なるものなり。

第二編 條 約

露西亞社會主義聯邦ソヴェート共和國(エ、エ、エ、エフ、エス、エル)、ウクライナソヴェート社會主義共和國(ウ、エ、エ、エ、エ、エル)、白露ソヴェート社會主義共和國(ベ、エ、エ、エ、エ、エル)、後高加索聯邦ソヴェート共和國(ゼ、エ、エ、エ、エル即ちアゼルバイジャン・ソヴェート社會主義共和國、グルジャ・ソヴェート社會主義共和國、トルクメン・ソヴェート社會主義共和國(トウルク、エ、エ、エ、エル)、ウズベク・ソヴェート社會主義共和國(ウズ、エ、エ、エ、エル)及タジック・ソヴェート社會主義共和國(タド、エ、エ、エ、エ、エル)は一の聯邦國家たるソヴェート社會主義共和國聯邦に合同す。

第一章 ソ聯邦權力の最高機關の權限

第一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を代表する最高機關は左の權限を有す

- (イ) 國際關係に於ける聯邦の代表、一切の外交事務處理、他の國家との政治上及其他的條約の締結
(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦國境

の變更並同聯邦を構成する諸共和國間の國境變更に關する諸問題の調整

(ハ) 新共和國のソヴェート社會主義共和國聯邦加入に關する條約の締結

(ニ) 宣戰及講和

(ホ) ソヴェート社會主義共和國聯邦の外債及内債に關する契約並に同聯邦を構成する諸共和國の外債及内債募集の許可

(ヘ) 國際條約の批准

(ト) 外國貿易の管理並に供給及國內商業制度の樹立

(チ) ソヴェート社會主義共和國聯邦の全國民經濟の基礎及一般計畫の確立、全聯邦的意義を有する工業部門及各個の工業的企業の決定、全聯邦的又はソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の名に於てする利權契約の締結

(リ) 運輸及郵便電信事務の指導

(ヌ) ソヴェート社會主義共和國聯邦の軍隊の編制及指導

(ル) ソヴェート社會主義共和國聯邦の單一財政計畫及同聯邦を構成する諸共和國の豫算を包含する單一國家豫算の承認、全聯邦的租税及收入の決定並にソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和

國豫算編成の爲にする右租税及收入より

の控除金額及之に對する附加金額の決定
ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國豫算編成の爲にする補充的租税及課金の認可

(ヲ) 單一貨幣及信用制度の樹立

(ワ) ソヴェート社會主義共和國聯邦の全領域に於ける土地の整理及利用並に地中埋藏物、森林及水域の利用に關する一般原則の確立

(カ) 共和國相互間に於ける移住に關する全聯邦的立法並に移民資本の設定

(ヨ) ソヴェート社會主義共和國聯邦の裁判所の構成、裁判手續並に民事及刑事立法に關する原則の確立

(タ) 労働に關する根本法の制定

(レ) 國民教育に關する一般原則の確立

(ソ) 國民の健康保全に關する一般的施設

(ツ) 度量衡制度の樹立

(ネ) 全聯邦的統計の作成

(ナ) 外國人の權利に關係あるソヴェート社會主義共和國聯邦の國籍に關する根本的立法
(ラ) ソヴェート社會主義共和國聯邦の全領域に亘る大赦權

(ム) ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國のソヴェート大會及中央執行委員會の決定にして本憲法に違反するもの、取消

第二條 本憲法の根本的原則の承認及變更は専らソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會の權限に屬す

第二章 ソ聯邦諸共和國の主權並に國籍

第三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權は本憲法に規定したる範圍内に於て且同聯邦の權限に屬する諸事項に關してのみ制限せらるる右制限の範圍外に於てはソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する各共和國は獨立して其の國家權力を行使すソヴェート社會主義共和國聯邦は同聯邦を構成する諸共和國の主權を擁護

第四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は自由に同聯邦を脱退するの權利を保有す

第五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は本憲法に準據し其の憲法を改正すべし

第六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領土は當該共和國の同意なくして之を變更することを得ず本法第四條を改正し、制限し又は削除する爲にはソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する總ての共和國の同意を要す

第七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國人民の爲に單一なる同聯邦の國籍を設く

第三章 ソヴェート大會

第八條 ソヴェート大會はソヴェート社會主義共和國聯邦の最高權力機關なり但しソヴェート大會の閉會中は聯邦會議及民族會議より成るソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會は選舉人二萬五千人に付一人の割合に依る市ソヴェート及市的居住地ソヴェートの代表者及住民十二萬五千人に付一人の割合に依る村ソヴェート代表者を以て之を組織す

第十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會に對する代表者は

(イ) ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を行動の範圍を定む

第十八條 命令又は決定にしてソヴェート社會主義共和國聯邦の政法的及經濟的生活の一般的規範を定むるもの並に同聯邦國家機關の現存の慣行に根本的變更を加ふるものは總て之を同聯邦中央執行委員會の審議及承認を経る爲提出することを要す

第十九條 中央執行委員會の發する總ての命令、決定及規定はソヴェート社會主義共和國聯邦の全領域に於て直に之を施行することを要す

第二十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦中央執行委員會幹部會、同聯邦を構成する諸共和國のソヴェート大會及同中央執行委員會又は同聯邦の領域内に於ける他の權力機關の發布せる命令決定及規定を停止し又は之を取消すの權力を有す

第二十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會通常議會は同聯邦通常ソヴェート大會の閉會中に少くとも三回中央執行委員會幹部會に依り召集せらる臨時議會はソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會の決定、聯邦會議幹部會若は民族會及幹部會又は同聯邦を構成する諸共和國の一の中央執行委員會の要求に基きて召集せらる

第二十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會に審議を経る爲提出せらるる法律案は聯邦會議及民族會議に依り可決せられたる場合に限り法律たるの效力を得し同聯邦中央執行委員會の名に於て公布せらる

第二十三條 聯邦會議及民族會議の意見一致せざるときは右問題は其の組織する調停委員會の審議に附せらるべし

第二十四條 調停委員會に於て合意成立せざるときは右問題は之を聯邦會議及民族會議の審議に附す合同會議に於て聯邦會議又は民族會議の投票の多數を得ざる場合には此等の機關の一の要求に依り右問題をソヴェート社會主義共和國聯邦の通常又は臨時ソヴェート大會の裁決に附することを要す

第二十五條 聯邦會議及民族會議は其の會議の準備及指導に當らしむる爲各九名より成る幹部會を選任す

第二十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會の閉會中は同聯邦中央執行委員會幹部會を以て最高權力機關とす中央執行委員會に依り組織せられ聯邦會議及民

有せざる國家のソヴェート大會に於て直接に

(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を有する國家に於ては地方及州のソヴェート大會に於て

(ハ) アゼルバイジャン、グルジャ及アルメニアのソヴェート社會主義共和國のソヴェート大會に於て並に地方及州に合同せられ又は合同せられざる自治共和國及自治州のソヴェート大會に於て選舉せらる

第十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の通常ソヴェート大會は二年に一回同聯邦中央執行委員會之を召集す臨時ソヴェート大會はソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會の決議又は聯邦會議、民族會議若は同聯邦を一共和國の要求に基き同聯邦中央執行委員會之を召集す

第十二條 所定の期日にソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會の召集を妨ぐる特別の事情ある場合には同聯邦中央執行委員會は大會の召集を延期するの權利を有す

第四章 中央執行委員會

第十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は聯邦會議及民族會議を以て之を組織す

第十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會は同聯邦を構成する共和國の代表者中より各共和國の人口に比例して同聯邦ソヴェート大會の定むる人數の聯邦會議を選任す

第十五條 民族會議はソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國及自治ソヴェート社會主義共和國五名宛の代表者及諸自治州各一名宛の代表者を以て之を構成する民族會議の組織は全體としてソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會に依り承認せらるるものとす

第十六條 聯邦會議及民族會議はソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及同人民委員會、同聯邦の各人民委員部及同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會に依り提議せられ又は聯邦會議及民族會議に依り發議せらるる一切の命令、法典及決定を審議す

第十七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は法典、命令、決定及規定を發布し同聯邦の立法及行政を統一し且同聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會の

和國の一の中央執行委員會の要求に基きて召集せらる

第二十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會に審議を経る爲提出せらるる法律案は聯邦會議及民族會議に依り可決せられたる場合に限り法律たるの效力を得し同聯邦中央執行委員會の名に於て公布せらる

第二十三條 聯邦會議及民族會議の意見一致せざるときは右問題は其の組織する調停委員會の審議に附せらるべし

第二十四條 調停委員會に於て合意成立せざるときは右問題は之を聯邦會議及民族會議の審議に附す合同會議に於て聯邦會議又は民族會議の投票の多數を得ざる場合には此等の機關の一の要求に依り右問題をソヴェート社會主義共和國聯邦の通常又は臨時ソヴェート大會の裁決に附することを要す

第二十五條 聯邦會議及民族會議は其の會議の準備及指導に當らしむる爲各九名より成る幹部會を選任す

第二十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會の閉會中は同聯邦中央執行委員會幹部會を以て最高權力機關とす中央執行委員會に依り組織せられ聯邦會議及民

族會議の幹部會全部を含む二十七名の委員より成る

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會人民委員會(本憲法第二十六條及第三十七條)を構成する爲聯邦會議及民族會議の合同會議を開く聯邦會議及民族會議の合同會議に於ける投票は聯邦會議及民族會議各別に之を行ふ

第二十七條 中央執行委員會はソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する共和國の數に依り中央執行委員會幹部會員中より同聯邦中央執行委員會議長を選擧す

第二十八條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦ソヴェート大會に對し責に任ず

第五章 中央執行委員會幹部會
第二十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會の閉會中立法、執行及行政に關する同聯邦の最高機關なり

第三十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一切の權力機關に依る同聯邦憲法の適用並に同聯邦ソヴェート大會及中央執行委員會決定の執行を監督す
第三十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦

- 最高國民經濟會議議長
- 農務人民委員
- 勞働人民委員
- 供給人民委員
- 財務人民委員

(註) 本條第二項の議長代理の原語は複數なり

第三十八條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦中央執行委員會に依り賦與せられたる權限の範圍内に於て且同聯邦人民委員會官制に依り同聯邦全領域に亘り執行の義務ある命令及決定を發布す

第三十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦の各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會に依り提出せらるる命令及決定を審議す

第四十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は其の一切の事務に關し同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任ず

第四十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會の決定及規定は同聯邦中央執行委員會及同幹部會に於て之を停止し又は取消すことを得

第四十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦

中央執行委員會幹部會は同聯邦の人民委員會議員及各人民委員並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及人民委員會の決定を停止し及之を取消すの權利を有す

第三十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦を構成する諸共和國ソヴェート大會の決定を停止するの權利を有す但し事後該決定を其の審議及承認を経る爲ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會に提出するものとす

第三十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は命令、決定及規定を發布し且ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會、同聯邦各人民委員部、同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會、同幹部會及其他の權力機關の提出する命令案及決定案を審議し及之を承認す

第三十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の中央執行委員會、同幹部會及人民委員會の命令及決定は同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるる諸國語(露西亞語、「ウクライナ」語、白露語、「シヨルツア」語、「アルメニア」語、「アゼルバイジャン」語、「ウズベク」語、「トルクメン」語及「タジク」語、「フアリシッド」語)を以て之を印刷す

第三十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一方同聯邦人民委員會及同聯邦の人民委員部と他方同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會との間の相互關係に關する諸問題を調政す

第三十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會に對し責を任ず

第六章 人民委員會
第三十七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦中央執行委員會の執行及行政機關にして同聯邦中央執行委員會に依り左の構成を以て組織せらるる人民委員會議長兼勞働國防會議議長

- 議長 代理
- 國家計畫委員會議長
- 外務人民委員
- 陸海軍人民委員
- 外國貿易人民委員
- 交通人民委員
- 水運人民委員
- 聯絡人民委員
- 勞農檢察人民委員

成する諸共和國相互間に於ける裁判所の爭議を解決すること
(ホ) 職務上の犯罪に因りソヴェート社會主義共和國聯邦の高級官吏に對し爲されたる告發事件を審理すること

第四十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所は左の權成を有す
(イ) ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會
(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所民事部及刑事部
(ハ) 軍事部
(ニ) 運輸部事務部

第四十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會は最高裁判所長、同代理同聯邦を構成する諸共和國最高裁判所全員會議長、同聯邦最高裁判所各部長及同聯邦中央執行委員會幹部會に依り任命せられたる四名の委員(同聯邦同國家政治部の代表者一名含む)を以て之を構成す最高裁判所長及同代理はソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會に依り任命せらるる
第四十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所檢察事及代理に同聯邦中央執行委員會幹部會之を任命すソヴェート共和國

て之を印刷す

第三十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一方同聯邦人民委員會及同聯邦の人民委員部と他方同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會との間の相互關係に關する諸問題を調政す

第三十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會に對し責を任ず

第六章 人民委員會
第三十七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は同聯邦中央執行委員會の執行及行政機關にして同聯邦中央執行委員會に依り左の構成を以て組織せらるる人民委員會議長兼勞働國防會議議長

- 議長 代理
- 國家計畫委員會議長
- 外務人民委員
- 陸海軍人民委員
- 外國貿易人民委員
- 交通人民委員
- 水運人民委員
- 聯絡人民委員
- 勞農檢察人民委員

成する諸共和國相互間に於ける裁判所の爭議を解決すること
(ホ) 職務上の犯罪に因りソヴェート社會主義共和國聯邦の高級官吏に對し爲されたる告發事件を審理すること

第四十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所は左の權成を有す
(イ) ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會
(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所民事部及刑事部
(ハ) 軍事部
(ニ) 運輸部事務部

第四十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會は最高裁判所長、同代理同聯邦を構成する諸共和國最高裁判所全員會議長、同聯邦最高裁判所各部長及同聯邦中央執行委員會幹部會に依り任命せられたる四名の委員(同聯邦同國家政治部の代表者一名含む)を以て之を構成す最高裁判所長及同代理はソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會に依り任命せらるる
第四十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所檢察事及代理に同聯邦中央執行委員會幹部會之を任命すソヴェート共和國

第四十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所檢察事及代理に同聯邦中央執行委員會幹部會之を任命すソヴェート共和國

邦最高裁判所檢察事は同聯邦最高裁判所の裁判する一切の問題に付意見を開陳し最高裁判所の會議に於て公訴を支持し且同聯邦最高裁判所全體會議の決定と意見一致せざる場合には同聯邦中央執行委員會幹部會に對し異議を申立つるの義務を有す

第四十七條 第四十三條に掲げたる諸問題をソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所全體會議の審理に附するの權利は専ら同聯邦中央執行委員會、同幹部會、同聯邦最高裁判所檢察事、同聯邦を構成する諸共和國檢察事及同聯邦の合同國家政治部に屬す

第四十八條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所全體會議は左の事件を審理する爲特別法廷を構成す

(イ) 刑事又は民事事件にして其の内容がソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の二國以上に關係し且特に重大なるもの

(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及同人民委員會の構成員に對する一身上の裁判事件

ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所に依る此等事件の訴訟開始は其の都度同聯邦中央執行委員會又は同中央執行委員會幹部會の特別決定に依りてのみ之を行ふことを得

部會の特別決定に依りてのみ之を行ふことを得

第八章 ソ聯邦人民委員部

第四十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會議所管の行政各部を直接掌理する爲本憲法第三十七條に掲げたる十人民委員部を置く人民委員部は同聯邦中央執行委員會に依り承認せられたる人民委員部官制に従ひて行動す

第五十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員部は之を

(イ) ソヴェート社會主義共和國聯邦共同人民委員部即ち全聯邦に亘り單一なるもの

(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦合同人民委員部に分つ

第五十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦共通人民委員部とは左の人民委員部を謂ふ

- 外務人民委員部
陸海軍人民委員部
外國貿易人民委員部
交通人民委員部
水運人民委員部
郵便電信人民委員部

第五十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦合同人民委員部とは左の人民委員部を謂ふ

- 最高國民經濟會議
農務人民委員部
勞働人民委員部
供給人民委員部
財務人民委員部
勞農検査人民委員部

第五十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦共通人民委員部は同聯邦を構成する諸共和國に自己直屬の代表を置く

第五十四條 ソヴェート社會主義共和國の領域内に於て同聯邦合同人民委員部の機關として其の任務を遂行するものは當該共和國の同一名稱を有する人民委員部とす

第五十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員部の長官は同聯邦人民委員會會議員即ち人民委員とす

第五十六條 各人民委員の下に其の統裁する參議會を置く參議會員はソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會會議之を任命す

第五十七條 人民委員は當該人民委員部の管掌する一切の問題を單獨に裁決するの權利を有す但し其の裁決は參議會に通告せらるべきものとす參議會又は同會員にして之に

閉會中は同幹部會を以て最高權力機關とす

第六十七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は人民委員會會議議長、議長代理、國家計畫委員會議長、最高國民經濟會議議長、農務人民委員、財務人民委員、供給人民委員、勞働人民委員、司法人民委員、勞農検査人民委員、教育人民委員、保健人民委員、社會保障人民委員並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會の決定に依り評議權又は表決權を有する同聯邦の外務、陸海軍、外國貿易交通、水運、郵便、電信の各人民委員部の代表者を以て其の執行機關たる人民委員會會議を構成す

第六十八條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の最高國民經濟會議並に農務、供給、財務、勞働、勞農検査各人民委員部は同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及人民委員會會議に隸屬し且同聯邦の當該人民委員部の命令に依り行動す

第六十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の司法及行政機關に依り處分を受けたる人民に對し大赦、特赦及復權を爲すの權利は此等共和國の中央執行委員會に屬す

不服なるときはソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會會議に異議を申立つることを得但右裁決の執行は停止せらるることなし

第五十八條 ソヴェート社會主義共和國聯邦各人民委員部の命令は聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會會議之を取消すことを得

第五十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員部の命令は明に同聯邦の憲法、法規又は同聯邦を構成する諸共和國の法規に違反するときは同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會又は同幹部會は之を停止することを得ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會又は同幹部會に右命令の停止に關し速に同聯邦人民委員會會議及同聯邦當該人民委員に通告することを要す

第六十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員は同聯邦人民委員會會議、同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任す

第九章 合同國家政治部

第六十一條 政治的並に經濟的反革命運動、間諜及匪賊行為との抗争に關するソヴェート社會主義共和國聯邦構成諸共和國の革命的努力を統一する爲同聯邦人民委員會會議の下に合同國家政治部を置く右合同國家政治

部の長官はソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會會議に列し評議權を有す

第六十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦合同國家政治部は同聯邦を構成する諸共和國人民委員會會議の下に派遣する其の代表を通じ國家政治部地方機關の活動を指導す

右代表は立法手續を以て承認せられたる特別規定に依り行動す

第六十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦合同國家政治部の行動の適法なりや否やは同聯邦中央執行委員會の特に定むる規定に依り同聯邦最高裁判所檢察事之を監視す

第十章 ソ聯邦構成の諸共和國

第六十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領域内に於ては最高權力機關はソヴェート大會なり但しソヴェート大會の閉會中は當該共和國の中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第六十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の最高權力機關と同聯邦の最高權力機關との相互關係は本憲法を以て之を定む

第六十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會は同會員中より幹部會を選任す中央執行委員會

第十一章 ソ聯邦の國章、國旗及首府

第七十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の國章は太陽の光線中に表はされた且麥穗を以て圍まれたる地球の上に配せる鎌及槌より成り同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるる言語を以て記せる「萬國のプロレタリアート團結せよ」なる銘を有す國章の上部に五尖の星を配す

ソ聯邦最高會議選舉規則

第一章 選舉制度

第一條 ソ聯邦憲法第百三十四條に従ひ

ソ聯邦最高會議代議員の選舉は秘密投票による普通、平等且つ直接選舉權に基き選舉人之を行ふ

第七十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の首府は莫斯科市とす

代議員の選舉は之を普通選舉とす即ち心神耗弱者及裁判所により選舉權剝奪の判決を受けたる者を除き、滿十八歳に達したる凡てのソ聯邦人民は人種的及民族的所屬、信教、教育資格、定住社會的出身、資産状態及過去の行動の如何を問はず代議員の選舉に参加し、且被選舉人たるの權利を有す

第三條 ソ聯邦憲法第百三十六條に従ひ

代議員選舉は之を平等とす即ち各人民は一票を有し總ての人民は平等の基礎に於て選舉に参加す

第四條 ソ聯邦憲法第百三十七條に従ひ

女子は男子と平等に選舉及被選舉の權利を享有す

第五條 ソ聯邦憲法第百三十八條に従ひ

赤軍に勤務する人民は總ての人民と平等に選舉及被選舉の權利を享有す

第六條 ソ聯邦憲法第百四十一條に従ひ

選舉に際して選舉區毎に候補者推薦せらる

第二章 選舉人名簿

第七條 選舉人名簿は市に於ては勤勞者

第十二條 軍部隊及軍聯合に勤務する選舉人の名簿は司令官及軍事委員の署名の上司令部之を調製す凡てその他の軍勤務員は住所に従ひ當該勤勞者代議員ソヴェート之を選舉人名簿に登録す

第十三條 勤勞者代議員ソヴェートは選舉前三十日間選舉人名簿を一般の閱覽のため之を公示し又は選舉人をしてソヴェート廳内に於て名簿を縦覽することを得せしむ

第十四條 選舉人名簿の原本は夫々勤勞者代議員市ソヴェート、軍部隊及軍聯合に於て之を保存す

第十五條 選舉人名簿公示より選舉日に到る期間に於て選舉人がその居住の場所を變更したる場合には當該勤勞者代議員ソヴェートは中央選舉委員會所定の様式により選舉人に對し「投票權證明書」を附與し且選舉人名簿に「不在」の旨記入す新居所に於てはその恒常的なると一時的なるを問はず選舉人はその本人たることを證する證書並に「投票權證明書」を呈示したるときは

選舉人名簿に登録せらるるものとす

第十六條 選舉人名簿の誤謬(名簿に登録され居らざること、名簿より削除され居ること、姓、名、父稱の誤記、選舉權喪失者が不正に名簿に登録され居ること)に關する異議の申立は名簿を公示せる勤勞者代議員ソヴェートに對して之を提起す

第十七條 勤勞者代議員ソヴェート執行委員會は選舉人名簿の誤謬に關する異議の申立を夫々三日以内に審理することを要す

第十八條 選舉人名簿の誤謬に關する申立を審理したる後勤勞者代議員ソヴェート執行委員會は或は選舉人名簿に必要なる修正を施し或は申立却下の理由書を申立人に交付することを要す勤勞者代議員ソヴェートの裁決に不服なるときは申立人は人民裁判所に訴訟を提起することを得

第十九條 人民裁判所は三日以内に申立人及ソヴェートの代表者を召喚の上公開廷に於て名簿の誤謬に關する訴訟を

代議員市ソヴェート、區の區劃を有する市に於ては區ソヴェート、村落地に於ては勤勞代議村(スタニーツァ、デーヴニヤ、フートル、キシユラク、アウル)ソヴェート之を調製す

第八條 選舉人名簿には選舉權を有し且名簿調製の時迄該ソヴェートの管轄區域に(恒常的又は一時的に)居住する人民にして選舉の日迄に滿十八歳に達したる者は凡て之に登録す

第九條 裁判々決により選舉權を喪失せる者は判決の定むる選舉權喪失の期間中、又法律の定むる手續により心神耗弱者と認定されたる者は之を選舉人名簿に登録せず

第十條 選舉人名簿は各選舉地區毎に選舉人の姓、名、父稱、年齢及住所を記載しアルファベット順に之を調製し且勤勞者代議員ソヴェート議長及書記之に署名するものとす

第十一條 選舉人の中何人と雖も一以上の選舉人名簿に登録せらるることを得

審理し申立人並にソヴェートに對し遲滯なくその裁決を通告することを要す人民裁判所の裁決を以て終結的とす

第三章 聯邦會議及民族會議(選舉に關する)(以下選舉區と稱す)

第二十條 ソ聯邦憲法第百三十四條に従ひ聯邦會議は選舉區毎にソ聯邦市民之を選舉す

第二十一條 聯邦會議(選舉に關する)選舉區は人口三十萬人に付き一區の原則によりて之を設置す聯邦會議(選舉に關する)各選舉區は代議員一名を選舉す

第二十二條 ソ聯邦憲法第百二十五條に従ひ民族會議は選舉區毎にソ聯邦市民之を選舉す民族會議(選舉に關する)選舉區は各聯邦共和國毎に二十五區、各自治共和國毎に十一區、各自治州毎に五區及民族管區に一區の原則によりて之を設置す民族會議(選舉に關する)各選舉區は代議員一名を選舉す

第二十三條 聯邦會議及民族會議(選舉

に關する)選舉區の設定はソ聯邦最高會議幹部會之を行ふ

第二十四條 聯邦會議及民族會議(選舉に關する)選舉區の表は選舉期日の指定と同時にソ聯邦最高會議幹部會之を公示す

第四章 選舉地區

第二十五條 投票用紙の受理及投票計算のため選舉區を構成する市及區の區域は聯邦會議及民族會議選舉に共通の數選舉地區に之を區劃す

第二十六條 選舉地區の設定は市に於ては勤勞者代議員市ソヴェト、區の區劃を有する市に於ては勤勞者代議員區ソヴェト、村落地に於ては勤勞者代議員區ソヴェト之を行ふ

第二十七條 選舉地區の設定は選舉の四十五日以前に之を行ふ

第二十八條 人口二千人を超えざる村ソヴェト區域は原則として一選舉地區を構成す人口五百人以上二千人を超えざる村(スタニーツア、デレリヴニヤ、キシユラク、アウル)に於ては個々の

選舉地區を設置す

第二十九條 主として小移住地を有する遠隔の西部及東部地區に於ては人口百人以上を有する選舉地區の設置を許す

第三十條 人口二千人以上を有する市、工業地點並に村ソヴェトの管轄區域は人口千五百人乃至二千五百人に付き一選舉地區の劃を以て之を數選舉地區に分つ

第三十一條 軍部隊及軍聯合は選舉人五十人以上千五百人を超えざる個々の選舉地區を構成す右選舉地區は部隊又は聯合所在地の選舉區に所屬す

第三十二條 選舉期日に於て航行中の船舶にして五十人以上の選舉人を有するものは船舶登記の場所に從ひて選舉區に所屬する各々の選舉地區を構成す

第三十三條 五十人以上の選舉人を有する病院、産院、療養所、癱疾者の家に於ては各個の選舉地區を設置す

第五章 選舉委員會

第三十四條 ソ聯邦最高會議(選舉に關する)中央選舉委員會は公共團體及勤

勞者團體の代表者を以て之を構成し選舉期日の公表と共にソ聯邦最高會議幹部會之を確認す

第三十五條 中央選舉委員會は議長、副議長、書記及委員十二名を以て之を組織す

第三十六條 中央選舉委員會は

(イ) ソ聯邦全領域にわたり選舉施行上に於ける「ソ聯邦最高會議選舉規則」の確乎たる履行を監視す

(ロ) 選舉委員會の不正なる行爲に對する訴願を審理し訴願に關して終結的裁決をなす

(ハ) 投票函の型式、「投票權證明書」の様式、投票用紙及其の封筒の様式及色彩、選舉人名簿の様式、投票數計算調書の様式、當選證書の様式を定む

(ニ) ソ聯邦最高會議に當選せる代議員を登録す

(ホ) 聯邦會議及民族會議の資格審査委員會に對し選舉に關する事務を移管す

第三十七條 各聯邦構成及自治共和國、自治州及民族管區に民族會議選舉に關する聯邦構成及自治共和國、自治州及

に關する所定の様式の投票用紙及封筒を配給す

(ホ) 投票數の計算を行ひ選舉區につき選舉の結果を確認す

(ハ) 中央選舉委員會に選舉事務を移管す

(ト) 選舉せられたる代議員に對し當選證書を附與す

第四十五條 民族會議に關する各個の選舉區に民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會を設置す

第四十六條 民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會は公共團體及勤勞者團體の代表者を以て之を構成し選舉の五十日以前に聯邦構成及自治共和國の最高會議幹部會及自治州勤勞者代議員ソヴェト之を確認す

第四十七條 民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會は議長、副議長、書記及委員八名を以て之を組織す

第四十八條 民族會議選舉に關する管區選舉委員會は

(イ) ソ聯邦憲法及「ソ聯邦最高會議選舉規則」の規定に格遵して推薦せられたる民族會議員候補者を登録す

民族管區の選舉委員會を設置す

第四十二條 地方又は州の區劃を有する

共和國に於ては聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會は公共團體及勤勞者團體の代表者を以て之を構成し選舉の五十日以前に地方及勤勞者代議員ソヴェト之を確認す地方又は州の區劃を有せざる共和國に於ては選舉の五十日以前に共和國最高會議幹部會之を確認す

第四十三條 聯邦會議(選舉に關する)管

區選舉委員會は議長、副議長、書記及委員八名を以て之を組織す

第四十四條 聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會は

(イ) 當該勤勞者代議員ソヴェト執行委員會による選舉地區の適時の設置を監視す

(ロ) 選舉人名簿の適時の調製及一般公示を監視す

(ハ) ソ聯邦憲法及「ソ聯邦最高會議選舉規則」の規定に格遵して推薦せられたる聯邦會議代議員候補者を登録す

(ニ) 地區選舉委員會に對し聯邦會議選舉

民族管區の選舉委員會を設置す

第三十八條 民族會議(選舉に關する)選

舉委員會は公共團體及勤勞者團體の代表者を以て之を構成し聯邦構成及自治共和國最高會議幹部會、自治州及民族管區勤勞者代議員ソヴェトによりて選舉の五十日以前に確認せらるゝものとす

第三十九條 民族會議選舉に關する聯邦

構成及自治共和國、自治州及民族管區の選舉委員會は議長、副議長、書記及委員六名十名を以て之を組織す

第四十條 民族會議選舉に關する聯邦構成及自治共和國、自治州及民族管區の選舉委員會は

(イ) 共和國、自治州、民族管區の區域にわたり民族會議選舉の施行上に於けるソ聯邦最高會議選舉規則の確乎たる履行を監視す

(ロ) 民族會議選舉に關する不正なる行爲に對する訴願を審理す

第四十一條 聯邦會議に關し各個の選舉區に聯邦會議(選舉に關する)管區選

(ロ) 地區選舉委員年に對し民族會議選舉に關する所定の投票用紙を配給す

(ハ) 投票數の計算を行ひ選舉區につき選舉の結果を確定す

(ニ) 選舉事務を中央選舉委員會に、及び夫々民族會議(選舉に關する)共和國選舉委員會又は民族會議(選舉に關する)自治州選舉委員會に移管す

(ホ) 選舉せられたる代議員に對し當選證書を附與す

第四十九條 地區選舉委員會は公共團體又は勤勞者團體の代表者を以て之を構成し市に於ては勤勞者代議員市ソヴェト、區の區劃を有する市に於ては勤勞者代議員區ソヴェト、村落地に於ては勤勞者代議員村ソヴェト何れも選舉の四十日以前に之を確認す

第五十條 地區選舉委員會は議長、副議長、書記及委員四名一八名を以て之を組織す

第五十一條 地區選舉委員會は

(イ) 選舉地區につき投票用紙の受理を行ふ

につき投票數の計算を行ふ

(ハ) 選舉事務を夫々聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會及民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會に移轉す

第五十二條 中央選舉委員會、民族會議

(選舉に關する)共和國選舉委員會、民族會議(選舉に關する)自治州及民族管區選舉委員會、聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會及民族會議選舉に關する)管區選舉委員會並に地區選舉委員會の會議は委員會全員の過半数出席したる場合之を有效と看做す

第五十三條 選舉委員會に於ける問題は凡て投票の單純多數決を以て之を議決す可否同數なるときは議長の決するところによる

第五十四條 ソ聯邦最高會議選舉施行に關する出費は國家の支辨に於て之を行ふ

第五十五條 中央選舉委員會民族會議

(選舉に關する)共和國選舉委員會、民族會議(選舉に關する)自治州、民族管區選舉委員會、聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會、聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會

るもの尙ほ調査には代議員候補者の姓名、父稱、その年齢、住所、黨籍の有無職業を示すことを要す

(ロ) 候補者を推薦せる團體よりの、當該選舉管區に於て投票せらるゝことを同意する旨の候補者の申告書

第六十二條 ソ聯邦最高會議代議員候補者は一選舉區に於てのみ投票せらるゝことを得

第六十三條 聯邦會議(選舉に關する)管

區選舉委員會の候補者登録の拒否は二日以内に中央選舉委員會に之を訴願することを得べくその裁決を以て終結とす

第六十四條 民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會の候補者登録の拒否は二日以内に聯邦構成及自治共和國、自治州の選舉委員會に之を訴願することを得。その裁決に對しては之を中央選舉委員會に訴願することを得べくその裁決を以て終結とす

第六十五條 登録せられたるソ聯邦最高會議代議員候補者の姓、名、父稱、年

する)管區選舉委員會及民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會並に地區選舉委員會は中央選舉委員會の定むる型式によりその出版物を有す

第六章 ソ聯邦最高會議代議員候補者推薦手續

第五十六條 ソ聯邦最高會議候補者推薦權はソ聯邦憲法第四百一一條に従ひ公共團體及勤勞者團體即ち共產黨機關、職業組合、協同組合、青年團體、文化團體及その他法律所定の手續により登録せられたる團體に對して之を保證す

第五十七條 候補者推薦權は公共團體及勤勞者團體の中央機關、その共和國、地方、州及區機關並に企業に於ける勤勞者及勤務員總會、軍部隊に於ける赤衛兵の總會、コルホーズに於ける農民總會、ソフホーズに於けるソフホーズ勤勞者及勤務員總會均しく之を行ふ

第五十八條 代議員候補者は聯邦會議及

民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會、並に代議員候補者として推薦せられたる選舉區の地區選舉委員會の年齢、職業、黨籍の有無及候補者を推薦せる公共團體の名稱は選舉の二十五日以前に夫々聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會又は民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會之を公示す

第六十六條 ソ聯邦最高會議代議員候補者にして登録せられたる者は凡て投票用紙に記載せらるべきものとす

第六十七條 聯邦會議(選舉に關する)管

區選舉委員會及民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會はソ聯邦最高會議選舉期日の十五日以前に投票用紙を印刷の上總ての地區選舉委員會に送付することを要す

第六十八條 投票用紙は當該選舉區の住民の言語を以て之を印刷す

第六十九條 投票用紙は中央選舉委員會の定めたる様式に従ひ且つ總ての選舉人に配布せらるゝに足る數之を印刷す

第七十條 管區選舉委員會に登録せられたる候補者を推薦せる各團體並にソ聯邦人民はソ聯邦憲法第二百五條に従ひ集會出版その他の方法により右候補

員たることを得ず

第五十九條 選舉の五十日以前にソ聯邦最高會議代議員候補者を推薦する總ての公共團體及勤勞者團體は夫々或は聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會に、或は民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會に於て代議員候補者を登録することを要す

第六十條 聯邦會議(選舉に關する)及

民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會はソ聯邦憲法及「ソ聯邦最高會議規則」の規定に格遵して公共團體及勤勞者團體の推薦せるソ聯邦最高會議代議員全候補者を登録することを要す

第六十一條 ソ聯邦最高會議代議員候補者を推薦する公共團體又は勤勞者團體は管區選舉委員會に對し左の書類を提出することを要す

(イ) 代議員候補者を推薦せる集會又は會議の調査にして幹部會員によりて署名せられその年齢、住所、候補者を推薦せる團體の名稱、代議員候補者を推薦せる集會又は會議の場所時及出席者數を記入せ

者のため支障なく運動をなす権利を保障せらる

第七章 投票手續

第七十一條 ソ聯邦最高會議選舉は全ソ聯邦により共通の一日の期日内に之を行ふものとす

第七十二條 ソ聯邦最高會議選舉期日はソ聯邦憲法第五十四條に従ひ選舉期日の二ヶ月以前にソ聯邦最高會議幹部會之を定む

第七十三條 選舉前二十日間毎日地區選舉委員會は選舉期日及選舉の場所を公示し又は廣く之を告示す

第七十四條 選舉人の投票は選舉日の朝六時より夜十二時迄之を行ふ

第七十五條 選舉日午前六時に地區選舉委員會議長は委員出席の下に投票函及所定の様式に従ひ作成されたる選舉人名簿の存否を點檢し函を閉鎖し且つ委員會の封印を以て之を封緘す然る後選舉人を投票に着手せしむ

第七十六條 各選舉人は投票のため投票所に到り單獨に投票をなす選舉人の投票

票は投票用紙を封筒に封緘したる上投票函に投入する方法により之を行ふ

第七十七條 投票所に於ては投票用紙記入のため特別室を設く投票時間中は投票人たる者を除き地區選舉委員會委員たるその他何人たるを問はず右室に入ることを禁ず投票用紙記入のため同時に數人の選舉人を入室せしむる場合は同時に入室を許さるゝ選舉人の數の仕切又は衝立を右室に備付くことを要す

第七十八條 投票所に出現したる選舉人は地區選舉委員會書記に對し旅券、コルホーズ帳、勞働組合券、又はその他本人たることを證する證書を提示す選舉人名簿との對照を經且選舉人名簿に記入ありたる後所定の型式の投票用紙及封筒を受領す

第七十九條 「投票權證明書」を持參して投票所に至りたる者に對しては本「ソ聯邦最高會議選舉規則」第十五條に従ひ地區選舉委員會は特別名簿を作成し選舉人名簿に添付せしむ

第九十一條 投票用紙の效力に付き疑義の生じたる場合問題は調査に記載せらるゝ投票の方法により地區選舉委員會之を裁決す

共團體及勤勞者團體の全權代表者並に新聞の代表者は特に之に出席する權利を有す

第八十六條 地區選舉委員會は函を開披し投ぜられたる封筒數と投票に参加せる者の數とを照合し、照合の結果を調査に記入す

第八十七條 地區選舉委員會議長は封筒を開披し地區選舉委員會總會の出席のもとに、各用紙につき投票の結果を告示す

第八十八條 投票の結果の記入は聯邦會議及民族會議に付き夫々別個に之を行ふ

第八十九條 各代議員候補者に付き委員會書記及地區選舉委員會全權委員は計算表二部を作成す

第九十條 左の投票用紙は之を無効と看做す

- (イ) 成規の型式及色彩に非ざるもの
- (ロ) 封筒に入れず又は成規の型式に非ざる封筒に投入して投ぜられたるもの
- (ハ) 選舉せらるべき候補者數を超えて候補數を記入せるもの

第八十條 選舉人は投票用紙記入のため設けられたる室に於て各投票用紙上自己の投票する候補者の氏名を殘し他を抹消するものとす選舉人は用紙を封筒に封緘したる後地區選舉委員會所在の室に到り投票用紙を入れたる封筒を投票函に投入するものとす

第八十一條 無學又は何らかの身體的缺陷によりて自ら投票用紙に記入することを得ざる選舉人は投票用紙記入のため任意の他の選舉人を投票用紙記入の室に招請するの權利を有す

第八十二條 投票時に於ける投票所内の選舉運動は之を許さず

第八十三條 投票所の秩序に對する責任は委員會議長之を負ひ其の命令は總ての出席者を拘束す

第八十四條 選舉日の夜十二時に地區選舉委員會議長は投票の終了せる旨を告示し、委員會は投票函の開披に着手す

第八章 選舉の結果の確定

第八十五條 地區選舉委員會が投票計算を行ふ室に於ては投票計算に際して公

る投票調査一通は聯邦ソヴェエト會議代議員候補者に對する計算表兩通と共に之を二十四時間以内に聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會に特使を以て送致す地區選舉委員會の作成したる投票調査の他の一通は民族會議代議員候補者に對する計算表兩通と共に之を二十四時間以内に民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會に特使を以て送致す

第九十六條 投票用紙は凡て(有效のもの、及無効と認定せられたるもの夫々別個に)聯邦會議に關する分並に民族會議に關する分夫々別個に地區選舉委員會の印を以て之を封印し投票調査の第三通と共に封印をなして地區選舉委員會議長之を市に於ては勤勞者代議員市ソヴェエトに、區の區劃を有する市に於ては勤勞者代議員區ソヴェエトに、村落地に於ては勤勞者代議員區ソヴェエトに保管のため引渡すものとす

第九十七條 ソ聯邦最高會議が當該選舉區選出代議員の全權を確認する迄勤勞

第九十二條 地區選舉委員會は成規の様式に従ひ投票調査三通を作成す該調査は議長及書記を含む地區選舉委員會の全委員之に署名するものとす

第九十三條 地區選舉委員會投票調査には左の事項を記載することを要す

- (イ) 投票開始及終了の時刻
- (ロ) 選舉人名簿によりて投票をなしたる選舉人の數
- (ハ) 「投票權證明書」によりて投票をなしたる選舉人の數
- (ニ) 投ぜられたる封筒の數
- (ホ) 地區選舉委員會に提起されたる申立及訴願の簡單なる記述及地區選舉委員會の採擇したる裁決
- (ヘ) 各候補者の得票計算の結果

第九十四條 投票計算及調査作成の終了後委員會議長は委員會全委員出席のもとに投票の結果を告示す

第九十五條 地區選舉委員會の作成した

者代議員ソヴェートは投票用紙保管の責に件す

第九十八條 管區選舉委員會は地區選舉委員會の提出したる調書に基き投票の決算を行ふ

第九十九條 投票決算に付き特別に授權されたる公共團體及勤勞者團體の代表者並に新聞の代表者は投票決算に際して管區選舉委員會の投票決算を行ふ場所に出席する權利を有す

第一百條 管區選舉委員會は各候補者につき計算表二通を作成す該表には各代議員候補者の取得せる投票數を記載す

第一百一條 管區選舉委員會は投票調書二通を作成す該調書は議長及書記を含む管區選舉委員會全委員之に署名すべきものとす

第一百二條 管區選舉委員會調書には左の事項を記載することを要す

- (イ) 管區選舉人の總數
- (ロ) 投票に参加せる選舉人の總數
- (ハ) 各代議員候補者に對して投ぜられたる投票數

(ニ) 管區選舉委員會に對して提起されたる申立及訴願の簡單なる記述及管區選舉委員會の採擇せる裁決

第一百三條 投票決算の終了後二十四時間以内に聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會議長及民族會議選舉に關する管區選舉委員會議長は計算表を封印添付して調書の一部を特使を以て中央選舉委員會に、調書の他の一部は聯邦構成共和國、自治共和國、自治州の民族會議(選舉に關する)選舉委員會に送致するものとす

第一百四條 投票の絶對多數即ち選舉區に於て投ぜられ且つ有效と認定せられたる全投票の過半數を取得したるソ聯邦最高會議代議員候補者は之を當選したるものと看做す

第一百五條 調書署名の後聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會議長は選舉の結果を告示し當選したる聯邦會議代議員候補者に對し當選證書を附與す

第一百六條 調書署名の後民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會議長は選舉の結果を告示し當選したる民族會議代議員候補者に對し當選證書を附與す

【参考】
ソ聯邦最高會議總選舉の結果

相繼ぐ國內肅正・赤色テロルの嵐の最中に一九三七年十二月十二日「民主的」スターリン新憲法に基くソ聯邦最高會議(ソヴェート)選舉は施行された。

これより先き十月十二日付決定を以て新憲法による選舉運動開始を發令した聯邦中央執行委員會は左の如き公共團體及勤勞者團體の代表を以て構成する中央選舉委員會を任命した。

- 議長 モスカイトフ(全聯邦労働組合中央評議會代表)
- 副議長 シニミット(全聯邦高等學校、學術機關職員同盟代表)
- 書記 マレンコフ(全聯邦政治教育機關職員同盟代表)
- 委員 フルシチヨフ(モスクワ共產團體代表)

- ウガロフ(レニングラード共產團體代表)
- メフリス(ブラウダ紙編輯者代表)

の結果を告示し當選したる民族會議代議員候補者に對して當選證書を附與す

第一百七條 投票の絶對多數を取得したる候補者なき時は當該管區選舉委員會はその旨特に調書に記載し且之を中央選舉委員會及民族會議(選舉に關する)共和國、自治州又は民族管區の選舉委員會に通告し之と同時に投票の比較多數を取得したる二人の候補者の再投票を行ふべき旨公告し第一次選舉終了の後二週間以内に再投票日を指定するものとす

第一百八條 管區投票數が右管區に於て投票權を有する選舉人の半數に充たざる時は聯邦會議(選舉に關する)又は民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會はこの旨特に調書に記載し遲滞なく之を中央選舉委員會及民族會議選舉に關する共和國、自治州の選舉委員會に通告す尙右の場合中央選舉委員會は第一次選舉の後二週間以内に新選舉を指定するものとす

第一百九條 代議員候補者再投票並に無効

【参考】
シヨロホフ(ソヴェート作家同盟代表)

コイサレフ(全聯邦レーニン共産青年同盟代表)

ゴルシエニン(全聯邦国防飛行化學協會代表)

シヤボワロフ(ウオロネシ州「ポリシエウイク」ホルホズ代表)

コレスニク(ハリコフ市トラクター工場従業員代表)

シモンシエンコフ(「十月革命」工場従業員代表)

シヤボワロフ(クラスノダール地方「新世界」ホルホズ代表)

エフトウシエンコ(キエフ共產團體代表)

ユスボフ(ウズベク共產團體代表)

十月十二日から選舉投票日まで二ヶ月間に互る選舉運動は終始一貫スターリン政權強化の線に沿つてソ聯全土に展開され、ソ聯各紙は毎日候補者の寫眞演説等に紙面の大半を割き、黨政府公認推薦候補者の提燈持ち、ソ聯國力の強化、國民福祉増大の宣傳に日も尙足らぬ状態であつた。

新憲法に基くソ聯邦國家權力の最高機

の認定を受けたる選舉に代る新選舉は何れも最初の選舉のために作成せられたる選舉人名簿により且つ本「ソ聯邦最高會議選舉規則」に完全に準據して之を行ふものとす

第一百十條 代議員がソ聯邦最高會議を退職したる場合はソ聯邦最高會議幹部會は二週間の期間内に當該選舉區に於ける新代議員選舉の期日を指定す。但しその期日は代議員のソ聯邦最高會議よりの退職後二ヶ月以内なることを要す

第一百一條 強制、欺罔、脅迫又は買収の方法によりソ聯邦人民のソ聯邦最高會議選舉及被選舉の權利實現を阻害したる者は二年以下の自由喪失に處す

第一百二條 ソヴェートの官吏又は選舉委員會委員にして選舉書類の偽造をなしたる者は二年以下の自由喪失に處す

モスクワ・クレムリ
一九三七年七月八日
ソヴェート聯邦中央執行委員會議長
エム・カリーニン